

市区町村民生委員児童委員協議会
活動実態調査 2023
報告書

令和6年3月

全国民生委員児童委員連合会

目次

I	調査の概要	3
II	調査結果の概要	7
1	民児協ならびに市区町村の概要について	
(1)	地方公共団体の区分	7
(2)	法定単位民児協数	8
(3)	任意単位民児協数（みなし単位民児協）	9
2	民児協の構成、組織・運営	
(1)	民生委員・児童委員	10
1)	定数	10
2)	現員数	11
3)	性別	12
4)	充足率	13
(2)	主任児童委員	14
1)	定数	14
2)	現員数	15
3)	性別	16
4)	充足率	17
(3)	年齢構成	18
1)	民生委員・児童委員	18
2)	主任児童委員	19
(4)	役員構成	20
1)	会長	20
2)	副会長	23
3	事務局機能	
(1)	事務局の所在	24
(2)	職員数（専任職員＋兼任職員）	24
4	市区町村民児協の財政・財源について	
(1)	全体収入予算額	26
(2)	全体支出予算額	27
5	管内単位民児協等の財政・財源について	
(1)	自治体における委員活動費の源泉所得税の取扱い	28
6	民生委員・児童委員への研修等の実施	
(1)	研修の実施有無／令和4年度	29
(2)	研修対象、延べ実施回数／令和4年度	30

7 民児協としての関係機関・団体、行政との連携等について	
（１）関係機関・団体、行政との連携・協力の有無、連携の程度	31
（２）市区町村行政への意見具申を実施した回数／令和２～４年度	34
（３）市区町村行政への意見具申を実施していない理由	35
8 民生委員・児童委員に関する広報・啓発活動について	
（１）ＳＮＳ、ホームページ、広報誌、広報グッズの活用状況	36
（２）民児協で実施している主な広報・啓発活動の主な対象	38
9 地域版活動強化方策への取り組みについて	
（１）「市区町村民児協版活動強化方策」の作成状況	39
（２）市区町村民児協版活動強化方策を作成してよかったこと	39
（３）「市区町村民児協版活動強化方策」を作成しない理由	40
10 委員活動等への支援の状況について	
（１）民生委員・児童委員活動への支援の実施状況	41
（２）主任児童委員活動への支援の実施状況	43
（３）単位民児協活動への支援の実施状況	45
（４）民生委員・児童委員協力員制度の有無	47
（５）実施している民生委員・児童委員協力員制度の詳細	48
１）協力員の対象要件	48
２）配置基準	49
11 災害に備える対応について	
（１）行政からの「避難行動要支援者名簿」の提供	51
（２）避難行動要支援者名簿にかかる市区町村行政からの協力依頼	52
（３）市区町村行政からの「個別避難計画」作成にかかる協力依頼	54
（４）市区町村行政からの「個別避難計画」作成にかかる協力依頼の内容	55
12 一斉改選について	
（１）自治体の充足率	57
１）令和４年１２月の一斉改選の状況	57
２）令和４年１２月と令和元年１２月の一斉改選後の充足率の増減	58
（２）一斉改選で委嘱された委員の新任委員率	59
（３）民生委員・児童委員の担当世帯数	60
（４）民生委員・児童委員の選任要件（政令指定都市、中核市のみ回答）	60
１）年齢要件の有無	60
（５）年齢要件の詳細（政令指定都市、中核市のみ回答）	63
１）区域担当民生委員・児童委員の年齢要件	63
２）主任児童委員の年齢要件	65
（６）居住要件（政令指定都市、中核市のみ回答）	67
１）区域担当民生委員・児童委員	67

2) 主任児童委員	67
(7) その他要件の有無（政令指定都市、中核市のみ回答）	68
(8) 民生委員・児童委員候補者の推薦を依頼している機関・団体	68
(9) 新任民生委員・児童委員や候補者への委員活動に関する説明の実施状況	69
1) 推薦前	69
2) 推薦後～委嘱前	71
3) 委嘱後	73
(10) 管内にある単位民児協会長の民生委員・児童委員経験期数	75
(11) 退任までの在任期間	76
(12) 一斉改選時の引き継ぎ等に関する支援の実施状況	77
(13) 欠員が生じている地域への対応	79
13 委員就任に伴い兼務が求められる役割について	
(1) 市区町村民児協の会長に兼務が求められる役割	81
(2) 市区町村民児協の副会長に兼務が求められる役割	83
(3) 民生委員・児童委員として参画してほしいと依頼がある役割	85
(4) 主任児童委員が対象となる役割	87
14 こども家庭庁創設に伴う事項	
(1) 区域担当民生委員・児童委員と主任児童委員の連携状況	89
Ⅲ 項目別集計表	92
1 民児協ならびに市区町村の概要について	
2 民児協の構成、組織・運営について	
3 事務局機能について	
4 市区町村民児協の財政・財源について	
5 管内単位民児協等の財政・財源について	
6 民生委員・児童委員への研修等の実施について	
7 民児協としての関係機関・団体、行政との連携等について	
8 民生委員・児童委員に関する広報・啓発活動について	
9 地域版活動強化方策への取り組みについて	
10 委員活動等への支援の状況について	
11 災害に備える対応について	
12 一斉改選について	
13 委員就任に伴い兼務が求められる役割について	

14 ICT化の推進状況について

15 個人情報の取り扱いについて

16 こども家庭庁創設に伴う事項

IV 調査票 137

はじめに

全国民生委員児童委員連合会では、民児協活動のあり方の検討や組織強化をはかるうえでの基礎資料とすることを目的に、昭和 63（1988）年から定期的に調査を実施しており、今回は平成 24（2012）年以来の実施となります。

前回調査を実施して以降 10 年超の間に、民生委員制度は創設 100 周年を迎え、社会環境や民生委員をとりまく制度は大きく変化しています。

地域のつながりの希薄化に伴い、地域共生社会の実現をめざして社会福祉法の改正や重層的支援体制整備事業の実施など法制度の整備がすすめられました。

加えて、令和 2（2020）年からの新型コロナウイルス感染症の流行を契機として社会は大きく変化し、SNS のいっそうの普及等 ICT の活用がすすんだ一方で、社会から孤立している住民の存在が浮き彫りとなり、本年 4 月からは孤独・孤立対策推進法が施行されます。

民生委員・児童委員をとりまく制度・環境の面では、令和 5（2023）年 4 月のこども家庭庁創設により、児童委員について定める児童福祉法が厚生労働省からこども家庭庁に移管されたことが特筆されます。民生委員と児童委員の制度・活動の一体性の担保が重要となるなか、主任児童委員制度は本年 1 月に創設 30 周年を迎えました。

また、喫緊の課題としては、民生委員・児童委員のなりて確保がいっそう厳しくなっており、改選のたびに充足率の全国平均が低下していることがあげられます。

今回の調査では、令和 4（2022）年 12 月の一斉改選や民生委員・児童委員に関する行政等からの支援に関する内容を調査項目として新たに設けました。その調査結果については、本報告書の「Ⅱ 調査結果の概要」において詳しくまとめています。

本調査を実施するにあたり、ご協力いただきました全国の市区町村民児協のみなさま、そして調査票の配布等にご協力いただきました全国の都道府県・指定都市民児協および関係者のみなさまに、厚くお礼申しあげます。

本報告書が、全国の民児協活動の推進ならびに民生委員・児童委員の活動環境整備に向けた取り組みの一助となることを祈念しています。

令和 6 年 3 月

全国民生委員児童委員連合会

会長 得能 金市

I 調査の概要

I 調査の概要

1. 調査の目的

- (1) 民児協の組織、運営や活動・事業の実施状況を把握し、民生委員・児童委員活動推進上の課題等について明らかにすることで、民児協の体制整備や民児協活動の充実、民生委員・児童委員の活動環境整備のための基礎資料とします。
- (2) 市区町村民児協の組織運営や財政状況、市区町村としての活動・事業実施状況、とくに「100 周年活動強化方策」や民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくり等の実施状況を把握し、令和 9（2027）年以降 10 年間の活動強化方策作成検討の一助とします。

2. 調査対象

市区町村民生委員児童委員協議会（全数）

3. 標本数

1,916 件

4. 調査期間

令和 5 年 5 月～令和 5 年 9 月

5. 回収状況

1,357 件（回収率 70.8%）

6. 調査実施主体

全国民生委員児童委員連合会

※調査実施集計委託先：株式会社サーベイリサーチセンター

7. 報告書の見方

- ・調査数（n = Number of cases）とは、回答者総数あるいは分類別の回答者数のことである。
- ・回答の構成比は百分率であらわし、小数点第 2 位を四捨五入して算出している。従って、回答比率の合計が 100%にならない場合がある。
- ・回答者が 2 つ以上の回答をすることができる多肢選択式の質問においては、全ての選択肢の比率を合計すると 100%を超える。
- ・図表のタイトル及び文章中における選択肢の表現等については、表示の都合上、調査票の文意が変わらない程度に、一部簡略化した箇所がある。
- ・一部設問を除き、無回答を除いて集計している。
- ・とくに記載のない場合は、令和 4 年度実績または、令和 5 年 4 月 1 日現在の状況である。

Ⅱ 調査結果の概要

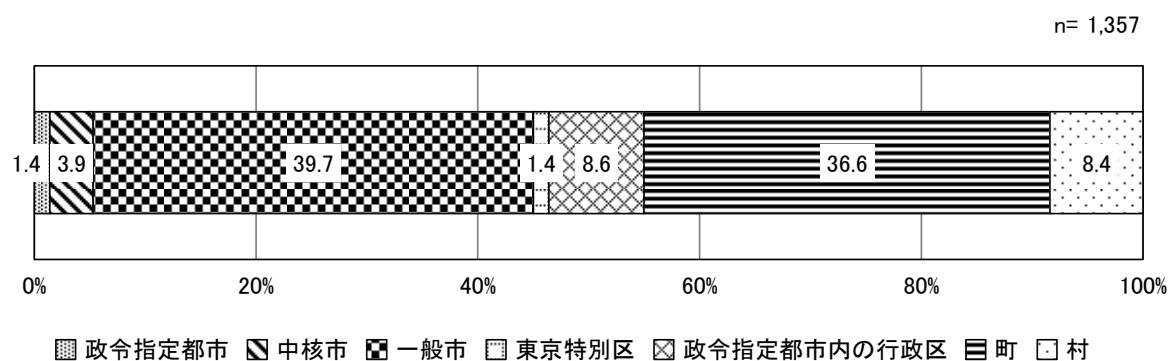
Ⅱ 調査結果の概要

1 民児協ならびに市区町村の概要について

(1) 地方公共団体の区分

本調査に回答いただいた民児協の地方公共団体の区分は、「政令指定都市」(1.4%)、「中核市」(3.9%)、「一般市」(39.7%)、「東京特別区」(1.4%)、「政令指定都市内の行政区」(8.6%)、「町」(36.6%)、「村」(8.4%) となっている。

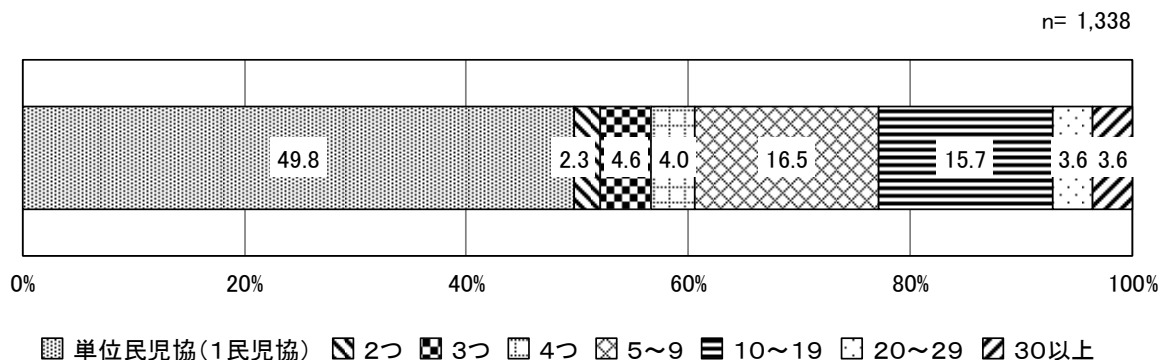
図表 1－1 地方公共団体の区分



(2) 法定単位民児協数

法定単位民児協数は、「単位民児協（１民児協）」(49.8%)が最も高く、次いで「５～９」(16.5%)、「１０～１９」(15.7%)となっている。

図表 １－２ 法定単位民児協数

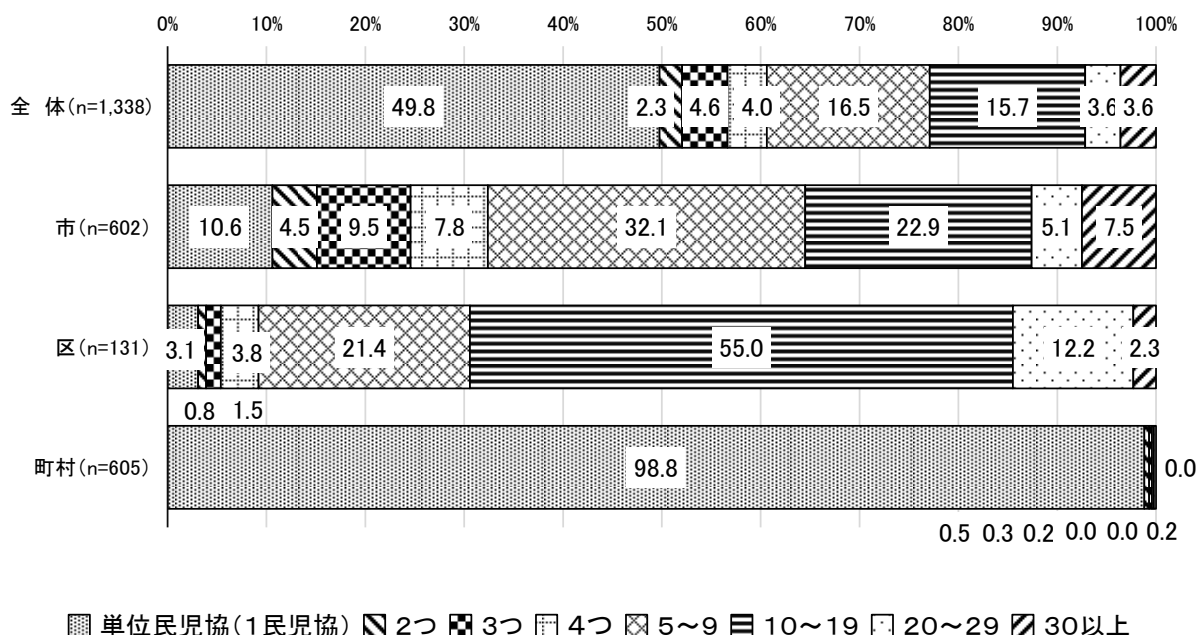


市区町村別にみると、市では、「５～９」(32.1%)が最も高く、次いで「１０～１９」(22.9%)、「単位民児協（１民児協）」(10.6%)となっている。

区では、「１０～１９」(55.0%)が最も高く、次いで「５～９」(21.4%)、「２０～２９」(12.2%)となっている。

町村では、「単位民児協（１民児協）」(98.8%)が最も高く、次いで「３０以上」(0.5%)、「１０～１９」(0.3%)となっている。

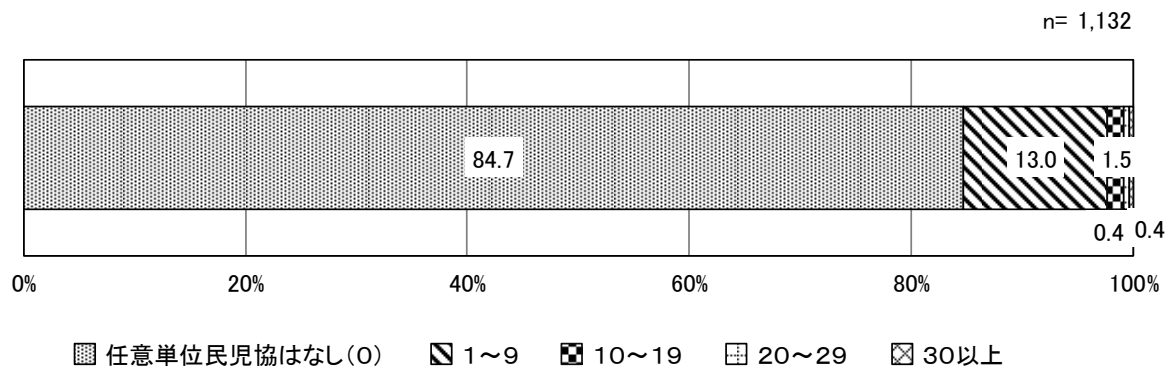
図表 １－３ 法定単位民児協数（市区町村別）



(3) 任意単位民児協数（みなし単位民児協）

任意単位民児協数（みなし単位民児協）は、「任意単位民児協はなし（0）」（84.7%）が最も高く、次いで「1～9」（13.0%）、「10～19」（1.5%）となっている。

図表 1－4 任意単位民児協数（みなし単位民児協）

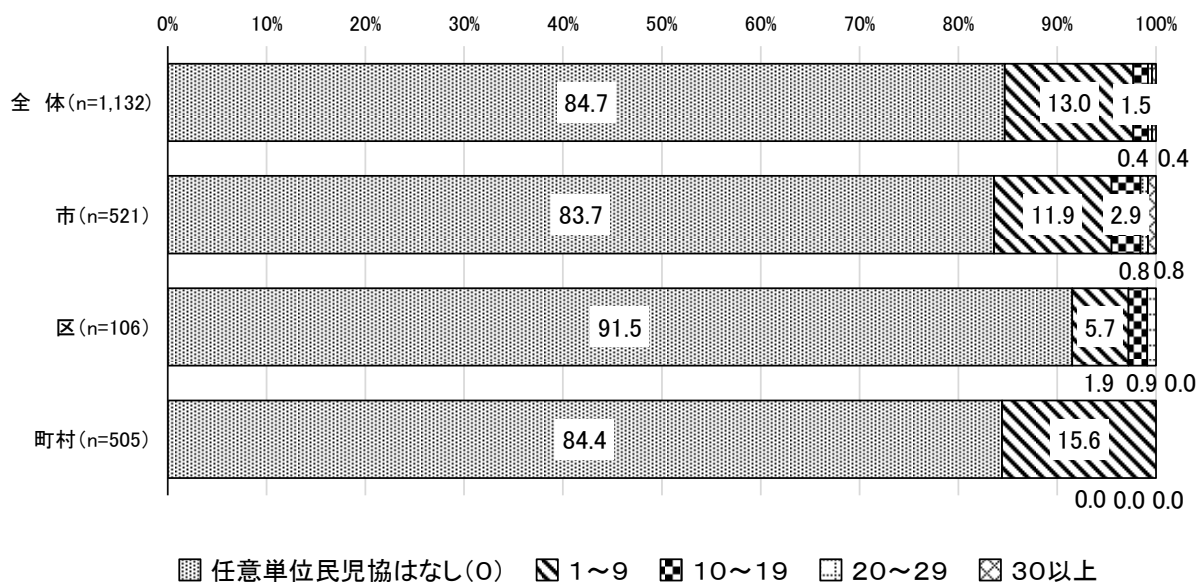


市区町村別にみると、市では、「任意単位民児協はなし（0）」（83.7%）が最も高く、次いで「1～9」（11.9%）、「10～19」（2.9%）となっている。

区では、「任意単位民児協はなし（0）」（91.5%）が最も高く、次いで「1～9」（5.7%）、「10～19」（1.9%）となっている。

町村では、「任意単位民児協はなし（0）」（84.4%）が最も高く、次いで「1～9」（15.6%）となっている。

図表 1－5 任意単位民児協数（みなし単位民児協）（市区町村別）



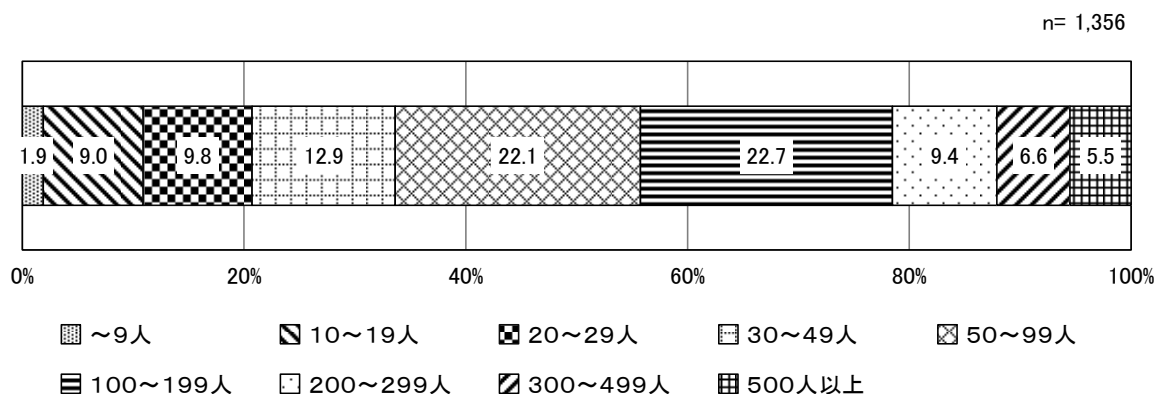
2 民児協の構成、組織・運営

(1) 民生委員・児童委員

1) 定数

民生委員・児童委員の定数は、「100～199人」(22.7%)が最も高く、次いで「50～99人」(22.1%)、「30～49人」(12.9%)となっている。

図表 2-1 民生委員・児童委員の定数

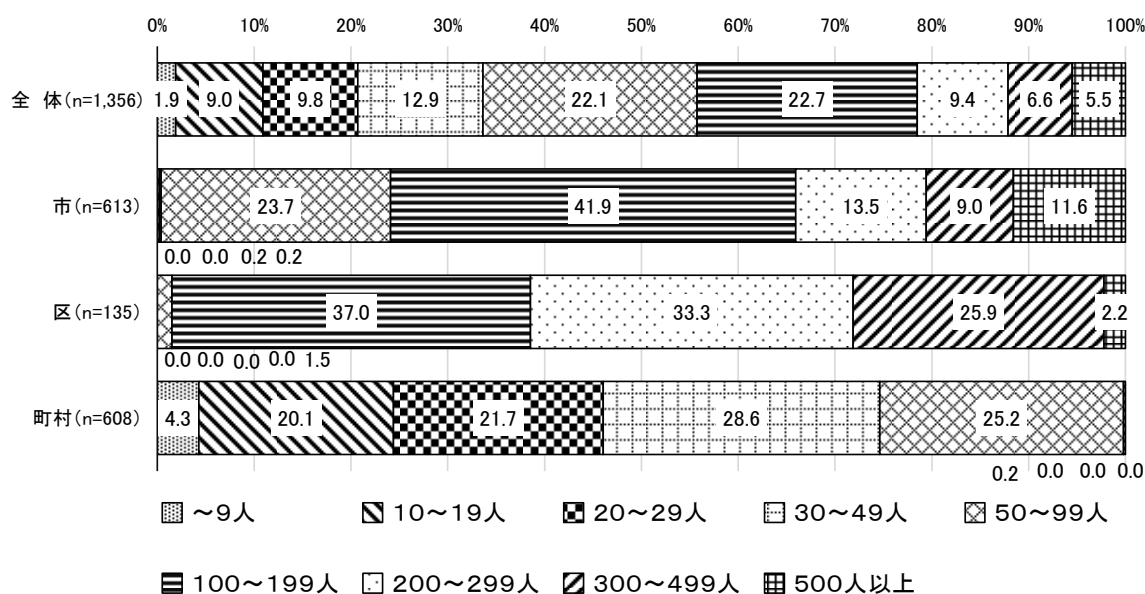


市区町村別にみると、市では、「100～199人」(41.9%)が最も高く、次いで「50～99人」(23.7%)、「200～299人」(13.5%)となっている。

区では、「100～199人」(37.0%)が最も高く、次いで「200～299人」(33.3%)、「300～499人」(25.9%)となっている。

町村では、「30～49人」(28.6%)が最も高く、次いで「50～99人」(25.2%)、「20～29人」(21.7%)となっている。

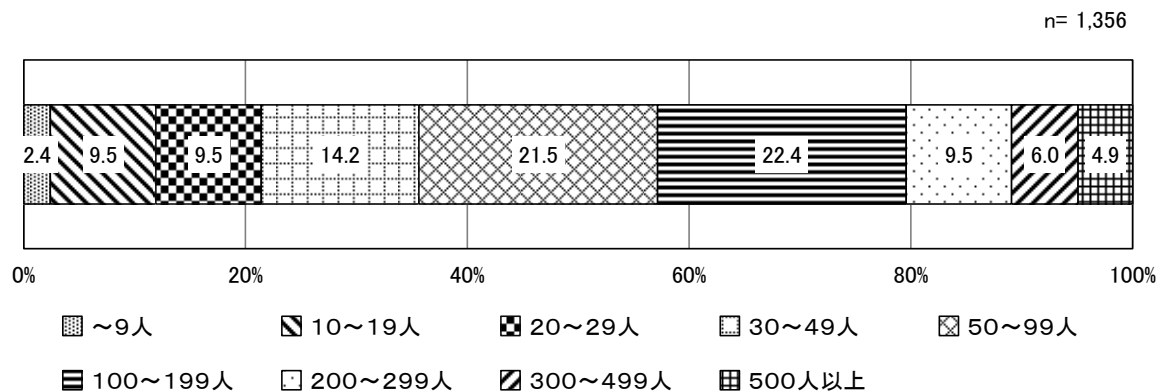
図表 2-2 民生委員・児童委員の定数（市区町村別）



2) 現員数

民生委員・児童委員の現員数は、「100～199人」(22.4%)が最も高く、次いで「50～99人」(21.5%)、「30～49人」(14.2%)となっている。

図表 2-3 民生委員・児童委員の現員数

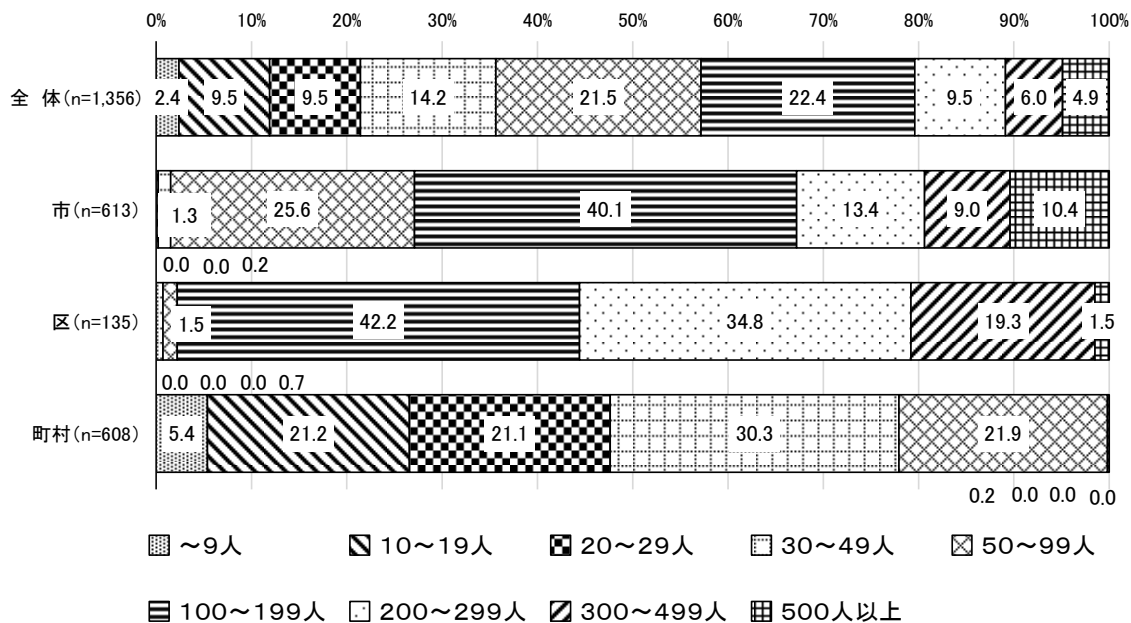


市区町村別にみると、市では、「100～199人」(40.1%)が最も高く、次いで「50～99人」(25.6%)、「200～299人」(13.4%)となっている。

区では、「100～199人」(42.2%)が最も高く、次いで「200～299人」(34.8%)、「300～499人」(19.3%)となっている。

町村では、「30～49人」(30.3%)が最も高く、次いで「50～99人」(21.9%)、「10～19人」(21.2%)となっている。

図表 2-4 民生委員・児童委員の現員数 (市区町村別)

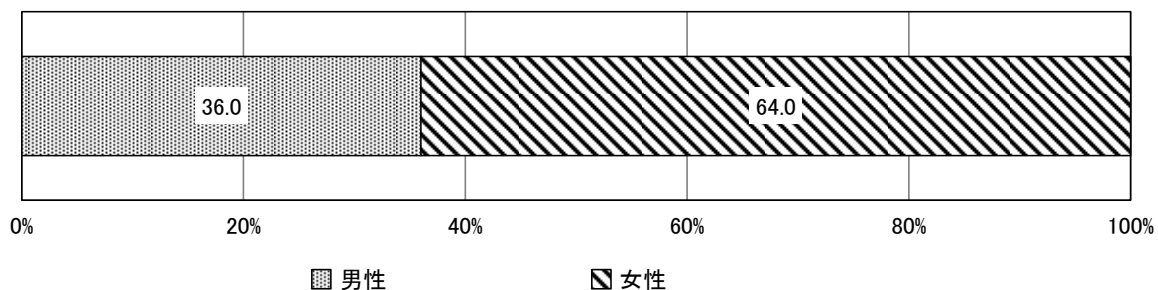


3) 性別

民生委員・児童委員の性別は、「男性」(36.0%)、「女性」(64.0%)となっている。

図表 2-5 民生委員・児童委員の性別

n= 193,899



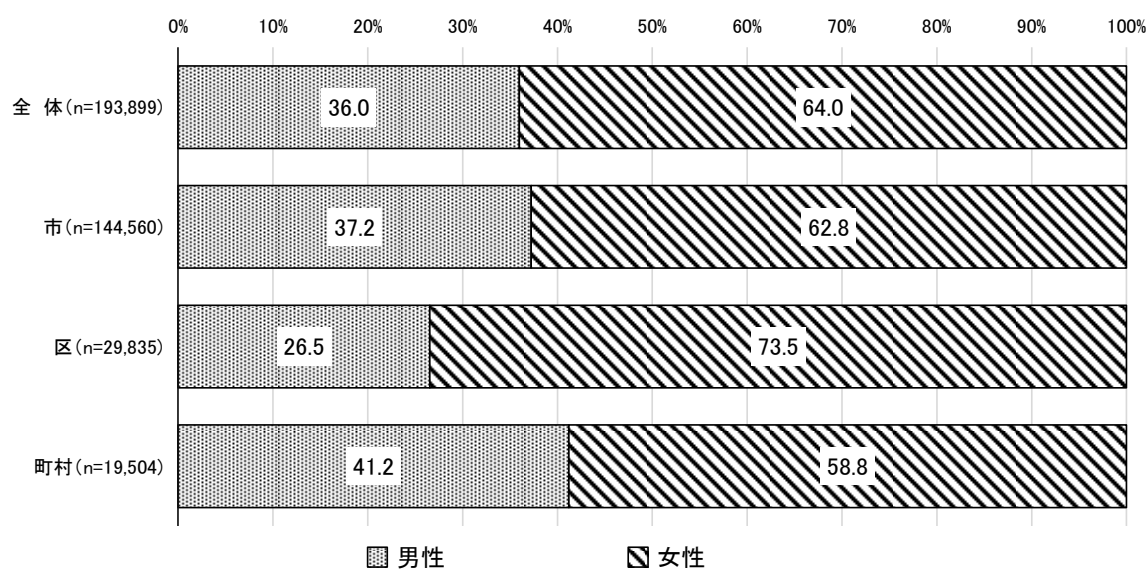
※n数は、男性人数、女性人数の合計

市区町村別にみると、市では、「男性」(37.2%)「女性」(62.8%)となっている。

区では、「男性」(26.5%)、「女性」(73.5%)となっている。

町村では、「男性」(41.2%)、「女性」(58.8%)となっている。

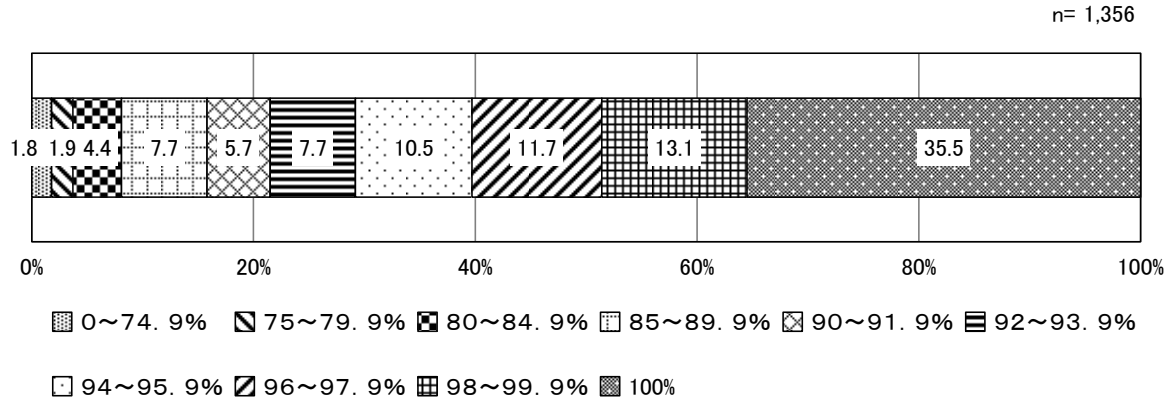
図表 2-6 民生委員・児童委員の性別(市区町村別)



4) 充足率

民生委員・児童委員の充足率は、「100%」(35.5%)が最も高く、次いで「98～99.9%」(13.1%)、「96～97.9%」(11.7%)となっている。

図表 2-7 民生委員・児童委員の充足率

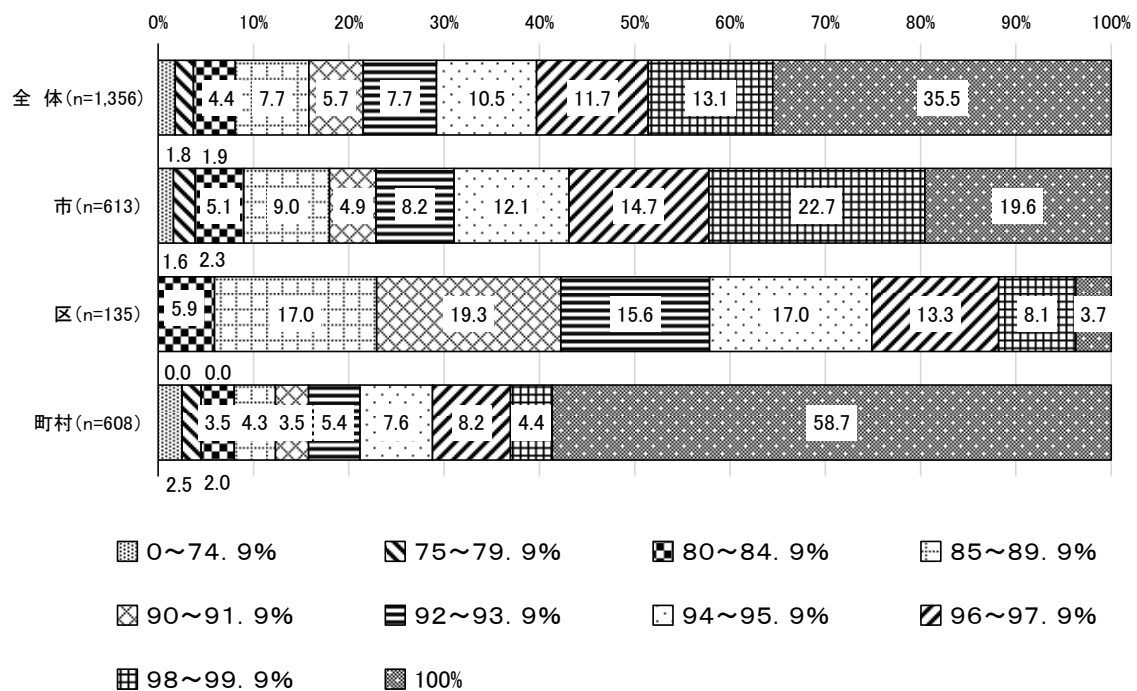


市区町村別にみると、市では、「98～99.9%」(22.7%)が最も高く、次いで「100%」(19.6%)、「96～97.9%」(14.7%)となっている。

区では、「90～91.9%」(19.3%)が最も高く、次いで「94～95.9%」(17.0%)、「85～89.9%」(17.0%)となっている。

町村では、「100%」(58.7%)が最も高く、次いで「96～97.9%」(8.2%)、「94～95.9%」(4.4%)となっている。

図表 2-8 民生委員・児童委員の充足率 (市区町村別)

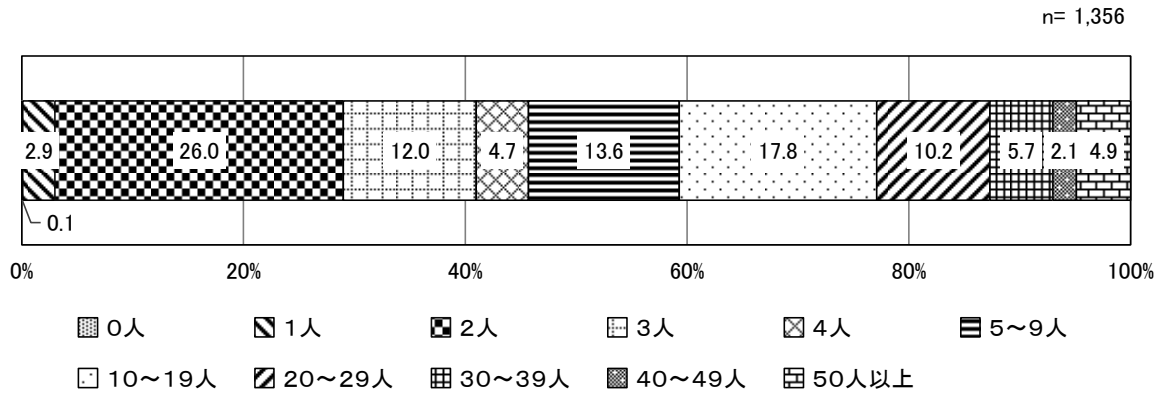


(2) 主任児童委員

1) 定数

主任児童委員の定数は、「2人」(26.0%)が最も高く、次いで「10～19人」(17.8%)、「5～9人」(13.6%)となっている。

図表 2-9 主任児童委員の定数

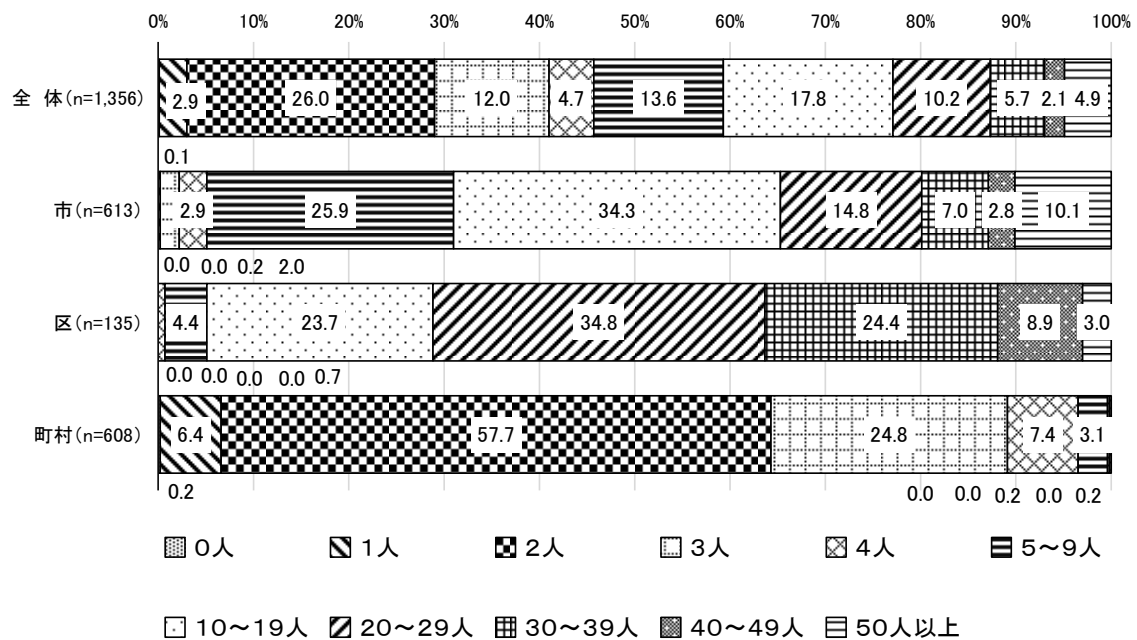


市区町村別にみると、市では、「10～19人」(34.3%)が最も高く、次いで「5～9人」(25.9%)、「20～29人」(14.8%)となっている。

区では、「20～29人」(34.8%)が最も高く、次いで「30～39人」(24.4%)、「10～19人」(23.7%)となっている。

町村では、「2人」(57.7%)が最も高く、次いで「3人」(24.8%)、「4人」(7.4%)となっている。

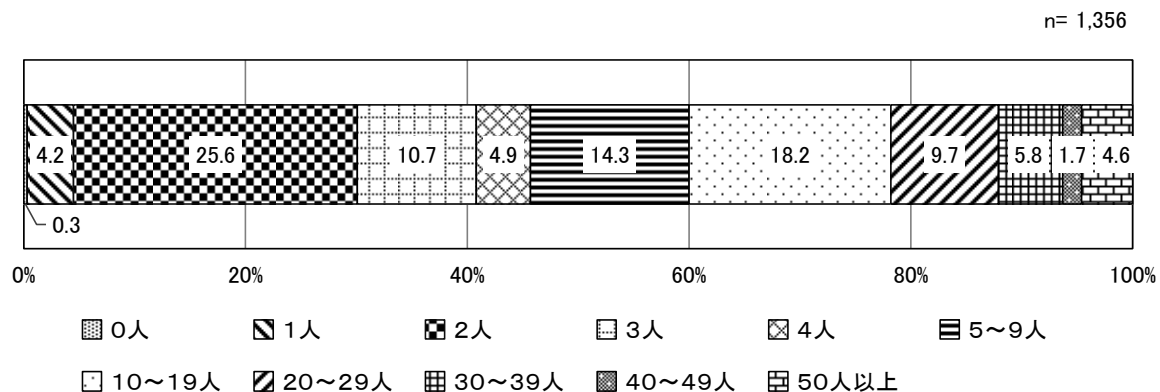
図表 2-10 主任児童委員の定数（市区町村別）



2) 現員数

主任児童委員の現員数は、「2人」(25.6%)が最も高く、次いで「10～19人」(18.2%)、「5～9人」(14.3%)となっている。

図表 2-1-1 主任児童委員の現員数

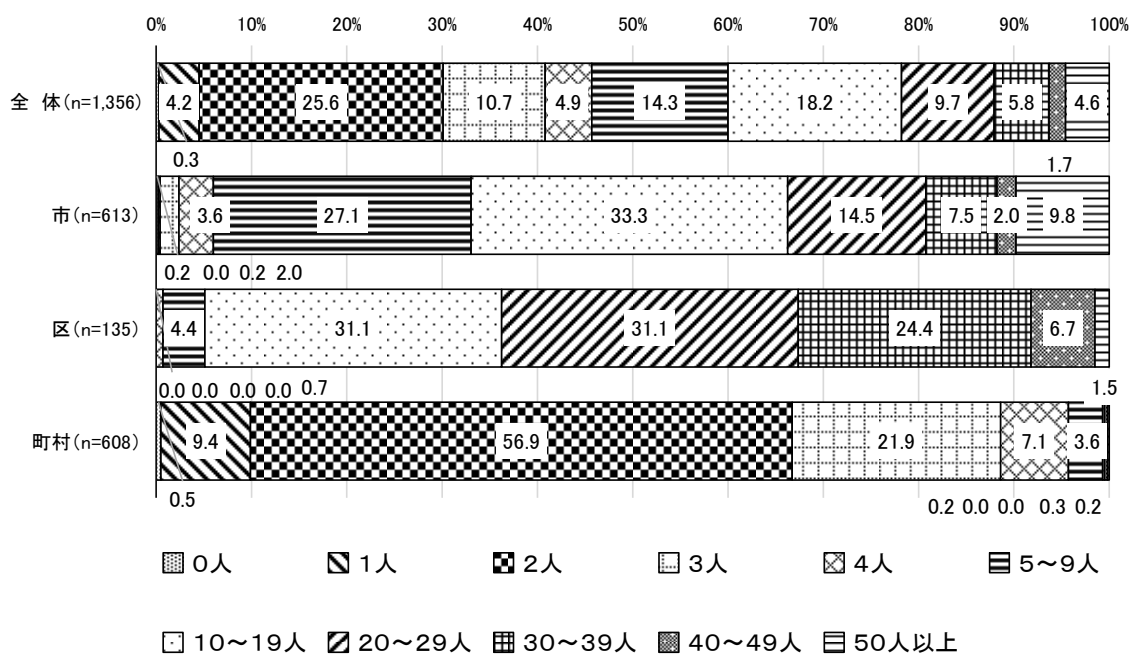


市区町村別にみると、市では、「10～19人」(33.3%)が最も高く、次いで「5～9人」(27.1%)、「20～29人」(14.5%)となっている。

区では、「20～29人」(31.1%)が最も高く、次いで「10～19人」(31.1%)、「30～39人」(24.4%)となっている。

町村では、「2人」(56.9%)が最も高く、次いで「3人」(21.9%)、「1人」(9.4%)となっている。

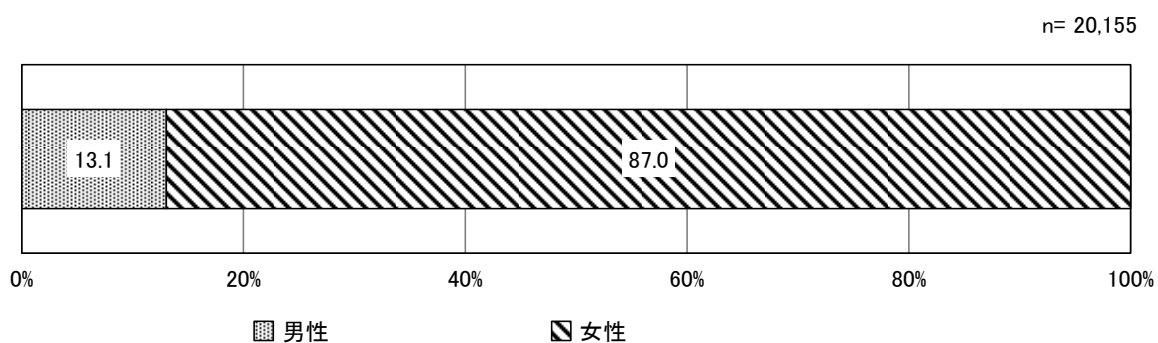
図表 2-1-2 主任児童委員の現員数（市区町村別）



3) 性別

主任児童委員の性別は、「男性」(13.1%)、「女性」(87.0%)となっている。

図表 2-13 主任児童委員の性別



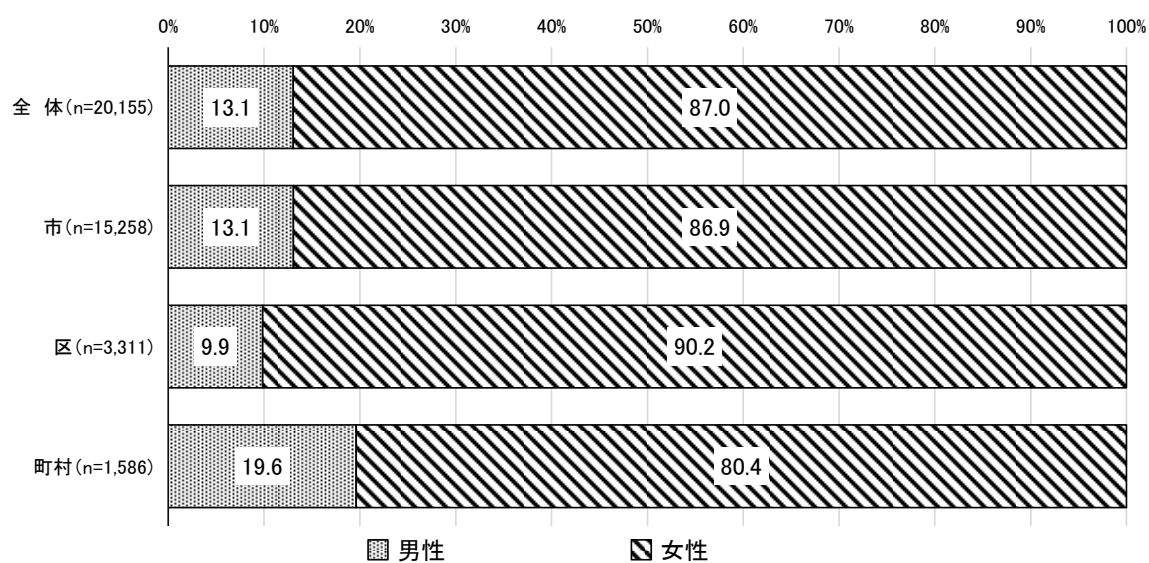
※n数は、男性人数、女性人数の合計

市区町村別にみると、市では、「男性」(13.1%)、「女性」(86.9%)となっている。

区では、「男性」(9.9%)、「女性」(90.2%)となっている。

町村では、「男性」(19.6%)、「女性」(80.4%)となっている。

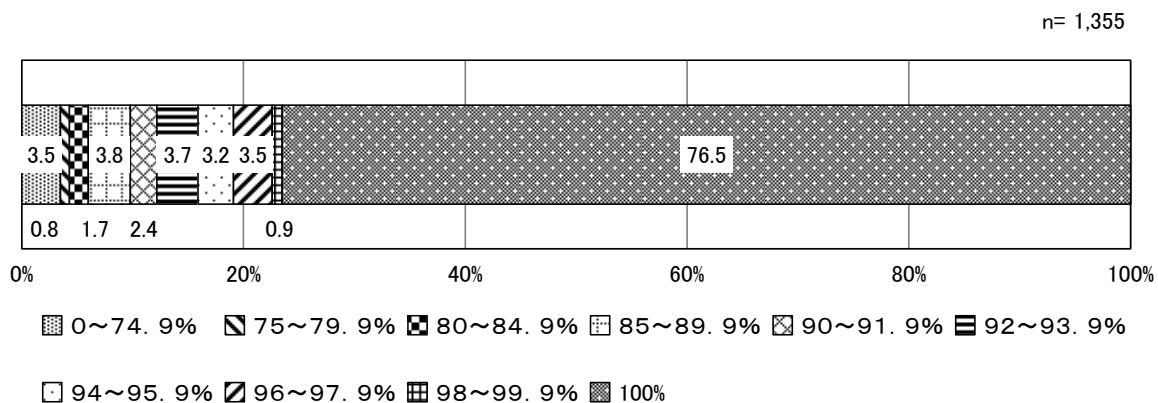
図表 2-14 主任児童委員の性別(市区町村別)



4) 充足率

主任児童委員の充足率は、「100%」(76.5%)が最も高く、次いで「85～89.9%」(3.8%)、「92～93.9%」(3.7%)となっている。

図表 2-15 主任児童委員の充足率

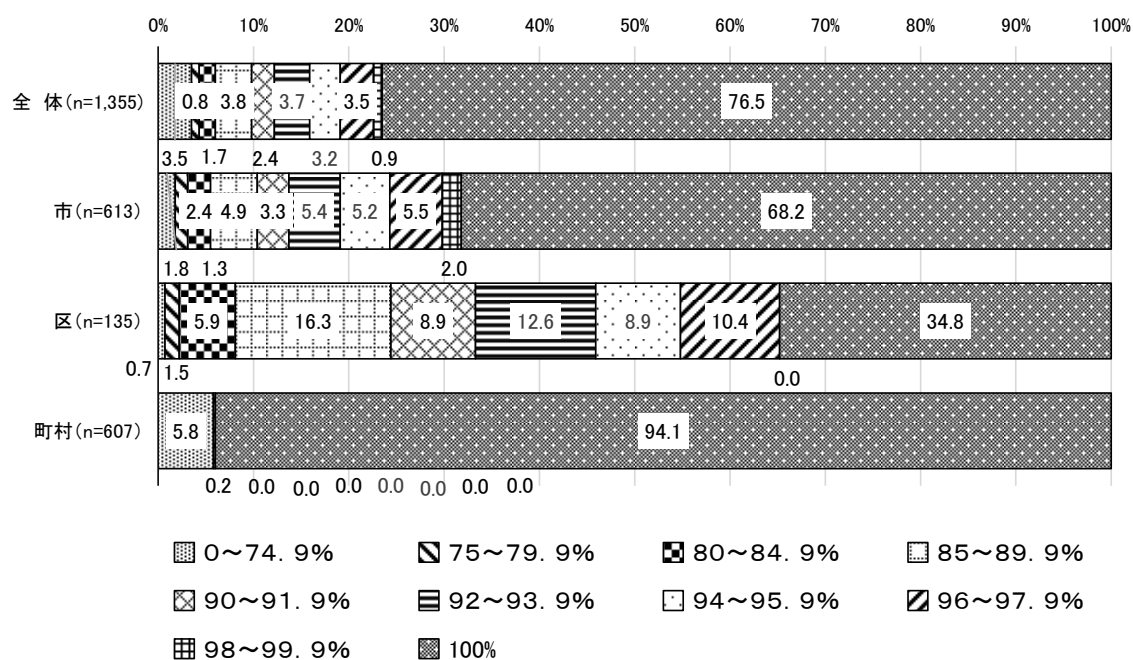


市区町村別にみると、市では、「100%」(68.2%)が最も高く、次いで「96～97.9%」(5.5%)、「92～93.9%」(5.4%)となっている。

区では、「100%」(34.8%)が最も高く、次いで「85～89.9%」(16.3%)、「92～93.9%」(12.6%)となっている。

町村では、「100%」(94.1%)が最も高く、次いで「0～74.9%」(5.8%)、「75～79.9%」(0.2%)となっている。

図表 2-16 主任児童委員の充足率（市区町村別）

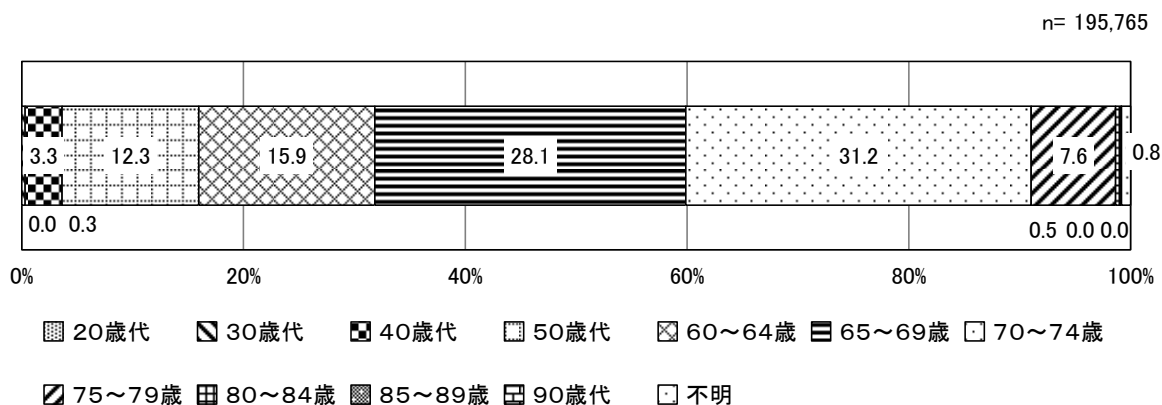


(3) 年齢構成

1) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員の年齢構成は、「70～74歳」(31.2%)が最も高く、次いで「65～69歳」(28.1%)、「60～64歳」(15.9%)となっている。

図表 2-17 民生委員・児童委員の年齢構成



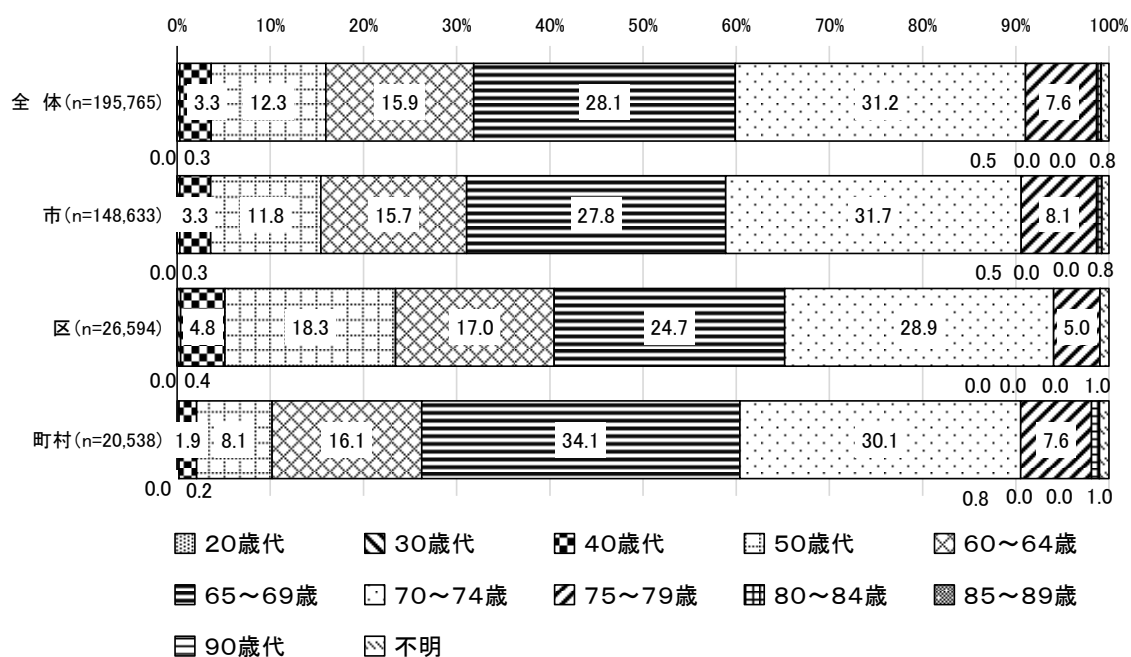
※n数は、各年代の人数の合計

市区町村別にみると、市では、「70～74歳」(31.7%)が最も高く、次いで「65～69歳」(27.8%)、「60～64歳」(15.7%)となっている。

区では、「70～74歳」(28.9%)が最も高く、次いで「65～69歳」(24.7%)、「50歳代」(18.3%)となっている。

町村では、「65～69歳」(34.1%)が最も高く、次いで「70～74歳」(30.1%)、「60～64歳」(16.1%)となっている。

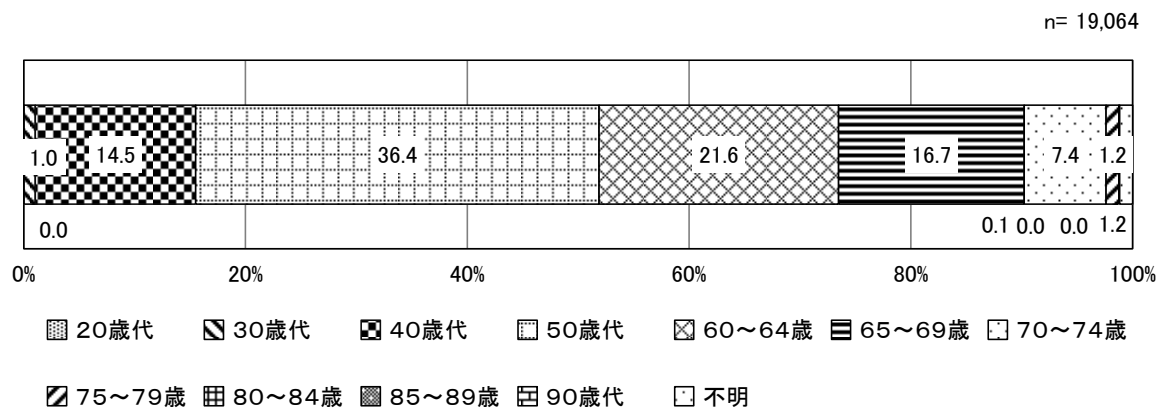
図表 2-18 民生委員・児童委員の年齢構成（市区町村別）



2) 主任児童委員

主任児童委員の年齢構成は、「50歳代」(36.4%)が最も高く、次いで「60～64歳」(21.6%)、「65～69歳」(16.7%)となっている。

図表 2-19 主任児童委員の年齢構成



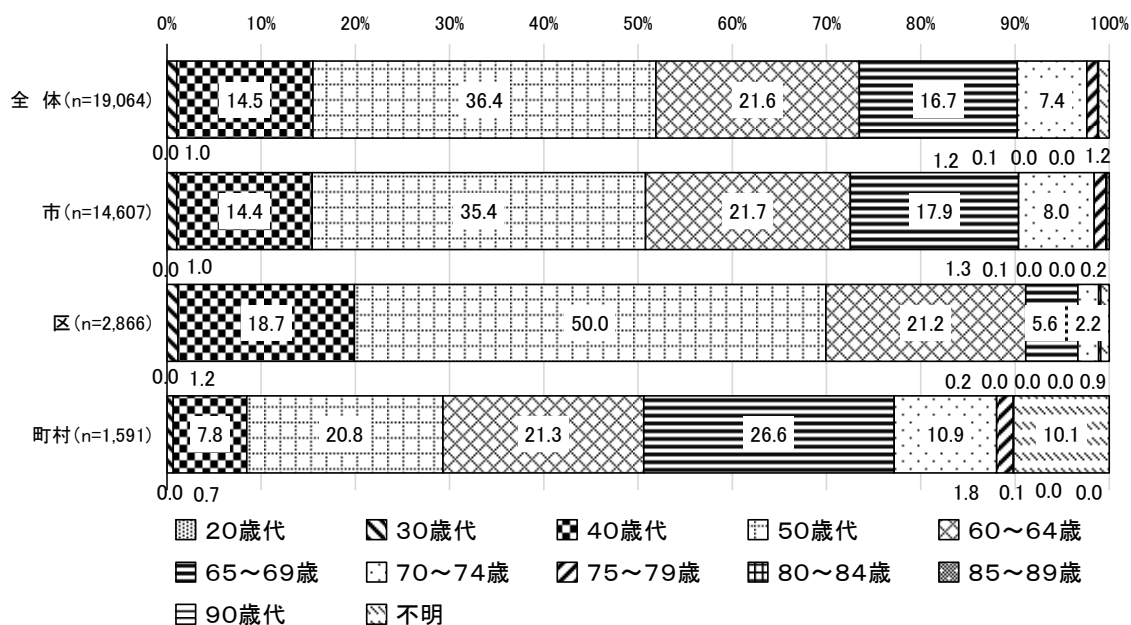
※n数は、各年代の人数の合計

市区町村別にみると、市では、「50歳代」(35.4%)が最も高く、次いで「60～64歳」(21.7%)、「65～69歳」(17.9%)となっている。

区では、「50歳代」(50.0%)が最も高く、次いで「60～64歳」(21.2%)、「40歳代」(18.7%)となっている。

町村では、「65～69歳」(26.6%)が最も高く、次いで「60～64歳」(21.3%)、「50歳代」(20.8%)となっている。

図表 2-20 主任児童委員の年齢構成（市区町村別）



(4) 役員構成

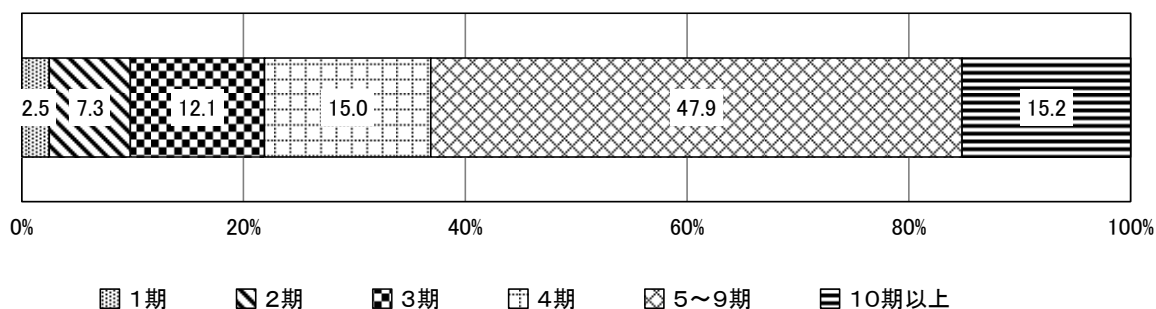
1) 会長

① 委員経験期数

市区町村民児協会長の委員経験期数は、「5～9期」(47.9%)が最も高く、次いで「10期以上」(15.2%)、「4期」(15.0%)となっている。

図表 2-21 会長の委員経験期数

n= 1,336

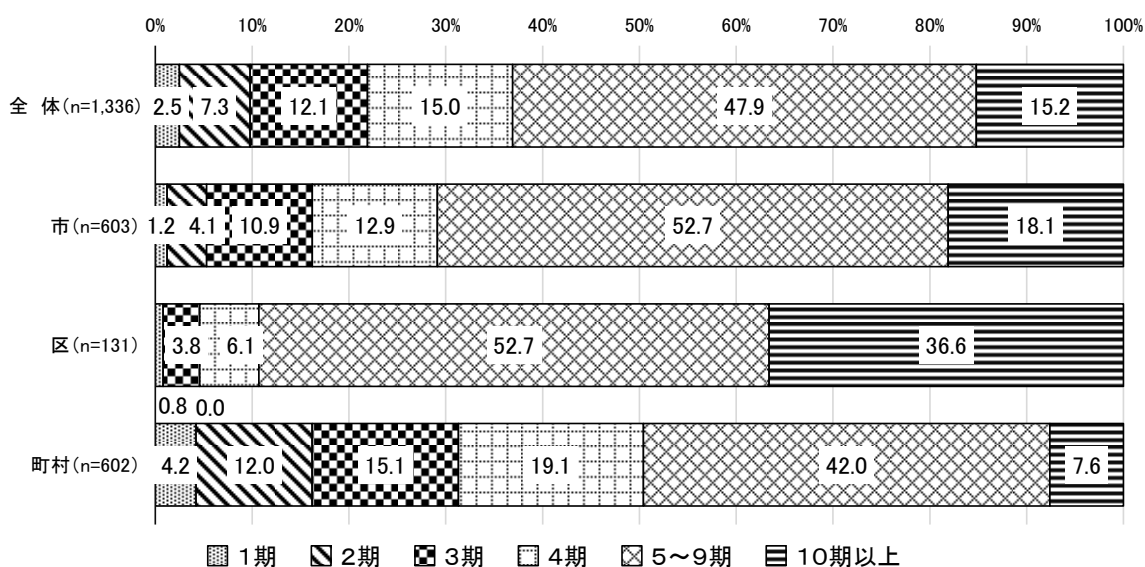


市区町村別にみると、市では、「5～9期」(52.7%)が最も高く、次いで「10期以上」(18.1%)、「4期」(12.9%)となっている。

区では、「5～9期」(52.7%)が最も高く、次いで「10期以上」(36.6%)、「4期」(6.1%)となっている。

町村では、「5～9期」(42.0%)が最も高く、次いで「4期」(19.1%)、「3期」(15.1%)となっている。

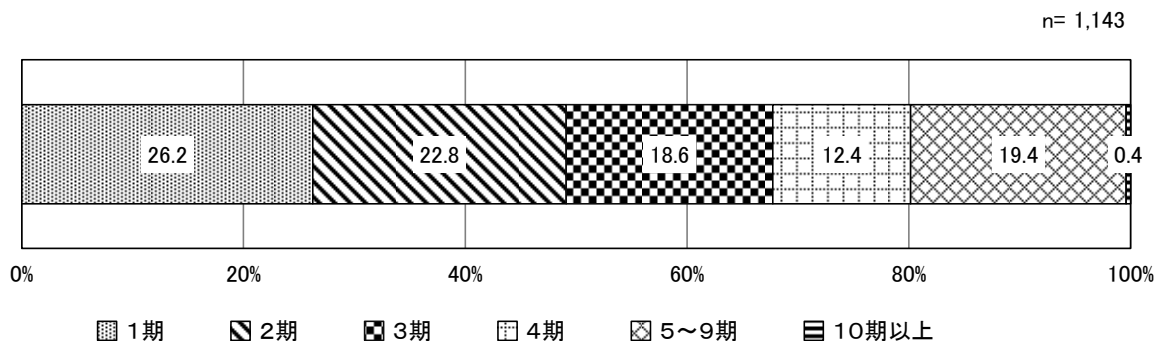
図表 2-22 会長の委員経験期数（市区町村別）



② 単位民児協会長任期数

市区町村民児協会長の単位民児協会長任期数は、「1期」(26.2%)が最も高く、次いで「2期」(22.8%)、「5～9期」(19.4%)となっている。

図表 2-23 会長の単位民児協会長任期数

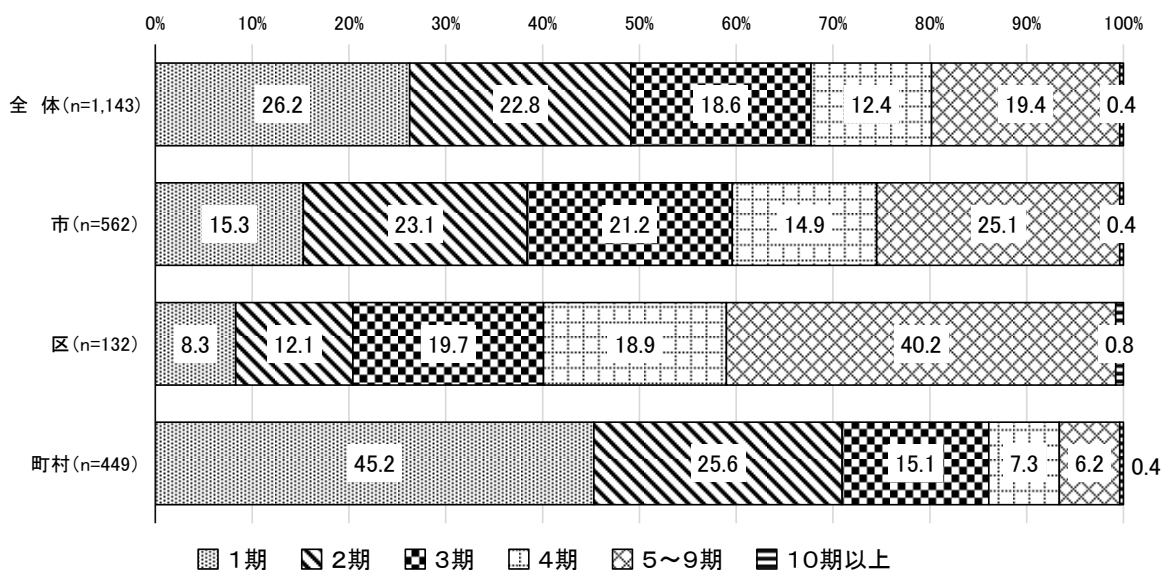


市区町村別にみると、市では、「5～9期」(25.1%)が最も高く、次いで「2期」(23.1%)、「3期」(21.2%)となっている。

区では、「5～9期」(40.2%)が最も高く、次いで「3期」(19.7%)、「4期」(18.9%)となっている。

町村では、「1期」(45.2%)が最も高く、次いで「2期」(25.6%)、「3期」(15.1%)となっている。

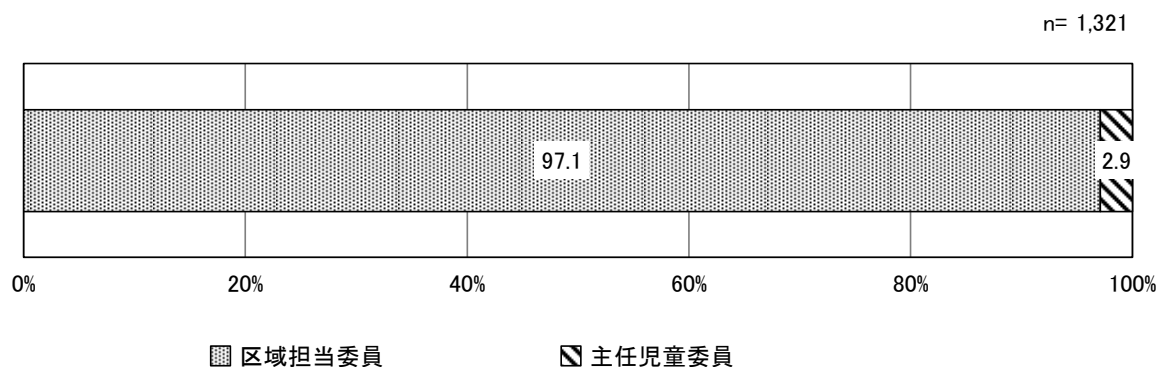
図表 2-24 会長の単位民児協会長任期数（市区町村別）



③ 会長の属性

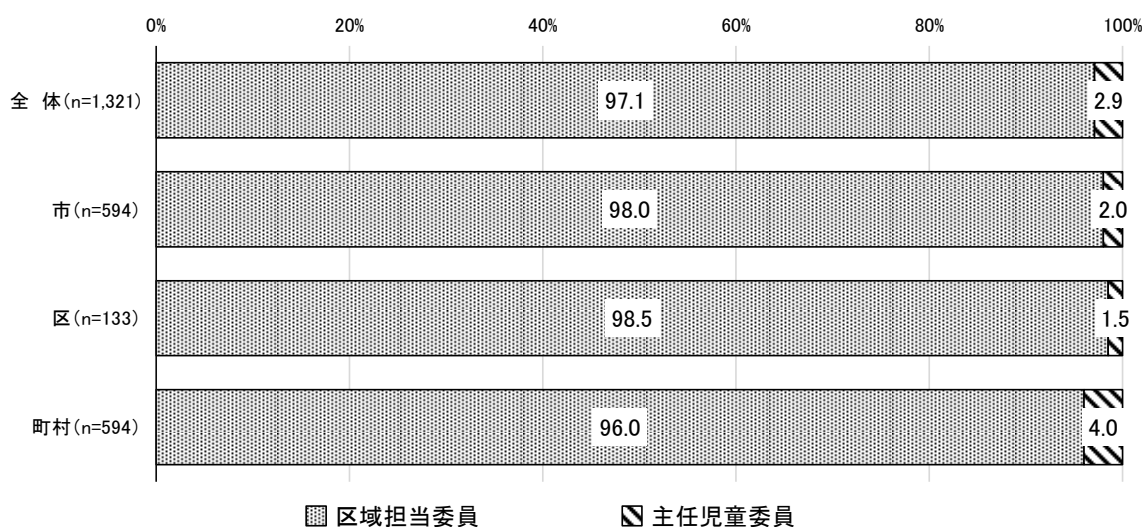
会長は、「区域担当委員」(97.1%)、「主任児童委員」(2.9%)となっている。

図表 2-25 会長の属性



市区町村別にみると、市では、「区域担当委員」(98.0%)、「主任児童委員」(2.0%)となっている。
 区では、「区域担当委員」(98.5%)、「主任児童委員」(1.5%)となっている。
 町村では、「区域担当委員」(96.0%)、「主任児童委員」(4.0%)となっている。

図表 2-26 会長の属性（市区町村別）



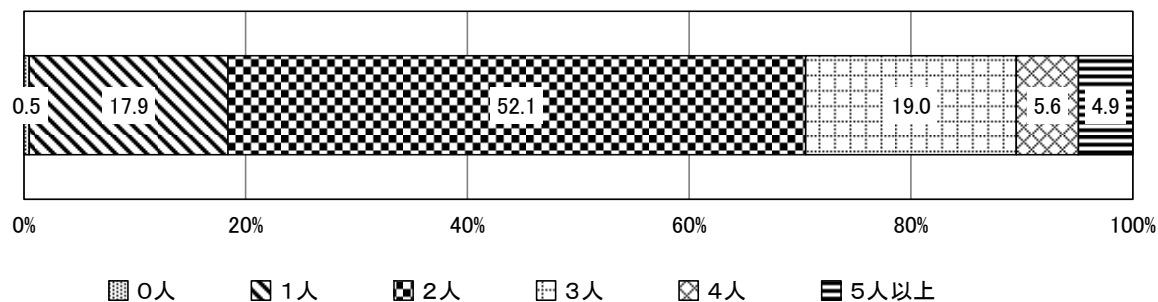
2) 副会長

① 人数

副会長の人数は、「2人」(52.1%)が最も高く、次いで「3人」(19.0%)、「1人」(17.9%)となっている。

図表 2-27 副会長の人数

n= 1,354

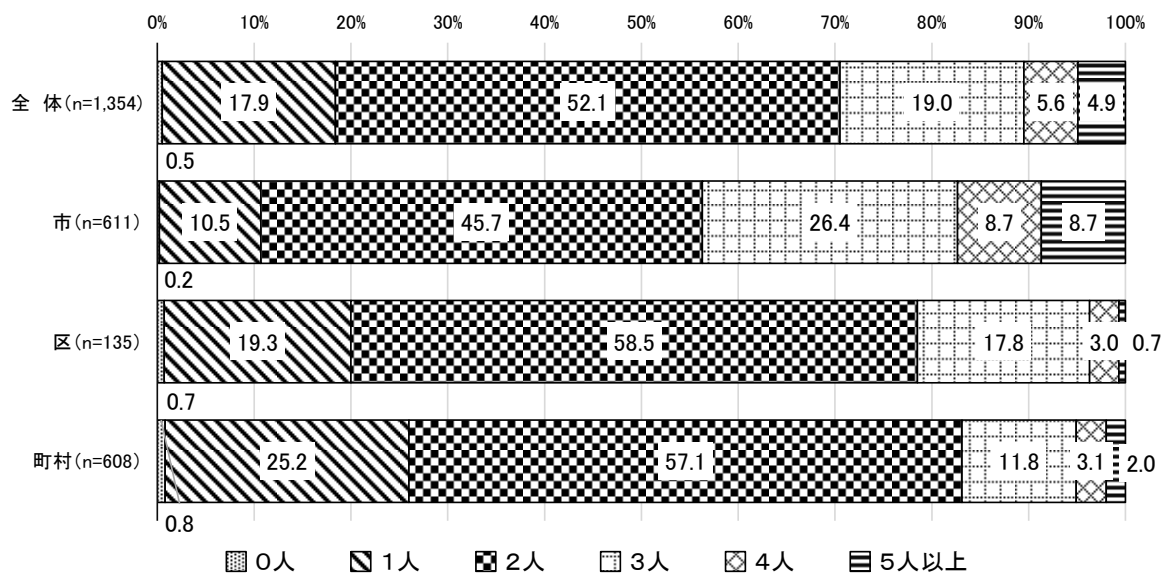


市区町村別にみると、市では、「2人」(45.7%)が最も高く、次いで「3人」(26.4%)、「1人」(10.5%)となっている。

区では、「2人」(58.5%)が最も高く、次いで「1人」(19.3%)、「3人」(17.8%)となっている。

町村では、「2人」(57.1%)が最も高く、次いで「1人」(25.2%)、「3人」(11.8%)となっている。

図表 2-28 副会長の人数（市区町村別）

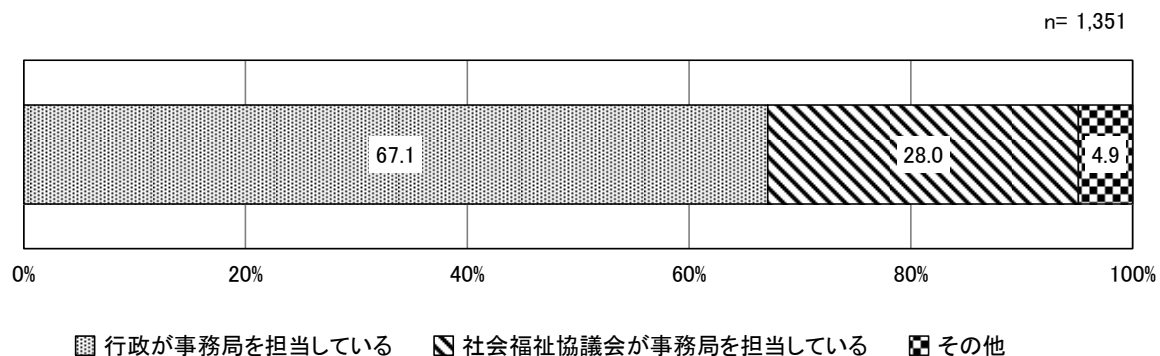


3 事務局機能

(1) 事務局の所在

事務局の所在は、「行政が事務局を担当している」(67.1%)、「社会福祉協議会が事務局を担当している」(28.0%)となっている。

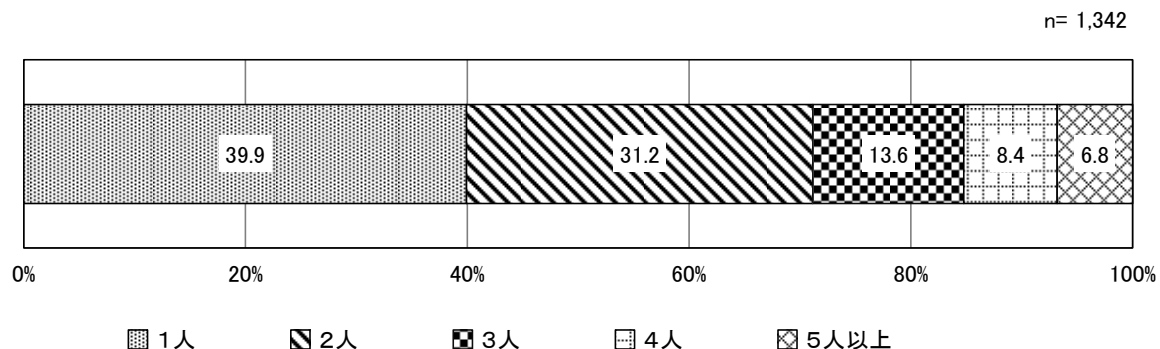
図表 3-1 事務局の所在



(2) 職員数（専任職員＋兼任職員）

職員数（専任職員＋兼任職員）は、「1人」(39.9%)が最も高く、次いで「2人」(31.2%)、「3人」(13.6%)となっている。

図表 3-2 専任職員と兼任職員の全体合計

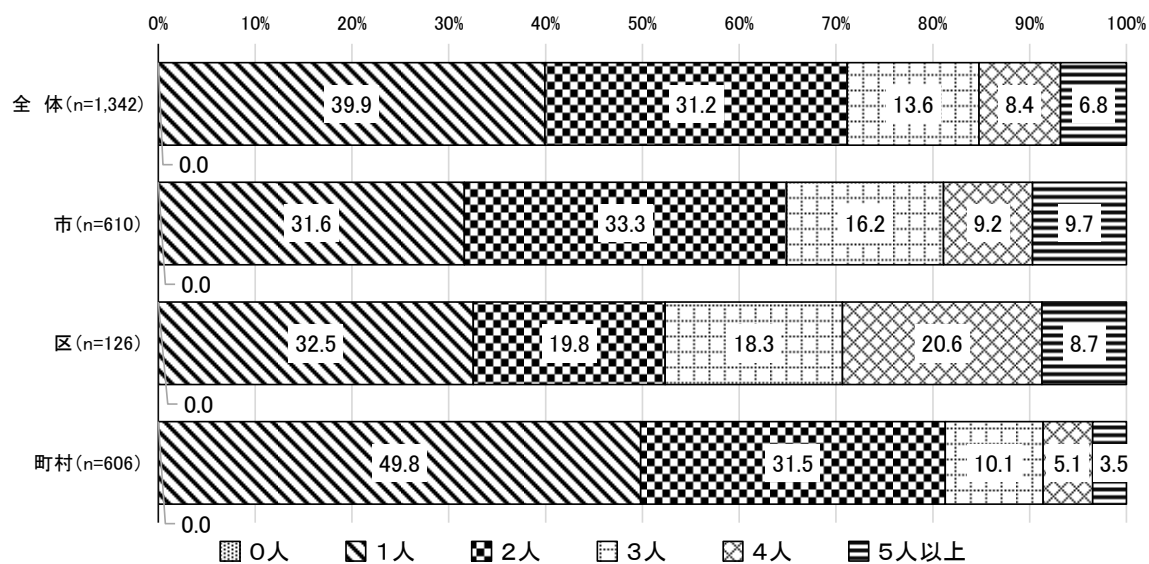


市区町村別にみると、市では、「2人」(33.3%)が最も高く、次いで「1人」(31.6%)、「3人」(16.2%)となっている。

区では、「1人」(32.5%)が最も高く、次いで「4人」(20.6%)、「2人」(19.8%)となっている。

町村では、「1人」(49.8%)が最も高く、次いで「2人」(31.5%)、「3人」(10.1%)となっている。

図表 3-3 専任職員と兼任職員の全体合計（市区町村別）



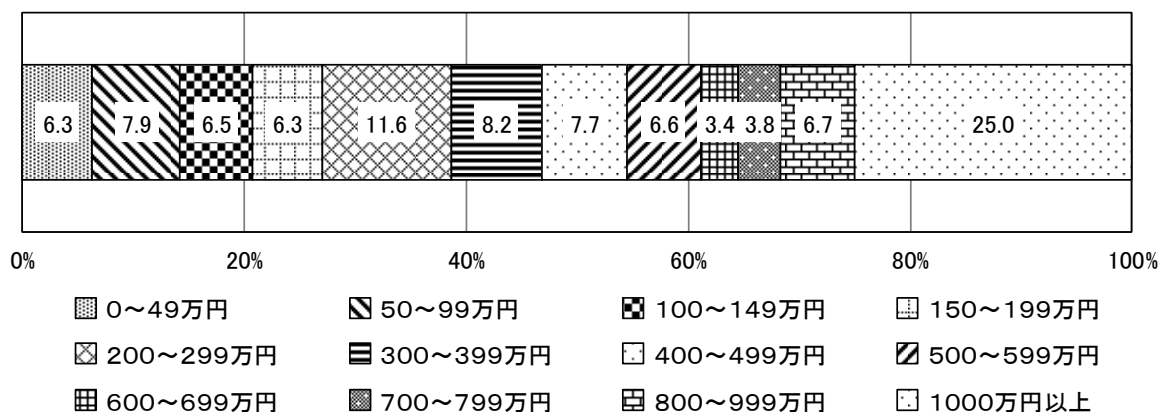
4 市区町村民児協の財政・財源について

(1) 全体収入予算額

全体収入予算額は、「1000万円以上」(25.0%)が最も高く、次いで「200～299万円」(11.6%)、「300～399万円」(8.2%)となっている。

図表 4-1 全体収入予算額

n= 1,311

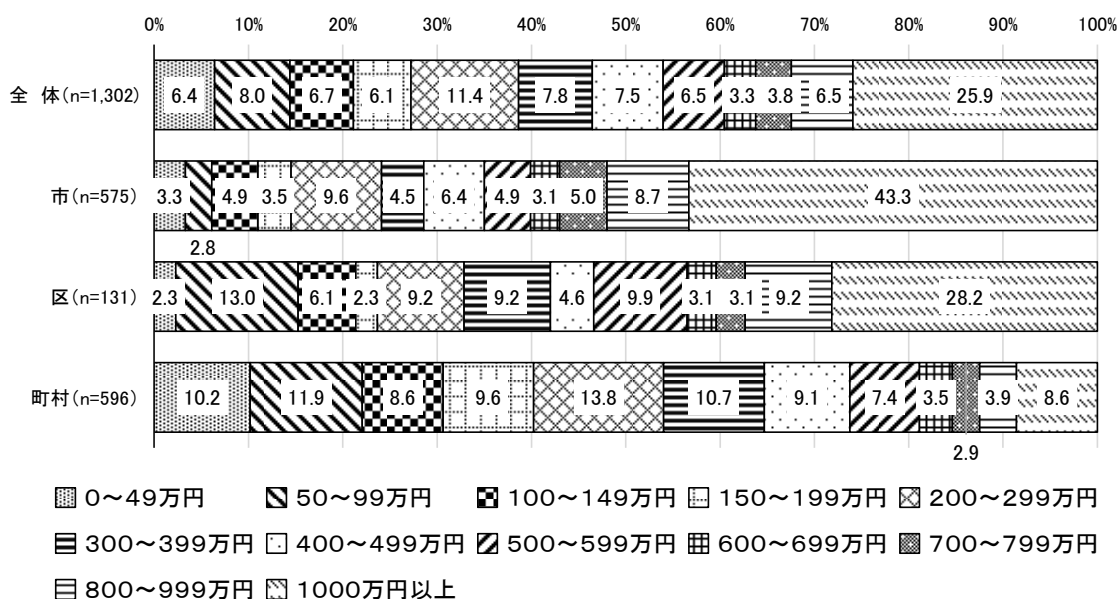


市区町村別にみると、市では、「1000万円以上」(43.3%)が最も高く、次いで「200～299万円」(9.6%)、「800～999万円」(8.7%)となっている。

区では、「1000万円以上」(28.2%)が最も高く、次いで「50～99万円」(13.0%)、「500～599万円」(9.9%)となっている。

町村では、「200～299万円」(13.8%)が最も高く、次いで「50～99万円」(11.9%)、「300～399万円」(10.7%)となっている。

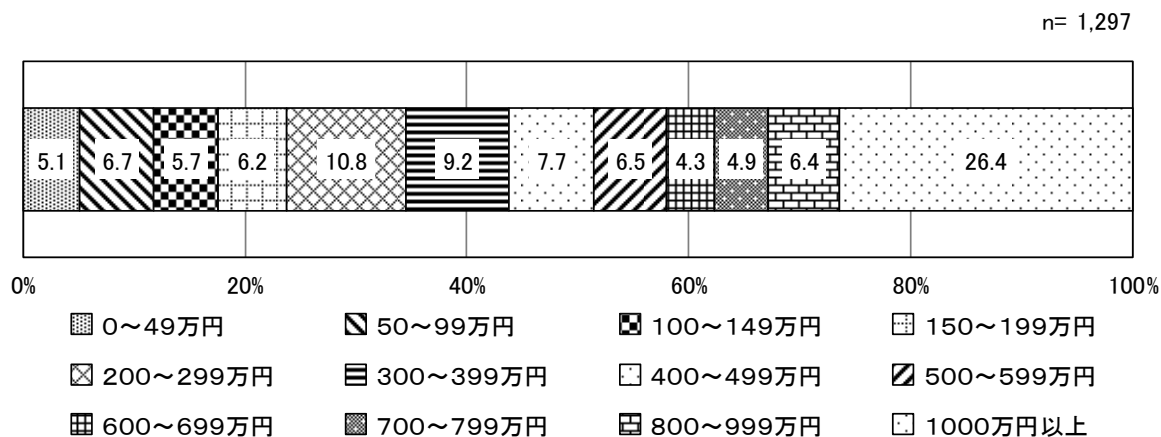
図表 4-2 全体収入予算額 (市区町村別)



(2) 全体支出予算額

全体支出予算額は、「1000万円以上」(26.4%)が最も高く、次いで「200～299万円」(10.8%)、「300～399万円」(9.2%)となっている。

図表 4-3 全体支出予算

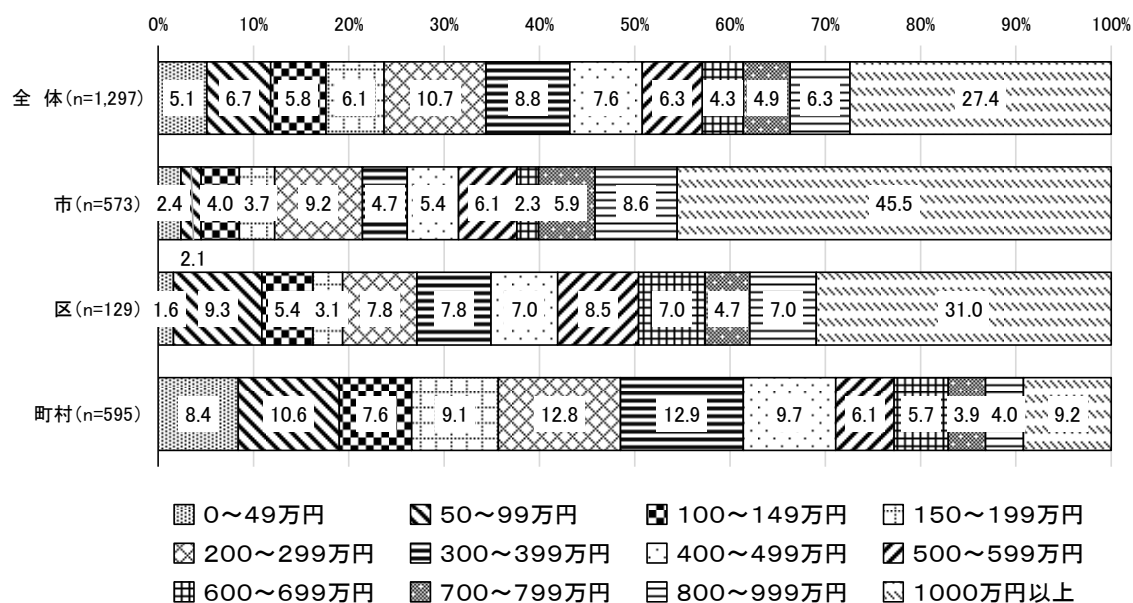


市区町村別にみると、市では、「1000万円以上」(45.5%)が最も高く、次いで「200～299万円」(9.2%)、「800～999万円」(8.6%)となっている。

区では、「1000万円以上」(31.0%)が最も高く、次いで「50～99万円」(9.3%)、「500～599万円」(8.5%)となっている。

町村では、「300～399万円」(12.9%)が最も高く、次いで「200～299万円」(12.8%)、「50～99万円」(10.6%)となっている。

図表 4-4 全体支出予算（市区町村別）

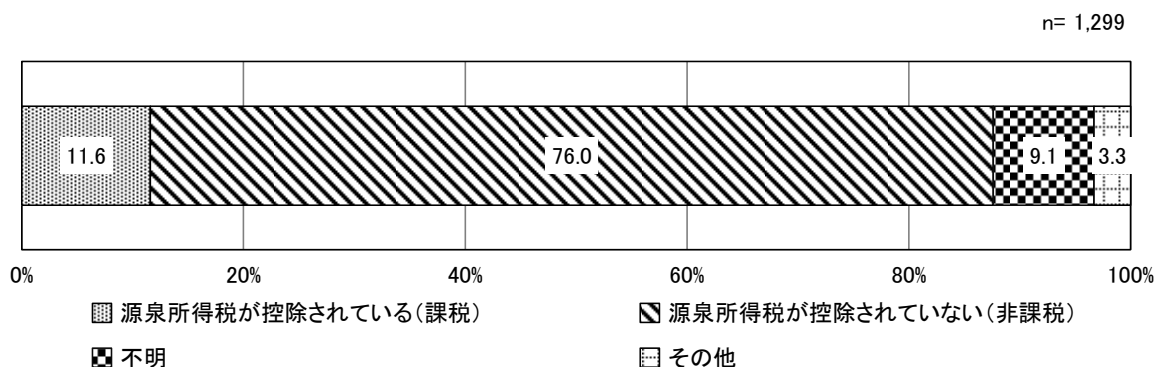


5 管内単位民児協等の財政・財源について

(1) 自治体における委員活動費の源泉所得税の取扱い

自治体における委員活動費の源泉所得税の取扱いは、「源泉所得税が控除されていない（非課税）」（76.0%）が最も高く、次いで「源泉所得税が控除されている（課税）」（11.6%）、「不明」（9.1%）となっている。

図表 5－1 自治体における委員活動費の源泉所得税の取扱い

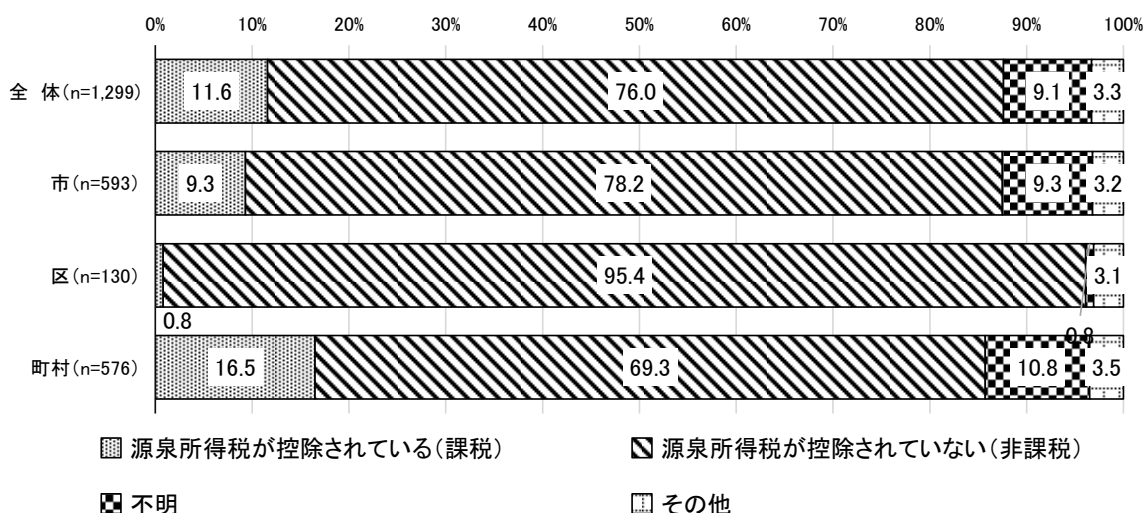


市区町村別にみると、市では、「源泉所得税が控除されていない（非課税）」（78.2%）が最も高く、次いで「不明」（9.3%）、「源泉所得税が控除されている（課税）」（9.3%）となっている。

区では、「源泉所得税が控除されていない（非課税）」（95.4%）が最も高く、次いで「不明」（0.8%）、「源泉所得税が控除されている（課税）」（0.8%）となっている。

町村では、「源泉所得税が控除されていない（非課税）」（69.3%）が最も高く、次いで「源泉所得税が控除されている（課税）」（16.5%）、「不明」（10.8%）となっている。

図表 5－2 自治体における委員活動費の源泉所得税の取扱い（市区町村別）



6 民生委員・児童委員への研修等の実施

(1) 研修の実施有無／令和4年度

令和4年度の研修の実施有無を研修対象別にみると、

単位民児協会長は、「実施あり」が24.4%、「実施なし」が75.6%となっている。

単位民児協役員等は、「実施あり」が23.4%、「実施なし」が76.6%となっている。

民生委員・児童委員（全体）は、「実施あり」が80.8%、「実施なし」が19.2%となっている。

主任児童委員（全体）のみは、「実施あり」が39.0%、「実施なし」が61.0%となっている。

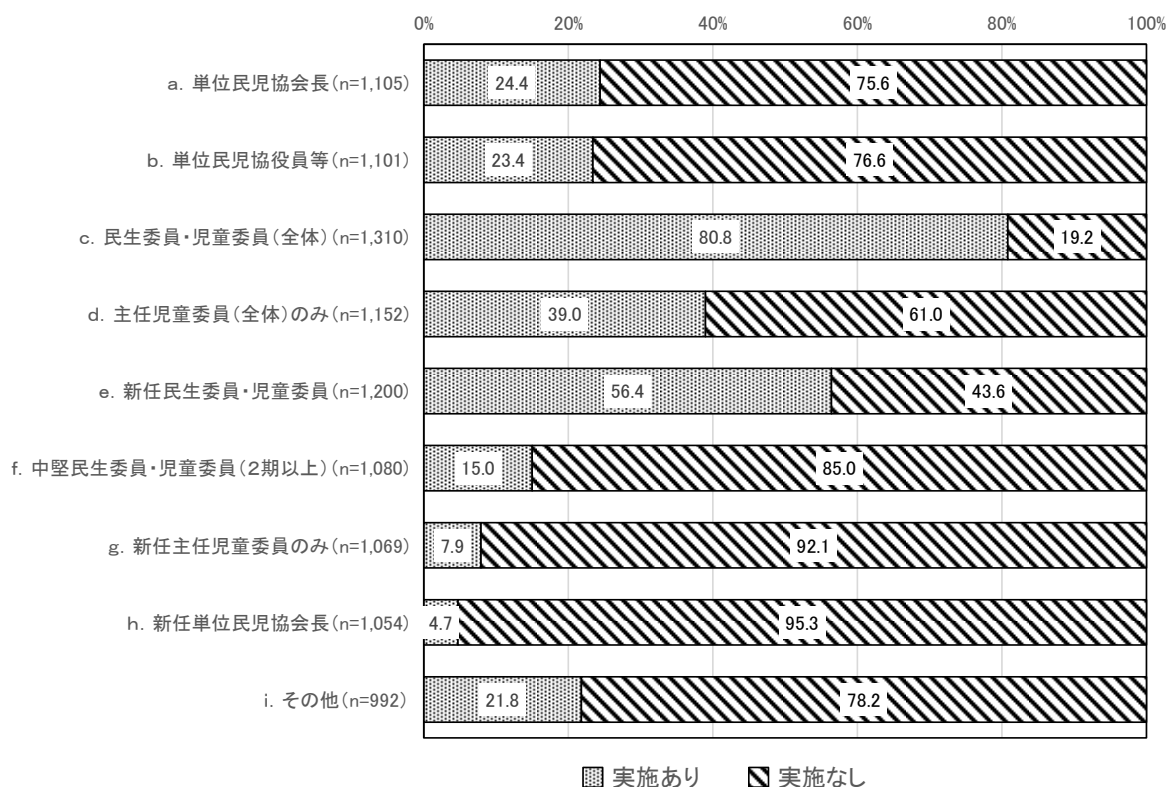
新任民生委員・児童委員は、「実施あり」が56.4%、「実施なし」が43.6%となっている。

中堅民生委員・児童委員（2期以上）は、「実施あり」が15.0%、「実施なし」が85.0%となっている。

新任主任児童委員のみは、「実施あり」が7.9%、「実施なし」が92.1%となっている。

新任単位民児協会長は、「実施あり」が4.7%、「実施なし」が95.3%となっている。

図表 6－1 研修の実施有無／令和4年度



(2) 研修対象、延べ実施回数／令和4年度

令和4年度に研修を実施した市区町村について、延べ回数を研修対象別にみると、単位民児協会長は、「1回」(68.5%)が最も高く、次いで「5回以上」(12.6%)、「2回」(12.2%)となっている。

単位民児協役員等は、「1回」(58.9%)が最も高く、次いで「2回」(17.4%)、「5回以上」(14.0%)となっている。

民生委員・児童委員(全体)は、「1回」(39.8%)が最も高く、次いで「5回以上」(21.9%)、「2回」(21.3%)となっている。

主任児童委員(全体)のみは、「1回」(56.8%)が最も高く、次いで「2回」(20.5%)、「5回以上」(8.9%)となっている。

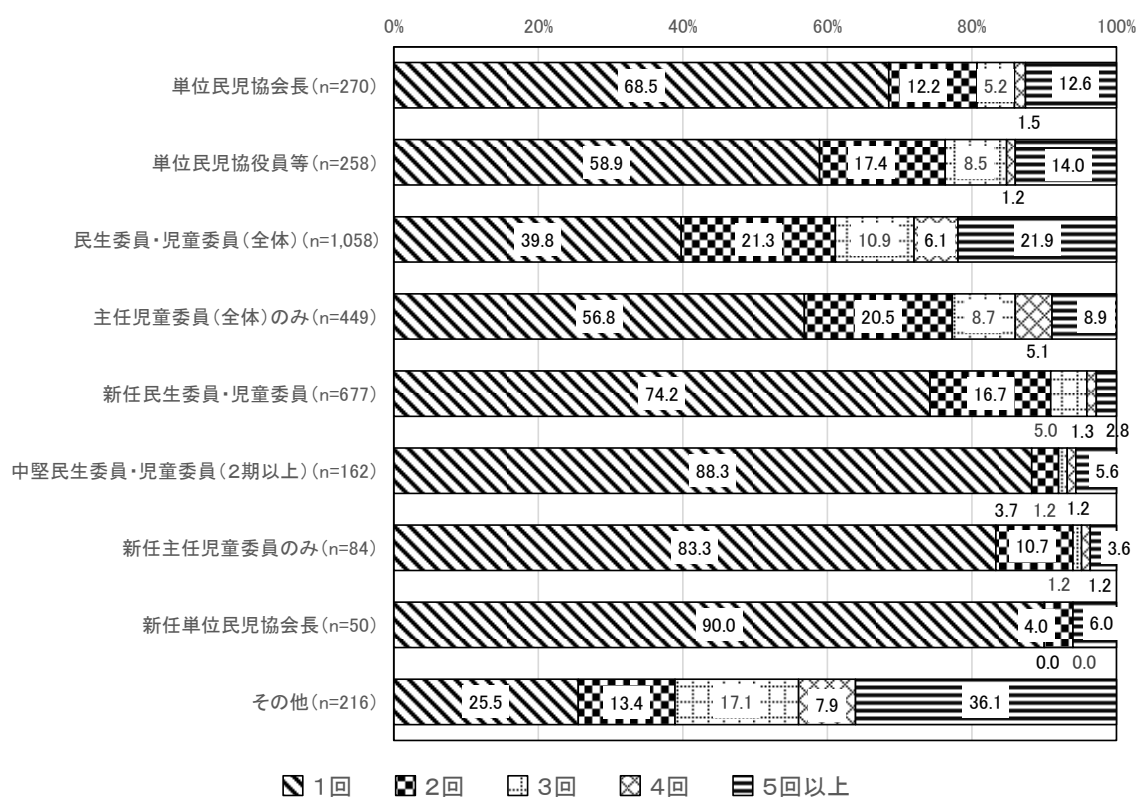
新任民生委員・児童委員は、「1回」(74.2%)が最も高く、次いで「2回」(16.7%)、「3回」(5.0%)となっている。

中堅民生委員・児童委員(2期以上)は、「1回」(88.3%)が最も高く、次いで「5回以上」(5.6%)、「2回」(3.7%)となっている。

新任主任児童委員のみは、「1回」(83.3%)が最も高く、次いで「2回」(10.7%)、「5回以上」(3.6%)となっている。

新任単位民児協会長は、「1回」(90.0%)が最も高く、次いで「5回以上」(6.0%)、「2回」(4.0%)となっている。

図表 6-2 延べ研修実施回数／令和4年度



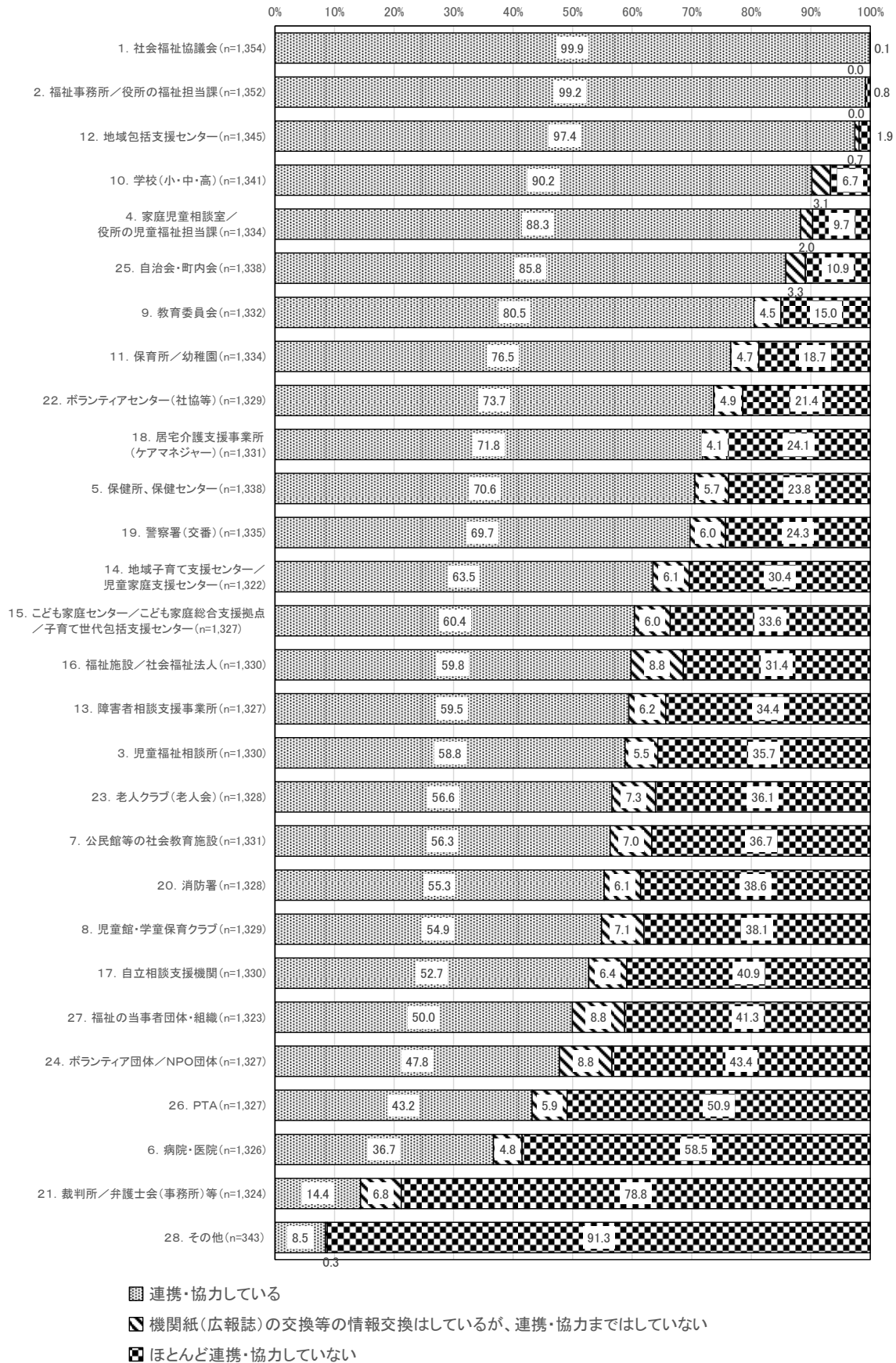
7 民児協としての関係機関・団体、行政との連携等について

(1) 関係機関・団体、行政との連携・協力の有無、連携の程度

関係機関・団体、行政と「連携・協力している」の割合を高い順にみると、

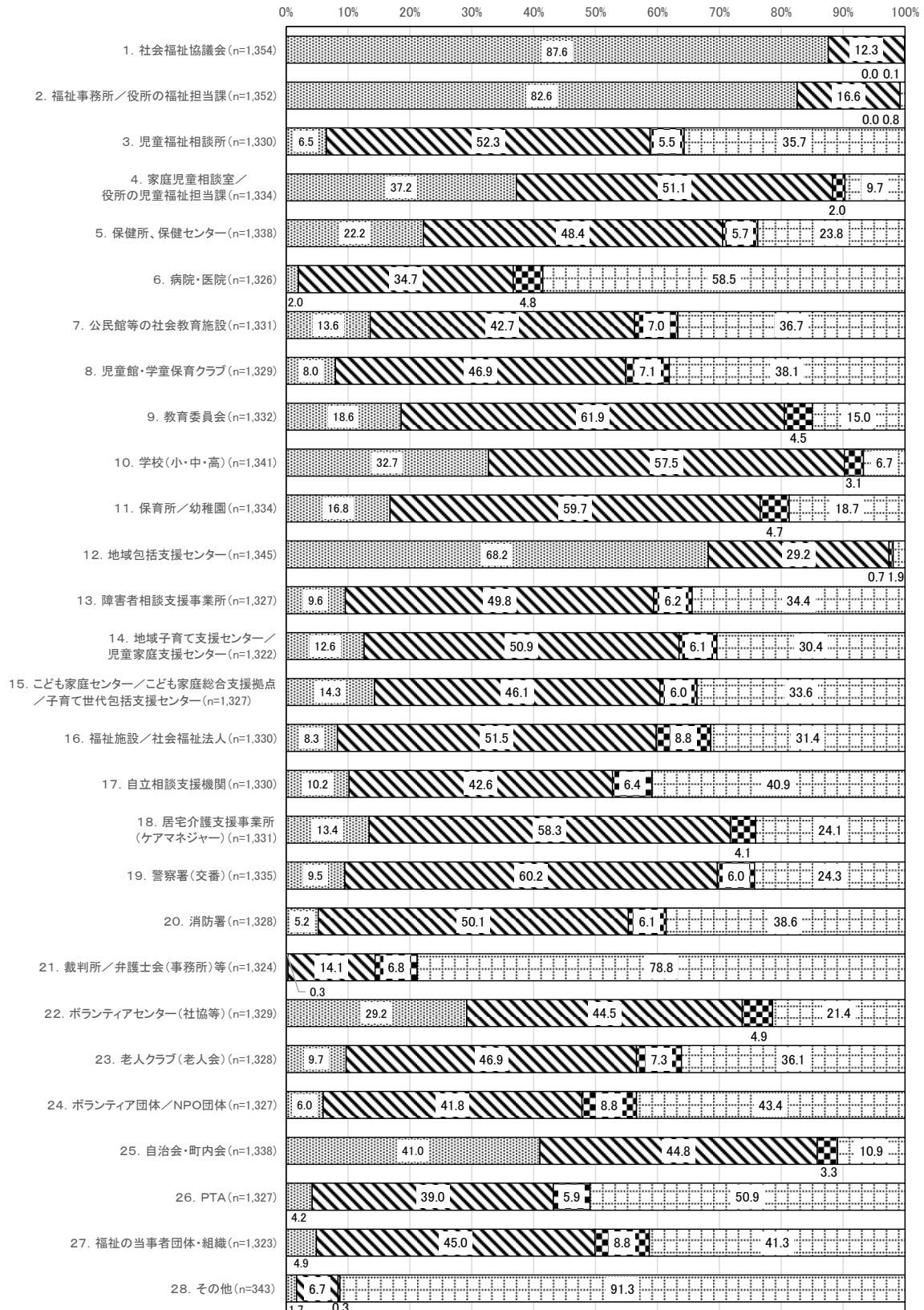
「1. 社会福祉協議会」(99.9%)が最も高く、次いで、「2. 福祉事務所／役所の福祉担当課」(99.2%)、「12. 地域包括支援センター」(97.4%)、「10. 学校(小・中・高)」(90.2%)となっている。

図表 7-1 関係機関・団体、行政との連携・協力の有無



※「連携・協力している」「日常的ではないが、必要に応じて連携・協力している」を「連携・協力している」として、集計しています。

図表 7-2 関係機関・団体、行政との連携・協力の程度



■ 連携・協力している

■ 日常的ではないが、必要に応じて連携・協力している

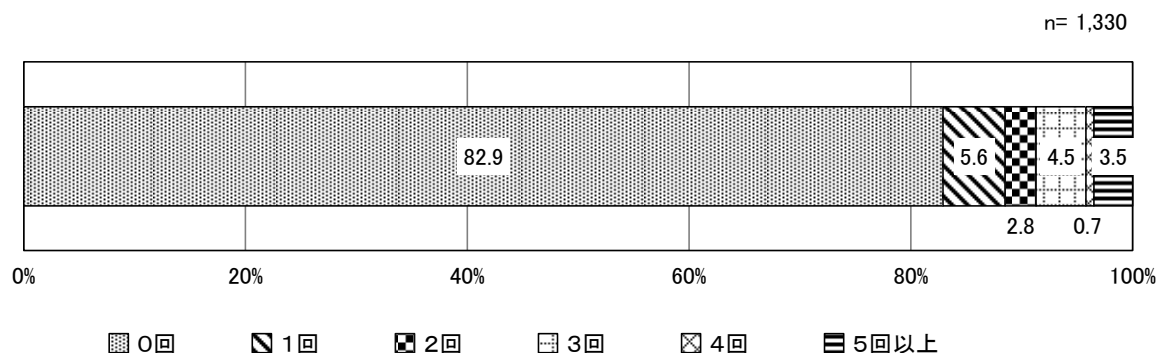
■ 機関紙(広報誌)の交換等の情報交換はしているが、連携・協力まではしていない

■ ほとんど連携・協力していない

(2) 市区町村行政への意見具申を実施した回数／令和2～4年度

実施回数合計は、「0回」(82.9%)が最も高く、次いで「1回」(5.6%)、「3回」(4.5%)となっている。

図表 7-3 市区町村行政への意見具申の実施回数

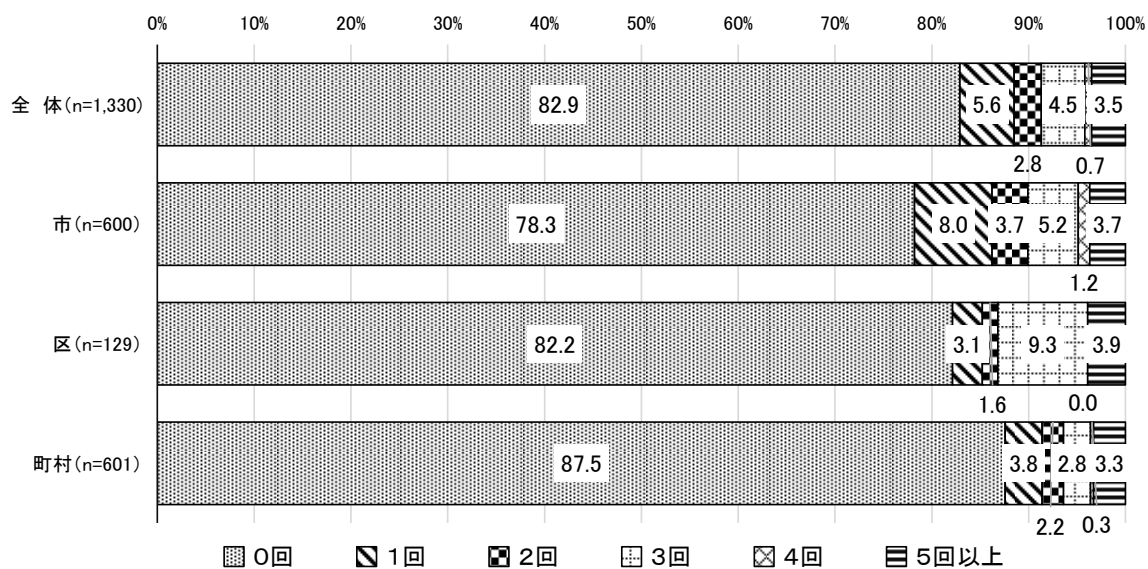


市区町村別にみると、市では、「0回」(78.3%)が最も高く、次いで「1回」(8.0%)、「3回」(5.2%)となっている。

区では、「0回」(82.2%)が最も高く、次いで「3回」(9.3%)、「5回以上」(3.9%)となっている。

町村では、「0回」(87.5%)が最も高く、次いで「1回」(3.8%)、「5回以上」(3.3%)となっている。

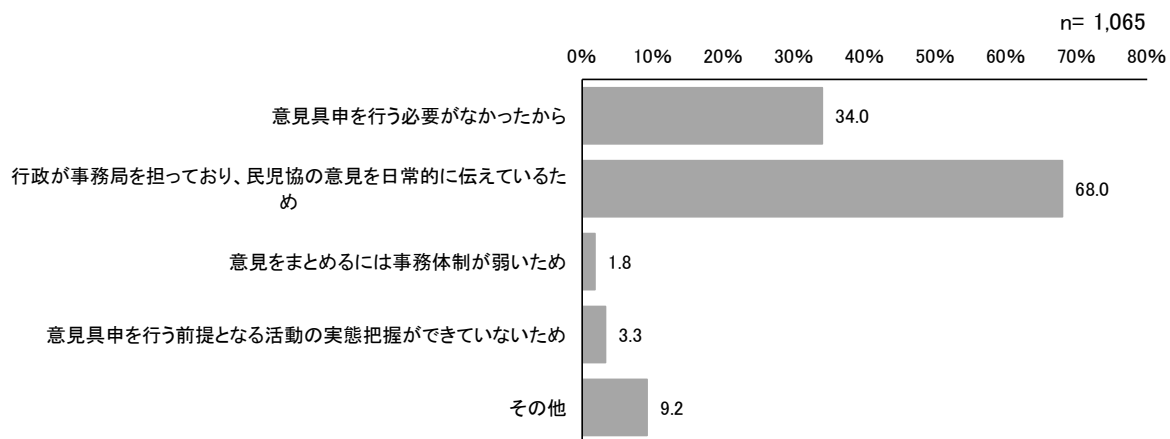
図表 7-4 市区町村行政への意見具申の実施回数（市区町村別）／令和2～4年度



(3) 市区町村行政への意見具申を実施していない理由

市区町村行政への意見具申を実施していない理由は、「行政が事務局を担っており、民児協の意見を日常的に伝えているため」(68.0%)が最も高く、次いで「意見具申を行う必要がなかったから」(34.0%)、「意見具申を行う前提となる活動の実態把握ができていないため」(3.3%)となっている。

図表 7-5 市区町村行政への意見具申を実施していない理由

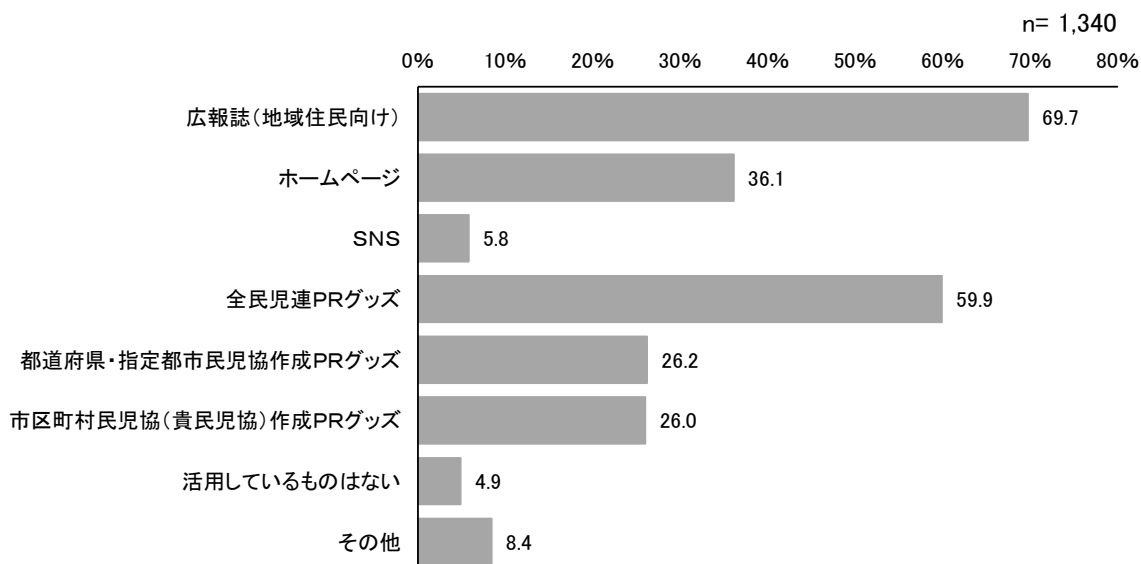


8 民生委員・児童委員に関する広報・啓発活動について

(1) SNS、ホームページ、広報誌、広報グッズの活用状況

SNS、ホームページ、広報誌、広報グッズの活用状況は、「広報誌（地域住民向け）」(69.7%)が最も高く、次いで「全民児連PRグッズ」(59.9%)、「ホームページ」(36.1%)となっている。

図表 8-1 SNS、ホームページ、広報誌、広報グッズの活用状況

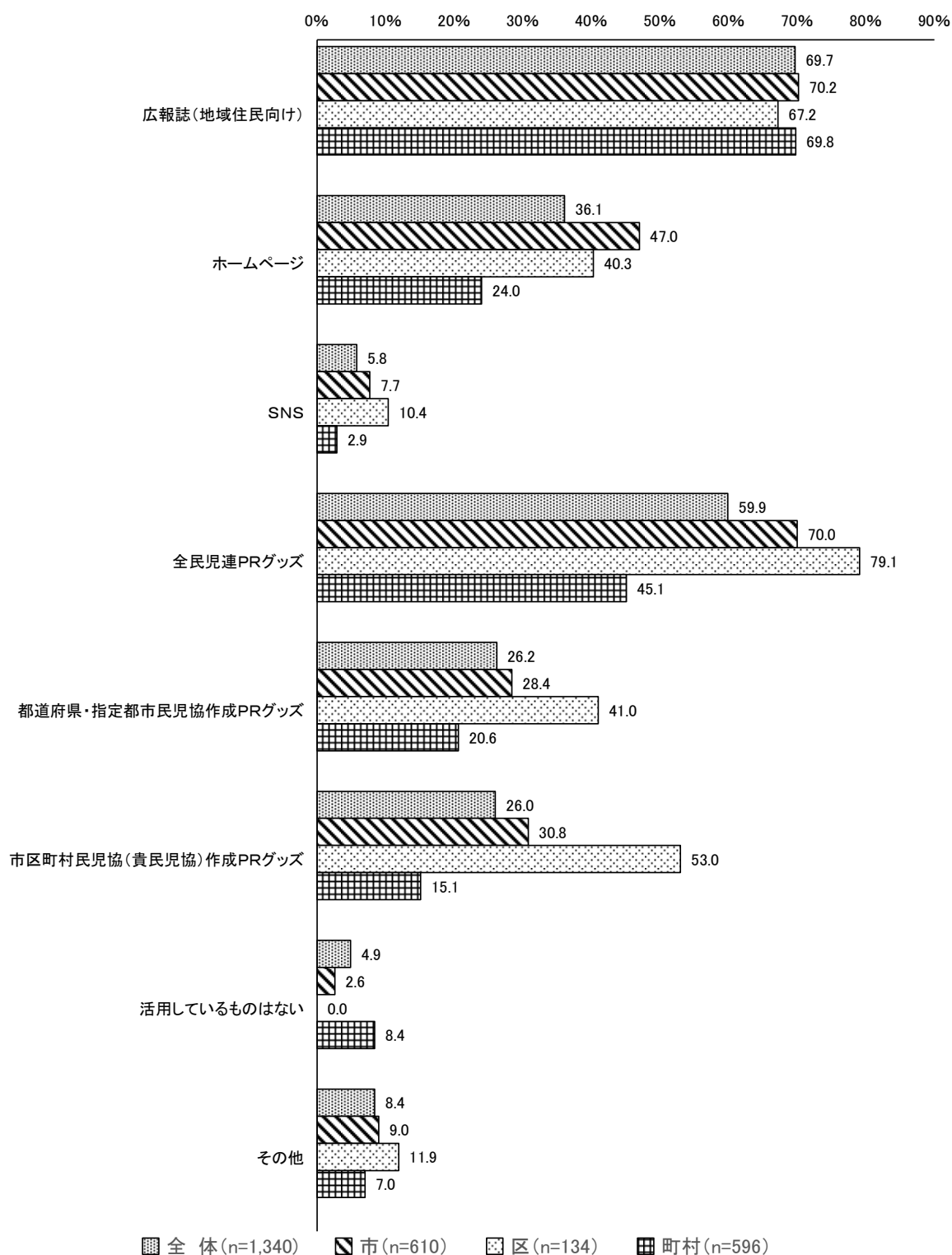


市区町村別にみると、市では、「広報誌（地域住民向け）」（70.2%）が最も高く、次いで「全民児連PRグッズ」（70.0%）、「ホームページ」（47.0%）となっている。

区では、「全民児連PRグッズ」（79.1%）が最も高く、次いで「広報誌（地域住民向け）」（67.2%）、「市区町村民児協（貴民児協）作成PRグッズ」（53.0%）となっている。

町村では、「広報誌（地域住民向け）」（69.8%）が最も高く、次いで「全民児連PRグッズ」（45.1%）、「ホームページ」（24.0%）となっている。

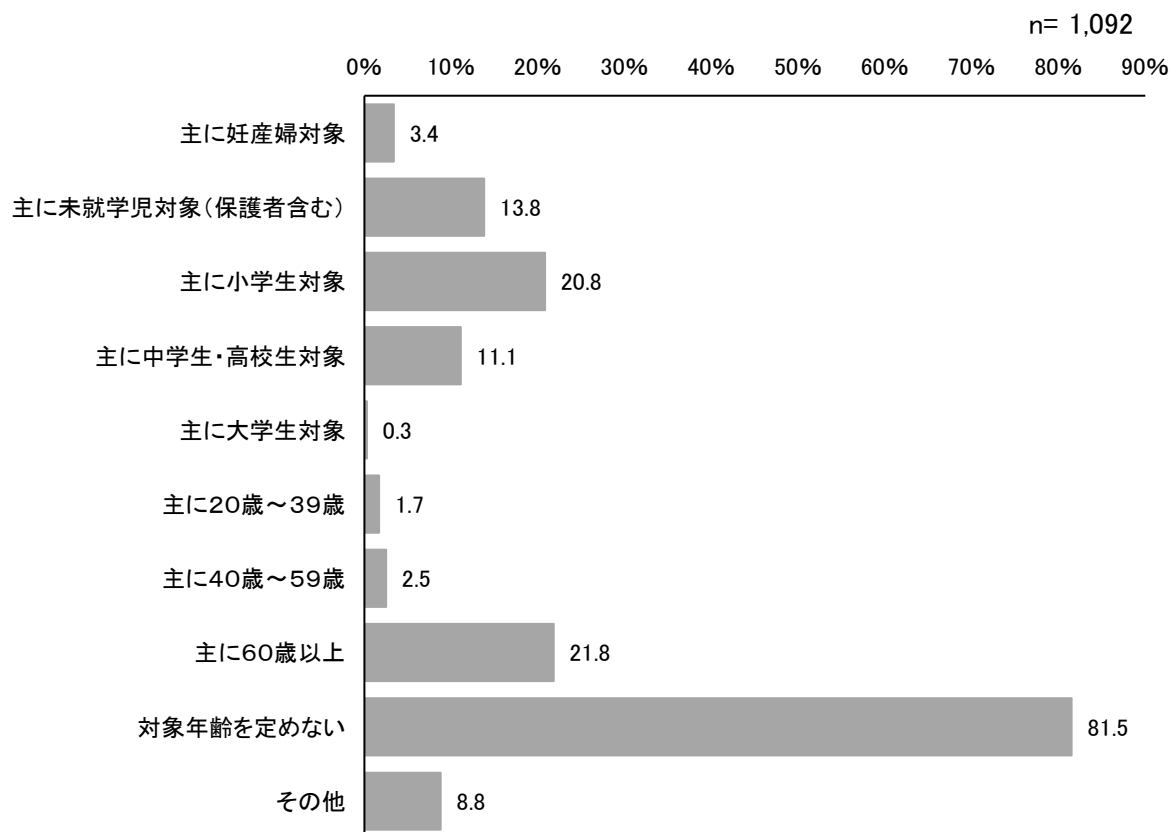
図表 8-2 SNS、ホームページ、広報誌、広報グッズの活用状況（市区町村別）



(2) 民児協で実施している主な広報・啓発活動の主な対象

主な対象は、「対象年齢を定めない」(81.5%)が最も高く、次いで「主に60歳以上」(21.8%)、「主に小学生対象」(20.8%)となっている。

図表 8-3 民児協で実施している主な広報・啓発活動とその対象

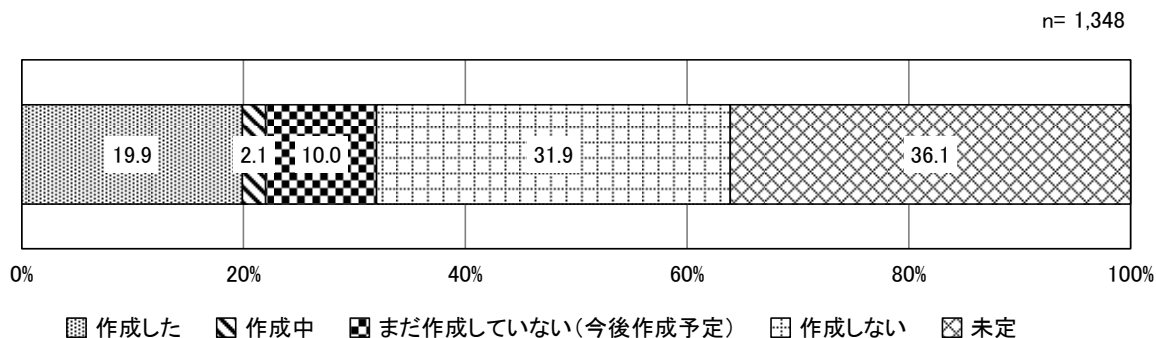


9 地域版活動強化方策への取り組みについて

(1) 「市区町村民児協版活動強化方策」の作成状況

「市区町村民児協版活動強化方策」の作成状況は、「未定」(36.1%)が最も高く、次いで「作成しない」(31.9%)、「作成した」(19.9%)となっている。

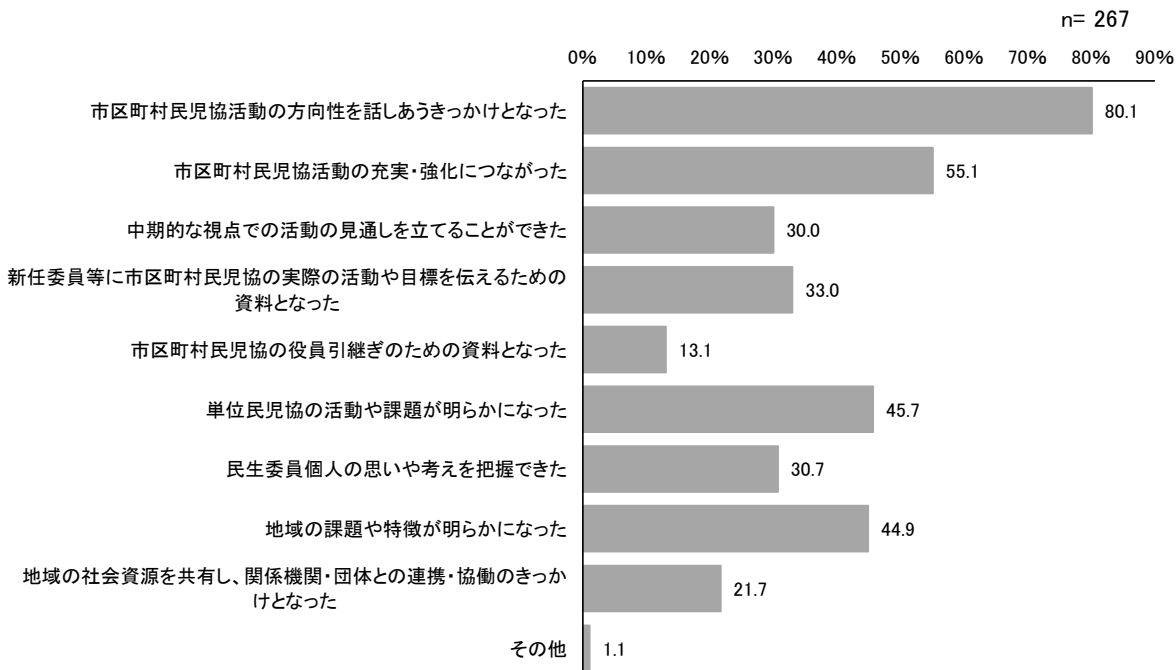
図表 9-1 「市区町村民児協版活動強化方策」の作成状況



(2) 「市区町村民児協版活動強化方策」を作成してよかったこと

市区町村民児協版活動強化方策を作成してよかったことは、「市区町村民児協活動の方向性を話しあうきっかけとなった」(80.1%)が最も高く、次いで「市区町村民児協活動の充実・強化につながった」(55.1%)、「単位民児協の活動や課題が明らかになった」(45.7%)となっている。

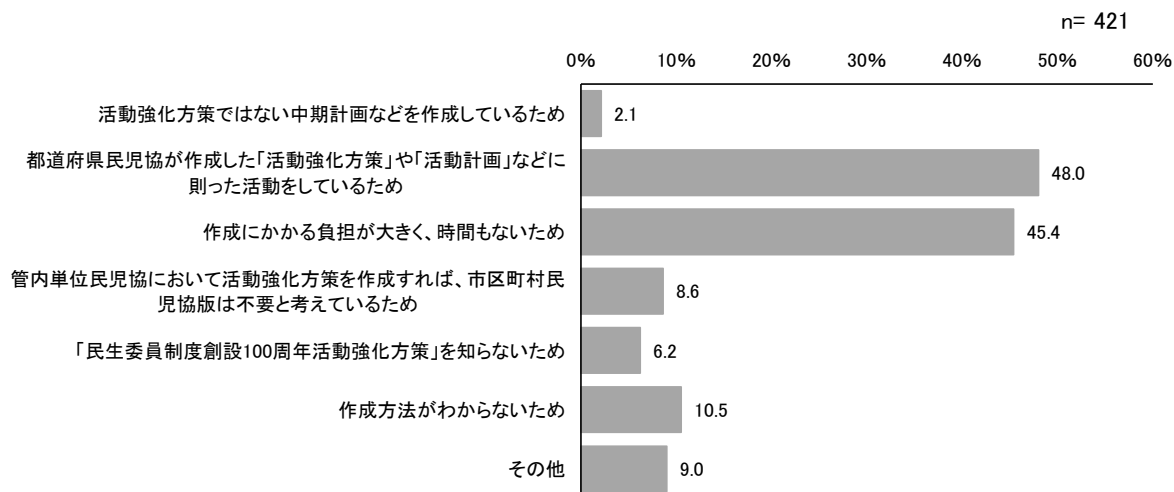
図表 9-2 「市区町村民児協版活動強化方策」を作成してよかったこと



(3) 「市区町村民児協版活動強化方策」を作成しない理由

「市区町村民児協版活動強化方策」を作成しない理由は、「都道府県民児協が作成した「活動強化方策」や「活動計画」などに則った活動をしているため」(48.0%)が最も高く、次いで「作成にかかる負担が大きく、時間もないため」(45.4%)、「作成方法がわからないため」(10.5%)となっている。

図表 9－3 「市区町村民児協版活動強化方策」を作成しない理由

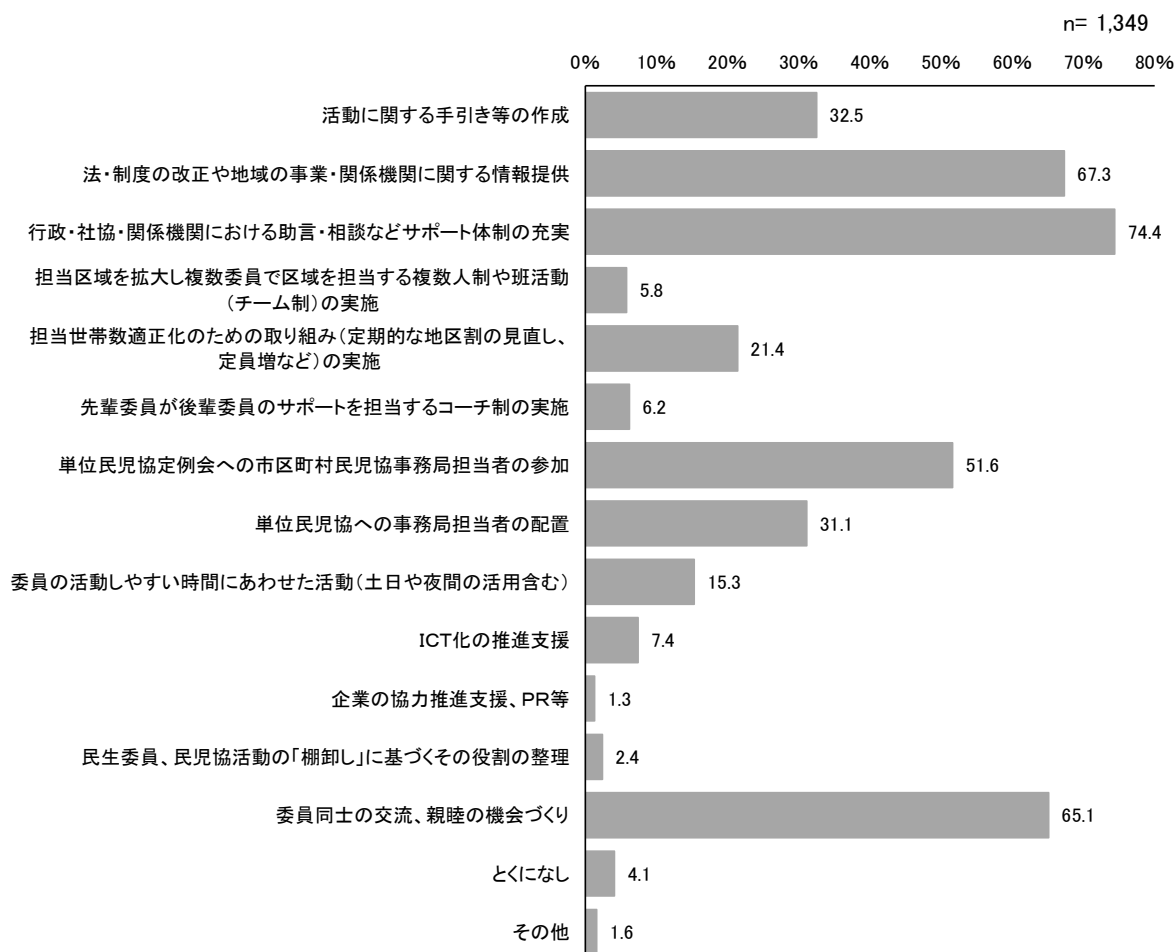


10 委員活動等への支援の状況について

(1) 民生委員・児童委員活動への支援の実施状況

民生委員・児童委員活動への支援の実施状況は、「行政・社協・関係機関における助言・相談などサポート体制の充実」(74.4%)が最も高く、次いで「法・制度の改正や地域の事業・関係機関に関する情報提供」(67.3%)、「委員同士の交流、親睦の機会づくり」(65.1%)となっている。

図表 10-1 民生委員・児童委員活動支援の実施状況

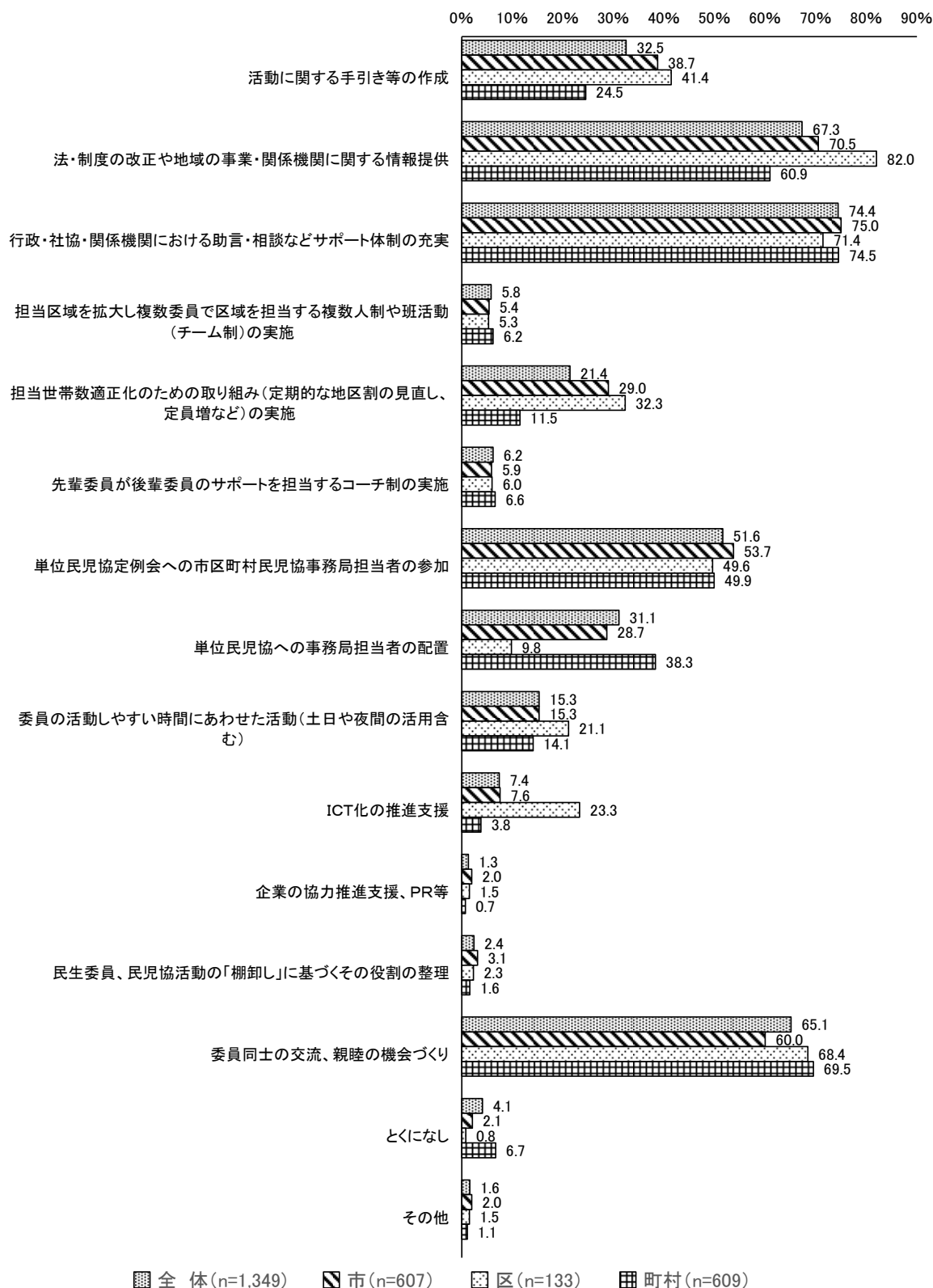


市区町村別にみると、市では、「行政・社協・関係機関における助言・相談などサポート体制の充実」(75.0%)が最も高く、次いで「法・制度の改正や地域の事業・関係機関に関する情報提供」(70.5%)、「委員同士の交流、親睦の機会づくり」(60.0%)となっている。

区では、「法・制度の改正や地域の事業・関係機関に関する情報提供」(82.0%)が最も高く、次いで「行政・社協・関係機関における助言・相談などサポート体制の充実」(71.4%)、「委員同士の交流、親睦の機会づくり」(68.4%)となっている。

町村では、「行政・社協・関係機関における助言・相談などサポート体制の充実」(74.5%)が最も高く、次いで「委員同士の交流、親睦の機会づくり」(69.5%)、「法・制度の改正や地域の事業・関係機関に関する情報提供」(60.9%)となっている。

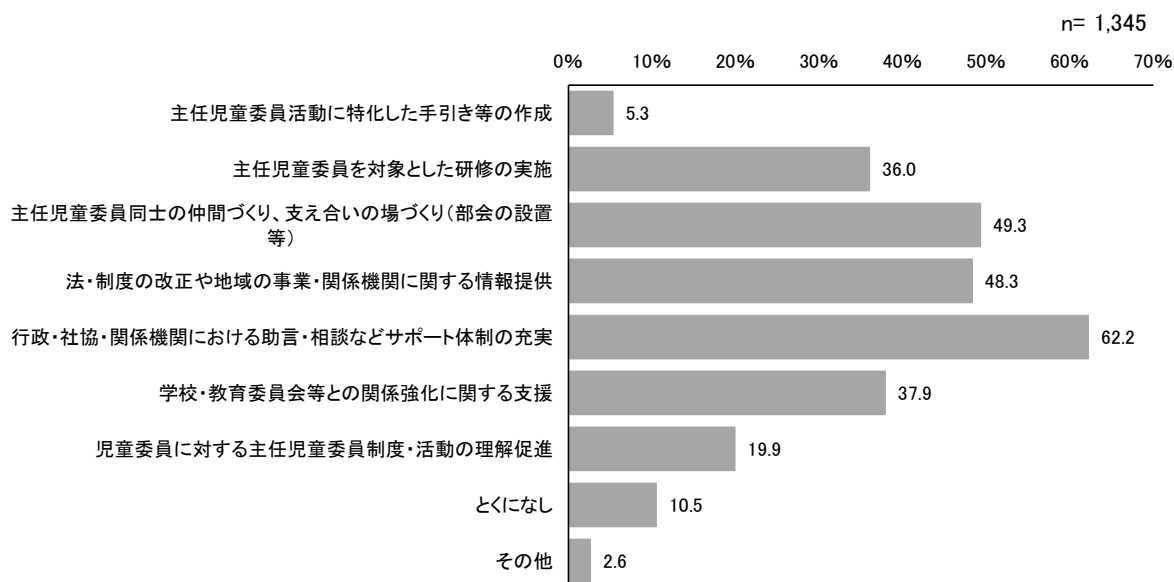
図表 10-2 民生委員・児童委員活動への支援の実施状況（市区町村別）



(2) 主任児童委員活動への支援の実施状況

主任児童委員活動への支援の実施状況は、「行政・社協・関係機関における助言・相談などサポート体制の充実」(62.2%)が最も高く、次いで「主任児童委員同士の仲間づくり、支え合いの場づくり(部会の設置等)」(49.3%)、「法・制度の改正や地域の事業・関係機関に関する情報提供」(48.3%)となっている。

図表 10-3 主任児童委員活動への支援の実施状況

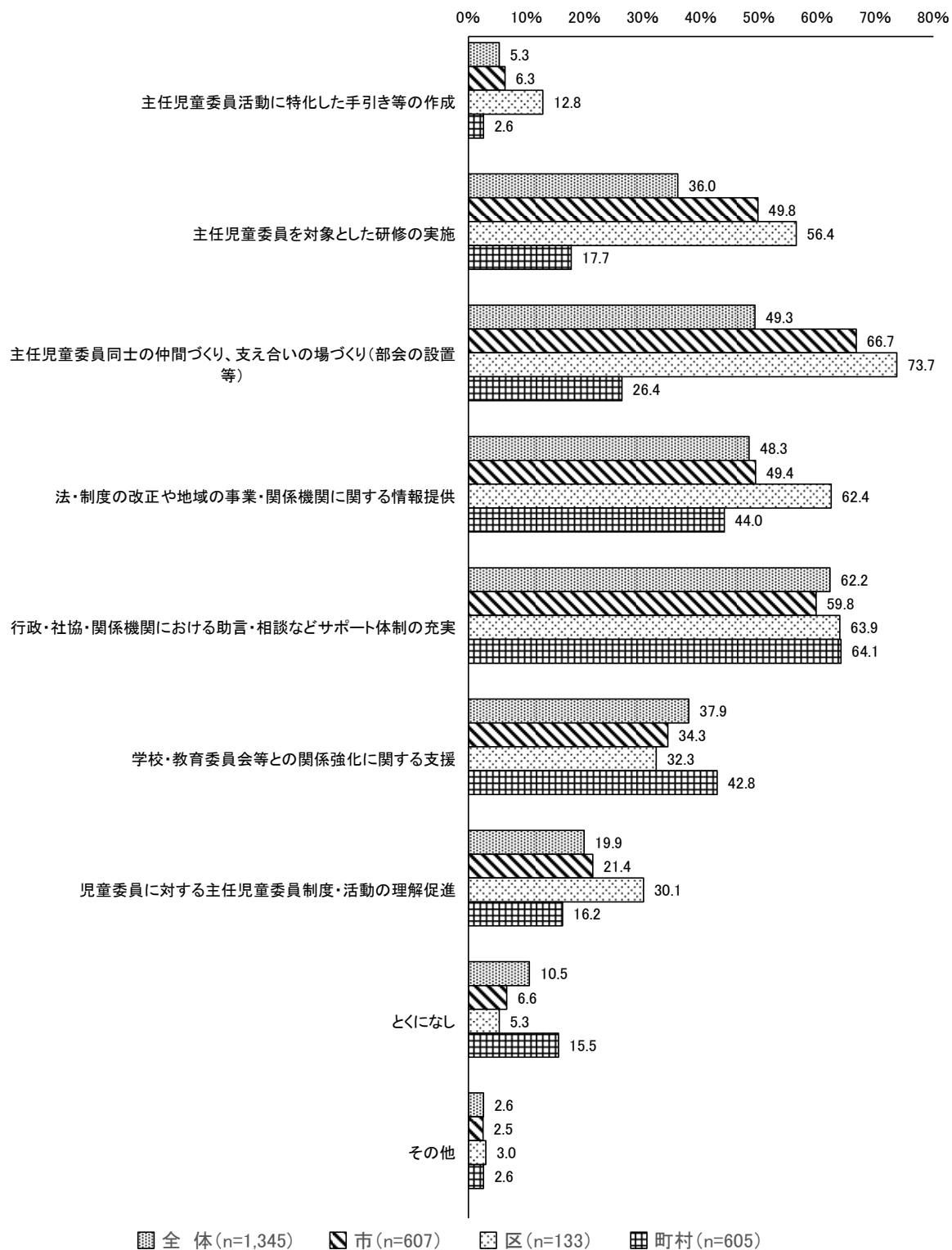


市区町村別にみると、市では、「主任児童委員同士の仲間づくり、支え合いの場づくり(部会の設置等)」(66.7%)が最も高く、次いで「行政・社協・関係機関における助言・相談などサポート体制の充実」(59.8%)、「主任児童委員を対象とした研修の実施」(49.8%)となっている。

区では、「主任児童委員同士の仲間づくり、支え合いの場づくり(部会の設置等)」(73.7%)が最も高く、次いで「行政・社協・関係機関における助言・相談などサポート体制の充実」(63.9%)、「法・制度の改正や地域の事業・関係機関に関する情報提供」(62.4%)となっている。

町村では、「行政・社協・関係機関における助言・相談などサポート体制の充実」(64.1%)が最も高く、次いで「法・制度の改正や地域の事業・関係機関に関する情報提供」(44.0%)、「学校・教育委員会等との関係強化に関する支援」(42.8%)となっている。

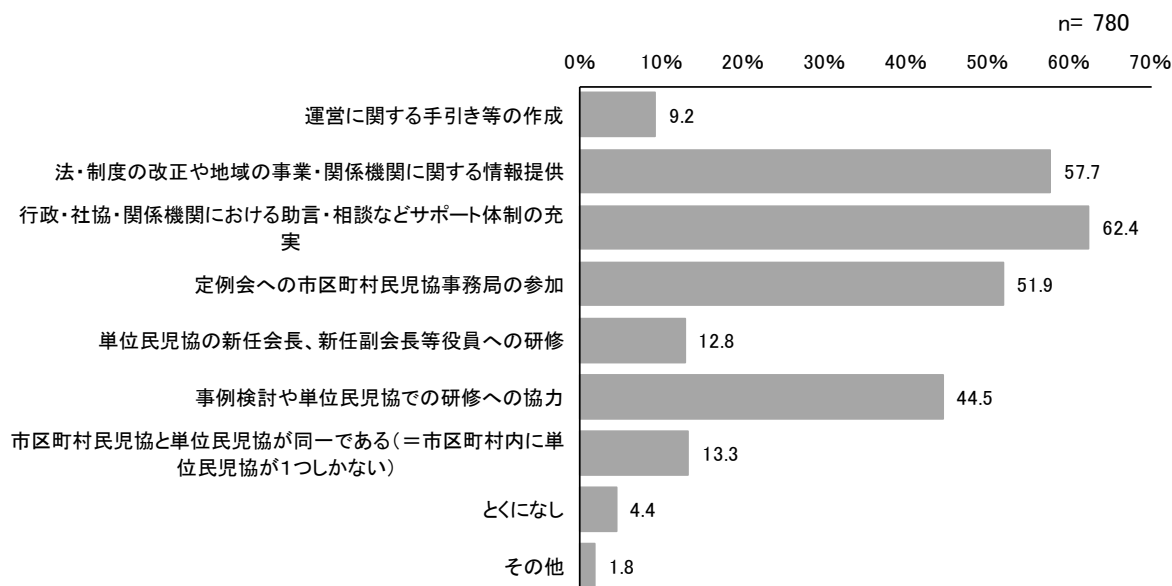
図表 10-4 主任児童委員活動への支援の実施状況（市区町村別）



(3) 単位民児協活動への支援の実施状況

単位民児協活動への支援の実施状況は、「行政・社協・関係機関における助言・相談などサポート体制の充実」(62.4%)が最も高く、次いで「法・制度の改正や地域の事業・関係機関に関する情報提供」(57.7%)、「定例会への市区町村民児協事務局の参加」(51.9%)となっている。

図表 10-5 単位民児協活動への支援の実施状況



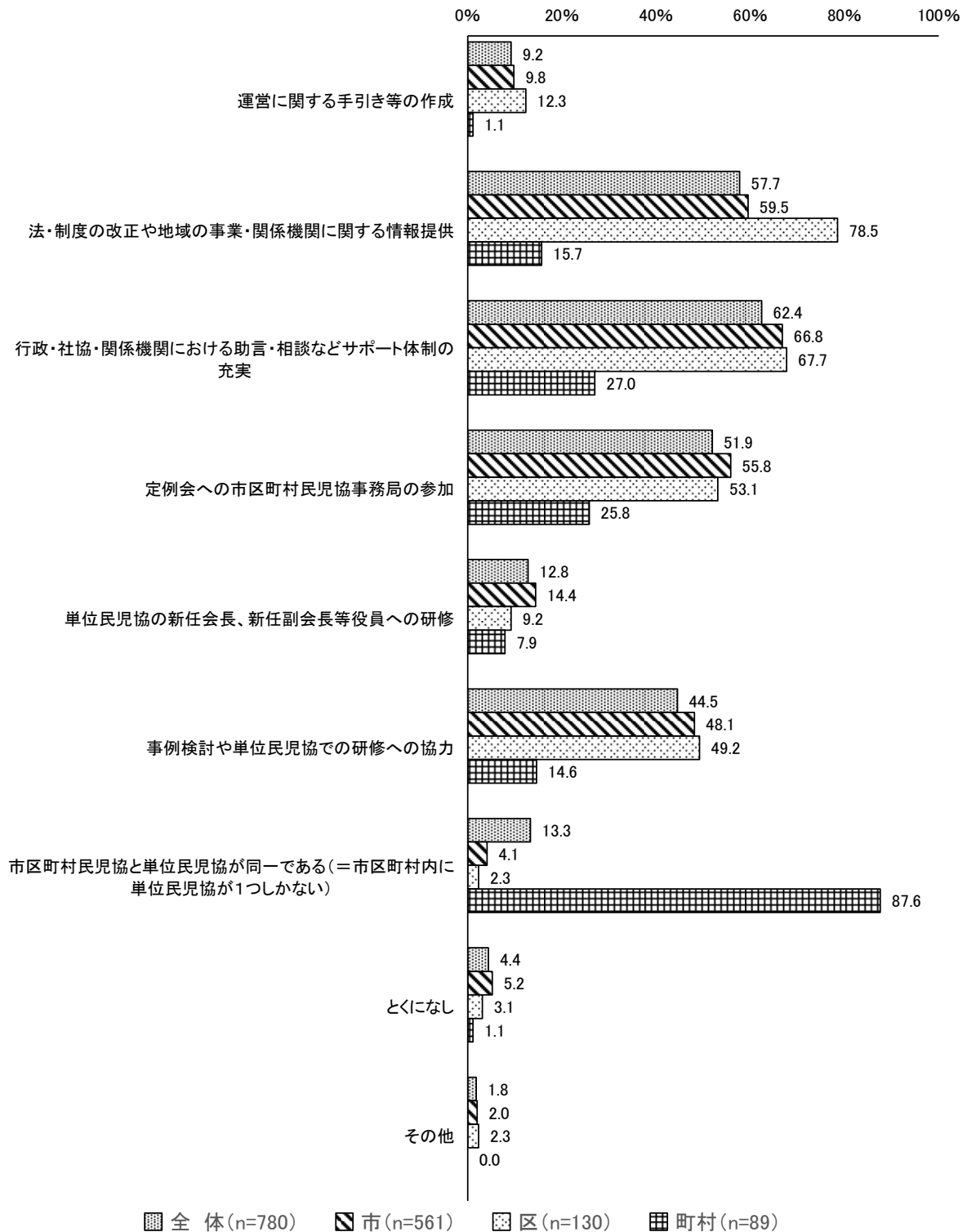
※本設問では、市区町村民児協が法定単位民児協であり、かつ、管内に任意単位民児協がない市区町村を集計分母から抜いています。

市区町村別にみると、市では、「行政・社協・関係機関における助言・相談などサポート体制の充実」(66.8%)が最も高く、次いで「法・制度の改正や地域の事業・関係機関に関する情報提供」(59.5%)、「定例会への市区町村民児協事務局の参加」(55.8%)となっている。

区では、「法・制度の改正や地域の事業・関係機関に関する情報提供」(78.5%)が最も高く、次いで「行政・社協・関係機関における助言・相談などサポート体制の充実」(67.7%)、「定例会への市区町村民児協事務局の参加」(53.1%)となっている。

町村では、「行政・社協・関係機関における助言・相談などサポート体制の充実」(27.0%)が最も高く、次いで、定例会への市区町村民児協事務局の参加」(25.8%)、「事例検討や単位民児協での研修への協力」(14.6%)となっている。

図表 10-6 単位民児協活動への支援の実施状況（市区町村別）



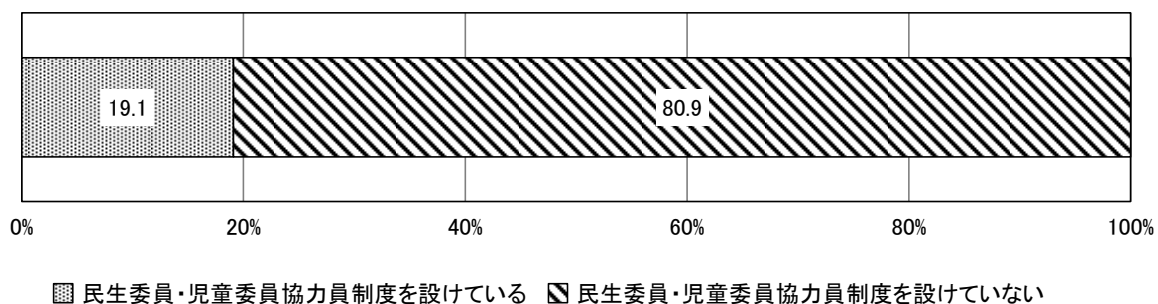
※本設問では、市区町村民児協が法定単位民児協であり、かつ、管内に任意単位民児協がない市区町村を集計分母から抜いています。

(4) 民生委員・児童委員協力員制度の有無

民生委員・児童委員協力員制度の有無は、「民生委員・児童委員協力員制度を設けている」(19.1%)、「民生委員・児童委員協力員制度を設けていない」(80.9%)となっている。

図表 10-7 民生委員・児童委員協力員制度の有無

n= 1,347

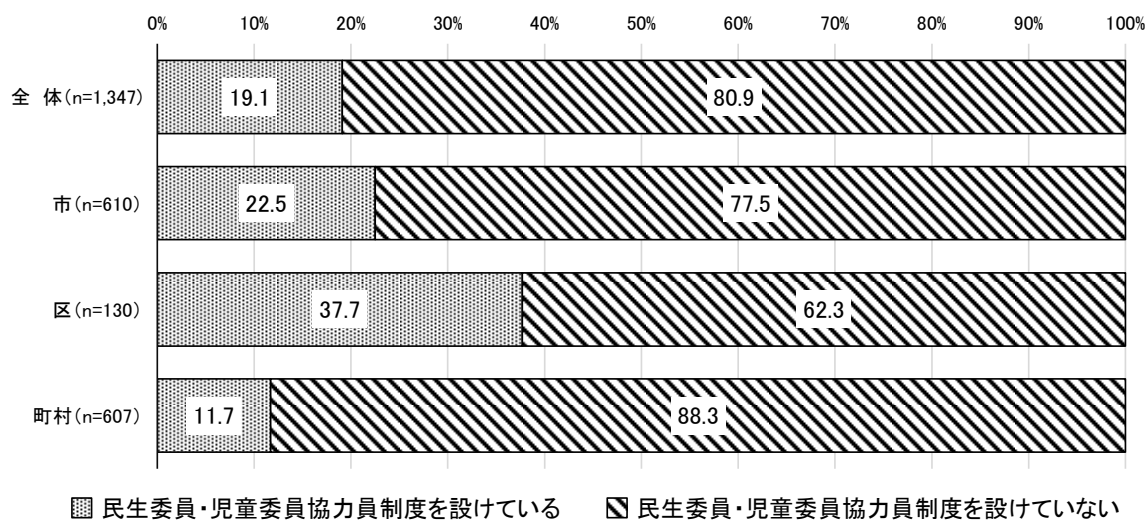


市区町村別にみると、市では、「民生委員・児童委員協力員制度を設けている」(22.5%)、「民生委員・児童委員協力員制度を設けていない」(77.5%)となっている。

区では、「民生委員・児童委員協力員制度を設けている」(37.7%)、「民生委員・児童委員協力員制度を設けていない」(62.3%)となっている。

町村では、「民生委員・児童委員協力員制度を設けている」(11.7%)、「民生委員・児童委員協力員制度を設けていない」(88.3%)となっている。

図表 10-8 民生委員・児童委員協力員制度の有無（市区町村別）

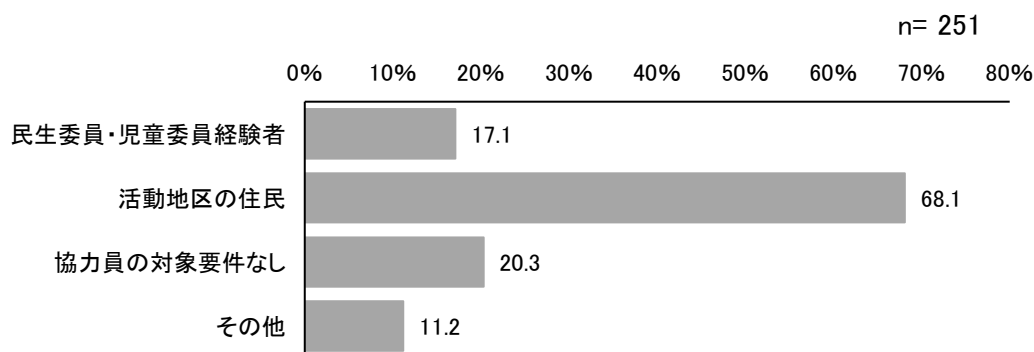


(5) 実施している民生委員・児童委員協力員制度の詳細

1) 協力員の対象要件

協力員の対象要件は、「活動地区の住民」(68.1%)が最も高く、次いで「協力員の対象要件なし」(20.3%)、「民生委員・児童委員経験者」(17.1%)となっている。

図表 10-9 民生委員・児童委員協力員の対象要件

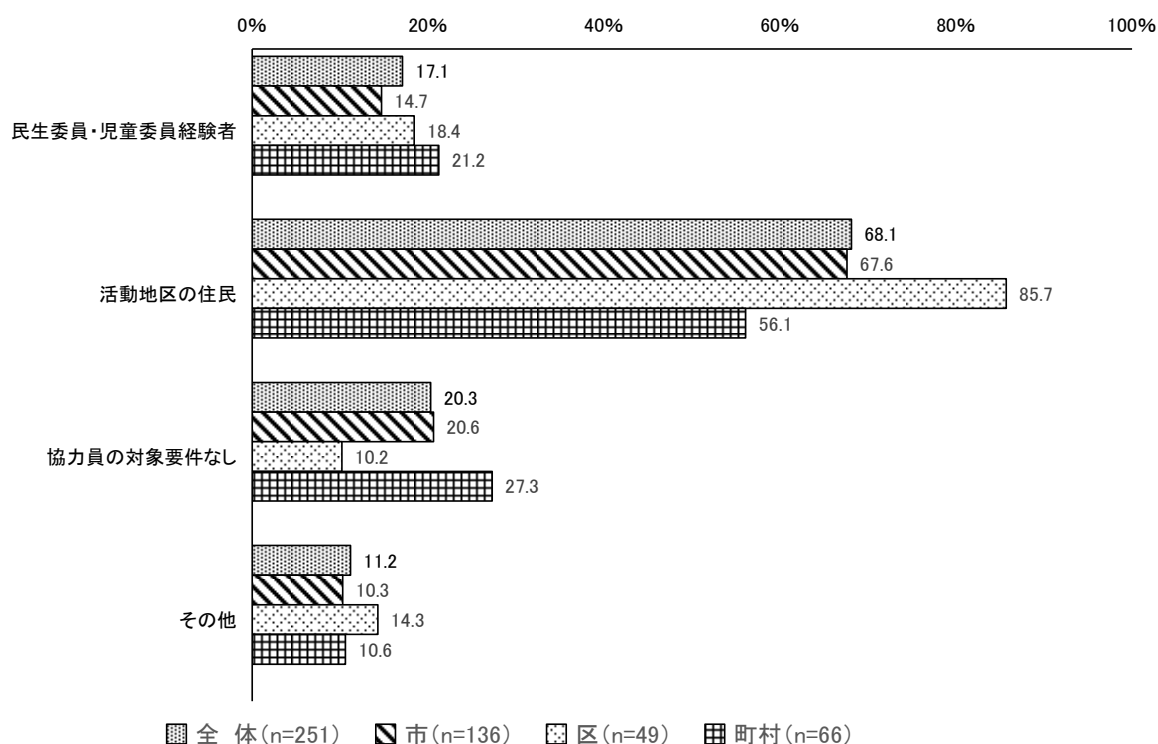


市区町村別にみると、市では、「活動地区の住民」(67.6%)が最も高く、次いで「協力員の対象要件なし」(20.6%)、「民生委員・児童委員経験者」(14.7%)となっている。

区では、「活動地区の住民」(85.7%)が最も高く、次いで「民生委員・児童委員経験者」(18.4%)、「協力員の対象要件なし」(10.2%)となっている。

町村では、「活動地区の住民」(56.1%)が最も高く、次いで「協力員の対象要件なし」(27.3%)、「民生委員・児童委員経験者」(21.2%)となっている。

図表 10-10 民生委員・児童委員協力員の対象要件（市区町村別）

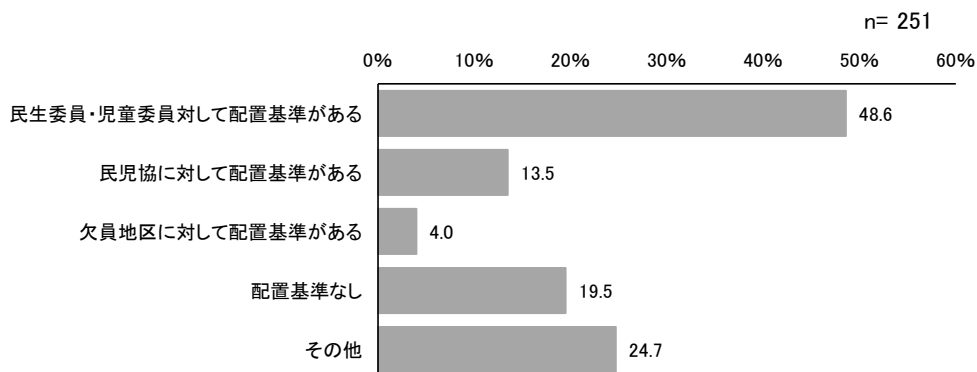


2) 配置基準

① 配置基準の有無

配置基準は、「民生委員・児童委員に対して配置基準がある」(48.6%)が最も高く、次いで「配置基準なし」(19.5%)「民児協に対して配置基準がある」(13.5%)となっている。

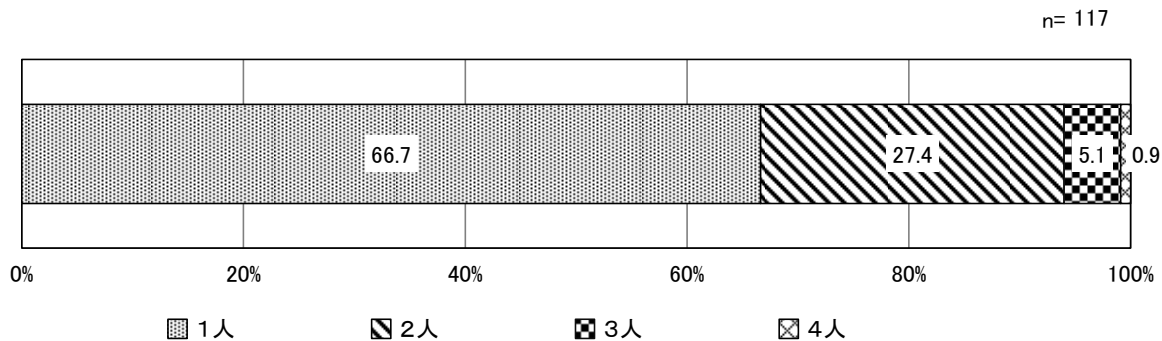
図表 10-11 配置基準の有無



② 民生委員・児童委員 1 人に対する協力員の配置可能人数

民生委員・児童委員 1 人に対する協力員の配置可能人数は、「1 人」(66.7%)が最も高く、次いで「2 人」(27.4%)、「3 人以上」(5.1%)となっている。

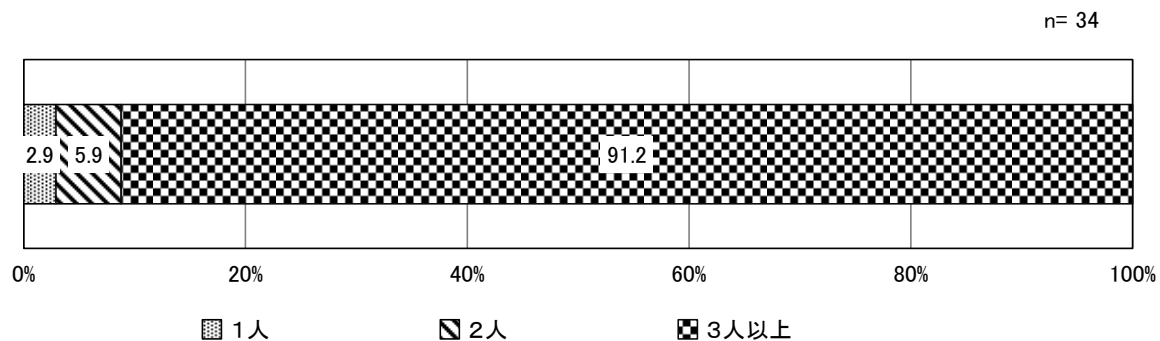
図表 10-12 民生委員・児童委員 1 人に対する協力員の配置可能人数



③ 民児協 1 か所に対する協力員の配置可能人数

民児協 1 か所に対する協力員の配置可能人数は、「3 人以上」(91.2%)が最も高く、次いで「2 人」(5.9%)、「1 人」(2.9%)となっている。

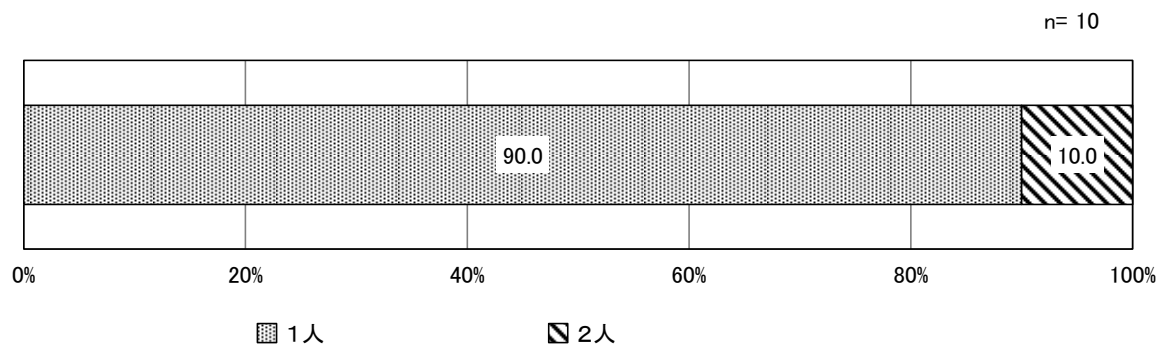
図表 10-13 民児協 1 か所に対する協力員の配置可能人数



④ 欠員地区 1 地域に対する協力員の配置可能人数

欠員地区 1 地域に対する協力員の配置可能人数は、「1 人」(90.0%)が最も高く、次いで「2 人」(10.0%)となっている。

図表 10-14 欠員地区 1 地域に対する協力員の配置可能人数



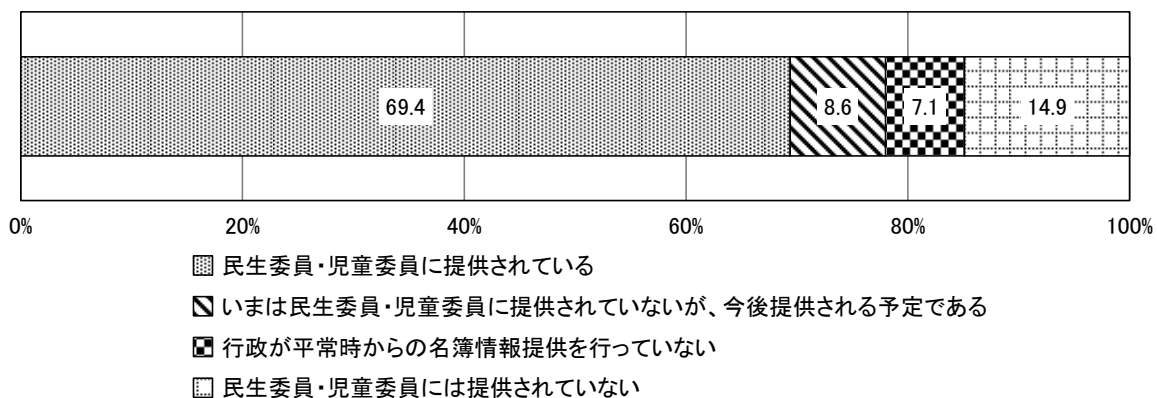
1 1 災害に備える対応について

(1) 行政からの「避難行動要支援者名簿」の提供

行政からの「避難行動要支援者名簿」の提供は、「民生委員・児童委員に提供されている」(69.4%)が最も高く、次いで「民生委員・児童委員には提供されていない」(14.9%)、「いまは民生委員・児童委員に提供されていないが、今後提供される予定である」(8.6%)となっている。

図表 1 1－1 行政からの「避難行動要支援者名簿」の提供

n= 1,344

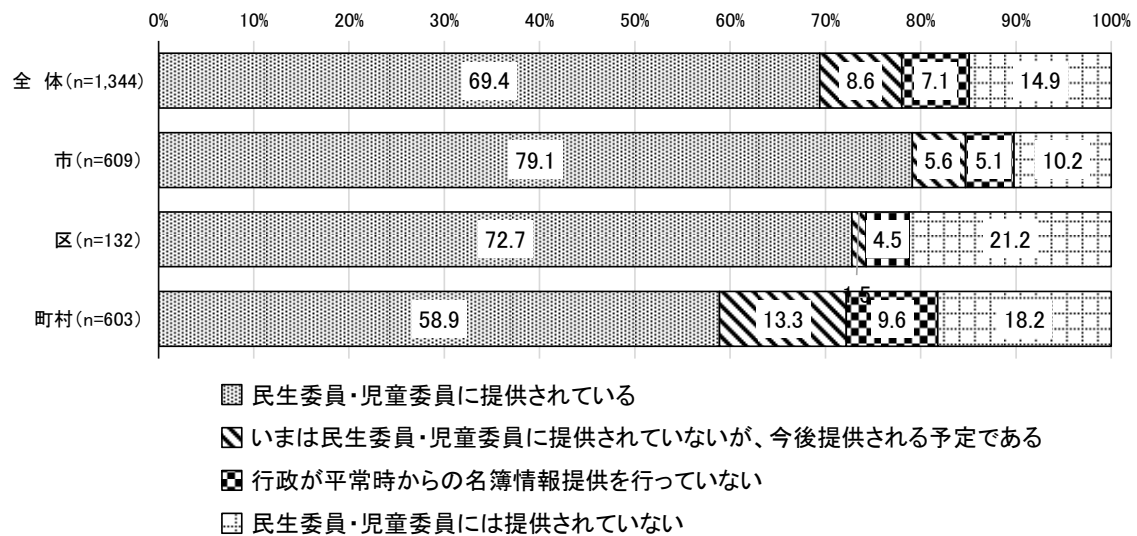


市区町村別にみると、市では、「民生委員・児童委員に提供されている」(79.1%)が最も高く、次いで「民生委員・児童委員には提供されていない」(10.2%)、「いまは民生委員・児童委員に提供されていないが、今後提供される予定である」(5.6%)となっている。

区では、「民生委員・児童委員に提供されている」(72.7%)が最も高く、次いで「民生委員・児童委員には提供されていない」(21.2%)、「行政が平常時からの名簿情報提供を行っていない」(4.5%)となっている。

町村では、「民生委員・児童委員に提供されている」(58.9%)が最も高く、次いで「民生委員・児童委員には提供されていない」(18.2%)、「いまは民生委員・児童委員に提供されていないが、今後提供される予定である」(13.3%)となっている。

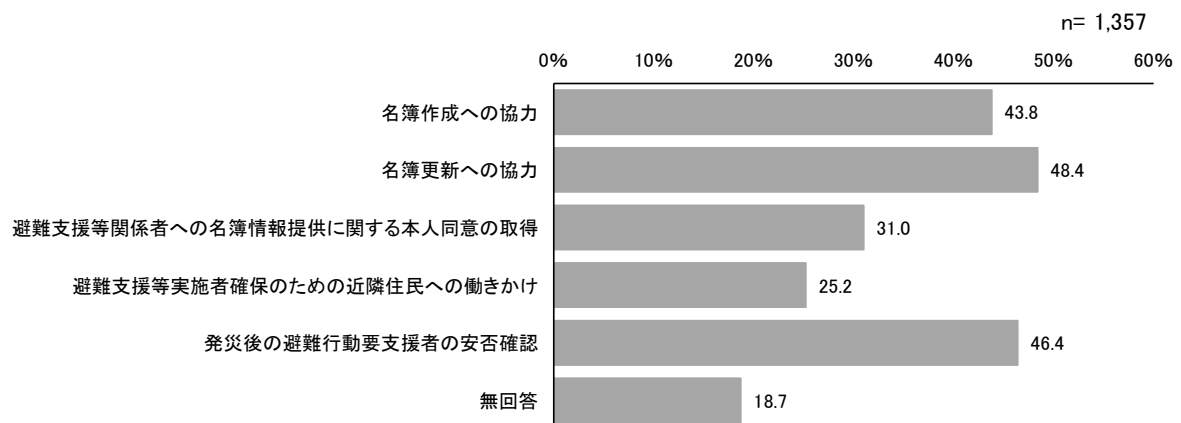
図表 11-2 行政からの「避難行動要支援者名簿」の提供（市区町村別）



（２） 避難行動要支援者名簿にかかる市区町村行政からの協力依頼

避難行動要支援者名簿にかかる市区町村行政からの協力依頼は、「名簿更新への協力」（48.4%）が最も高く、次いで「発災後の避難行動要支援者の安否確認」（46.4%）、「名簿作成への協力」（43.8%）となっている。

図表 11-3 避難行動要支援者名簿にかかる市区町村行政からの協力依頼

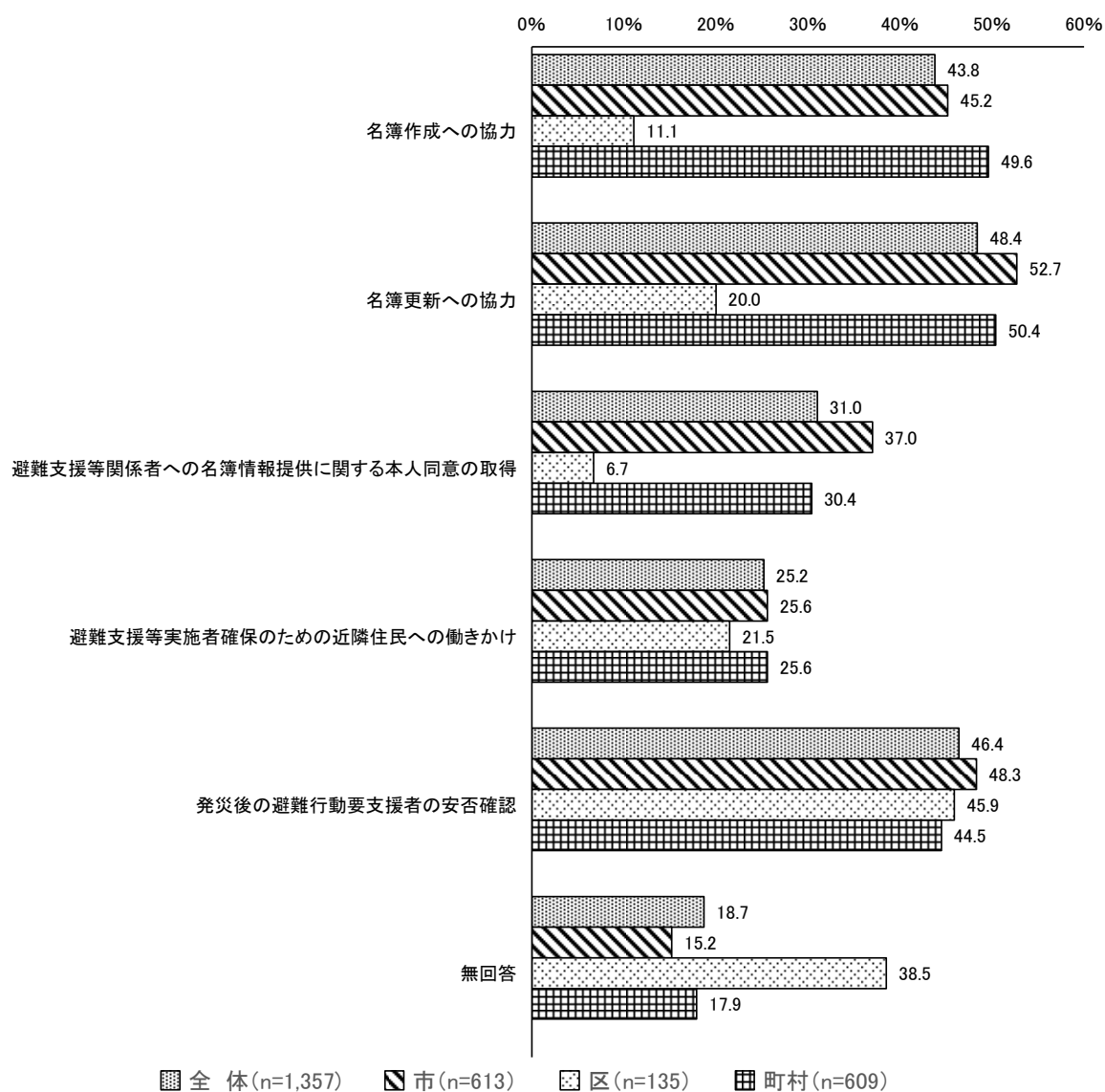


市区町村別にみると、市では、「名簿更新への協力」(52.7%)が最も高く、次いで「発災後の避難行動要支援者の安否確認」(48.3%)、「名簿作成への協力」(45.2%)となっている。

区では、「発災後の避難行動要支援者の安否確認」(45.9%)が最も高く、次いで「無回答」(38.5%)、「避難支援等実施者確保のための近隣住民への働きかけ」(21.5%)となっている。

町村では、「名簿更新への協力」(50.4%)が最も高く、次いで「名簿作成への協力」(49.6%)、「発災後の避難行動要支援者の安否確認」(44.5%)となっている。

図表 1 1 - 4 避難行動要支援者名簿にかかる市区町村行政からの協力依頼（市区町村別）

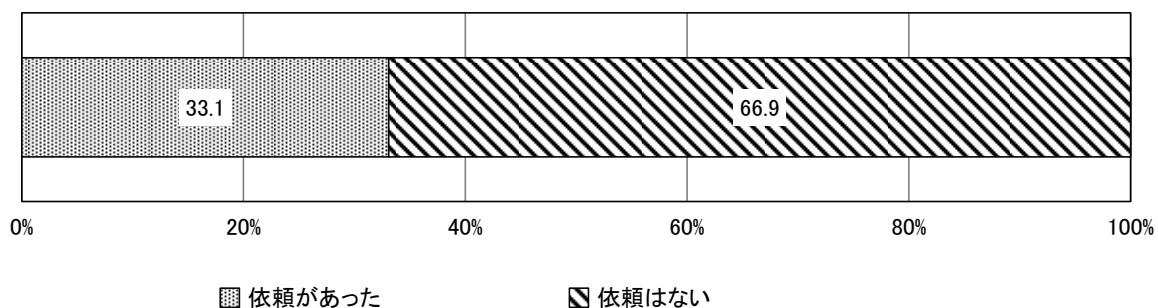


(3) 市区町村行政からの「個別避難計画」作成にかかる協力依頼

市区町村行政からの「個別避難計画」作成にかかる協力依頼は、「依頼があった」(33.1%)、「依頼はない」(66.9%)となっている。

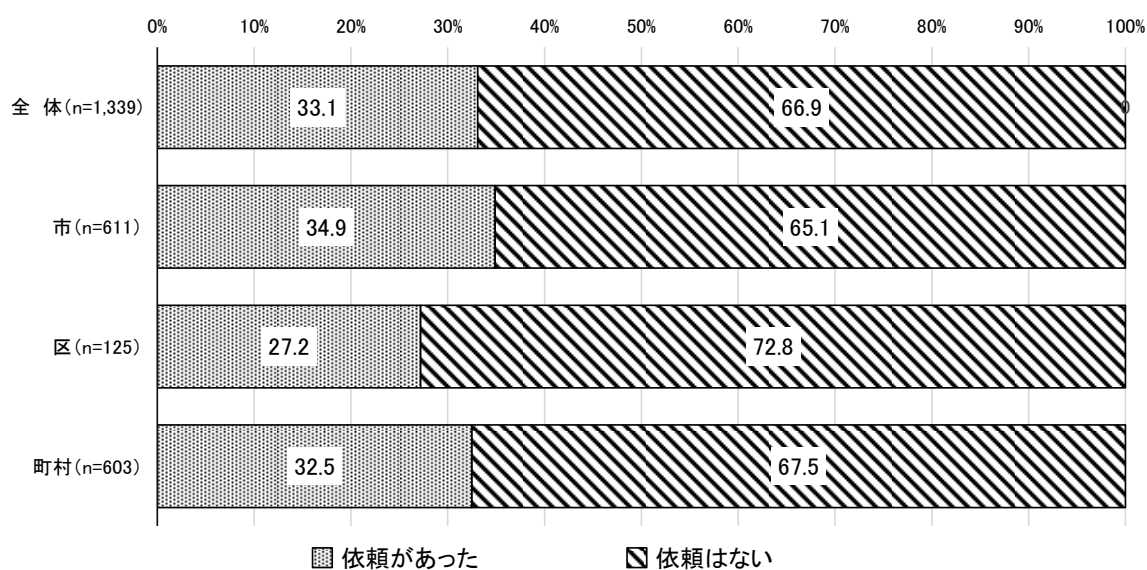
図表 11-5 市区町村行政からの「個別避難計画」作成にかかる協力依頼

n= 1,339



市区町村別にみると、市では、「依頼があった」(34.9%)、「依頼はない」(65.1%)となっている。区では、「依頼があった」(27.2%)、「依頼はない」(72.8%)となっている。町村では、「依頼があった」(32.5%)、「依頼はない」(67.5%)となっている。

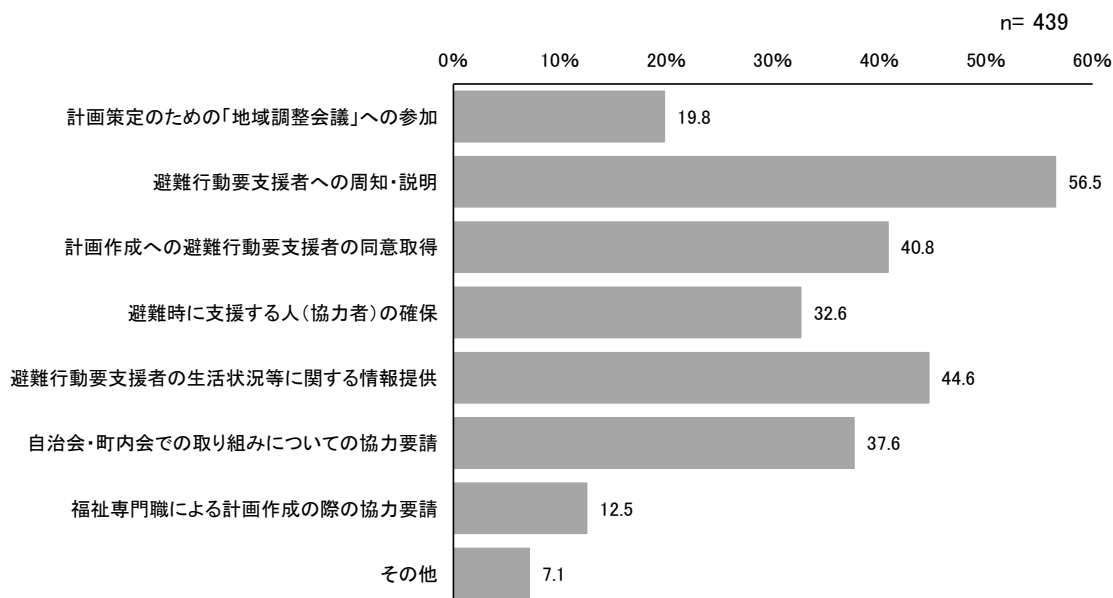
図表 11-6 市区町村行政からの「個別避難計画」作成にかかる協力依頼（市区町村別）



(4) 市区町村行政からの「個別避難計画」作成にかかる協力依頼の内容

市区町村行政からの「個別避難計画」作成にかかる協力依頼の内容は、「避難行動要支援者への周知・説明」(56.5%)が最も高く、次いで「避難行動要支援者の生活状況等に関する情報提供」(44.6%)、「計画作成への避難行動要支援者の同意取得」(40.8%)となっている。

図表 11-7 市区町村行政からの「個別避難計画」作成にかかる協力依頼の内容

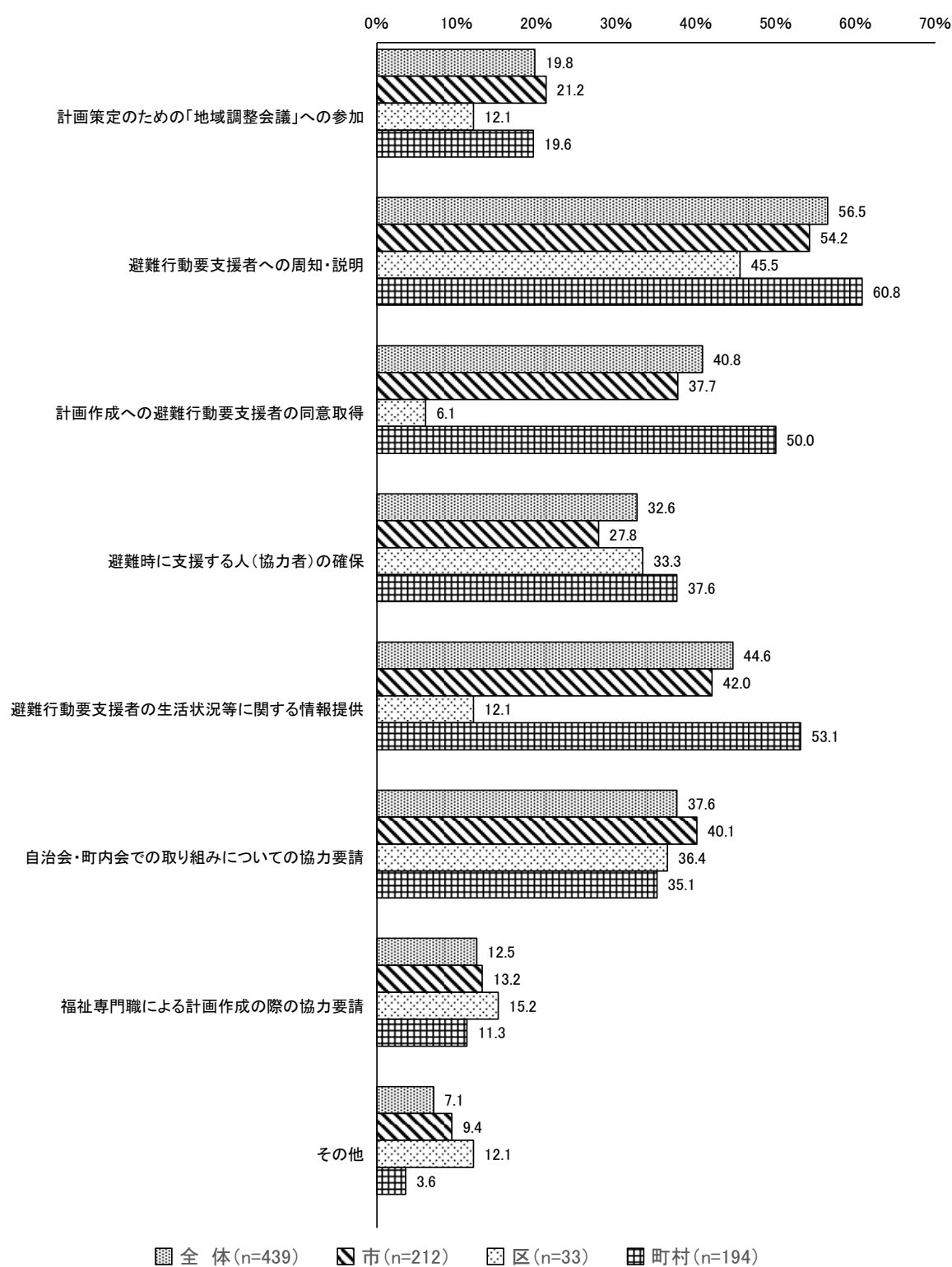


市区町村別にみると、市では、「避難行動要支援者への周知・説明」(54.2%)が最も高く、次いで「避難行動要支援者の生活状況等に関する情報提供」(42.0%)、「自治会・町内会での取り組みについての協力要請」(40.1%)となっている。

区では、「避難行動要支援者への周知・説明」(45.5%)が最も高く、次いで「自治会・町内会での取り組みについての協力要請」(36.4%)、「避難時に支援する人(協力者)の確保」(33.3%)となっている。

町村では、「避難行動要支援者への周知・説明」(60.8%)が最も高く、次いで「避難行動要支援者の生活状況等に関する情報提供」(53.1%)、「計画作成への避難行動要支援者の同意取得」(50.0%)となっている。

図表 11-8 市区町村行政からの「個別避難計画」作成にかかる協力依頼の内容（市区町村別）



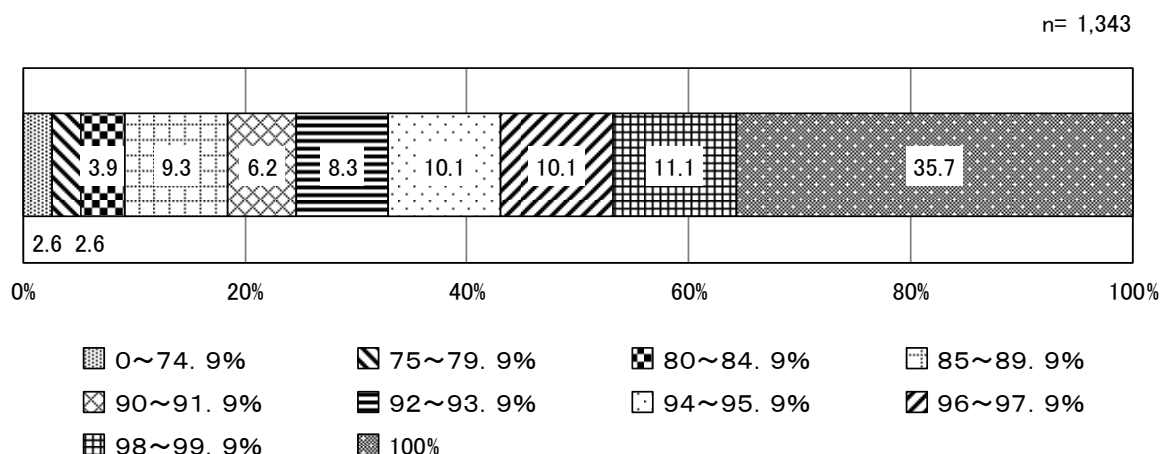
1 2 一斉改選について

(1) 自治体の充足率

1) 令和4年12月の一斉改選の状況

令和4年12月1日現在では、「100%」(35.7%)が最も高く、次いで「98～99.9%」(11.1%)、「94～95.9%」(10.1%)、「96～97.9%」(10.1%)となっている。

図表 1 2 - 1 令和4年12月の一斉改選の状況

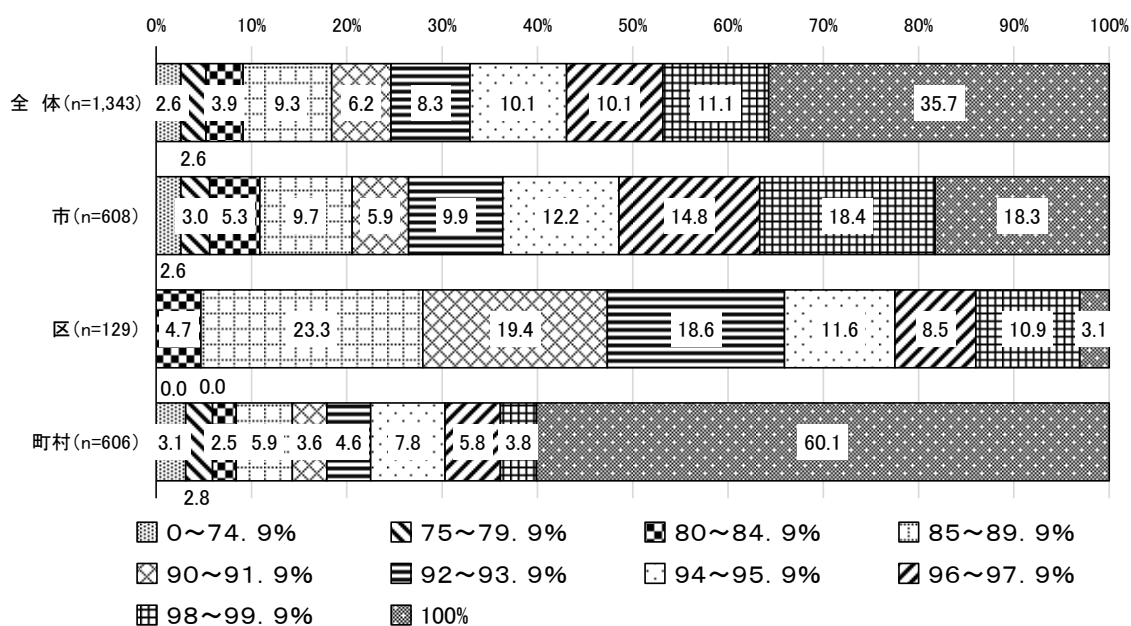


市区町村別にみると、市では、「98～99.9%」(18.4%)が最も高く、次いで「100%」(18.3%)、「96～97.9%」(14.8%)となっている。

区では、「85～89.9%」(23.3%)が最も高く、次いで「90～91.9%」(19.4%)、「92～93.9%」(18.6%)となっている。

町村では、「100%」(60.1%)が最も高く、次いで「94～95.9%」(7.8%)、「85～89.9%」(5.9%)となっている。

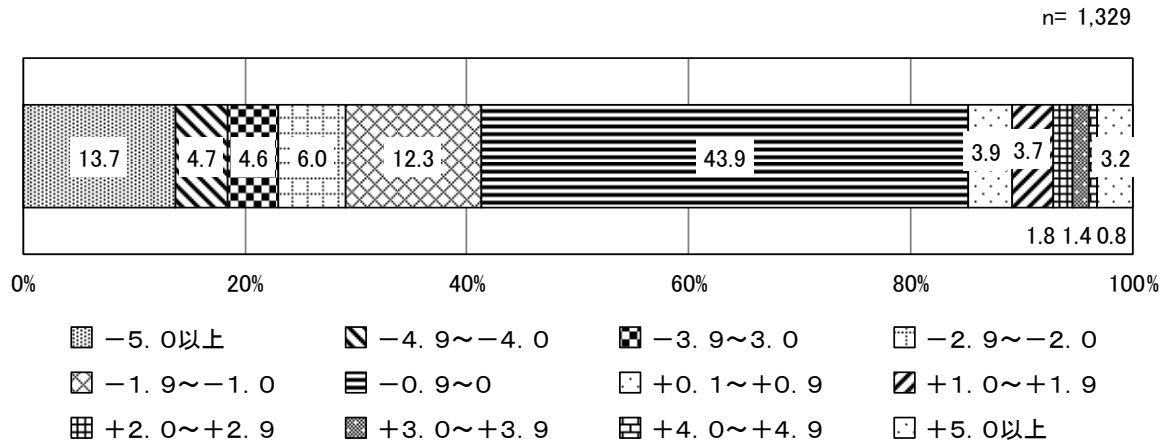
図表 1 2 - 2 令和4年12月の一斉改選の状況（市区町村別）



2) 令和4年12月と令和元年12月の一斉改選後の充足率の増減

令和4年12月の改選後の充足率が令和元年12月の一斉改選時からどの程度増減したかをみると、「－0.9～0」（43.9%）が最も高く、次いで「－5.0以上」（13.7%）、「－1.9～－1.0」（12.3%）となっている。

図表 12-3 令和4年12月と令和元年12月の一斉改選後の充足率の増減比較

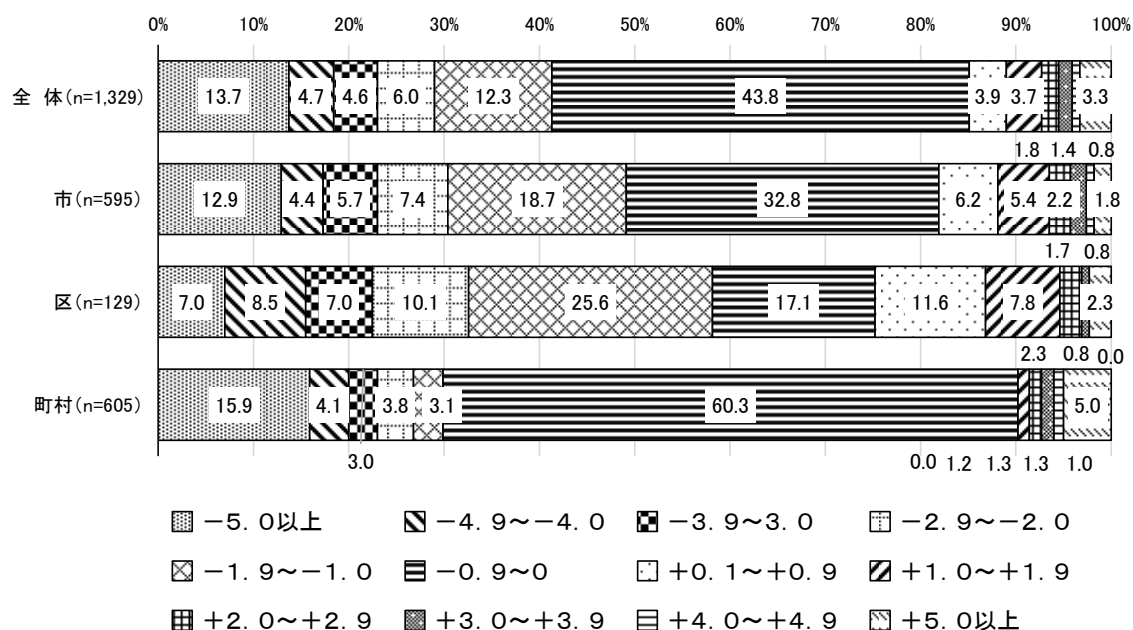


市区町村別にみると、市では、「－0.9～0」（32.8%）が最も高く、次いで「－1.9～－1.0」（18.7%）、「－5.0以上」（12.9%）となっている。

区では、「－1.9～－1.0」（25.6%）が最も高く、次いで「－0.9～0」（17.1%）、「＋0.1～＋0.9」（11.6%）となっている。

町村では、「－0.9～0」（60.3%）が最も高く、次いで「－5.0以上」（15.9%）、「＋5.0以上」（5.0%）となっている。

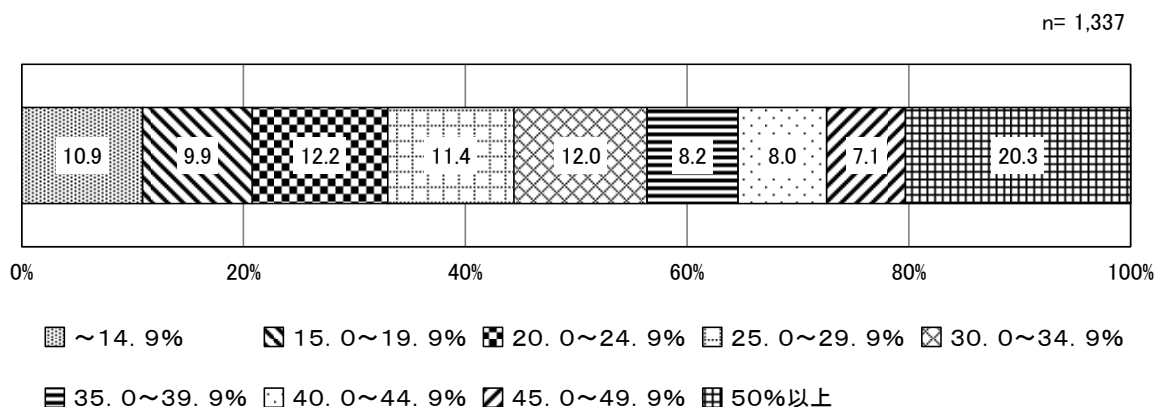
図表 12-4 令和4年12月と令和元年12月の一斉改選後の充足率の増減比較（市区町村別）



(2) 一斉改選で委嘱された委員の新任委員率

一斉改選で委嘱された委員の新任委員率は、「50.0%以上」(20.3%)が最も高く、次いで「20.0～24.9%」(12.2%)、「30.0～34.9%」(12.0%)となっている。

図表 12-5 一斉改選で委嘱された委員の新任委員率

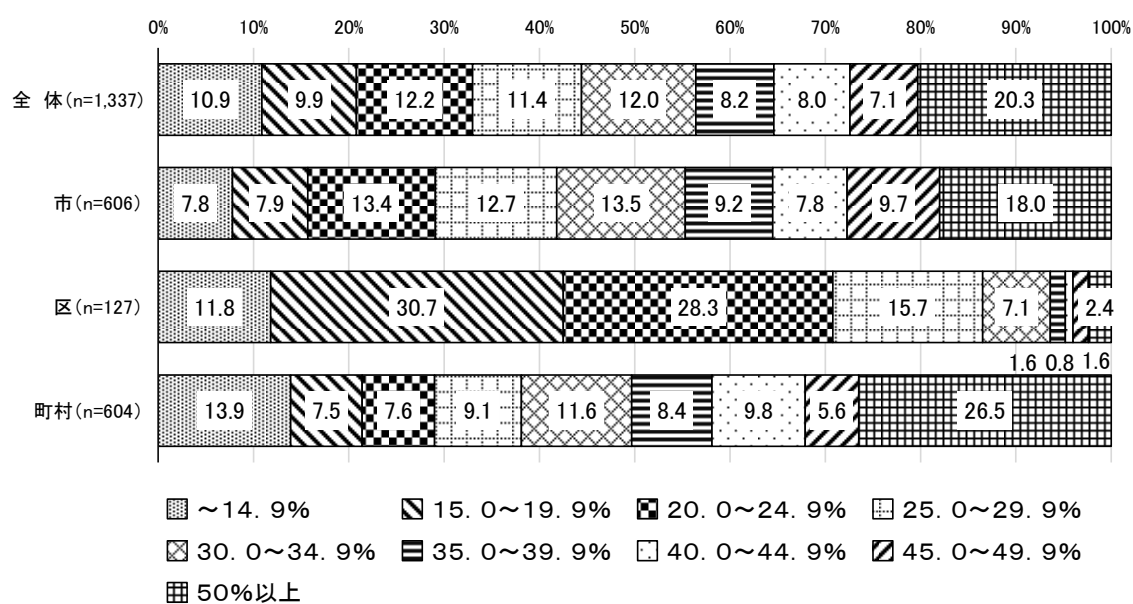


市区町村別にみると、市では、「50%以上」(18.0%)が最も高く、次いで「30.0～34.9%」(13.5%)、「20.0～24.9%」(13.4%)となっている。

区では、「15.0～19.9%」(30.7%)が最も高く、次いで「20.0～24.9%」(28.3%)、「25.0～29.9%」(15.7%)となっている。

町村では、「50%以上」(26.5%)が最も高く、次いで「～14.9%」(13.9%)、「30.0～34.9%」(11.6%)となっている。

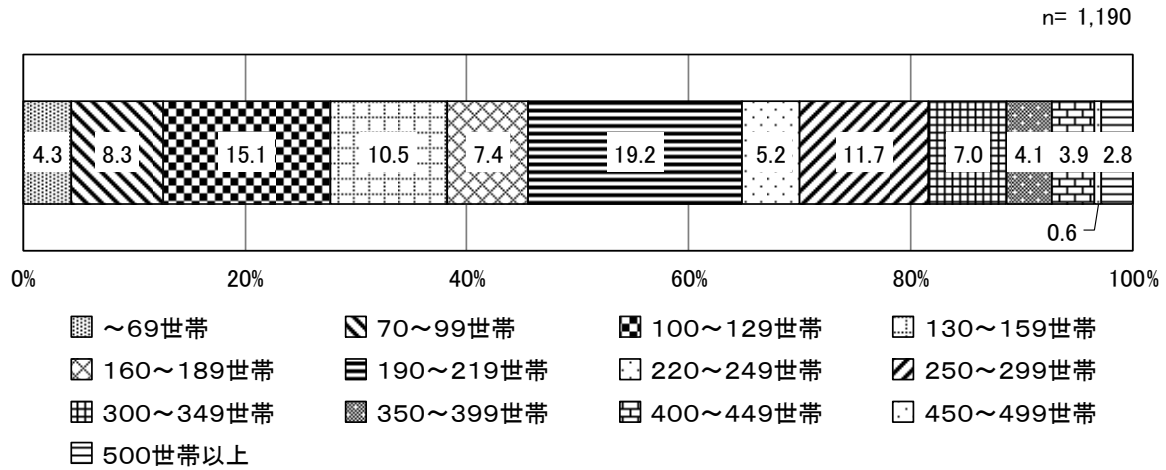
図表 12-6 新任委員率（市区町村別）



(3) 民生委員・児童委員の担当世帯数

民生委員・児童委員1人に対する担当世帯数は、「190～219世帯」(19.2%)が最も高く、次いで「100～129世帯」(15.1%)、「250～299世帯」(11.7%)となっている。

図表 12-7 民生委員・児童委員の担当世帯数



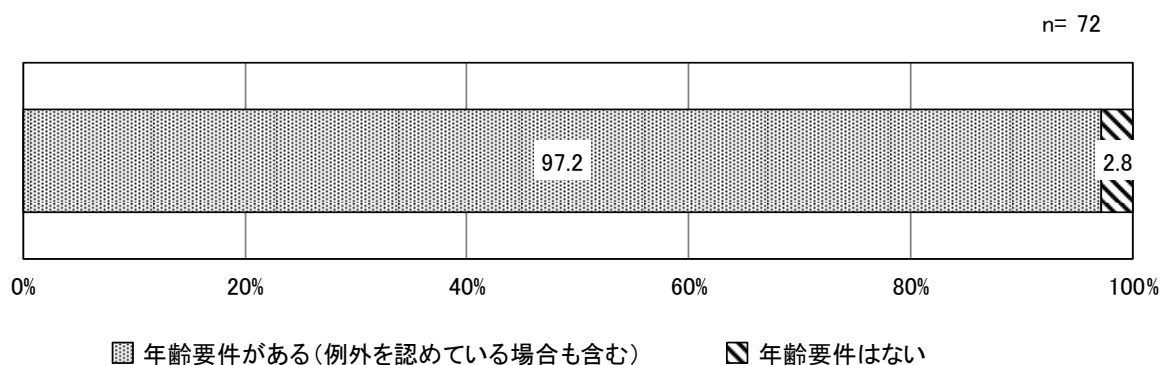
(4) 民生委員・児童委員の選任要件（政令指定都市、中核市のみ回答）

1) 年齢要件の有無

① 区域担当／新任

区域担当／新任は、「年齢要件がある（例外を認めている場合も含む）」(97.2%)、「年齢要件はない」(2.8%)となっている。

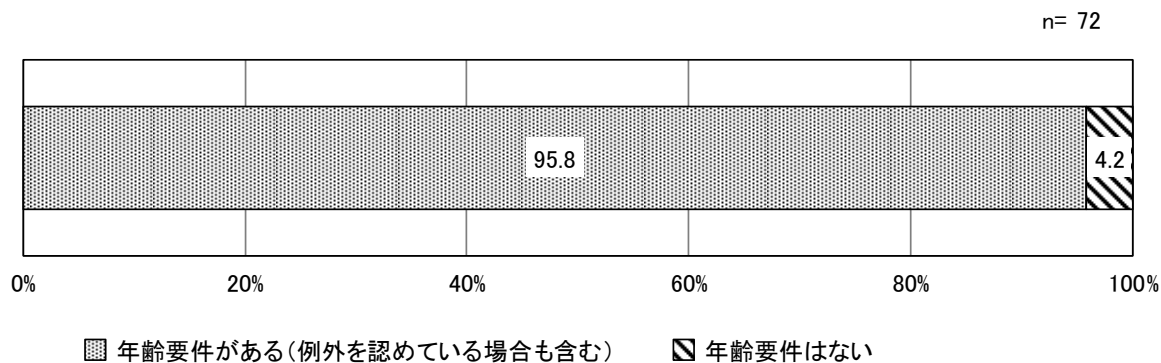
図表 12-8 年齢要件の有無／区域担当／新任



② 区域担当／再任

区域担当／再任は、「年齢要件がある（例外を認めている場合も含む）」（95.8%）、「年齢要件はない」（4.2%）となっている。

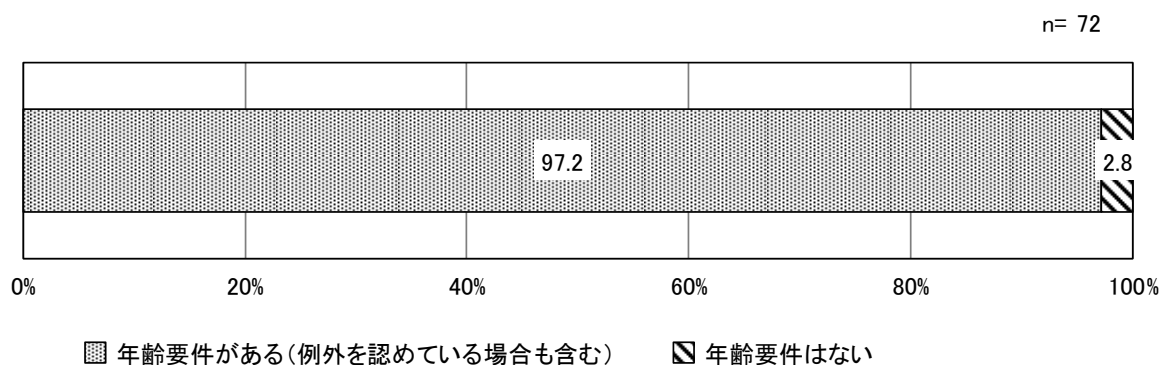
図表 12-9 年齢要件の有無／区域担当／再任



③ 主任児童委員／新任

主任児童委員／新任は、「年齢要件がある（例外を認めている場合も含む）」（97.2%）、「年齢要件はない」（2.8%）となっている。

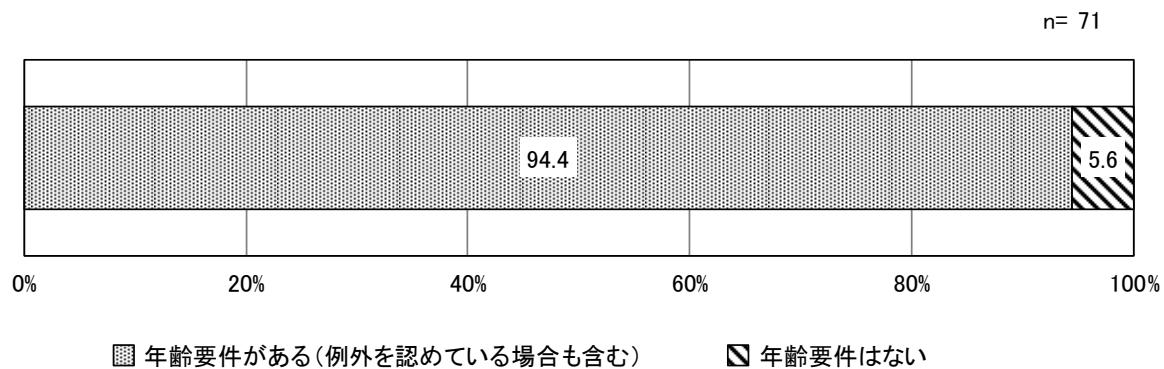
図表 12-10 年齢要件の有無／主任児童委員／新任



④ 主任児童委員／再任

主任児童委員／再任は、「年齢要件がある（例外を認めている場合も含む）」（94.4%）、「年齢要件はない」（5.6%）となっている。

図表 12－11 年齢要件の有無／主任児童委員／再任



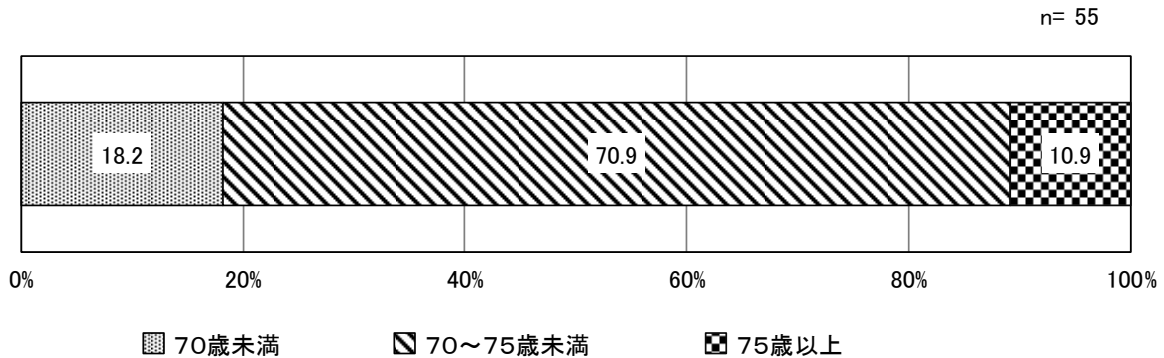
(5) 年齢要件の詳細（政令指定都市、中核市のみ回答）

1) 区域担当民生委員・児童委員の年齢要件

① 新任委員の年齢要件

区域担当民生・児童委員の新任委員の年齢要件は、「70～75歳未満」（70.9%）が最も高く、次いで「70歳未満」（18.2%）、「75歳以上」（10.9%）となっている。

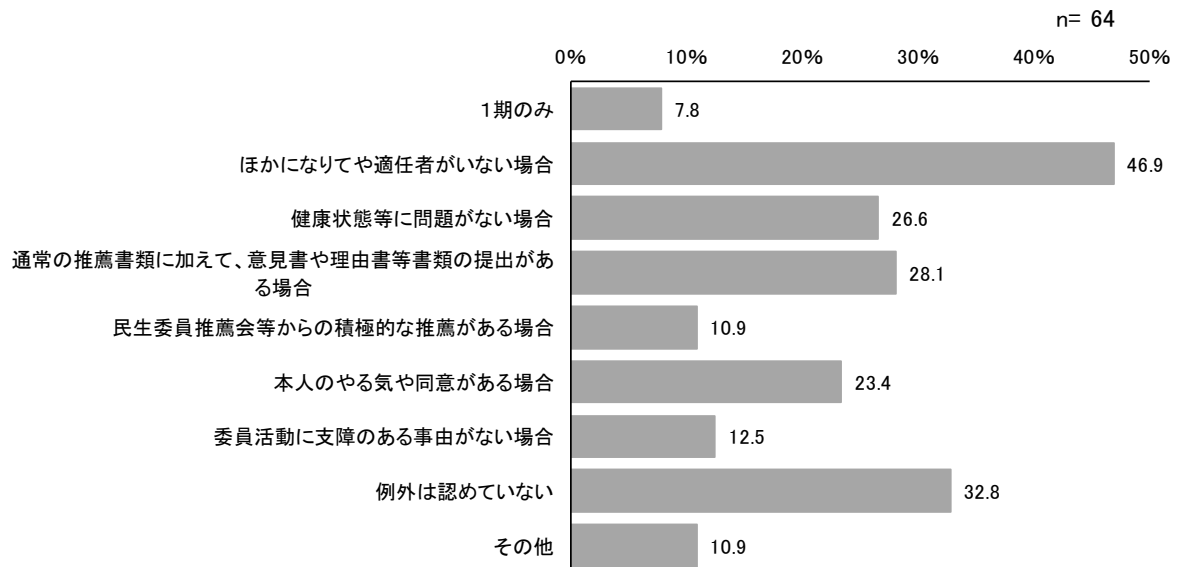
図表 12-12 区域担当民生委員・児童委員の年齢要件／新任委員



② 新任委員の年齢要件に関する例外的取扱い

区域担当民生・児童委員の新任委員の年齢要件に関する例外的取扱いは、「ほかになりてや適任者がいない場合」（46.9%）が最も高く、次いで「例外は認めていない」（32.8%）、「通常の推薦書類に加えて、意見書や理由書等書類の提出がある場合」（28.1%）となっている。

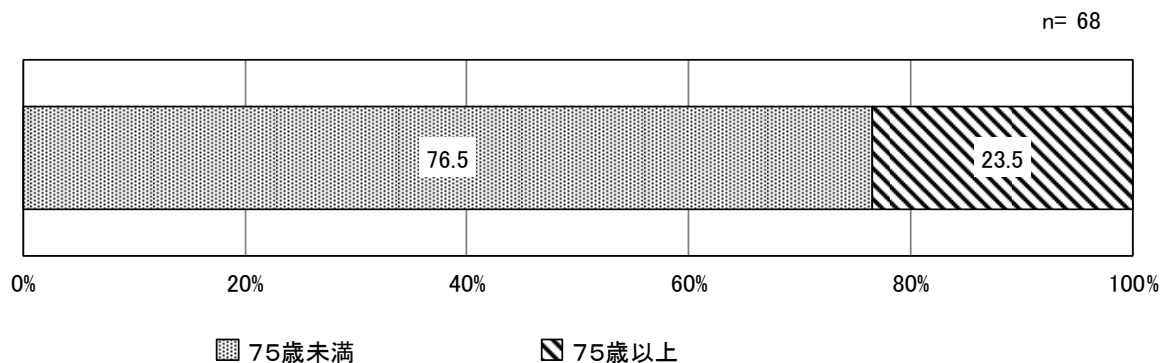
図表 12-13 区域担当民生委員・児童委員の年齢要件／新任委員の例外的取扱い



③ 再任委員の年齢要件

区域担当民生・児童委員の再任委員の年齢要件は、「75歳未満」(76.5%)、「75歳以上」(23.5%)となっている。

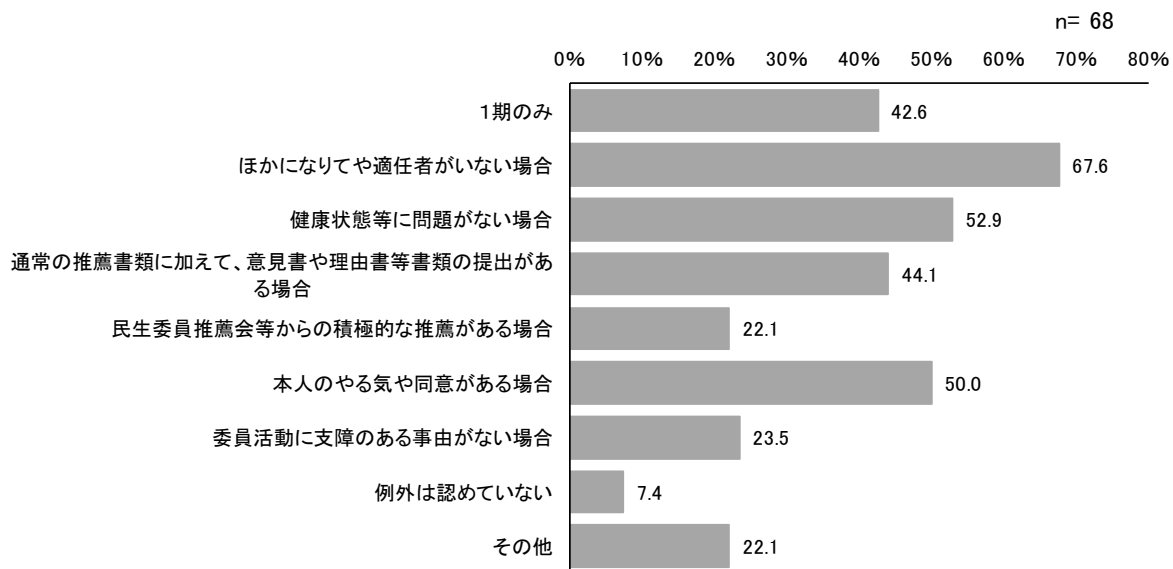
図表 12-14 区域担当民生委員・児童委員の年齢要件／再任委員



④ 再任委員の年齢要件に関する例外的取扱い

区域担当民生・児童委員の再任委員の年齢要件に関する例外的取扱いは、「ほかになりてや適任者がいない場合」(67.6%)が最も高く、次いで「健康状態等に問題がない場合」(52.9%)、「本人のやる気や同意がある場合」(50.0%)となっている。

図表 12-15 区域担当民生委員・児童委員の年齢要件／再任委員の例外的取扱い

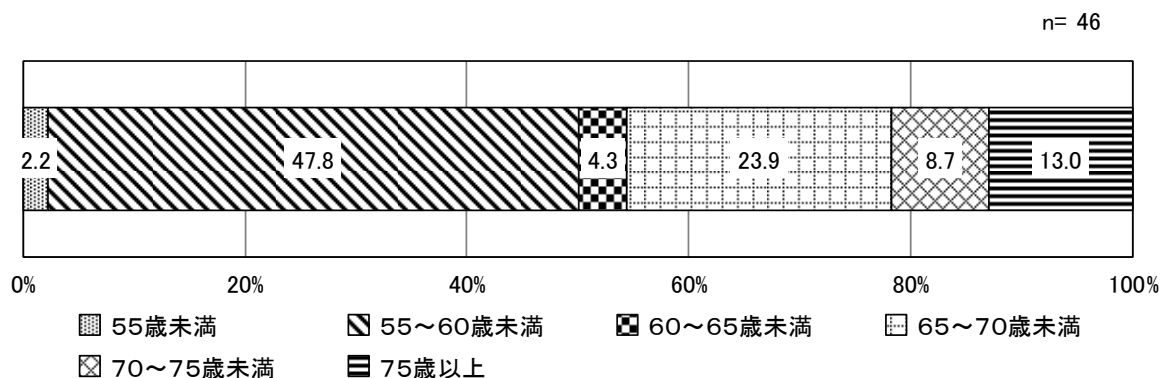


2) 主任児童委員の年齢要件

① 新任委員の年齢要件

主任児童委員の新任委員の年齢要件は、「55～60歳未満」(47.8%)が最も高く、次いで「65～70歳未満」(23.9%)、「75歳以上」(13.0%)となっている。

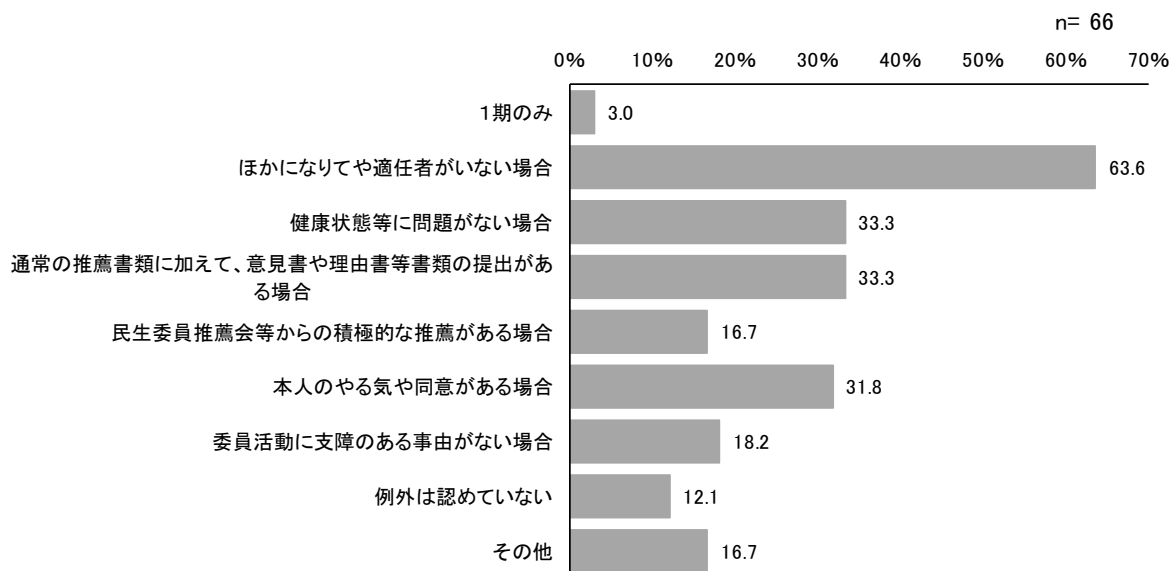
図表 12-16 主任児童委員の年齢要件／新任委員



② 新任委員の年齢要件に関する例外的取扱い

主任児童委員の新任委員の年齢要件に関する例外的取扱いは、「ほかになりてや適任者がいない場合」(63.6%)が最も高く、次いで「通常の推薦書類に加えて、意見書や理由書等書類の提出がある場合」(33.3%)、「健康状態等に問題がない場合」(33.3%)となっている。

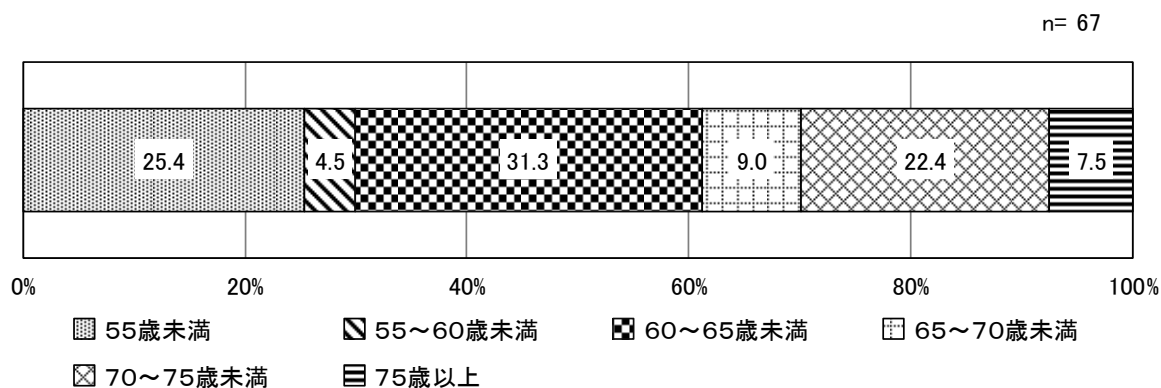
図表 12-17 主任児童委員の年齢要件／新任委員の例外的取扱い



③ 再任委員の年齢要件

主任児童委員の再任委員の年齢要件は、「65～70歳未満」(31.3%)が最も高く、次いで「55～60歳未満」(25.4%)、「75歳以上」(22.4%)となっている。

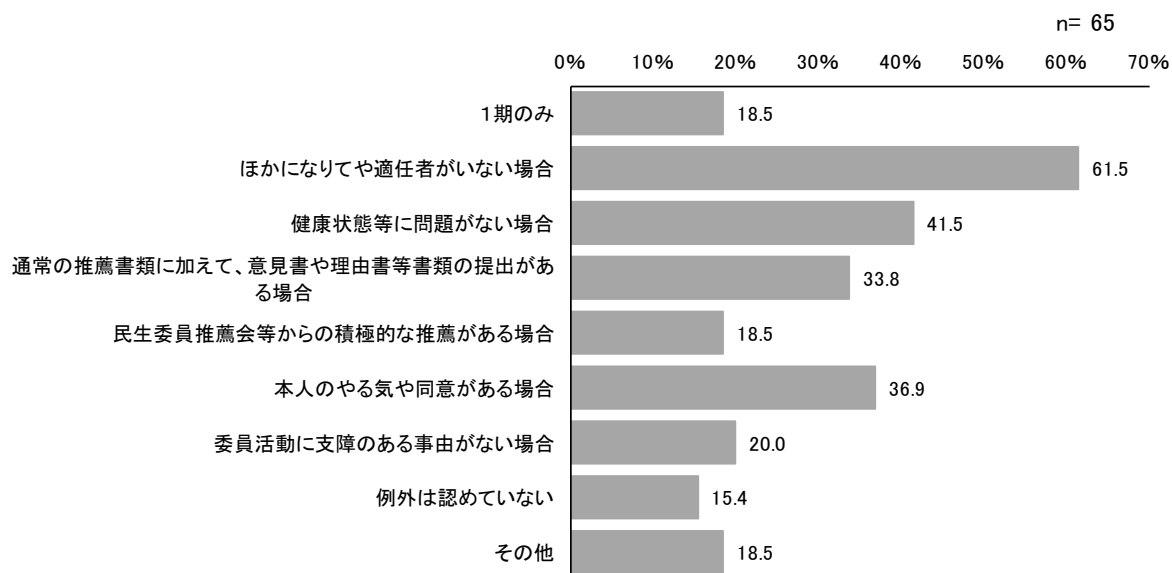
図表 12-18 主任児童委員の年齢要件／再任委員



④ 再任委員の年齢要件に関する例外的取扱い

主任児童委員の再任委員の年齢要件に関する例外的取扱いは、「ほかになりてや適任者がいない場合」(61.5%)が最も高く、次いで「健康状態等に問題がない場合」(41.5%)、「本人のやる気や同意がある場合」(36.9%)となっている。

図表 12-19 主任児童委員の年齢要件／再任委員の例外的取扱い

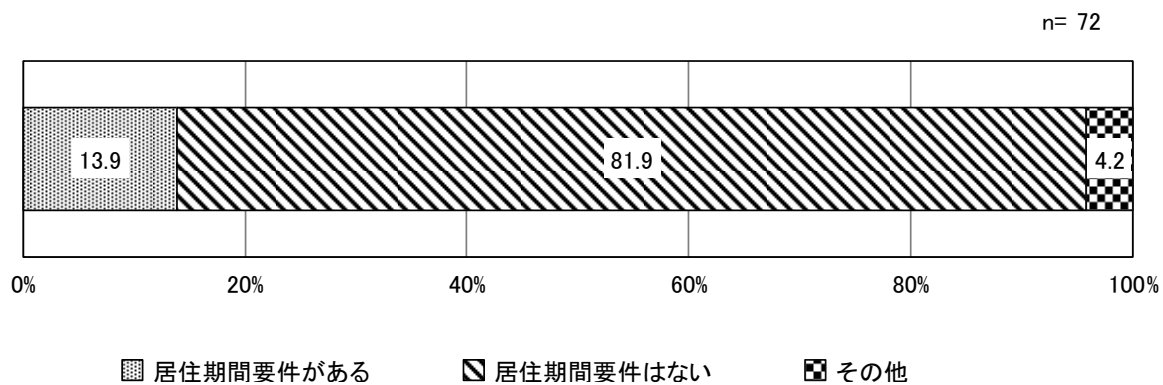


(6) 居住要件（政令指定都市、中核市のみ回答）

1) 区域担当民生委員・児童委員

区域担当民生委員・児童委員は、「居住期間要件がある」(13.9%)、「居住期間要件はない」(81.9%)となっている。

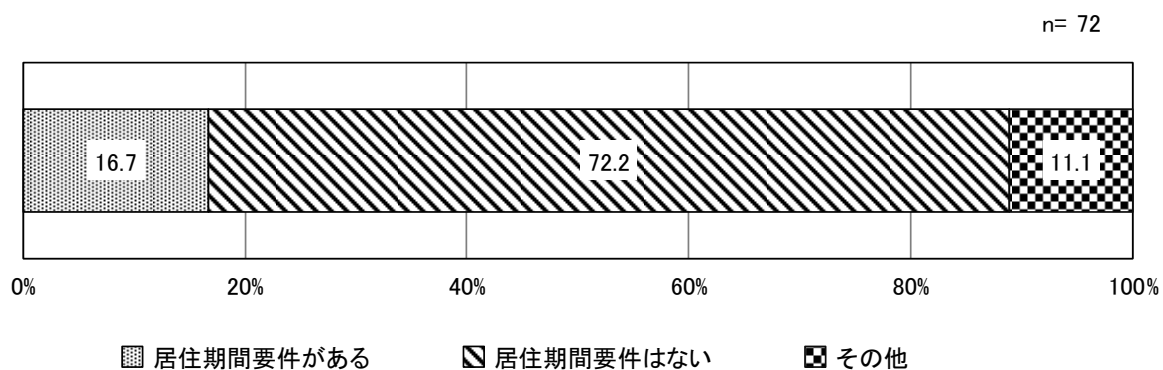
図表 12-20 区域担当の居住要件



2) 主任児童委員

主任児童委員は、「居住期間要件がある」(16.7%)、「居住期間要件はない」(72.2%)となっている。

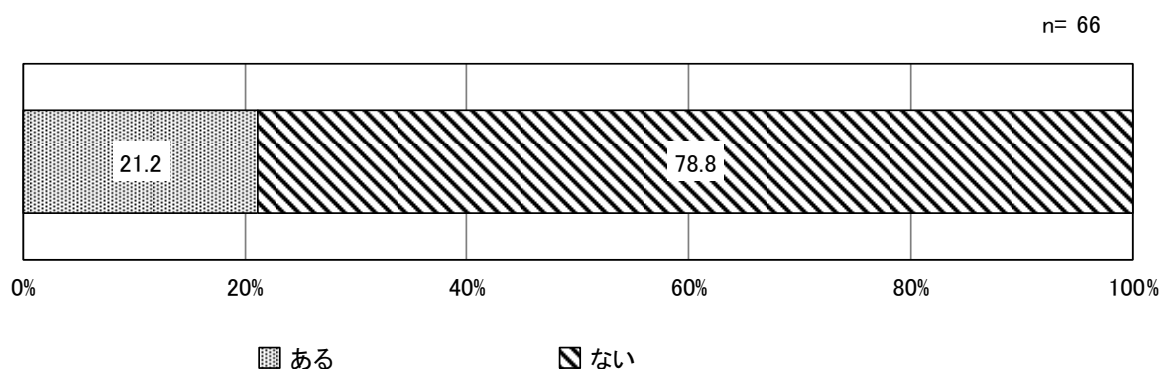
図表 12-21 主任児童委員の居住要件



(7) その他要件の有無（政令指定都市、中核市のみ回答）

その他要件の有無は、「ある」(21.2%)、「ない」(78.8%)となっている。

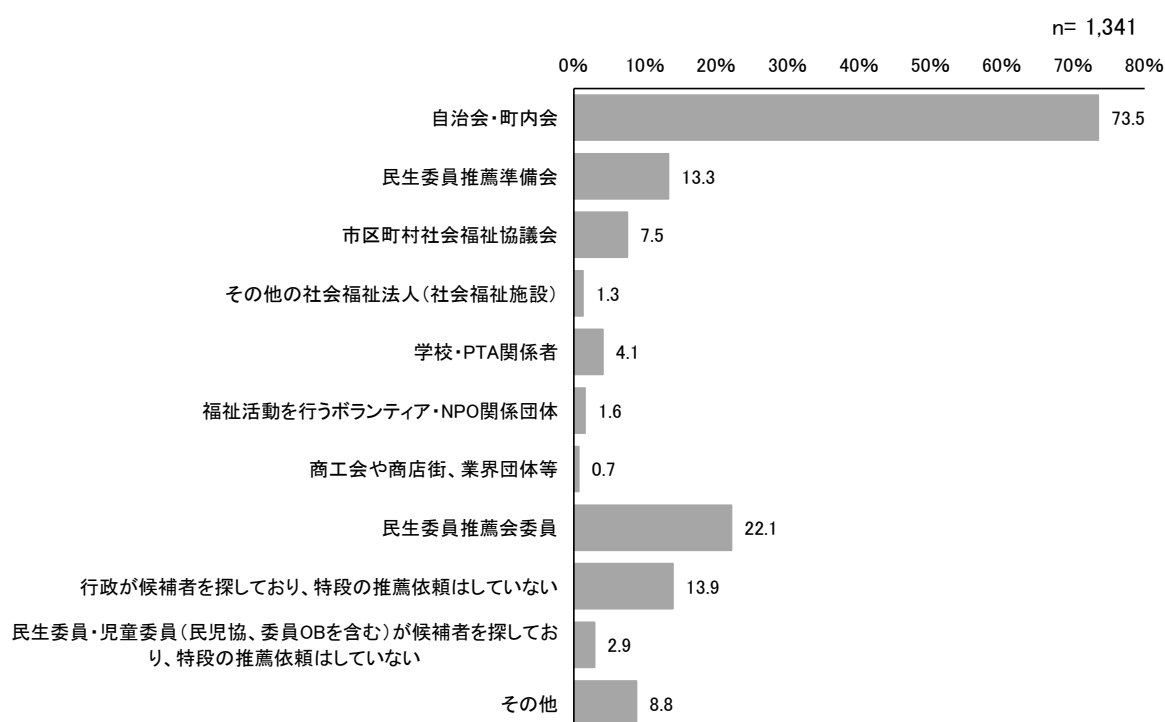
図表 12-22 その他要件の有無



(8) 民生委員・児童委員候補者の推薦を依頼している機関・団体

民生委員・児童委員候補者の推薦を依頼している機関・団体は、「自治会・町内会」(73.5%)が最も高く、次いで「民生委員推薦会委員」(22.1%)、「行政が候補者を探しており、特段の推薦依頼はしていない」(13.9%)となっている。

図表 12-23 民生委員・児童委員候補者の推薦を依頼している機関・団体



(9) 新任民生委員・児童委員や候補者への委員活動に関する説明の実施状況

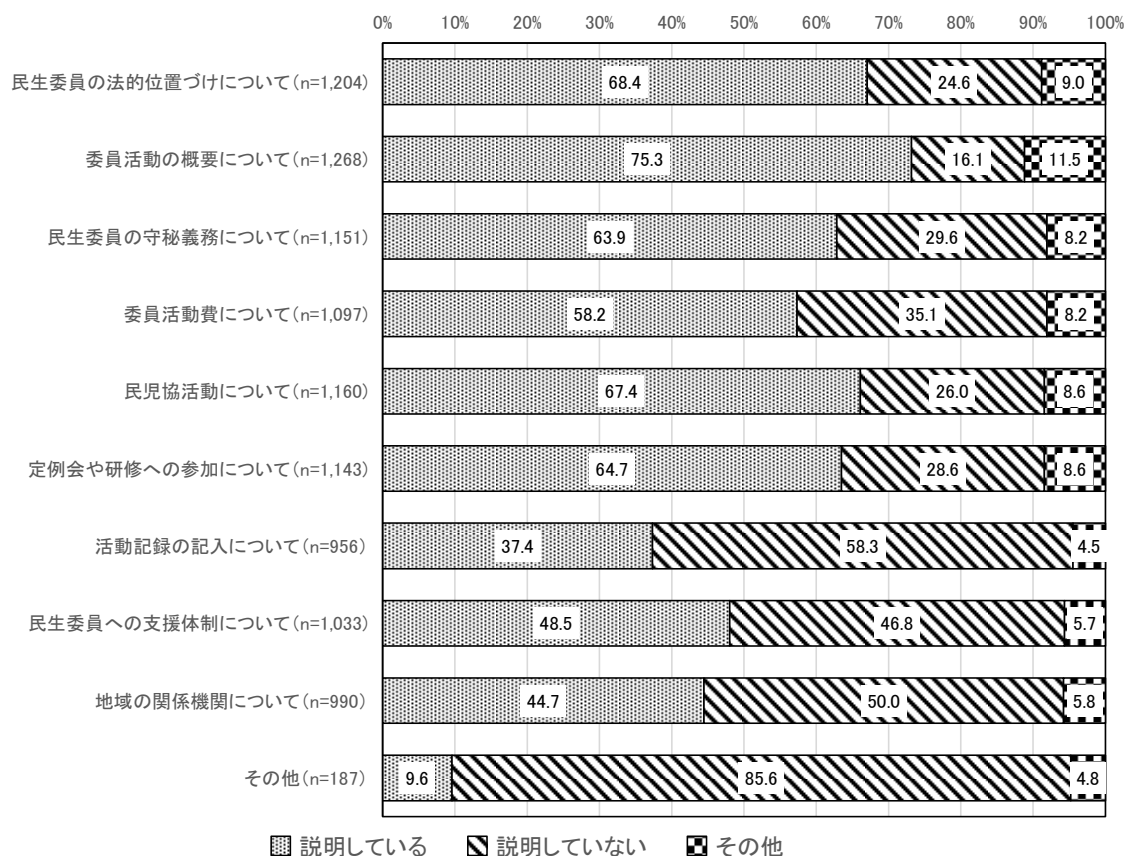
1) 推薦前

① 委員活動に関する説明の有無

委員活動に関する説明の有無についてみると、

「説明している」の割合は「委員活動の概要について」(75.3%)が最も高く、次いで「民生委員の法的位置づけについて」(68.4%)、「民児協活動について」(67.4%)、「定例会や研修への参加について」(64.7%)、「民生委員の守秘義務について」(63.9%)となっている。

図表 12-24 新任民生委員・児童委員や候補者への委員活動に関して推薦前に実施している説明



② 委員活動に関する説明の説明者

委員活動に関する説明の説明者について、

民生委員の法的位置づけについては、「行政」(43.2%)が最も高く、次いで「市区町村民児協事務局」(25.3%)、「説明していない」(24.6%)となっている。

委員活動の概要については、「行政」(43.7%)が最も高く、次いで「市区町村民児協事務局」(27.5%)、「前任の委員」(22.6%)となっている。

民生委員の守秘義務については、「行政」(37.8%)が最も高く、次いで「説明していない」(29.6%)、「市区町村民児協事務局」(23.9%)となっている。

委員活動費については、「説明していない」(35.1%)が最も高く、次いで「行政」(32.7%)、「市区町村民児協事務局」(22.8%)となっている。

民児協活動については、「行政」(35.9%)が最も高く、次いで「市区町村民児協事務局」(26.0%)、「説明していない」(26.0%)となっている。

定例会や研修への参加については、「行政」(34.0%)が最も高く、次いで「説明していない」(28.6%)、「市区町村民児協事務局」(26.1%)となっている。

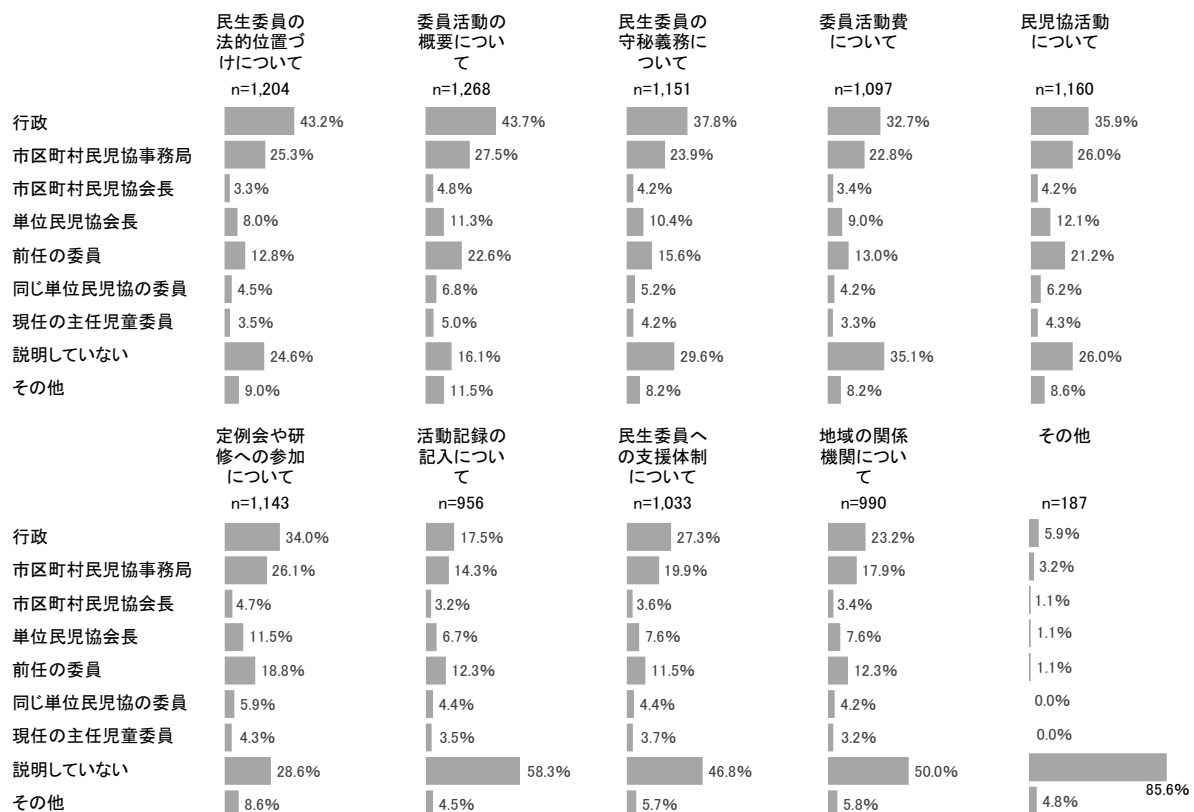
活動記録の記入については、「説明していない」(58.3%)が最も高く、次いで「行政」(17.5%)、「市区町村民児協事務局」(14.3%)となっている。

民生委員への支援体制については、「説明していない」(46.8%)が最も高く、次いで「行政」(27.3%)、「市区町村民児協事務局」(19.9%)となっている。

地域の関係機関については、「説明していない」(50.0%)が最も高く、次いで「行政」(23.2%)、「市区町村民児協事務局」(17.9%)となっている。

その他は、「説明していない」(85.6%)が最も高く、次いで「行政」(5.9%)となっている。

図表 12-25 委員活動に関する説明の説明者



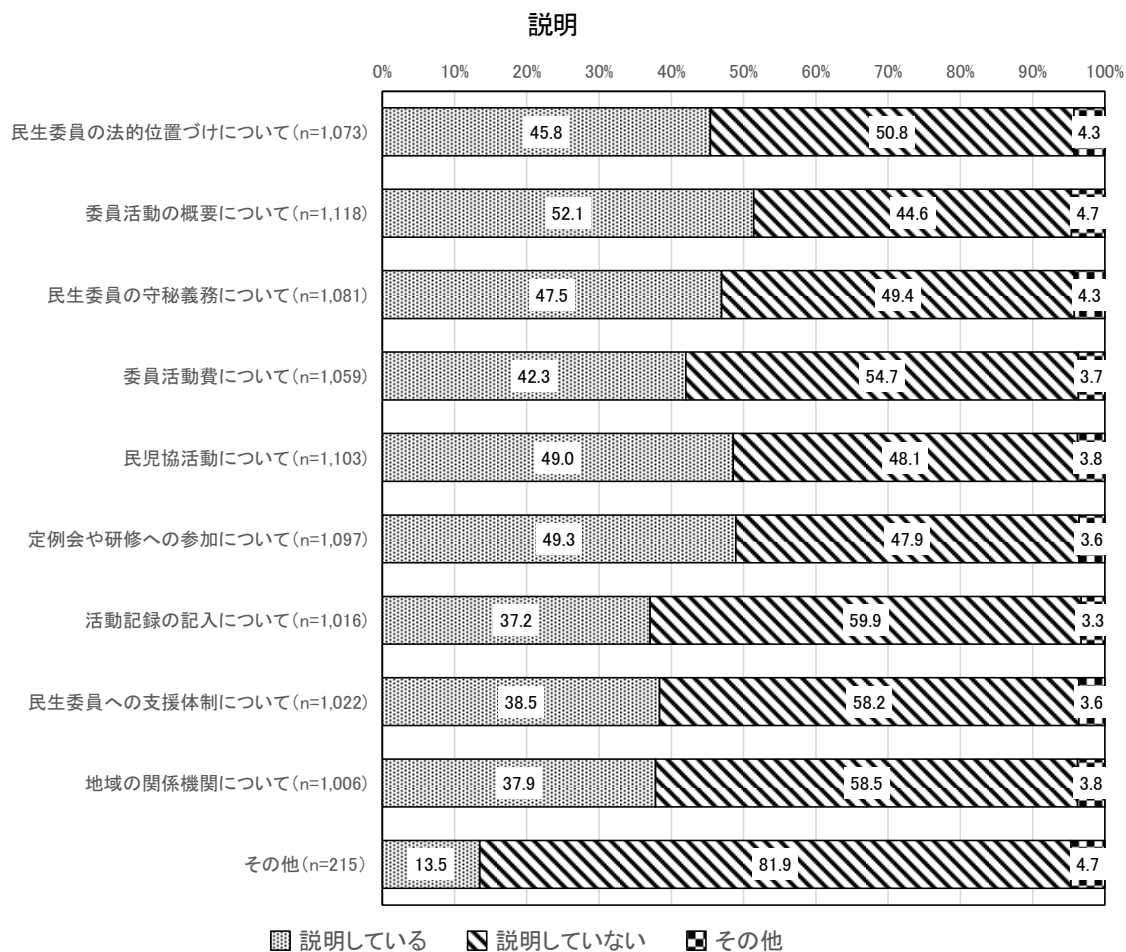
2) 推薦後～委嘱前

① 委員活動に関する説明の有無

委員活動に関する説明の有無についてみると、

「説明している」の割合は「委員活動の概要について」(52.1%)が最も高く、次いで「定例会や研修への参加について」(49.3%)、「民児協活動について」(49.0%)、「民生委員の守秘義務について」(47.5%)、「民生委員の法的位置づけについて」(45.8%)となっている。

図表 12-26 新任民生委員・児童委員や候補者への委員活動に関して推薦後～委嘱前に実施している



② 委員活動に関する内容の説明者

委員活動に関する説明の説明者について、

民生委員の法的位置づけについては、「説明していない」(50.8%)が最も高く、次いで「行政」(25.3%)、「市区町村民児協事務局」(17.0%)となっている。

委員活動の概要については、「説明していない」(44.6%)が最も高く、次いで「行政」(24.8%)、「前任の委員」(20.0%)となっている。

民生委員の守秘義務については、「説明していない」(49.4%)が最も高く、次いで「行政」(22.8%)、「市区町村民児協事務局」(17.5%)となっている。

委員活動費については、「説明していない」(54.7%)が最も高く、次いで「行政」(19.2%)、「市区町村民児協事務局」(16.1%)となっている。

民児協活動については、「説明していない」(48.1%)が最も高く、次いで「行政」(20.1%)、「前任の委員」(19.9%)となっている。

定例会や研修への参加については、「説明していない」(47.9%)が最も高く、次いで「行政」(20.9%)、「市区町村民児協事務局」(19.0%)となっている。

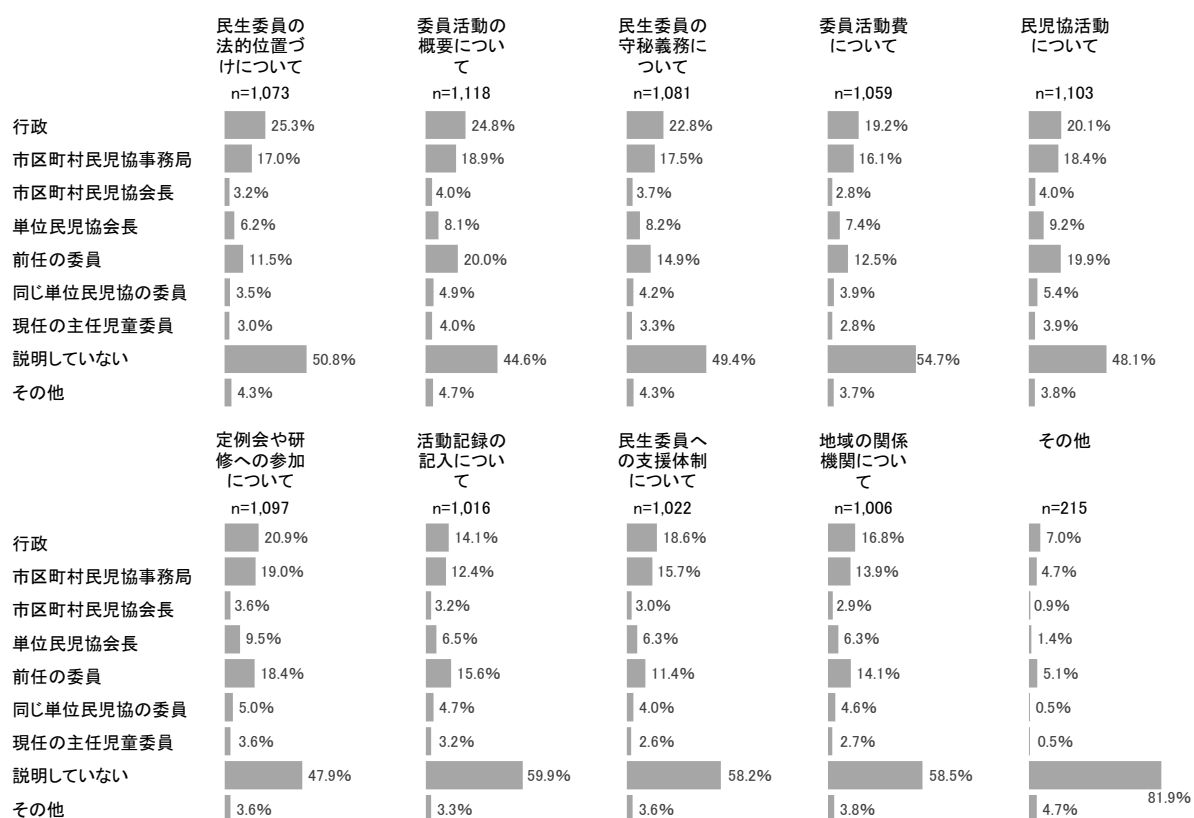
活動記録の記入については、「説明していない」(59.9%)が最も高く、次いで「前任の委員」(15.6%)、「行政」(14.1%)となっている。

民生委員への支援体制については、「説明していない」(58.2%)が最も高く、次いで「行政」(18.6%)、「市区町村民児協事務局」(15.7%)となっている。

地域の関係機関については、「説明していない」(58.5%)が最も高く、次いで「行政」(16.8%)、「前任の委員」(14.1%)となっている。

その他は、「説明していない」(81.9%)が最も高く、次いで「行政」(7.0%)、「前任の委員」(5.1%)となっている。

図表 12-27 委員活動に関する内容の説明者



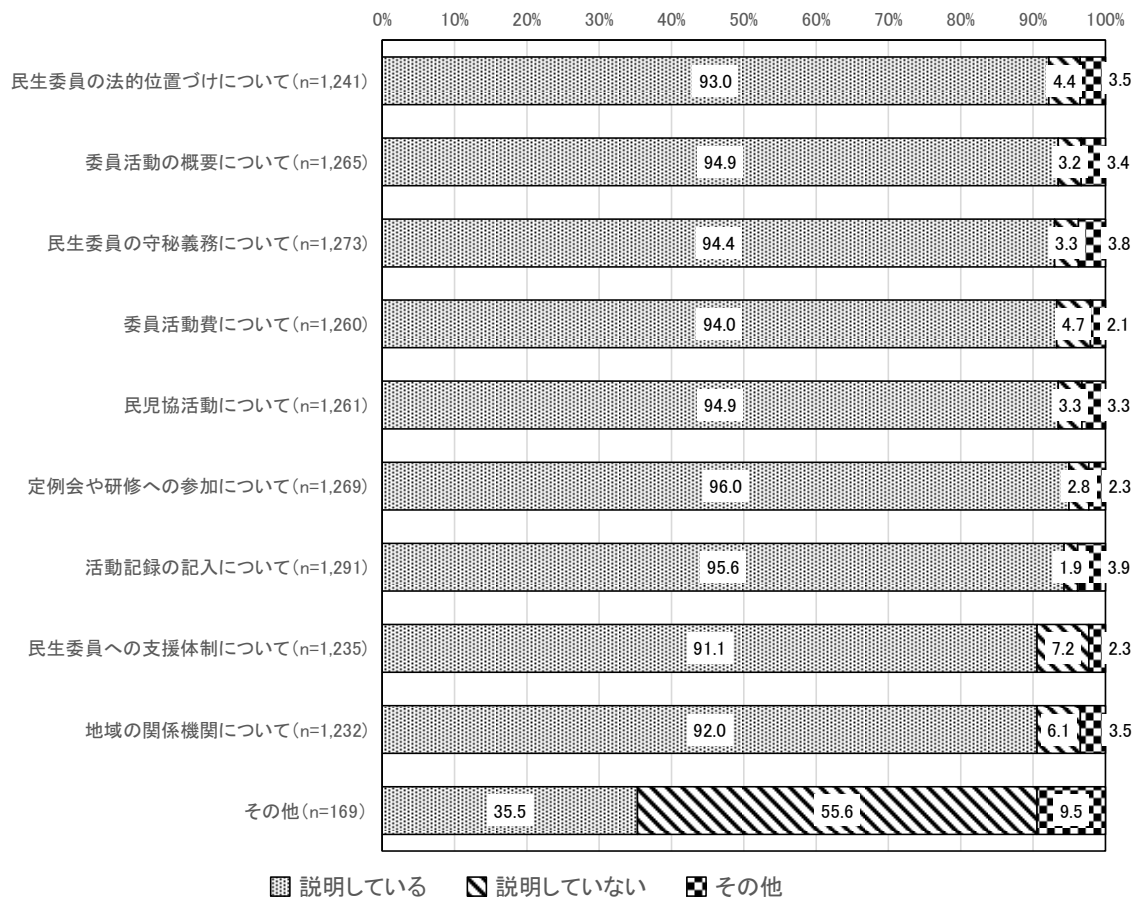
3) 委嘱後

① 委員活動に関する説明の有無

委員活動に関する説明の有無についてみると、

「説明している」の割合は「定例会や研修会への参加について」(96.0%)が最も高く、次いで「活動記録への記入について」(95.6%)、「民児協活動について」および「委員活動の概要について」(94.9%)、「民生委員の守秘義務について」(94.4%)となっている。

図表 12-28 新任民生委員・児童委員や候補者への委員活動に関して委嘱後に実施している説明



② 委員活動に関する内容の説明者

委員活動に関する説明の説明者について、

民生委員の法的位置づけについては、「行政」(53.4%)が最も高く、次いで「市区町村民児協事務局」(50.4%)、「単位民児協会長」(12.2%)となっている。

委員活動の概要については、「市区町村民児協事務局」(53.4%)が最も高く、次いで「行政」(51.1%)、「単位民児協会長」(18.8%)となっている。

民生委員の守秘義務については、「市区町村民児協事務局」(53.2%)が最も高く、次いで「行政」(52.5%)、「単位民児協会長」(18.2%)となっている。

委員活動費については、「市区町村民児協事務局」(55.9%)が最も高く、次いで「行政」(44.0%)、「単位民児協会長」(16.4%)となっている。

民児協活動については、「市区町村民児協事務局」(56.6%)が最も高く、次いで「行政」(41.3%)、「単位民児協会長」(24.7%)となっている。

定例会や研修への参加については、「市区町村民児協事務局」(58.7%)が最も高く、次いで「行政」(39.7%)、「単位民児協会長」(24.5%)となっている。

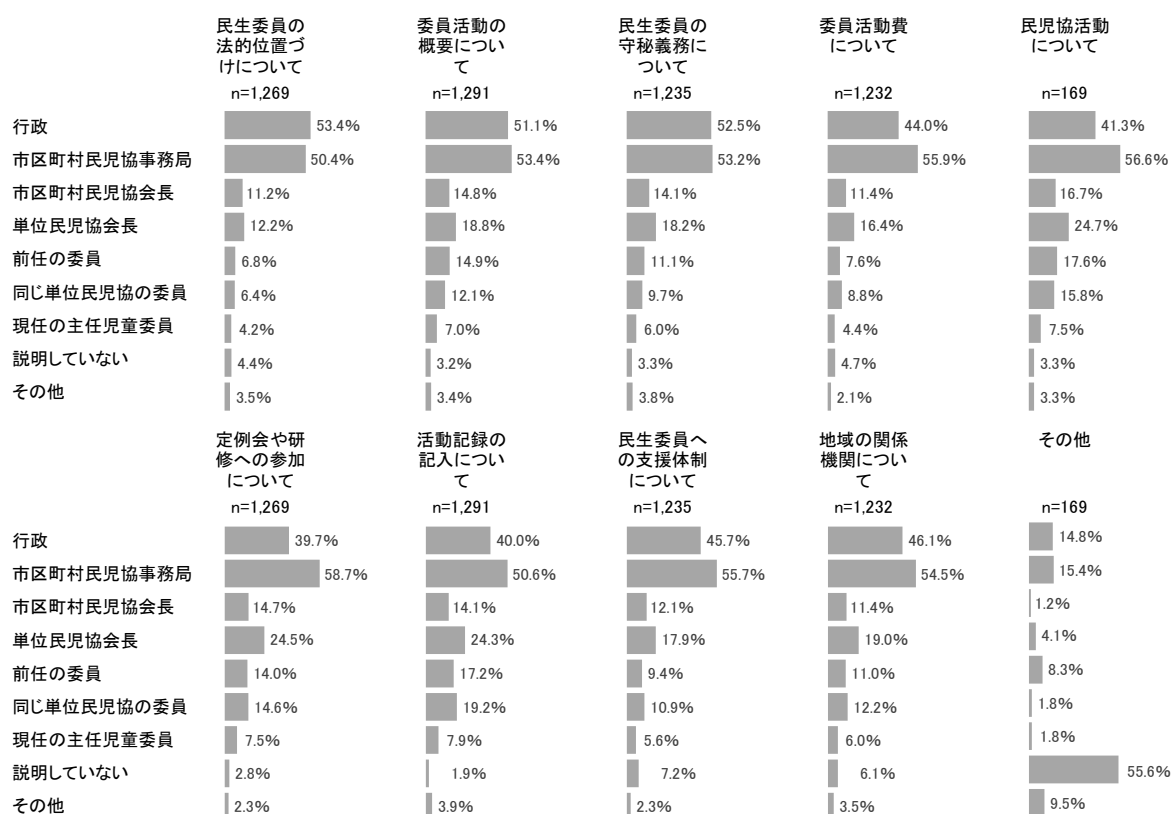
活動記録の記入については、「市区町村民児協事務局」(50.6%)が最も高く、次いで「行政」(40.0%)、「単位民児協会長」(24.3%)となっている。

民生委員への支援体制については、「市区町村民児協事務局」(55.7%)が最も高く、次いで「行政」(45.7%)、「単位民児協会長」(17.9%)となっている。

地域の関係機関については、「市区町村民児協事務局」(54.5%)が最も高く、次いで「行政」(46.1%)、「単位民児協会長」(19.0%)となっている。

その他は、「説明していない」(55.6%)が最も高く、次いで「市区町村民児協事務局」(15.4%)、「行政」(14.8%)となっている。

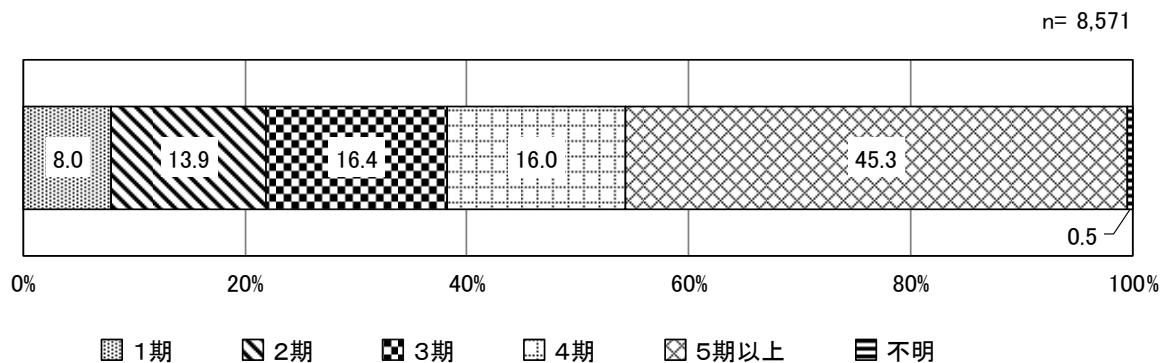
図表 12-29 委員活動に関する内容の説明者



(10) 管内にある単位民児協会長の民生委員・児童委員経験期数

管内にある単位民児協会長の民生委員・児童委員経験期数は、「5期以上」(45.3%)が最も高く、次いで「3期」(16.4%)、「4期」(16.0%)となっている。

図表 12-30 管内にある単位民児協会長の民生委員・児童委員経験期数



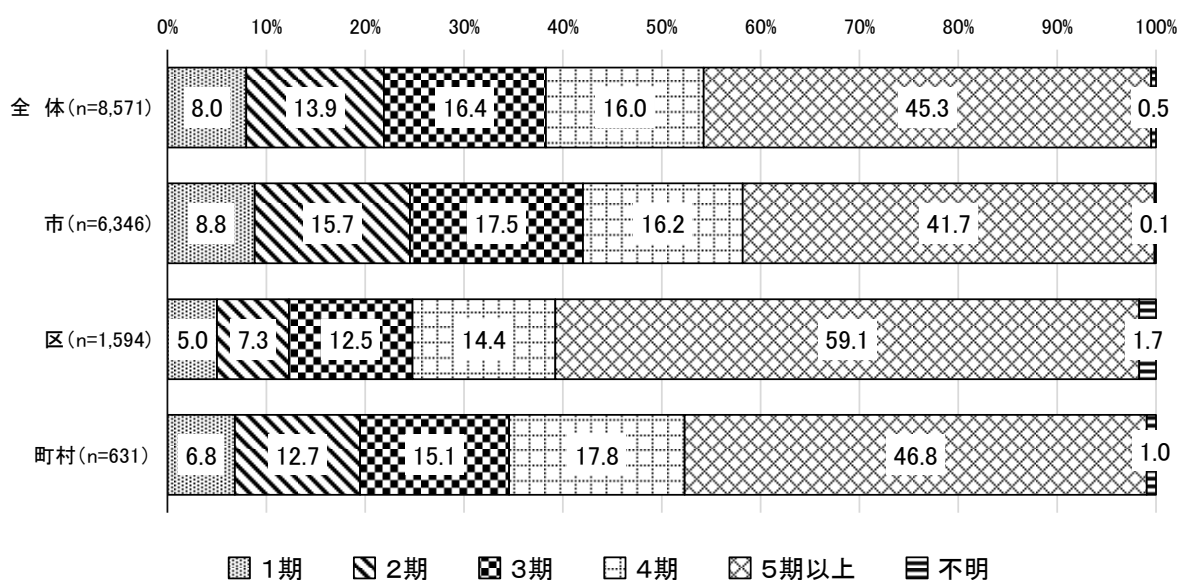
※n数は、各期の人数の合計

市区町村別にみると、市では、「5期以上」(41.7%)が最も高く、次いで「3期」(17.5%)、「2期」(16.2%)となっている。

区では、「5期以上」(59.1%)が最も高く、次いで「4期」(14.4%)、「3期」(12.5%)となっている。

町村では、「5期以上」(46.8%)が最も高く、次いで「4期」(17.8%)、「3期」(15.1%)となっている。

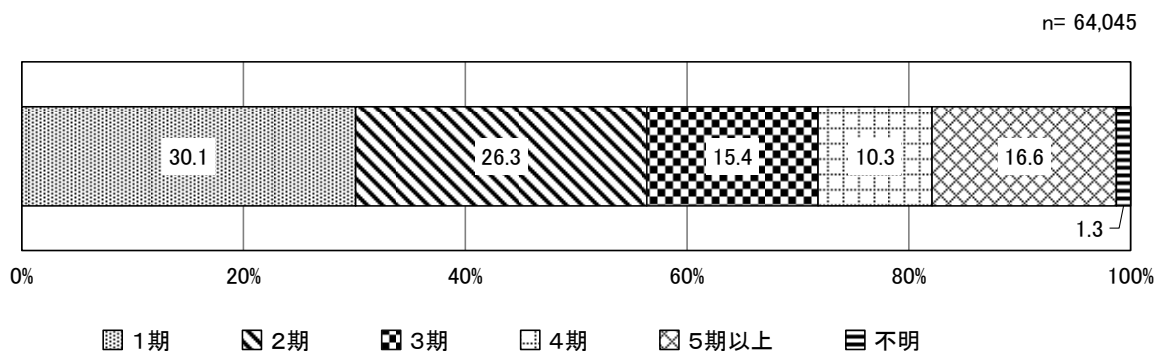
図表 12-31 管内にある単位民児協会長の民生委員・児童委員経験期数（市区町村別）



(11) 退任までの在任期間

令和4年12月の一斉改選での退任者について、退任までの在任期間は、「1期」(30.1%)が最も高く、次いで「2期」(26.3%)、「5期以上」(16.6%)となっている。

図表 12-32 退任までの在任期間



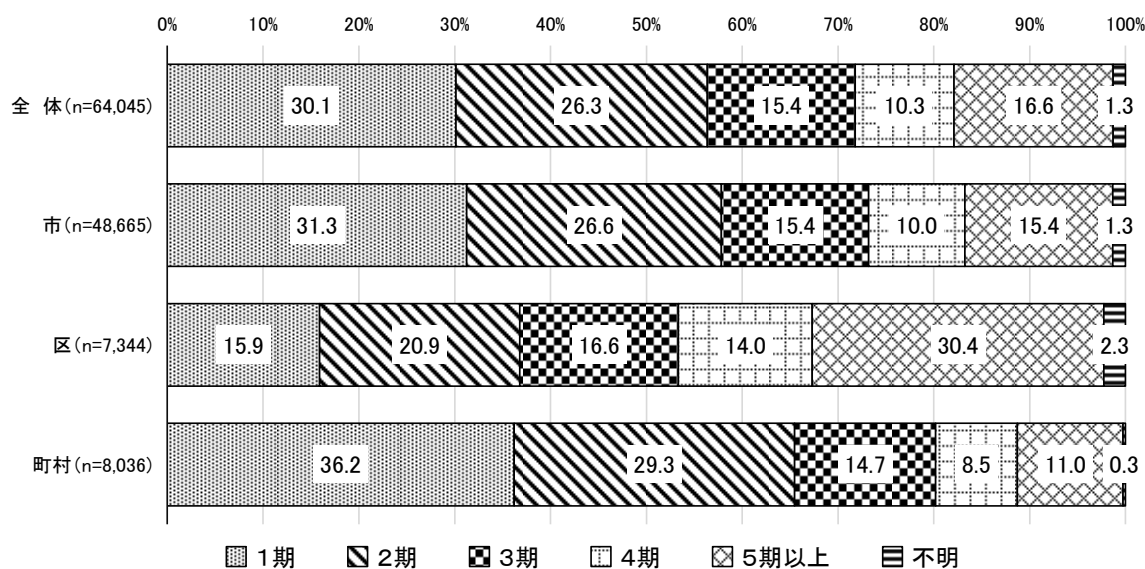
※n数は、各期の人数の合計

市区町村別にみると、市では、「1期」(31.3%)が最も高く、次いで「2期」(26.6%)、「5期以上」(15.4%)となっている。

区では、「5期以上」(30.4%)が最も高く、次いで「2期」(20.9%)、「3期」(16.6%)となっている。

町村では、「1期」(36.2%)が最も高く、次いで「2期」(29.3%)、「3期」(14.7%)となっている。

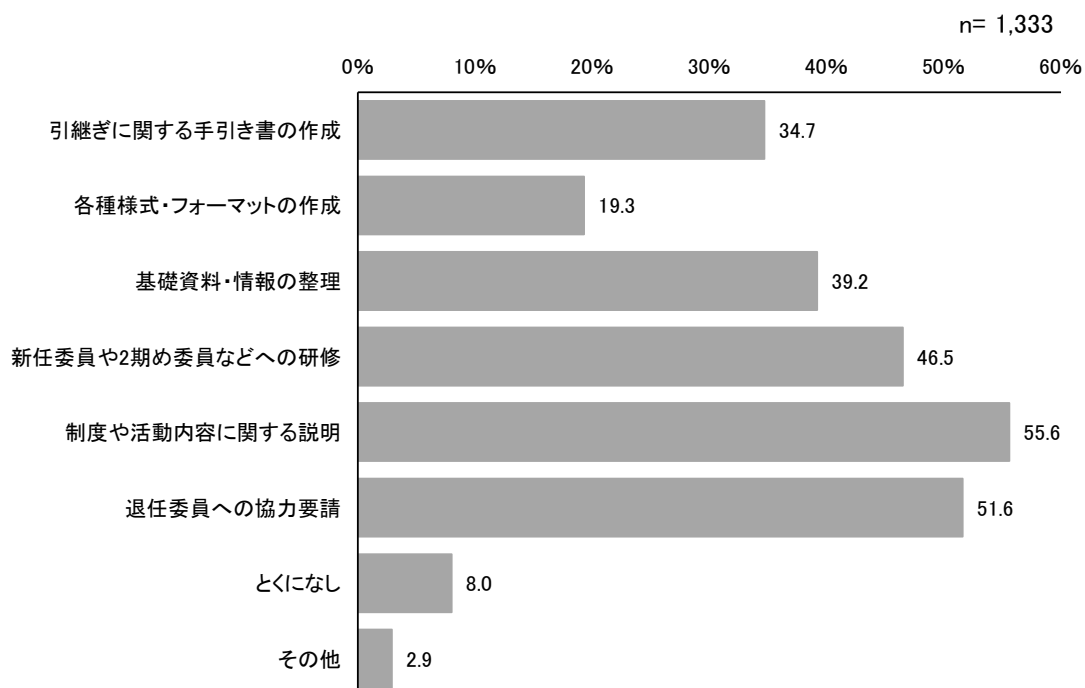
図表 12-33 退任までの在任期間（市区町村別）



（１２）一斉改選時の引き継ぎ等に関する支援の実施状況

一斉改選時の引き継ぎ等に関する支援の実施状況は、「制度や活動内容に関する説明」（55.6%）が最も高く、次いで「退任委員への協力要請」（51.6%）、「新任委員や２期め委員などへの研修」（46.5%）となっている。

図表 １２－３４ 一斉改選時の引き継ぎ等に関する支援の実施状況

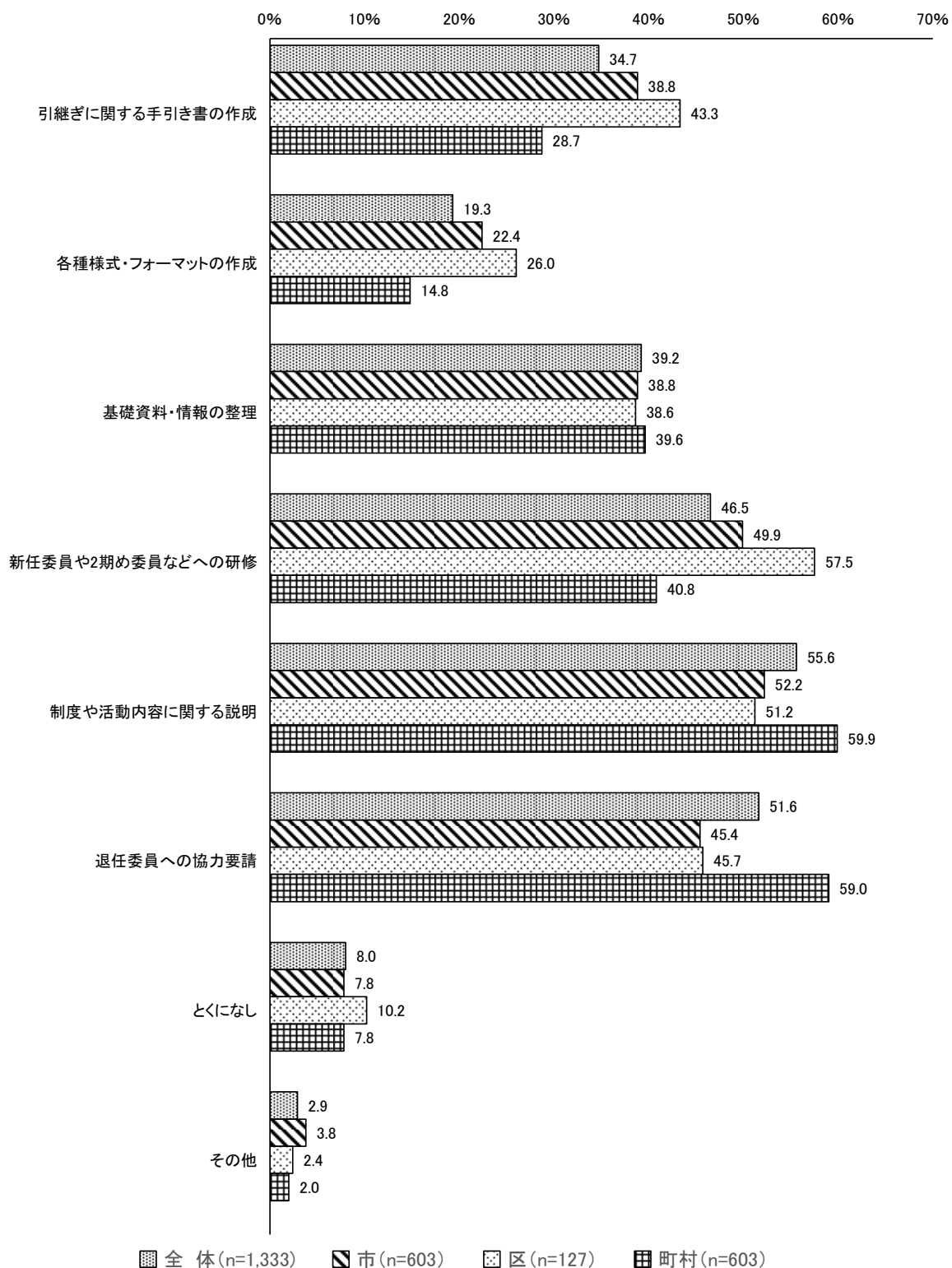


市区町村別にみると、市では、「制度や活動内容に関する説明」（52.2%）が最も高く、次いで「新任委員や２期め委員などへの研修」（49.9%）、「退任委員への協力要請」（45.4%）となっている。

区では、「新任委員や２期め委員などへの研修」（57.5%）が最も高く、次いで「制度や活動内容に関する説明」（51.2%）、「退任委員への協力要請」（45.7%）となっている。

町村では、「制度や活動内容に関する説明」（59.9%）が最も高く、次いで「退任委員への協力要請」（59.0%）、「新任委員や２期め委員などへの研修」（40.8%）となっている。

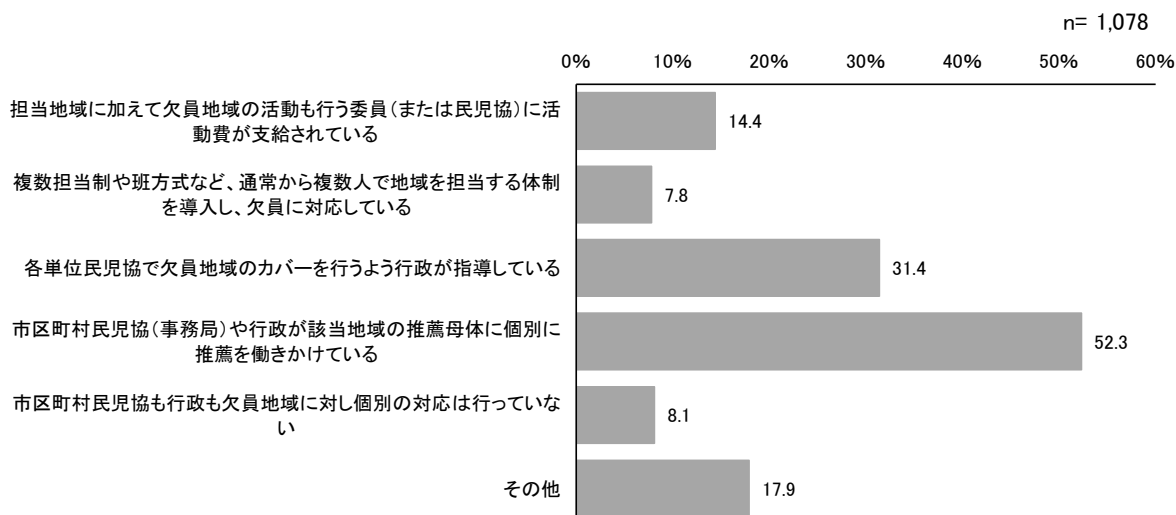
図表 12-35 一斉改選時の引き継ぎ等に関する支援の実施状況



（１３） 欠員が生じている地域への対応

欠員が生じている地域への対応は、「市区町村民児協（事務局）や行政が該当地域の推薦母体に個別に推薦を働きかけている」（52.3%）が最も高く、次いで「各単位民児協で欠員地域のカバーを行うよう行政が指導している」（31.4%）、「担当地域に加えて欠員地域の活動も行う委員（または民児協）に活動費が支給されている」（14.4%）となっている。

図表 １２－３６ 欠員が生じている地域への対応

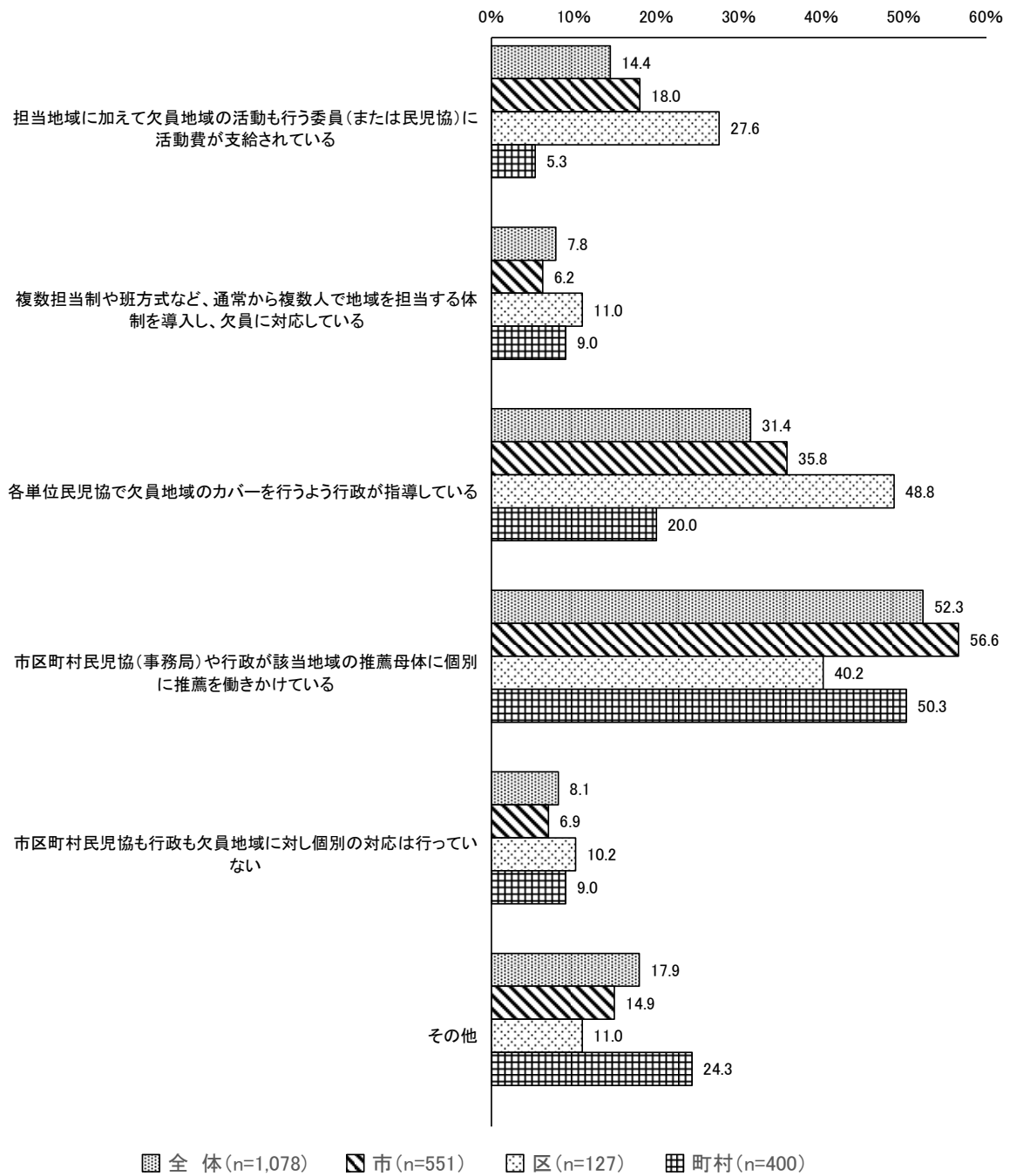


市区町村別にみると、市では、「市区町村民児協（事務局）や行政が該当地域の推薦母体に個別に推薦を働きかけている」（56.6%）が最も高く、次いで「各単位民児協で欠員地域のカバーを行うよう行政が指導している」（35.8%）、「担当地域に加えて欠員地域の活動も行う委員（または民児協）に活動費が支給されている」（18.0%）となっている。

区では、「各単位民児協で欠員地域のカバーを行うよう行政が指導している」（48.8%）が最も高く、次いで「市区町村民児協（事務局）や行政が該当地域の推薦母体に個別に推薦を働きかけている」（40.2%）、「担当地域に加えて欠員地域の活動も行う委員（または民児協）に活動費が支給されている」（27.6%）となっている。

町村では、「市区町村民児協（事務局）や行政が該当地域の推薦母体に個別に推薦を働きかけている」（50.3%）が最も高く、次いで「各単位民児協で欠員地域のカバーを行うよう行政が指導している」（20.0%）、「複数担当制や班方式など、通常から複数人で地域を担当する体制を導入し、欠員に対応している」（9.0%）、「市区町村民児協も行政も欠員地域に対し個別の対応は行っていない」（9.0%）となっている。

図表 12-37 欠員が生じている地域への対応

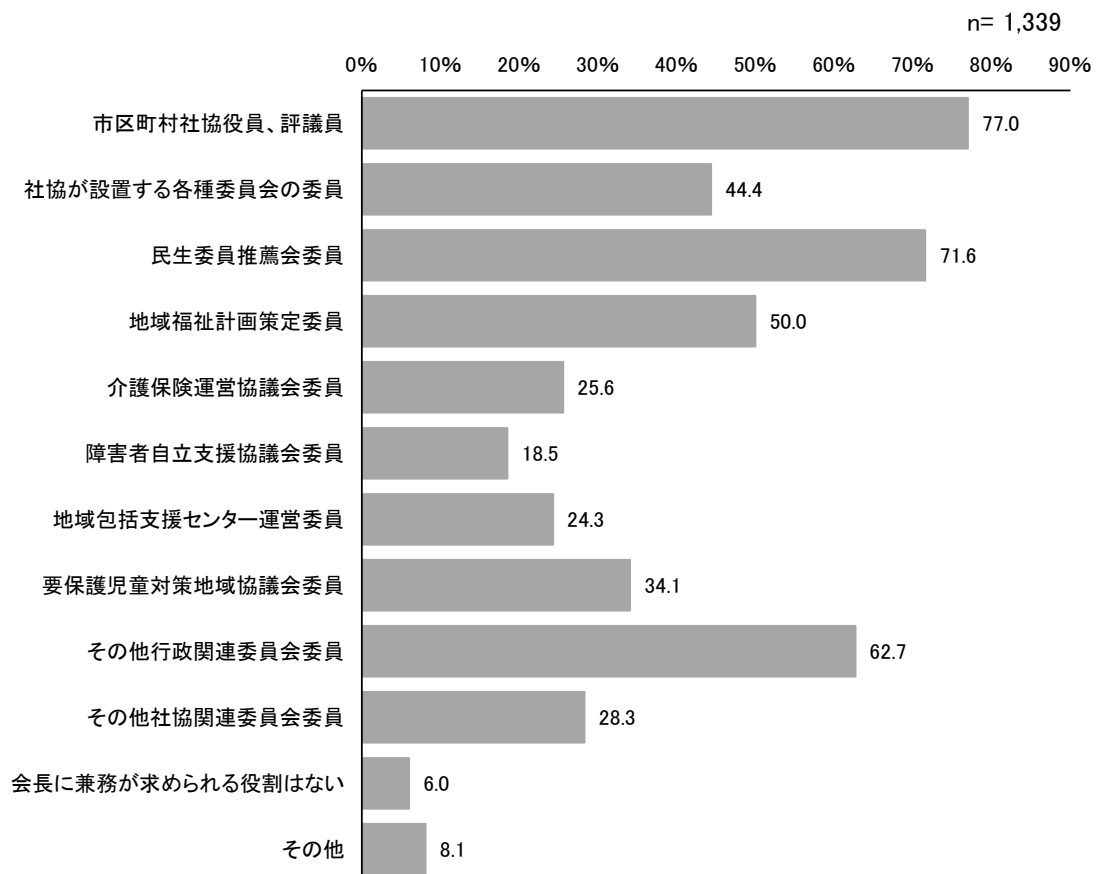


1 3 委員就任に伴い兼務が求められる役割について

(1) 市区町村民児協の会長に兼務が求められる役割

市区町村民児協の会長に兼務が求められる役割は、「市区町村社協役員、評議員」(77.0%)が最も高く、次いで「民生委員推薦会委員」(71.6%)、「その他行政関連委員会委員」(62.7%)となっている。

図表 1 3 - 1 市区町村民児協の会長に兼務が求められる役割

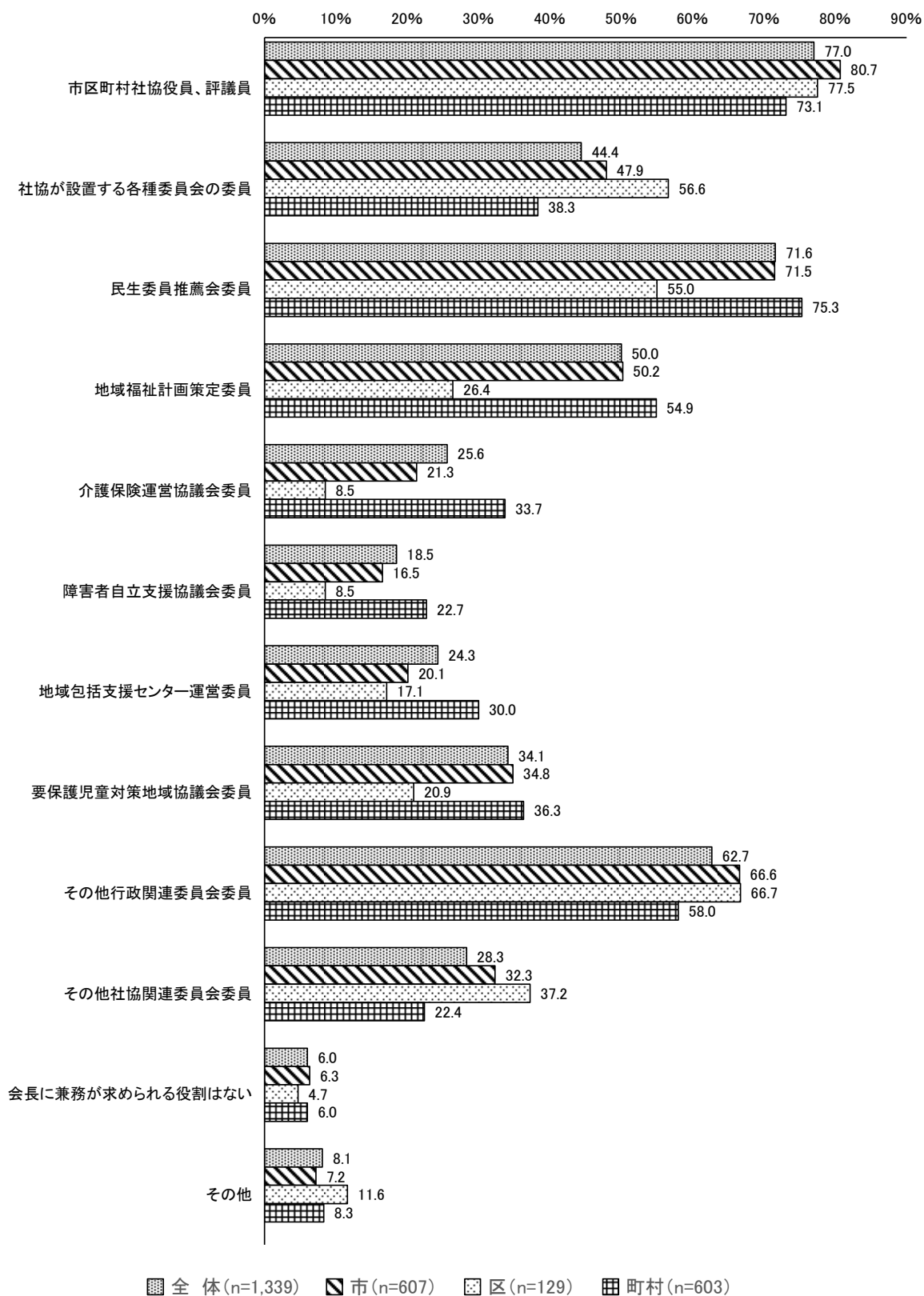


市区町村別にみると、市では、「市区町村社協役員、評議員」(80.7%)が最も高く、次いで「民生委員推薦会委員」(71.5%)、「その他行政関連委員会委員」(66.6%)となっている。

区では、「市区町村社協役員、評議員」(77.5%)が最も高く、次いで「その他行政関連委員会委員」(66.7%)、「社協が設置する各種委員会の委員」(56.6%)となっている。

町村では、「民生委員推薦会委員」(75.3%)が最も高く、次いで「市区町村社協役員、評議員」(73.1%)、「その他行政関連委員会委員」(58.0%)となっている。

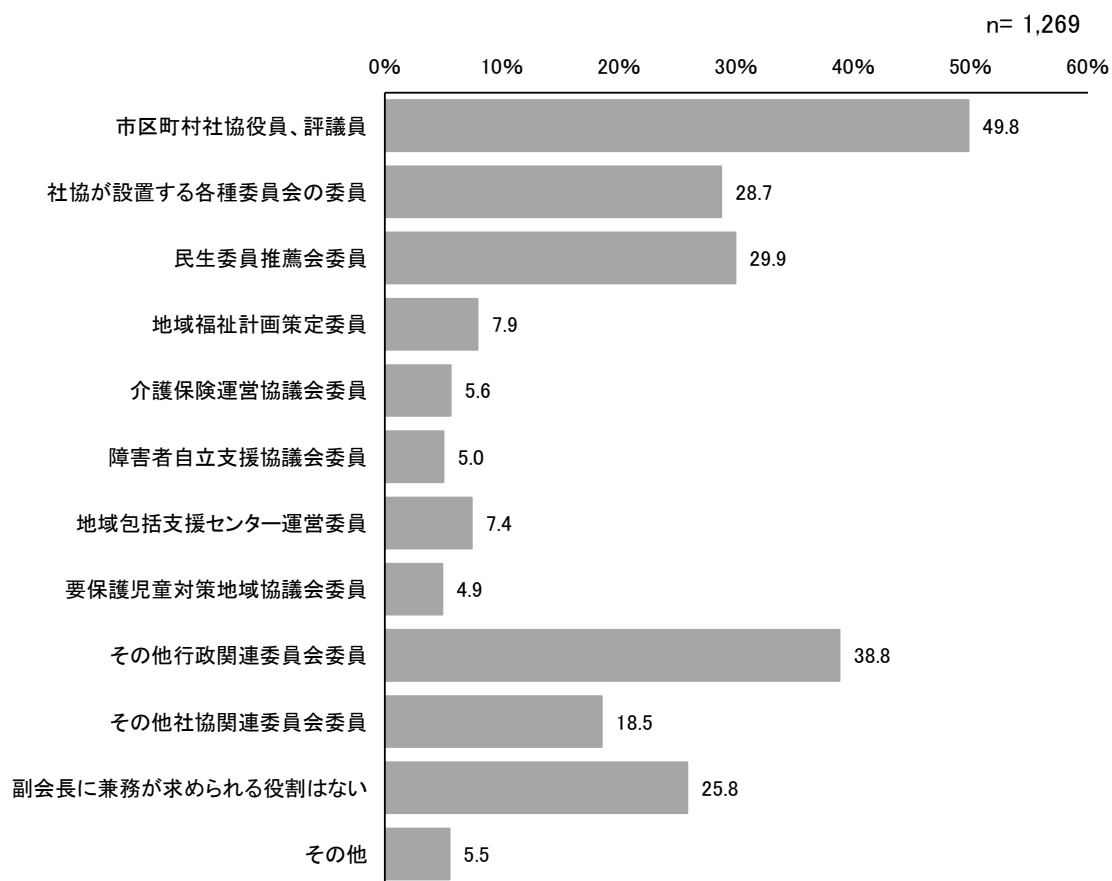
図表 13-2 市区町村民児協の会長に兼務が求められる役割（市区町村別）



（２） 市区町村民児協の副会長に兼務が求められる役割

市区町村民児協の副会長に兼務が求められる役割は、「市区町村社協役員、評議員」（49.8%）が最も高く、次いで「その他行政関連委員会委員」（38.8%）、「民生委員推薦会委員」（29.9%）となっている。

図表 13-3 市区町村民児協の副会長に兼務が求められる役割

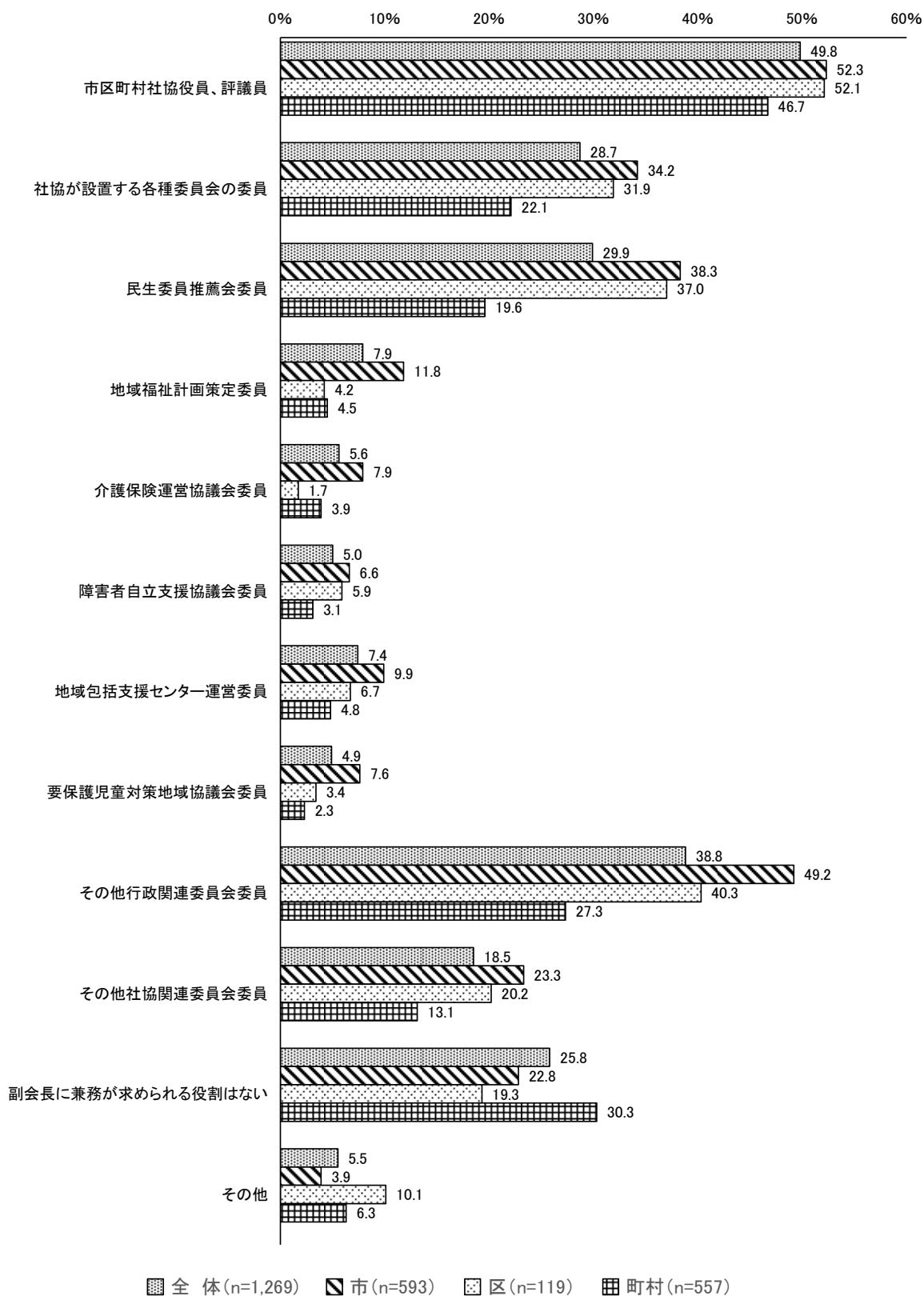


市区町村別にみると、市では、「市区町村社協役員、評議員」（52.3%）が最も高く、次いで「その他行政関連委員会委員」（49.2%）、「民生委員推薦会委員」（38.3%）となっている。

区では、「市区町村社協役員、評議員」（52.1%）が最も高く、次いで「その他行政関連委員会委員」（40.3%）、「民生委員推薦会委員」（37.0%）となっている。

町村では、「市区町村社協役員、評議員」（46.7%）が最も高く、次いで「副会長に兼務が求められる役割はない」（30.3%）、「その他行政関連委員会委員」（27.3%）となっている。

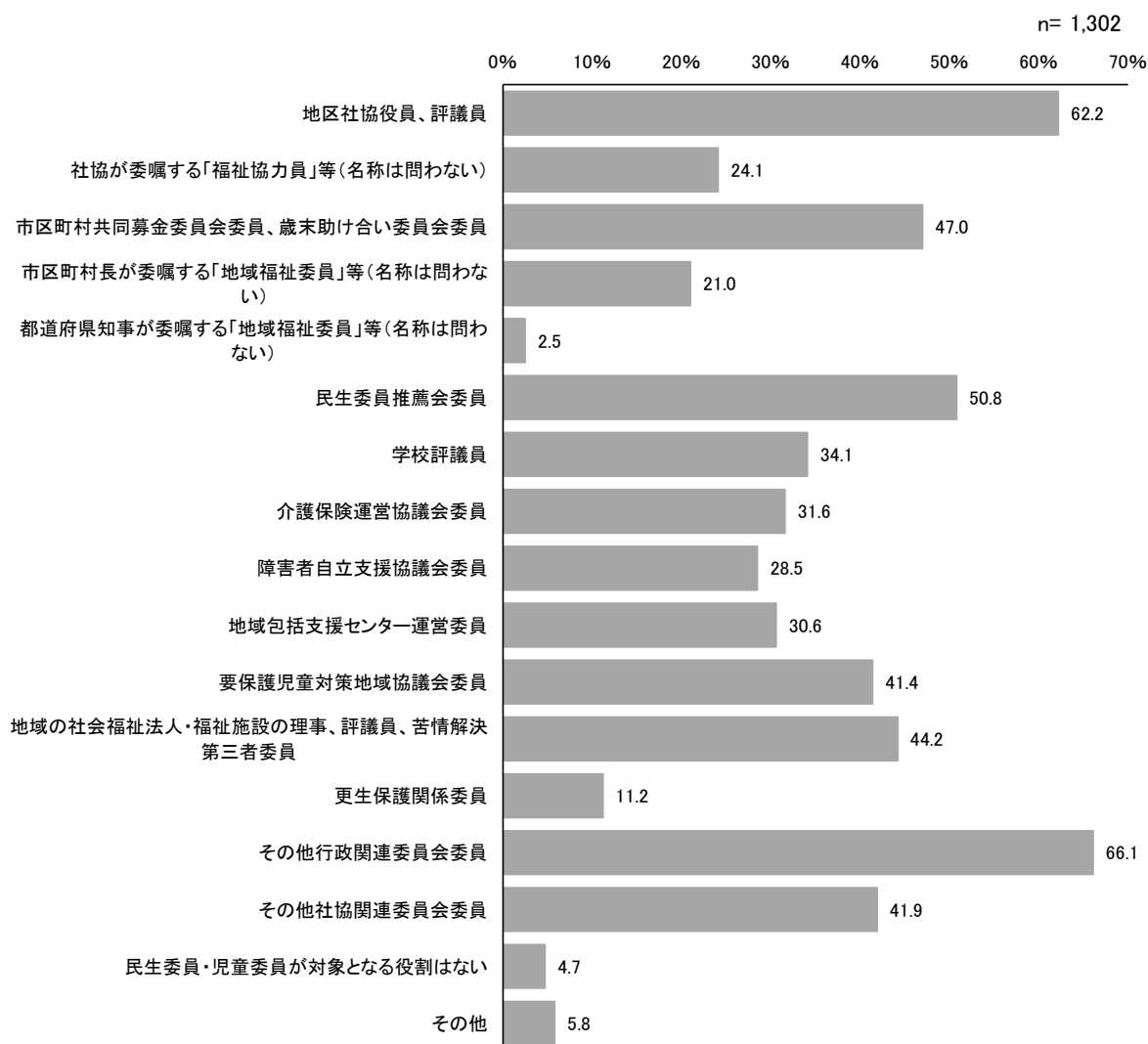
図表 13-4 市区町村民児協の副会長に兼務が求められる役割（市区町村別）



(3) 民生委員・児童委員として参画してほしいと依頼がある役割

民生委員・児童委員として参画してほしいと依頼がある役割は、「その他行政関連委員会委員」(66.1%)が最も高く、次いで「地区社協役員、評議員」(62.2%)、「民生委員推薦会委員」(50.8%)となっている。

図表 13-5 民生委員・児童委員として参画してほしいと依頼がある役割

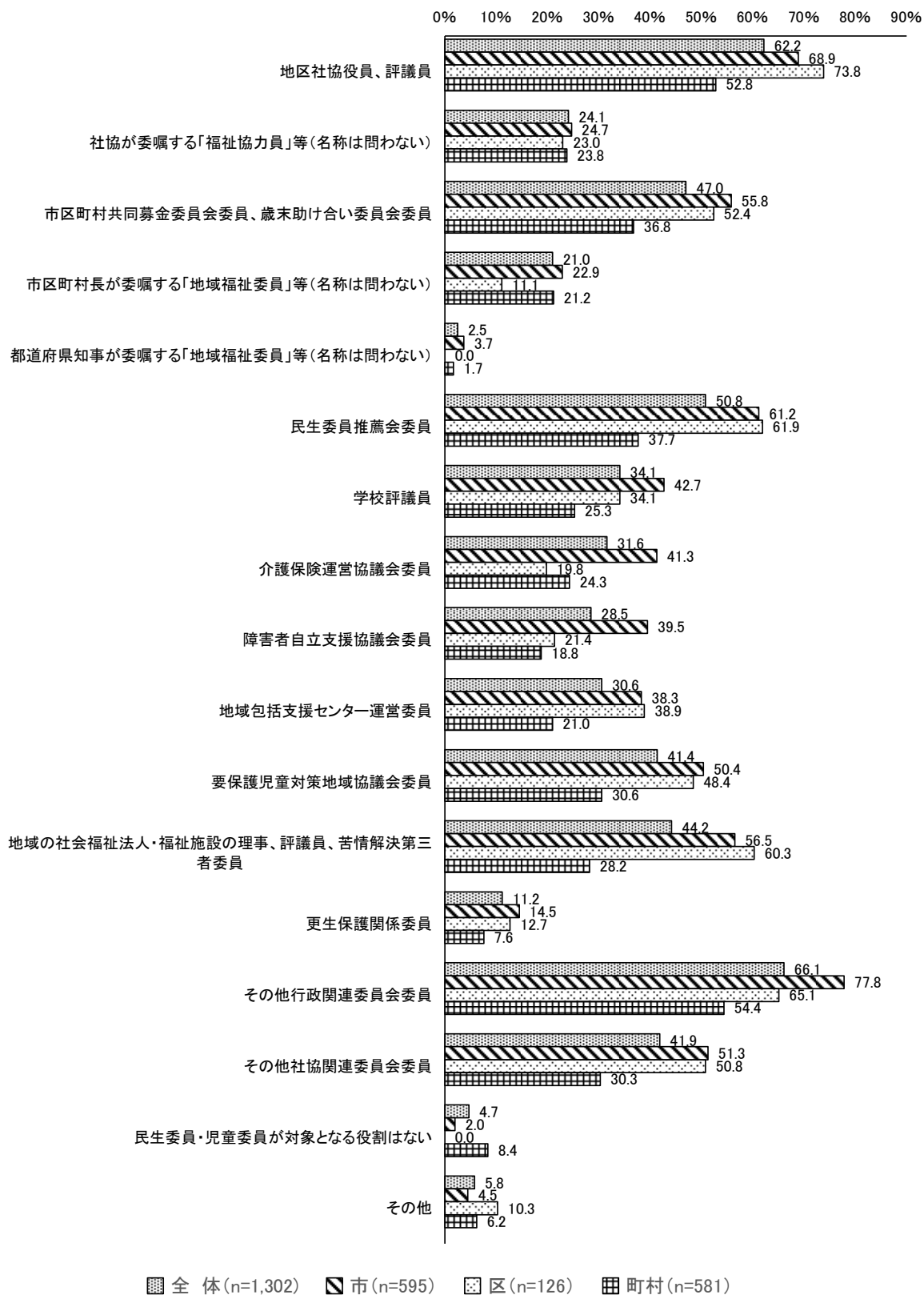


市区町村別にみると、市では、「その他行政関連委員会委員」(77.8%)が最も高く、次いで「地区社協役員、評議員」(68.9%)、「民生委員推薦会委員」(61.2%)となっている。

区では、「地区社協役員、評議員」(73.8%)が最も高く、次いで「その他行政関連委員会委員」(65.1%)、「民生委員推薦会委員」(61.9%)となっている。

町村では、「その他行政関連委員会委員」(54.4%)が最も高く、次いで「地区社協役員、評議員」(52.8%)、「民生委員推薦会委員」(37.7%)となっている。

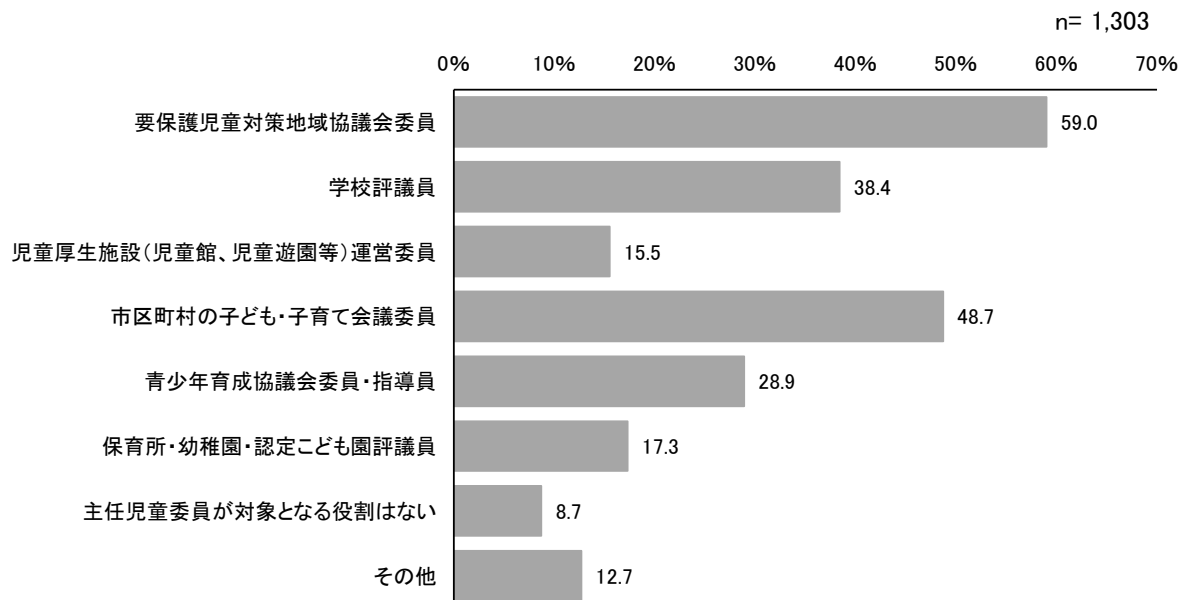
図表 13-6 民生委員・児童委員として参画してほしいと依頼がある役割（市区町村別）



(4) 主任児童委員が対象となる役割

主任児童委員が対象となる役割は、「要保護児童対策地域協議会委員」(59.0%)が最も高く、次いで「市区町村の子ども・子育て会議委員」(48.7%)、「学校評議員」(38.4%)となっている。

図表 13-7 主任児童委員が対象となる役割

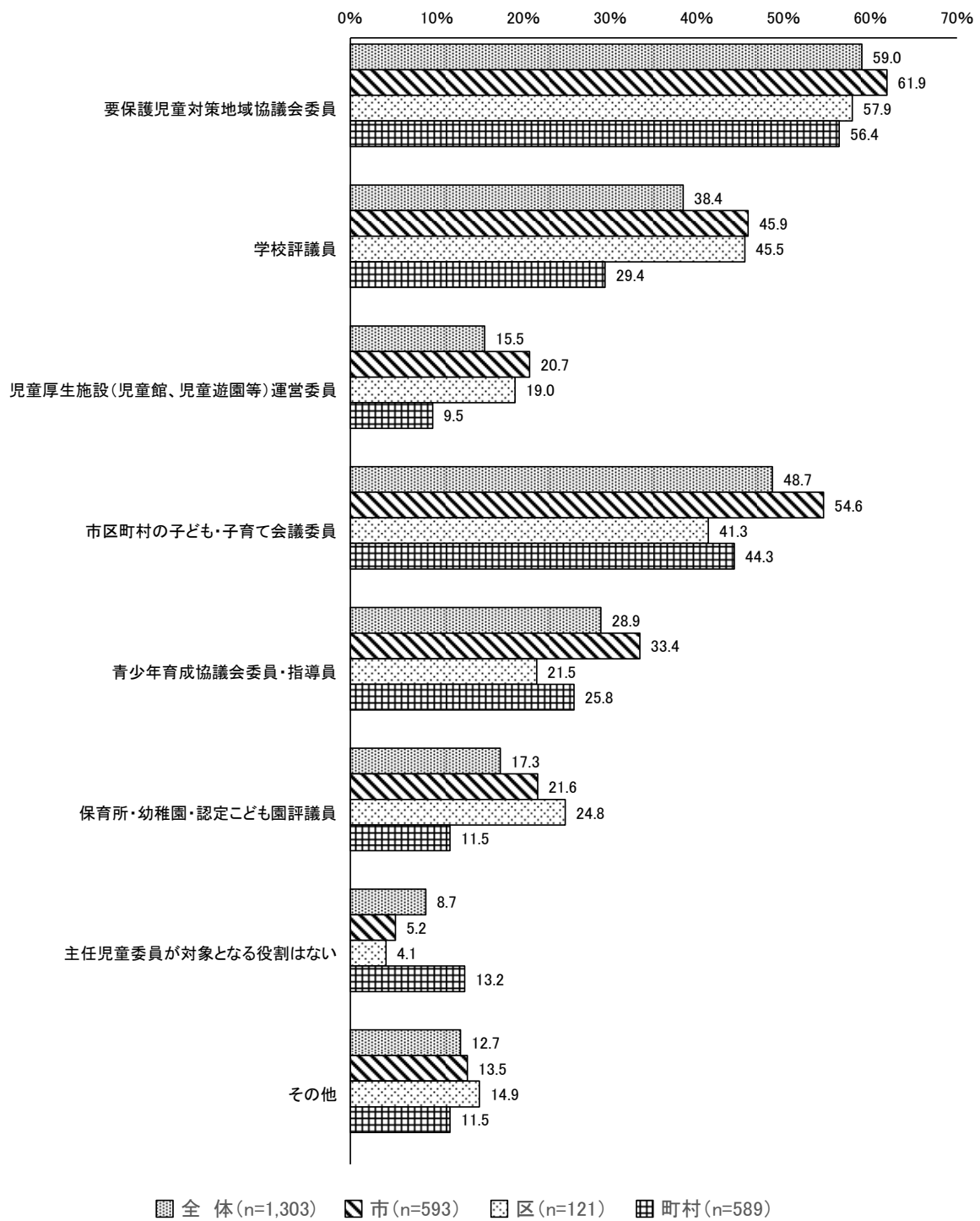


市区町村別にみると、市では、「要保護児童対策地域協議会委員」(61.9%)が最も高く、次いで「市区町村の子ども・子育て会議委員」(54.6%)、「学校評議員」(45.9%)となっている。

区では、「要保護児童対策地域協議会委員」(57.9%)が最も高く、次いで「学校評議員」(45.5%)、「市区町村の子ども・子育て会議委員」(41.3%)となっている。

町村では、「要保護児童対策地域協議会委員」(56.4%)が最も高く、次いで「市区町村の子ども・子育て会議委員」(44.3%)、「学校評議員」(29.4%)となっている。

図表 13-8 主任児童委員が対象となる役割（市区町村別）

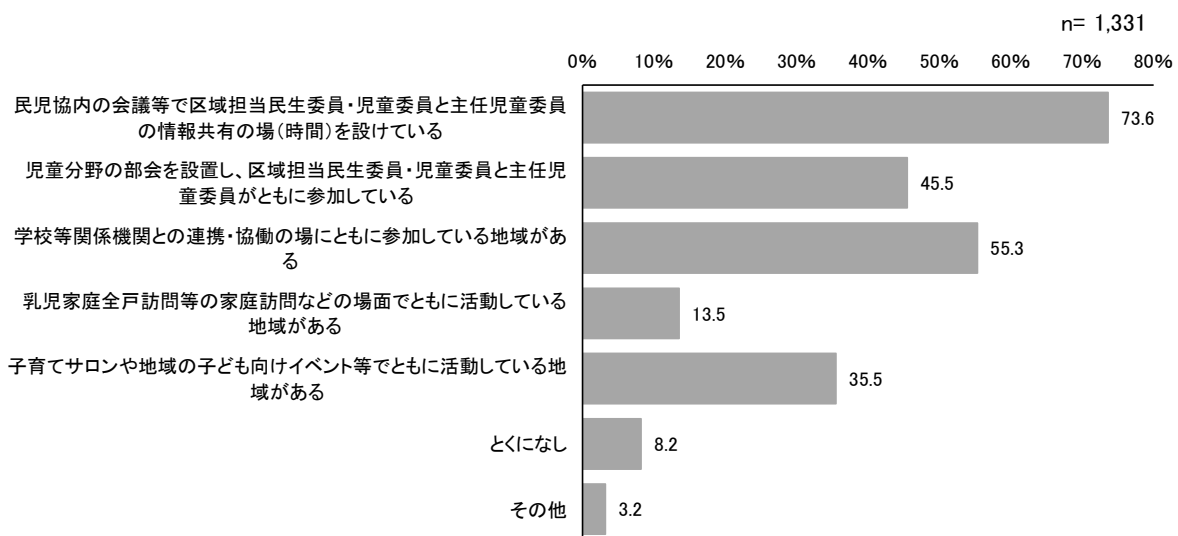


14 こども家庭庁創設に伴う事項

(1) 区域担当民生委員・児童委員と主任児童委員の連携状況

区域担当民生委員・児童委員と主任児童委員の連携状況は、「民児協内の会議等で区域担当民生委員・児童委員と主任児童委員の情報共有の場（時間）を設けている」（73.6%）が最も高く、次いで「学校等関係機関との連携・協働の場にも参加している地域がある」（55.3%）、「児童分野の部会を設置し、区域担当民生委員・児童委員と主任児童委員がともに参加している」（45.5%）となっている。

図表 14-1 区域担当民生委員・児童委員と主任児童委員の連携状況

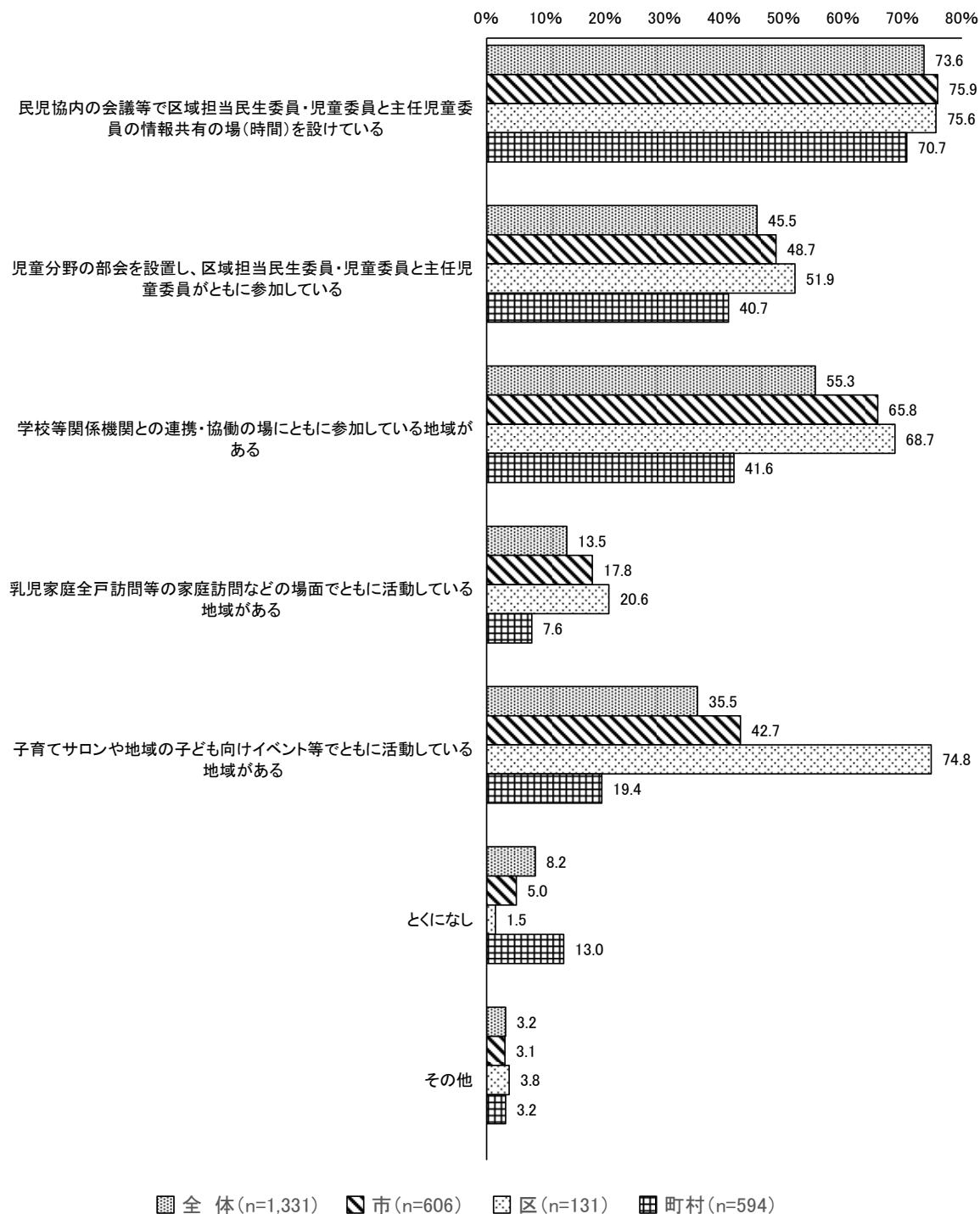


市区町村別にみると、市では、「民児協内の会議等で区域担当民生委員・児童委員と主任児童委員の情報共有の場（時間）を設けている」（75.9%）が最も高く、次いで「学校等関係機関との連携・協働の場にも参加している地域がある」（65.8%）、「児童分野の部会を設置し、区域担当民生委員・児童委員と主任児童委員がともに参加している」（48.7%）となっている。

区では、「民児協内の会議等で区域担当民生委員・児童委員と主任児童委員の情報共有の場（時間）を設けている」（75.6%）が最も高く、次いで「子育てサロンや地域の子ども向けイベント等でともに活動している地域がある」（74.8%）、「学校等関係機関との連携・協働の場にも参加している地域がある」（68.7%）となっている。

町村では、「民児協内の会議等で区域担当民生委員・児童委員と主任児童委員の情報共有の場（時間）を設けている」（70.7%）が最も高く、次いで「学校等関係機関との連携・協働の場にも参加している地域がある」（41.6%）、「児童分野の部会を設置し、区域担当民生委員・児童委員と主任児童委員がともに参加している」（40.7%）となっている。

図表 14-2 区域担当民生委員・児童委員と主任児童委員の連携状況（市区町村別）



Ⅲ 項目別集計表

Ⅲ 項目別集計表

1 民児協ならびに市区町村の概要について

問2 a. 地方公共団体の区分

(%)

調査数	政令指定都市	中核市	一般市	東京特別区	政令指定都市内の行政区	町	村
1,357	1.4	3.9	39.7	1.4	8.6	36.6	8.4

問2 b. 総人口（人）

調査数	平均	最小値	最大値
1,346	91,977.26	306	3,768,664

問2 c. 総世帯数（世帯）

調査数	平均	最小値	最大値
1,344	44,002.04	126	1,790,597

問2 d. 法定単位民児協数

(%)

(件)

	調査数	単位民児協(1民児協)	2つ	3つ	4つ	5～9	10～19	20～29	30以上	平均	最小値	最大値
全体	1,338	49.8	2.3	4.6	4.0	16.5	15.7	3.6	3.6	7.24	1	267
市	602	10.6	4.5	9.5	7.8	32.1	22.9	5.1	7.5	12.16	1	267
区	131	3.1	0.8	1.5	3.8	21.4	55.0	12.2	2.3	13.24	1	68
町村	605	98.8	0.5	0.3	0.2	0.0	0.0	0.2	0.0	1.05	1	21

問2 e. 任意単位民児協数（みなし単位民児協）

(%)

(件)

	調査数	任意単位民児協はなし(0)	1～9	10～19	20～29	30以上	平均	最小値	最大値
全体	1,132	84.7	13.0	1.5	0.4	0.4	0.85	0	93
市	521	83.7	11.9	2.9	0.8	0.8	1.42	0	93
区	106	91.5	5.7	1.9	0.9	0.0	0.71	0	23
町村	505	84.4	15.6	0.0	0.0	0.0	0.29	0	6

2 民児協の構成、組織・運営について

問3. 民生委員・児童委員、主任児童委員の数、年齢構成について

(1) 民生委員・児童委員、主任児童委員数

1. 民生委員・児童委員 定数

	調査数	(%)									(人)		
		～9人	10～19人	20～29人	30～49人	50～99人	100～199人	200～299人	300～499人	500人以上	平均	最小値	最大値
全体	1,356	1.9	9.0	9.8	12.9	22.1	22.7	9.4	6.6	5.5	160.97	2	4,481
市	611	-	-	-	0.2	23.7	42.1	13.4	9.0	11.6	267.22	40	4,481
区	136	-	-	-	-	1.5	36.8	33.8	25.7	2.2	245.43	52	577
町村	609	4.3	20.0	21.8	28.6	25.1	0.2	-	-	-	35.50	2	102

1. 民生委員・児童委員 現員数

	調査数	(%)									(人)		
		～9人	10～19人	20～29人	30～49人	50～99人	100～199人	200～299人	300～499人	500人以上	平均	最小値	最大値
全体	1,356	2.4	9.5	9.5	14.2	21.5	22.4	9.5	6.0	4.9	152.18	1	4,242
市	611	-	-	-	1.3	25.7	40.3	13.3	9.0	10.5	253.21	36	4,242
区	136	-	-	-	0.7	1.5	41.9	35.3	19.1	1.5	227.10	49	559
町村	609	5.4	21.2	21.2	30.2	21.8	0.2	-	-	-	34.09	1	102

1. 民生委員・児童委員 性別

	調査数	平均	最小値	最大値
男性	1,272	54.86	0	1,440
女性	1,272	97.58	1	3,522

	調査数	(%)	
		うち、男性	うち、女性
全体	193,899	36.0	64.0
市	144,330	37.2	62.8
区	30,037	26.6	73.5
町村	19,532	41.2	58.8

1. 民生委員・児童委員 充足率 (%)

調査数	(%)										(%)		
	0～74.9%	75～79.9%	80～84.9%	85～89.9%	90～91.9%	92～93.9%	94～95.9%	96～97.9%	98～99.9%	100%	平均	最小値	最大値
1,356	1.8	1.9	4.4	7.7	5.7	7.7	10.5	11.7	13.1	35.5	95.16	47.80	100.00
611	1.6	2.3	5.1	9.0	4.7	8.2	12.1	14.7	22.7	19.5	94.66	56.00	100.00
136	-	-	5.9	16.9	19.9	15.4	16.9	13.2	8.1	3.7	92.73	80.60	100.00
609	2.5	2.0	3.4	4.3	3.4	5.4	7.6	8.2	4.4	58.8	96.19	47.80	100.00

2. うち主任児童委員 定数

(%)													(人)		
	調査数	0人	1人	2人	3人	4人	5～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50人以上	平均	最小値	最大値
全体	1,356	0.1	2.9	26.0	12.0	4.7	13.6	17.8	10.2	5.7	2.1	4.9	15.61	0	635
市	611	-	-	-	2.0	2.9	26.0	34.4	14.9	6.9	2.8	10.1	26.18	3	635
区	136	-	-	-	-	0.7	4.4	23.5	34.6	25.0	8.8	2.9	26.50	4	67
町村	609	0.2	6.4	57.8	24.8	7.4	3.1	-	-	0.2	-	0.2	2.57	0	53

2. うち主任児童委員 現員数

(%)													(人)		
	調査数	0人	1人	2人	3人	4人	5～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50人以上	平均	最小値	最大値
全体	1,356	0.3	4.2	25.6	10.7	4.9	14.3	18.2	9.7	5.8	1.7	4.6	14.99	0	591
市	611	0.2	—	—	2.0	3.6	27.2	33.4	14.4	7.5	2.0	9.8	25.14	0	591
区	136	—	—	—	—	0.7	4.4	30.9	31.6	24.3	6.6	1.5	24.70	4	67
町村	609	0.5	9.4	57.0	21.8	7.1	3.6	0.2	—	—	0.3	0.2	2.63	0	53

2. うち主任児童委員 性別

(人)

	調査数	平均	最小値	最大値
男性	1,344	1.96	0	85
女性	1,344	13.04	0	554

(%)

	調査数	うち、男性	うち、女性
全体	20,155	13.1	87.0
市	15,228	13.1	86.9
区	3,339	9.9	90.2
町村	1,588	19.6	80.4

2. うち主任児童委員 充足率 (%)

(%)

(%)

	調査数	0～74. 9%	75～79. 9%	80～84. 9%	85～89. 9%	90～91. 9%	92～93. 9%	94～95. 9%	96～97. 9%	98～99. 9%	100%	平均	最小値	最大値
全体	1,355	3.5	0.8	1.7	3.8	2.4	3.7	3.2	3.5	0.9	76.5	96.56	0.00	100.00
市	611	1.8	1.3	2.5	4.7	3.3	5.4	5.2	5.6	2.0	68.2	96.81	0.00	100.00
区	136	0.7	1.5	5.9	16.9	8.8	12.5	8.8	10.3	-	34.6	93.79	71.10	100.00
町村	608	5.8	0.2	-	-	-	-	-	-	-	94.1	96.93	0.00	100.00

(2) 民生委員・児童委員、主任児童委員の年齢構成

1. 民生委員・児童委員

(人)

	調査数	平均	最小値	最大値
20歳代	1,325	0.02	0	4
30歳代	1,325	0.43	0	22
40歳代	1,325	4.93	0	284
50歳代	1,325	18.20	0	1,090
60～64歳	1,325	23.47	0	1,790
65～69歳	1,325	41.44	0	777
70～74歳	1,325	46.02	0	1,247
75～79歳	1,325	11.27	0	370
80～84歳	1,325	0.73	0	22
85～89歳	1,325	0.04	0	3
90歳代	1,325	0.00	0	1
不明	1,325	1.21	0	209
年齢構成別計	1,325	147.75	1	4,242

(%)

	調査数	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60～64 歳	65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80～84 歳	85～89 歳	90歳代	不明
全体	195,765	0.0	0.3	3.3	12.3	15.9	28.1	31.2	7.6	0.5	0.0	0.0	0.8
市	148,403	0.0	0.3	3.3	11.8	15.7	27.8	31.7	8.1	0.5	0.0	0.0	0.8
区	26,796	0.0	0.4	4.8	18.3	17.0	24.7	28.9	5.0	0.0	0.0	0.0	1.0
町村	20,566	0.0	0.2	1.9	8.1	16.1	34.1	30.1	7.6	0.8	0.0	0.0	1.0

※集計方法

各年代の人数÷各年代（不明含む）の合計人数（調査数）

2. うち主任児童委員

(人)

	調査数	平 均	最小値	最大値
20歳代	1,321	0.00	0	1
30歳代	1,321	0.15	0	9
40歳代	1,321	2.09	0	114
50歳代	1,321	5.25	0	347
60～64歳	1,321	3.12	0	132
65～69歳	1,321	2.41	0	73
70～74歳	1,321	1.07	0	49
75～79歳	1,321	0.17	0	7
80～84歳	1,321	0.01	0	2
85～89歳	1,321	0.00	0	0
90歳代	1,321	0.00	0	0
不明	1,321	0.17	0	50
年齢構成別計	1,321	14.43	1	591

(%)

	調査数	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳代	不明
全体	19,064	0.0	1.0	14.5	36.4	21.6	16.7	7.4	1.2	0.1	0.0	0.0	1.2
市	14,577	0.0	1.0	14.4	35.4	21.7	17.9	8.0	1.3	0.1	0.0	0.0	0.2
区	2,894	0.0	1.2	18.6	49.9	21.3	5.6	2.2	0.2	0.0	0.0	0.0	0.9
町村	1,593	0.0	0.7	7.8	20.8	21.3	26.6	10.9	1.8	0.1	0.0	0.0	10.1

※集計方法

各年代の人数÷各年代（不明含む）の合計人数（調査数）

問4. 役員構成について

1. 会長 性別

(%)

調査数	男性	女性
1,335	72.1	27.9

1. 会長 委員経験期数

(%)

(期)

	調査数	1期	2期	3期	4期	5～9期	10期以上	平均	最小値	最大値
全体	1,336	2.5	7.3	12.1	15.0	47.9	15.2	5.93	1	14
市	601	1.0	4.2	11.0	13.0	52.9	18.0	6.39	1	14
区	132	0.8	-	3.8	6.1	52.3	37.1	8.23	1	13
町村	603	4.3	11.9	15.1	19.1	42.0	7.6	4.96	1	14

1. 会長 単位民児協会長任期数

(%)

	調査数	1期	2期	3期	4期	5～9期	10期以上
全体	1,143	26.2	22.8	18.6	12.4	19.4	0.4
市	560	15.2	23.2	21.3	15.0	25.0	0.4
区	133	8.3	12.0	19.5	18.8	40.6	0.8
町村	450	45.3	25.6	15.1	7.3	6.2	0.4

(期)

	調査数	平均	最小値	最大値
全体	1,253	2.74	0	14
市	582	3.26	0	13
区	133	4.31	1	11
町村	538	1.80	0	14

1. 会長 市区町村民児協会長任期数

(%)

	調査数	1期	2期	3期	4期	5～9期	10期以上
全体	1,259	50.4	26.0	12.7	5.7	4.9	0.2
市	593	52.8	25.6	12.0	5.6	4.0	-
区	127	55.1	29.1	9.4	3.1	3.1	-
町村	539	46.8	25.6	14.3	6.5	6.3	0.6

(期)

	調査数	平均	最小値	最大値
全体	1,307	1.87	0	14
市	599	1.83	0	8
区	133	1.62	0	5
町村	575	1.97	0	14

1. 会長の属性

(%)

	調査数	主任児童委員	区域担当委員
全体	1,321	2.9	97.1
市	594	2.0	98.0
区	134	1.5	98.5
町村	594	4.0	96.0

2. 副会長 人数

	調査数	0人	1人	2人	3人	4人	5人以上	平 均	最小値	最大値
全体	1,354	0.5	17.9	52.1	19.0	5.6	4.9	2.33	0	29
市	609	0.2	10.3	45.6	26.4	8.7	8.7	2.74	0	29
区	136	0.7	19.1	58.8	17.6	2.9	0.7	2.05	0	5
町村	609	0.8	25.3	57.0	11.8	3.1	2.0	1.99	0	8

2. 副会長

	調査数	平 均	最小値	最大値
うち、主任児童委員	1,294	0.08	0	3
男性の人数	1,350	1.34	0	14
女性の人数	1,350	1.00	0	17
委員経験任期数／最も長い方	1,326	5.63	1	14

委員経験任期数／最も短い方（副会長）

調査数	1期	2期	3期	4期	5～9期	10期以上	平 均	最小値	最大値
1,332	11.0	22.5	24.5	18.2	22.3	1.4	3.59	1	13

3. 理事（執行役員）

	調査数	平 均	最小値	最大値
人数	1,253	7.55	0	75
うち、主任児童委員	1,200	0.57	0	8
男性の人数	1,215	4.19	0	56
女性の人数	1,216	3.58	0	33
委員経験任期数／最も長い方	879	6.65	1	14

委員経験任期数／最も短い方（執行役員）

調査数	1期	2期	3期	4期	5～9期	10期以上	平 均	最小値	最大値
893	32.6	43.7	14.7	4.8	4.0	0.2	2.09	1	13

問5. 役員会、部会、委員会の設置、開催状況について

(1) 役員会、部会・委員会の設置、開催回数・方法（令和4年度の実績）

設置有無

(%)

	調査数	有	無
1. 理事会	1,338	76.2	23.8
2. 評議員会	1,320	50.8	49.2
3. 全体会議	1,342	84.9	15.1

開催回数・方法

1. 理事会

(回)

	調査数	平 均	最小値	最大値
対面のみ	1,008	7.88	0	34
Webのみ	1,006	0.01	0	4
書面のみ	1,006	0.04	0	2
対面web併用	1,006	0.03	0	11
対面書面併用	1,006	0.01	0	12
Web書面併用	1,006	0.00	0	0
対面書面web併用	1,006	0.00	0	0
その他	1,006	0.00	0	3

2. 評議員会

(回)

	調査数	平 均	最小値	最大値
対面のみ	663	4.27	0	30
Webのみ	663	0.00	0	2
書面のみ	663	0.10	0	4
対面web併用	663	0.01	0	3
対面書面併用	663	0.02	0	12
Web書面併用	663	0.00	0	0
対面書面web併用	663	0.00	0	0
その他	663	0.01	0	3

3. 全体会議

(回)

	調査数	平 均	最小値	最大値
対面のみ	1,124	6.16	0	82
Webのみ	1,124	0.00	0	2
書面のみ	1,124	0.18	0	8
対面web併用	1,124	0.03	0	10
対面書面併用	1,124	0.05	0	12
Web書面併用	1,124	0.00	0	0
対面書面web併用	1,124	0.01	0	9
その他	1,124	0.03	0	12

問5（2）役員会、部会・委員会の令和5年度以降の開催方法の見通し

(%)

調査数	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の扱い変更後も、Web参加可能とする会議がある予定	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の扱い変更後はすべての会議を対面参加のみとする予定	検討中	その他
1,345	2.4	84.5	5.2	7.9

問6．「会則」の整備の有無

(%)

調査数	整備している	整備していない
1,347	93.8	6.2

問7．事業計画・報告の作成有無

(%)

	調査数	作成している	作成していない
a. 事業計画	1,351	96.1	3.9
b. 事業報告	1,351	94.8	5.2

問8（1）会計担当者と責任者の関係

(%)

調査数	会計担当者と会計責任者は異なる	会計担当者と会計責任者が同じ
1,333	77.5	22.5

問8（2）事業監査（監事）の実施有無

(%)

	調査数	実施している	実施していない
a. 事業監査	1,343	41.8	58.2
b. 会計監査	1,348	95.1	4.9

問 8 (2) c. 監事の人数

(人)

調査数	平 均	最小値	最大値
1,343	1.97	0	9

問 8 (3) 予算・決算の作成有無

(%)

	調査数	作成している	作成していない
a. 予算	1,350	96.9	3.1
b. 決算	1,350	97.6	2.4

3 事務局機能について

問9. 事務局の所在

(%)

調査数	行政が事務局を担当している	社会福祉協議会が事務局を担当している	その他
1,351	67.1	28.0	4.9

問10（1）職員数および在籍年数について

専任職員（人）

	調査数	平均	最小値	最大値
1年未満	175	0.42	0	3
1年～2年未満	175	0.26	0	2
2年～3年未満	176	0.18	0	2
3年～4年未満	175	0.13	0	2
4年～5年未満	175	0.07	0	1
5年以上	175	0.31	0	4

兼任職員（人）

	調査数	平均	最小値	最大値
1年未満	1,266	0.66	0	6
1年～2年未満	1,266	0.41	0	4
2年～3年未満	1,266	0.28	0	4
3年～4年未満	1,266	0.19	0	3
4年～5年未満	1,266	0.13	0	3
5年以上	1,266	0.45	0	7

(%)

	調査数	0人	1人	2人	3人	4人	5人以上
専任職員	176	0.6	73.3	20.5	2.3	2.3	1.1
兼任職員	1,266	-	42.7	29.7	13.3	8.2	6.2

専任職員＋兼任職員

(%)

(人)

	調査数	0人	1人	2人	3人	4人	5人以上	平均	最小値	最大値
全体	1,342	-	39.9	31.2	13.6	8.4	6.8	2.17	1	20
市	609	-	31.5	33.3	16.3	9.2	9.7	2.43	1	20
区	126	-	32.5	19.8	18.3	20.6	8.7	2.63	1	9
町村	607	-	49.9	31.5	10.0	5.1	3.5	1.82	1	6

問10（2）兼任職員の担当業務に占める民児協事務局業務の割合

(%)

調査数	平均	最小値	最大値
1,279	3.59	0	10

4 市区町村民児協の財政・財源について

問 11 市区町村民児協の全体予算額について

a. 全体収入予算額

	調査数	0～49万円	50～99万円	100～149万円	150～199万円	200～299万円	300～399万円	400～499万円	500～599万円	600～699万円	700～799万円	800～999万円	1000万円以上	(%) 平 均	(万円) 最小値	(万円) 最大値
全体	1,311	6.3	7.9	6.5	6.3	11.6	8.2	7.7	6.6	3.4	3.8	6.7	25.0	913.64	0	20,224
市	581	3.3	2.8	5.0	3.6	9.6	4.8	6.4	4.8	3.1	5.0	8.8	42.9	1,368.54	0	20,224
区	132	2.3	13.6	6.1	2.3	8.3	9.8	4.5	10.6	3.0	3.0	9.1	27.3	900.30	0	8,256
町村	598	10.2	11.7	8.0	9.9	14.2	11.0	9.7	7.4	3.7	2.8	4.2	7.2	474.62	0	9,251

b. 全体支出予算額

	調査数	0～49万円	50～99万円	100～149万円	150～199万円	200～299万円	300～399万円	400～499万円	500～599万円	600～699万円	700～799万円	800～999万円	1000万円以上	(%) 平 均	(万円) 最小値	(万円) 最大値
全体	1,297	5.1	6.7	5.7	6.2	10.8	9.2	7.7	6.5	4.3	4.9	6.4	26.4	974.74	0	27,130
市	571	2.5	2.1	4.0	3.7	9.3	4.9	5.6	6.3	2.3	6.0	8.4	45.0	1,474.42	0	27,130
区	130	1.5	9.2	5.4	3.8	7.7	8.5	6.2	9.2	6.9	4.6	6.9	30.0	953.05	0	8,082
町村	596	8.4	10.6	7.4	9.2	12.9	13.4	10.1	6.0	5.7	4.0	4.4	7.9	500.74	0	9,251

問 12. 収入予算の内訳

調査数	都道府県行政からの補助金(事業委託金等含む)	市区町村行政からの補助金(事業委託金等含む)	その他共募、社協等からの助成金(事業委託金等含む)	単位民児協の分担金	民生委員・児童委員の会費	(%) 上記以外の収入
1,343	54.1	85.7	67.5	11.0	58.9	39.8

収入予算の内訳／金額（万円）

	調査数	平 均	最小値	最大値
a. 都道府県行政からの補助金(事業委託金等含む)	712	382.41	0	5,721
b. 市区町村行政からの補助金(事業委託金等含む)	1,121	591.43	1	18,447
c. その他共募、社協等からの助成金(事業委託金等含む)	877	59.63	0	4,382
d. 単位民児協の分担金(年間)	144	191.69	0	9,515
e. 民生委員・児童委員の会費(年間)	768	145.86	0	3,233
f. 上記以外の収入	497	81.77	0	1,561
合計額(万円)	1,312	894.87	2	20,224

問 12. 収入予算の内訳／割合（％）

	調査数	平 均	最小値	最大値
a. 都道府県行政からの補助金（事業委託金等含む）	714	43.56	0.0	100.0
b. 市区町村行政からの補助金（事業委託金等含む）	1,125	56.58	0.0	100.0
c. その他共募、社協等からの助成金（事業委託金等含む）	880	10.76	0.0	100.0
d. 単位民児協の分担金（年間）	146	21.62	0.0	100.0
e. 民生委員・児童委員の会費（年間）	771	22.47	0.0	100.0
f. 上記以外の収入	516	12.59	0.0	100.0

問 13. 単位民児協の分担金の積算方法および金額について

単位民児協の分担金の積算方法

(%)

調査数	すべての民児協で定額としている	民児協所属委員一人あたりの単価×委員数(定数)としている	民児協所属委員一人あたりの単価×委員数(現員数)としている	定額に加えて民児協所属委員一人あたりの単価×委員数(定数)としている	定額に加えて民児協所属委員一人あたりの単価×委員数(現員数)としている	その他
133	24.1	29.3	24.8	8.3	1.5	12.0

単位民児協の分担金の積算方法別の金額 (円)

	調査数	平 均	最小値	最大値
1. すべての民児協で定額a	31	90,809.06	3,000	744,000
2. 民児協所属委員一人あたりの単価×委員数(定数)b	37	15,071.08	400	420,000
3. 民児協所属委員一人あたりの単価×委員数(現員数)c	28	99,412.29	422	945,000
4. 定額に加えて民児協所属委員一人あたりの単価×委員数(定数)／d定価	11	31,829.09	1,000	150,000
4. 定額に加えて民児協所属委員一人あたりの単価×委員数(定数)／e一人あたりの単価	11	60,776.27	310	324,000
5. 定額に加えて民児協所属委員一人あたりの単価×委員数(現員数)／f定価	2	11,000.00	2,000	20,000
5. 定額に加えて民児協所属委員一人あたりの単価×委員数(現員数)／g一人あたりの単価	2	1,200.00	400	2,000
6. その他	8	432,908.25	66	970,000

問 14. 民生委員・児童委員の会費について

民生委員・児童委員の会費内訳 (円)

	調査数	平 均	最小値	最大値
1. 民児協会費(市区町村分)	1,147	3,507.11	0	87,252
2. 民児協会費(都道府県・指定都市分)	1,139	1,518.40	0	8,300
3. 民児協会費(全民児連分)(@700円)	1,141	285.34	0	10,500
4. 全国民生委員互助共励事業会費(@1,900円)	1,139	854.48	0	38,000
5. その他	1,142	1,180.97	0	58,000

会員(民生委員・児童委員)1人当たりの会費(年間総額)

(%)

(円)

調査数	～1999円	2000～3999円	4000～5999円	6000～7999円	8000～9999円	10000～14999円	15000～19999円	20000～24999円	25000～29999円	30000～34999円	35000～39999円	40000円以上	調査数	平 均	最小値	最大値
1,264	27.7	10.1	11.0	16.2	9.3	13.8	4.4	3.3	1.4	0.7	0.6	1.5	1,264	7,548.52	0	87,252

問 15. 全国民生委員互助共励事業会費への行政からの補助

(%)

	調査数	活動保険 の保険料 (380円／ 1人あた り)に加 えて互助 共励事業 会費の一 部につ いて補 助があ る	活動保険 の保険料 (380円／ 1人あた り)のみ 補助が ある	内訳は明 確ではな いが、1 人あたり 380円以 上の補 助があ る	内訳は明 確ではな いが、1 人あたり 380円未 満の補 助があ る	ない	わからない	その他
①都道府県・指定都市行政から	1,196	5.3	0.8	9.0	0.6	67.1	15.7	1.5
②市区町村行政から	1,316	14.6	0.8	14.9	0.7	50.2	8.9	10.0

(%)

調査数	都道府県・ 指定都 市、市区 町村の両 方から補 助がある	都道府県・ 指定都 市、市区 町村い ずれか から補 助があ る	都道府県・ 指定都 市、市区 町村の 両方で 補助が ない	都道府県・ 指定都 市、市区 町村の いずれ かで補 助がな い	わから ない・ その他
1,263	6.8	33.5	39.6	11.1	9.0

※集計方法

- ・ 都道府県・指定都市、市区町村の両方から補助がある
 - ①と②の両方で補助がある（選択肢 1～4）と回答
- ・ 都道府県・指定都市、市区町村いずれかから補助がある
 - ①と②のいずれかで補助がある（選択肢 1～4）と回答
- ・ 都道府県・指定都市、市区町村の両方で補助がない
 - ①と②の両方で補助がない（選択肢 5）と回答
- ・ 都道府県・指定都市、市区町村のいずれかで補助がない
 - ①と②のいずれかで補助がない（選択肢 5）と回答し、かつもう一方でわからない（選択肢 6）
またはその他（選択肢 7）と回答
- ・ わからない・その他
 - ①1 と②の回答がわからない（選択肢 6）とその他（選択肢 7）の組み合わせの（両方わからない、
および両方その他を含む）

5 管内単位民児協等の財政・財源について

問 16. 管内単位民児協の活動推進費について

積算方法

(%)

調査数	すべての民児協に定額を支払う	民児協所属委員一人あたりの単価×委員数(定数)を支払う	民児協所属委員一人あたりの単価×委員数(現員数)を支払う	定額に加えて民児協所属委員一人あたりの単価×委員数(定数)を支払う	定額に加えて民児協所属委員一人あたりの単価×委員数(現員数)を支払う	その他
1,141	22.9	20.5	13.7	12.6	5.0	25.3

管内単位民児協の活動推進費の積算方法別の金額(円)

	調査数	平均	最小値	最大値
1. すべての民児協で定額a	247	1,256,793.81	119	7,898,520
2. 民児協所属委員一人あたりの単価×委員数(定数)b	185	27,559.69	200	168,000
3. 民児協所属委員一人あたりの単価×委員数(現員数)c	118	37,689.55	100	210,000
4. 定額に加えて民児協所属委員一人あたりの単価×委員数(定数)／d定価	130	132,243.58	3,488	1,285,100
4. 定額に加えて民児協所属委員一人あたりの単価×委員数(定数)／e一人あたりの単価	130	13,469.25	290	124,940
5. 定額に加えて民児協所属委員一人あたりの単価×委員数(現員数)／f定価	50	298,190.20	5,000	5,206,000
5. 定額に加えて民児協所属委員一人あたりの単価×委員数(現員数)／g一人あたりの単価	50	24,494.62	0	117,000
6. その他	170	5,228,435.54	210	160,430,000

問 17. 管内で活動する民生委員・児童委員の活動費の自治体交付額について

(1) 民生委員・児童委員活動費の加算分(円)

(%)

	調査数	～1999 円	2000～ 3999円	4000～ 5999円	6000～ 7999円	8000 ～999	10000～ 14999円	平均	最小値	最大値
a. 単位民児協会長への加算	1,163	45.7	1.0	5.3	3.9	3.0	24.7	9,225.72	0	150,000
b. 単位民児協副会長への加算	1,167	92.1	1.7	1.6	0.8	1.0	0.9	839.42	0	48,000
c. その他役職への加算	1,167	90.2	0.4	1.1	0.5	0.3	0.9	3,725.77	0	219,600
d. 管内の全委員を対象としたその他の委員の委嘱や特定業務の委託に伴う支弁	1,165	96.8	0.9	0.2	0.1	0.1	0.5	1,245.71	0	250,000

(1) 民生委員・児童委員1人あたりの活動費(年間基本額)

(%)							(円)			
調査数	～4999 9円	50000～ 59999円	60000～ 69999円	70000～ 79999円	80000～ 89999円	90000～ 99999円	調査数	平 均	最小値	最大値
1,235	18.5	3.1	63.3	2.3	1.9	1.9	1,235	56,805.67	0	180,000

(2) 民生委員・児童委員活動費の市区町村独自の上乗せ分(円)

	調査数	～4999 円	5000～9 999円	10000～ 14999円	15000～ 19999円	20000～ 24999円	25000～ 29999円	60000～ 69999円	70000～ 79999円	80000円 以上	平 均	最小値	最大値
a. 委員活動費への加算(1人あたり)	1,149	55.2	3.0	4.0	3.1	3.1	1.9	7.5	1.9	4.8	20,365.43	0	162,000
b. 単位民児協会長への加算(1人あたり)	1,088	71.9	6.3	7.2	2.6	2.8	0.5	1.0	0.7	1.1	7,395.00	0	300,000
c. 単位民児協副会長への加算(1人あたり)	1,047	87.4	4.0	2.8	1.1	1.1	0.8	0.7	-	0.4	2,784.73	0	114,000
d. その他役職への加算(1人あたり)	1,031	90.1	2.8	1.8	1.6	0.9	0.4	0.3	-	0.5	2,389.73	0	144,000
e. 管内の全委員を対象としたその他の委員の委嘱や特定業務の委託に伴う支弁(1人あたり)	1,019	94.7	0.7	0.5	0.4	-	0.1	0.8	0.3	1.6	2,887.44	0	129,600

問 18. 自治体における委員活動費の源泉所得税の取扱い

	調査数	源泉所得 税が控除 されている (課税)	源泉所得 税が控除 されていない(非課 税)	不明	その他
全体	1,299	11.6	76.0	9.1	3.3
市	591	9.1	78.3	9.3	3.2
区	131	0.8	95.4	0.8	3.1
町村	577	16.6	69.2	10.7	3.5

6 民生委員・児童委員への研修等の実施について

問 19. 研修の実施状況

(1) 延べ研修開催回数／令和4年度

	調査数	(%)							(回)	
		0回	1回	2回	3回	4回	5回以上	平均	最小値	最大値
a. 単位民児協会長	1,105	75.6	16.7	3.0	1.3	0.4	3.1	0.60	0	30
b. 単位民児協役員等	1,101	76.6	13.8	4.1	2.0	0.3	3.3	0.71	0	54
c. 民生委員・児童委員(全体)	1,310	19.2	32.1	17.2	8.8	5.0	17.7	2.66	0	78
d. 主任児童委員(全体)のみ	1,152	61.0	22.1	8.0	3.4	2.0	3.5	0.80	0	14
e. 新任民生委員・児童委員	1,200	43.6	41.8	9.4	2.8	0.8	1.6	0.85	0	34
f. 中堅民生委員・児童委員(2期以上)	1,080	85.0	13.2	0.6	0.2	0.2	0.8	0.25	0	26
g. 新任主任児童委員のみ	1,069	92.1	6.5	0.8	0.1	0.1	0.3	0.11	0	12
h. 新任単位民児協会長	1,054	95.3	4.3	0.2	-	-	0.3	0.08	0	17
i. その他	992	78.2	5.5	2.9	3.7	1.7	7.9	1.08	0	44

(1) 延べ研修開催回数・予定／令和5年度

	調査数	(%)							(回)	
		0回	1回	2回	3回	4回	5回以上	平均	最小値	最大値
a. 単位民児協会長	1,100	74.5	17.5	2.9	1.5	0.5	2.9	0.62	0	30
b. 単位民児協役員等	1,093	75.5	14.9	3.9	1.9	0.6	3.1	0.72	0	54
c. 民生委員・児童委員(全体)	1,318	12.2	34.3	17.8	11.0	5.5	19.1	2.94	0	24
d. 主任児童委員(全体)のみ	1,150	58.3	22.3	10.1	3.3	2.1	3.9	0.89	0	14
e. 新任民生委員・児童委員	1,120	70.3	20.2	4.5	2.4	1.3	1.4	0.55	0	48
f. 中堅民生委員・児童委員(2期以上)	1,080	82.6	15.6	0.4	0.3	0.3	0.8	0.28	0	22
g. 新任主任児童委員のみ	1,056	94.3	4.5	0.5	0.4	0.1	0.3	0.10	0	14
h. 新任単位民児協会長	1,050	97.4	2.0	0.3	-	-	0.3	0.07	0	25
i. その他	990	77.0	5.1	2.7	3.4	2.0	9.8	1.25	0	38

(2) 研修開催方法について

	調査数	感染対策 しつつ対 面	資料配布 のみ	Zoom等 のWeb会 議ツール 活用	YouTube 等の動画 配信サー ビス活用	DVD等の 映像記録 メディア活 用	その他	(%)
a. 単位民児協会長	508	41.5	2.6	3.5	1.4	7.3	1.0	
b. 単位民児協役員等	516	45.2	2.1	2.7	1.7	3.5	1.7	
c. 民生委員・児童委員(全体)	1,129	87.2	4.5	4.0	2.8	10.9	1.7	
d. 主任児童委員(全体)	661	62.5	2.3	4.7	5.6	9.1	1.1	
e. 新任民生委員・児童委員	788	73.6	2.0	1.8	3.6	11.7	0.9	
f. 中堅民生委員・児童委員(2期以上)	437	25.2	1.1	2.7	3.7	9.2	1.6	
g. 新任主任児童委員	418	26.1	1.4	0.7	1.2	3.3	1.0	
h. 新任単位民児協会長	364	10.2	1.6	0.8	0.8	1.9	0.8	
i. その他	315	55.6	1.3	3.8	1.6	7.3	0.6	

問 20. 実施した研修テーマ

	調査数	民生委員・児童委員の使命や役割	民生委員・児童委員の地域活動の推進につながる支援ノウハウ(事例検討を含む)	地域版活動強化方策に関する内容	防災・災害福祉に関する内容	児童福祉に関する内容	高齢者福祉に関する内容	地域の支え合いネットワークの構築や推進に関する内容	関係機関・団体との連携に関する内容	福祉票の記録方法に関する内容	活動記録の書き方に関する内容	証明事務に関する内容	地域支援に必要な個人情報取り扱いに関する内容	人権課題への理解に関する内容	民児協組織運営に関する内容	コロナ禍における民生委員・児童委員活動に関する内容	ICTの活用・使い方にに関する内容	実施している研修テーマはない	その他
取り上げたテーマ	1,260	65.7	42.8	8.8	41.1	55.8	59.7	24.0	41.7	16.8	46.2	21.0	23.5	16.4	25.3	19.8	5.0	2.1	21.7
うち、新任研修で取り上げたもの	689	84.3	31.8	3.9	17.4	29.0	33.8	10.9	37.7	22.1	59.7	28.7	29.8	8.4	28.9	8.7	1.5	0.1	4.6

7 民児協としての関係機関・団体、行政との連携等について

問 21. 関係機関・団体、行政との連携等について

(%)

	調査数	連携・協力 している	日常的で はないが、 必要に応 じて連携・ 協力してい る	機関紙(広 報誌)の交 換等の情 報交換は している が、連携・ 協力まで はしていな い	ほとんど連 携・協力し ていない
1. 社会福祉協議会	1,354	87.6	12.3	-	0.1
2. 福祉事務所／役所の福祉担当課	1,352	82.6	16.6	-	0.8
3. 児童福祉相談所	1,330	6.5	52.3	5.5	35.7
4. 家庭児童相談室／役所の児童福祉担当課	1,334	37.2	51.1	2.0	9.7
5. 保健所、保健センター	1,338	22.2	48.4	5.7	23.8
6. 病院・医院	1,326	2.0	34.7	4.8	58.5
7. 公民館等の社会教育施設	1,331	13.6	42.7	7.0	36.7
8. 児童館・学童保育クラブ	1,329	8.0	46.9	7.1	38.1
9. 教育委員会	1,332	18.6	61.9	4.5	15.0
10. 学校(小・中・高)	1,341	32.7	57.5	3.1	6.7
11. 保育所／幼稚園	1,334	16.8	59.7	4.7	18.7
12. 地域包括支援センター	1,345	68.2	29.2	0.7	1.9
13. 障害者相談支援事業所	1,327	9.6	49.8	6.2	34.4
14. 地域子育て支援センター／児童家庭支援センター	1,322	12.6	50.9	6.1	30.4
15. こども家庭センター／こども家庭総合支援拠点／ 子育て世代包括支援センター	1,327	14.3	46.1	6.0	33.6
16. 福祉施設／社会福祉法人	1,330	8.3	51.5	8.8	31.4
17. 自立相談支援機関	1,330	10.2	42.6	6.4	40.9
18. 居宅介護支援事業所(ケアマネジャー)	1,331	13.4	58.3	4.1	24.1
19. 警察署(交番)	1,335	9.5	60.2	6.0	24.3
20. 消防署	1,328	5.2	50.1	6.1	38.6
21. 裁判所／弁護士会(事務所)等	1,324	0.3	14.1	6.8	78.8
22. ボランティアセンター(社協等)	1,329	29.2	44.5	4.9	21.4
23. 老人クラブ(老人会)	1,328	9.7	46.9	7.3	36.1
24. ボランティア団体／NPO団体	1,327	6.0	41.8	8.8	43.4
25. 自治会・町内会	1,338	41.0	44.8	3.3	10.9
26. PTA	1,327	4.2	39.0	5.9	50.9
27. 福祉の当事者団体・組織	1,323	4.9	45.0	8.8	41.3
28. その他	343	1.7	6.7	0.3	91.3

問 22. 地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定への参画有無

(%)

	調査数	策定委員 会に委員 として民児 協から参 画	計画策定 に関する アンケート などに回 答	計画内容 に関する 要望書を 提出	計画を策 定してい ない	その他
市区町村行政の地域福祉計画	1,327	75.6	6.9	-	13.3	4.2
社協の地域福祉活動計画	1,299	66.1	6.2	-	19.9	7.8

問 23. 市区町村行政への意見具申の実施について

(1) 過去3年間の意見具申実施回数

(回)

	調査数	平 均	最小値	最大値
令和2年度	1,330	0.22	0	14
令和3年度	1,330	0.22	0	14
令和4年度	1,330	0.28	0	28

(1) 過去3年間の意見具申実施回数 (合計)

(%)

(回)

	調査数	0回	1回	2回	3回	4回	5回以上	平 均	最小値	最大値
全体	1,330	82.9	5.6	2.8	4.5	0.7	3.5	0.72	0	54
市	598	78.3	8.0	3.7	5.2	1.2	3.7	0.85	0	54
区	130	82.3	3.1	1.5	9.2	-	3.8	0.92	0	30
町村	602	87.5	3.8	2.2	2.8	0.3	3.3	0.55	0	37

(3) 市区町村行政への意見具申を実施していない理由

(%)

調査数	意見具申 を行う必要 がなかったから	行政が事 務局を 担ってお り、民児協 の意見を 日常的に 伝えているため	意見をまと めるには 事務体制 が弱いた め	意見具申 を行う前提 となる活動 の実態把 握ができ ていない ため	その他
1,065	34.0	68.0	1.8	3.3	9.2

8 民生委員・児童委員に関する広報・啓発活動について

問 24. SNS、ホームページ、広報誌、広報グッズの活用状況

(%)

	調査数	広報誌(地域住民向け)	ホームページ	SNS	全民児連PRグッズ	都道府県・指定都市 民児協作成PRグッズ	市区町村 民児協(貴民児協)作成PRグッズ	活用しているものはない	その他
全体	1,340	69.7	36.1	5.8	59.9	26.2	26.0	4.9	8.4
市	608	70.4	47.2	7.7	70.2	28.5	30.9	2.3	9.0
区	135	66.7	40.0	10.4	78.5	40.7	52.6	0.7	11.9
町村	597	69.7	24.0	2.8	45.1	20.6	15.1	8.5	7.0

問 24-3. SNS (詳細)

(%)

調査数	Facebook	Instagram	LINE公式アカウント	Twitter	その他
77	37.7	22.1	35.1	36.4	16.9

問 24-4. 全民児連PRグッズ (詳細)

(%)

調査数	抗菌クリアファイル	PRカード	PRチラシ	新任候補者向けパンフレット	委員制度紹介パンフレット	子ども向けフリーペーパー「みんせい！」	その他
794	26.3	79.0	53.5	27.6	24.3	16.2	3.8

問 25. 民児協で実施している広報・啓発活動の主な対象

(%)

調査数	主に妊産婦対象	主に未就学児対象(保護者含む)	主に小学生対象	主に中学生・高校生対象	主に大学生対象	主に20歳～39歳	主に40歳～59歳	主に60歳以上	対象年齢を定めない	その他
1,092	3.4	13.8	20.8	11.1	0.3	1.7	2.5	21.8	81.5	8.8

※集計方法

問 25a～問 25c の主な対象で重複して選択された場合は1件として集計した。

9 地域版活動強化方策への取り組みについて

問 26. 「市区町村民児協版活動強化方策」への取り組みについて

(1) 市区町村民児協版活動強化方策の作成状況

(%)

調査数	作成した	作成中	まだ作成していない (今後作成予定)	作成しない	未定
1,348	19.9	2.1	10.0	31.9	36.1

(2) 市区町村民児協版活動強化方策を作成してよかったこと

(%)

調査数	市区町村民児協活動の方向性を話しあうきっかけとなった	市区町村民児協活動の充実・強化につながった	中期的な視点での活動の見通しを立てることができた	新任委員等に市区町村民児協の実際の活動や目標を伝えるための資料となった	市区町村民児協の役員引継ぎのための資料となった	単位民児協の活動や課題が明らかになった
267	80.1	55.1	30.0	33.0	13.1	45.7

(3) 「市区町村民児協版活動強化方策」を作成しない理由

(%)

調査数	活動強化方策ではない中期計画などを作成しているため	都道府県民児協が作成した「活動強化方策」や「活動計画」などに則った活動をしているため	作成にかかる負担が大きく、時間もないため	管内単位民児協において活動強化方策を作成すれば、市区町村民児協版は不要と考えているため	「民生委員制度創設100周年活動強化方策」を知らないため	作成方法がわからないため
421	2.1	48.0	45.4	8.6	6.2	10.5

問 27. 「単位民児協版活動強化方策」作成の支援について

(1) 市区町村民児協による管内単位民児協に対する活動強化方策作成支援の有無

(%)

調査数	実施している	実施していない	市区町村民児協が単位民児協である
1,331	8.5	41.7	49.8

(2) 市区町村民児協による管内単位民児協に対する活動強化方策作成支援の内容

(%)

調査数	活動強化 方策作成 に関する 研修会の 実施	作成マ ニュアル の配布	単位民児 協の定例 会や研修 への民児 協役職員 や講師の 派遣	活動強化 方策作成 モデル民 児協等の 指定	助成金等 の交付	その他
111	38.7	46.8	14.4	1.8	5.4	23.4

10 委員活動等への支援の状況について

問 28. 民生委員・児童委員活動支援の実施状況

	調査数	活動に関する手引き等の作成	法・制度の改正や地域の事業・関係機関に関する情報提供	行政・社協・関係機関における助言・相談などサポート体制の充実	担当区域を拡大し複数委員で区域を担当する複数人制や班活動（チーム制）の実施	担当世帯数適正化のための取り組み（定期的な地区割の見直し、定員増など）の実施	先輩委員が後輩委員のサポートを担当するコーチ制の実施	単位民児協定例会への市区町村民児協事務局担当者参加	単位民児協への事務局担当者配置	委員の活動しやすい時間にあわせた活動（土日や夜間の活用含む）	ICT化の推進支援	企業の協力推進支援、PR等	民生委員、民児協活動の「棚卸し」に基づくその役割の整理	委員同士の交流、親睦の機会づくり	とくになし	その他
全体	1,349	32.5	67.3	74.4	5.8	21.4	6.2	51.6	31.1	15.3	7.4	1.3	2.4	65.1	4.1	1.6
市	605	38.7	70.6	75.0	5.5	29.1	6.0	53.9	28.8	15.4	7.6	2.0	3.1	60.0	2.0	2.0
区	134	41.8	82.1	71.6	5.2	32.1	6.0	49.3	9.7	20.9	23.1	1.5	2.2	68.7	0.7	1.5
町村	610	24.4	60.8	74.4	6.2	11.5	6.6	49.8	38.2	14.1	3.8	0.7	1.6	69.3	6.9	1.1

問 29. 主任児童委員活動への支援の実施状況

	調査数	主任児童委員活動に特化した手引き等の作成	主任児童委員を対象とした研修の実施	主任児童委員同士の仲間づくり、支え合いの場づくり（部会の設置等）	法・制度の改正や地域の事業・関係機関に関する情報提供	行政・社協・関係機関における助言・相談などサポート体制の充実	学校・教育委員会等との関係強化に関する支援	児童委員に対する主任児童委員制度・活動の理解促進	とくになし	その他
全体	1,345	5.3	36.0	49.3	48.3	62.2	37.9	19.9	10.5	2.6
市	605	6.3	49.9	66.8	49.6	60.0	34.4	21.5	6.4	2.5
区	134	12.7	56.0	73.9	61.9	63.4	32.1	29.9	5.2	3.0
町村	606	2.6	17.7	26.4	43.9	64.0	42.7	16.2	15.7	2.6

問 30. 単位民児協活動への支援の実施状況

	調査数	運営に関する手引き等の作成	法・制度の改正や地域の事業・関係機関に関する情報提供	行政・社協・関係機関における助言・相談などサポート体制の充実	定例会への市区町村民児協事務局の参加	単位民児協の新任会長、新任副会長等役員への研修	事例検討や単位民児協での研修への協力	市区町村民児協と単位民児協が同一である（＝市区町村内に単位民児協が1つしかない）	とくになし	その他
全体	780	9.2	57.7	62.4	51.9	12.8	44.5	13.3	4.4	1.8
市	561	9.8	59.5	66.8	55.8	14.4	48.1	4.1	5.2	2.0
区	130	12.3	78.5	67.7	53.1	9.2	49.2	2.3	3.1	2.3
町村	89	1.1	15.7	27.0	25.8	7.9	14.6	87.6	1.1	0.0

問 31. 民生委員・児童委員協力員制度について

(1) 民生委員・児童委員協力員制度の有無

(%)

	調査数	民生委員・児童委員協力員制度を設けている	民生委員・児童委員協力員制度を設けていない
全体	1,347	19.1	80.9
市	608	22.4	77.6
区	131	38.2	61.8
町村	608	11.7	88.3

(2) 実施している民生委員・児童委員協力員制度の詳細

a. 委嘱者

(%)

調査数	市区町村長	都道府県知事	市区町村社協会長	都道府県社協会長	市区町村民児協会長	都道府県民児協会長	その他
250	42.4	34.4	17.6	-	2.0	3.6	6.8

b. 協力員の対象要件

(%)

	調査数	民生委員・児童委員経験者	活動地区の住民	協力員の対象要件なし	その他
全体	251	17.1	68.1	20.3	11.2
市	135	14.8	67.4	20.7	10.4
区	50	18.0	86.0	10.0	14.0
町村	66	21.2	56.1	27.3	10.6

c. 配置基準（人数）

(%)

調査数	民生委員・児童委員1人に対して配置基準がある	民児協1か所に対して配置基準がある	欠員地区1地域に対して配置基準がある	配置基準なし	その他
251	48.6	13.5	4.0	19.5	24.7

c. 配置基準がある場合の配置可能協力員数

(人)

	調査数	平均	最小値	最大値
民生委員・児童委員1人に対する協力員の配置可能人数	117	1.40	1	4
民児協1か所に対する協力員の配置可能人数	34	6.76	1	132
欠員地区1地域に対する協力員の配置可能人数	10	1.10	1	2

c. 民児協1か所に対する協力員の配置可能人数

(%)

	調査数	1人	2人	3人以上
全体	34	2.9	5.9	91.2
市	19	-	5.3	94.7
区	7	-	-	100.0
町村	8	12.5	12.5	75.0

c. 欠員地区1地域に対する協力員の配置可能人数

(%)

	調査数	1人	2人
全体	10	90.0	10.0
市	3	66.7	33.3
区	7	100.0	-
町村	-	-	-

d. 配置の効果

(%)

	調査数	民生委員・児童委員の負担軽減につながった	各委員の活動しやすい時間帯を踏まえて活動分担ができる	欠員地域のカバーができています	任期途中での退任や1期で退任する委員が減少した	充足率の維持・上昇につながっている	とくになし	その他
全体	250	81.6	20.4	25.2	1.6	13.2	4.8	12.0
市	135	82.2	26.7	22.2	2.2	15.6	4.4	12.6
区	49	93.9	16.3	49.0	2.0	16.3	-	10.2
町村	66	71.2	10.6	13.6	-	6.1	9.1	12.1

e. 課題

(%)

	調査数	協力員の なりて確保 が難しい	協力員に 支弁する 活動費の 財源が不 足している	協力員の 活動範囲 の調整が 難しい	民生委員 との情報 共有が難 しい	とくになし	その他
全体	249	68.7	14.1	24.9	21.3	12.4	7.6
市	134	73.1	17.9	26.9	26.9	6.7	11.2
区	48	62.5	2.1	31.3	8.3	16.7	－
町村	67	64.2	14.9	16.4	19.4	20.9	6.0

1 1 災害に備える対応について

問 32. 民児協としての防災や発災時における活動に関する市区町村行政との取り決め有無

(%)

	調査数	取り決め がある	取り決めで 検討中 ある	取り決め はないが、 民生委員・ 児童委員 の防災や 発災時の 活動が行政の指導 または地域防災計画で明確 に示されており、民児 協も同意している	取り決め はない
a. 平常時の活動	1,337	10.3	7.6	30.3	51.8
b. 発災時の活動	1,341	10.7	7.8	33.1	48.4
c. 発災後の活動	1,338	8.5	7.8	32.2	51.4

問 33. 民生委員・児童委員と避難行動要支援者名簿との関わりについて

(1) 行政からの「避難行動要支援者名簿」の提供

(%)

	調査数	民生委員・ 児童委員 に提供され ている	いまは民 生委員・児 童委員に 提供されて いないが、 今後提供 される予定 である	行政が平 常時から の名簿情 報提供を 行ってい ない	民生委員・ 児童委員 には提供さ れていない
全体	1,344	69.4	8.6	7.1	14.9
市	607	79.2	5.6	5.1	10.0
区	133	72.2	1.5	4.5	21.8
町村	604	58.9	13.2	9.6	18.2

(2) 「避難行動要支援者名簿」の保管方法に関するルール

(%)

	調査数	ある	ない
民児協内のルール	892	49.1	50.9
名簿提供行政との間でのルール	916	85.7	14.3

(3) 避難行動要支援者名簿にかかる市区町村行政からの協力依頼

(%)

	調査数	名簿作成 への協力	名簿更新 への協力	避難支援 等関係者 への名簿 情報提供 に関する 本人同意 の取得	避難支援 等実施者 確保のた めの近隣 住民への 働きかけ	発災後の 避難行動 要支援者 の安否確 認
全体	1,103	53.9	59.6	38.2	31.0	57.0
市	519	53.4	62.0	43.7	30.3	57.0
区	83	18.1	32.5	10.8	34.9	74.7
町村	501	60.3	61.5	36.9	31.1	54.1

問 34. 市区町村行政による「個別避難計画」作成への民児協としての協力について

(1) 市区町村行政からの「個別避難計画」作成にかかる協力依頼

(%)

	調査数	依頼があった	依頼はない
全体	1,339	33.1	66.9
市	609	35.0	65.0
区	126	27.0	73.0
町村	604	32.5	67.5

(2) 市区町村行政からの「個別避難計画」作成にかかる協力依頼の内容

(%)

	調査数	計画策定の ための「地 域調整会 議」への参 加	避難行動要 支援者への 周知・説明	計画作成へ の避難行動 要支援者の 同意取得	避難時に支 援する人 (協力者)の 確保	避難行動要 支援者の生 活状況等に 関する情報 提供	自治会・町 内会での取 組みにつ いての協力 要請	福祉専門職 による計画 作成の際の 協力要請	その他
全体	439	19.8	56.5	40.8	32.6	44.6	37.6	12.5	7.1
市	212	21.2	54.2	37.7	27.8	42.0	40.1	13.2	9.4
区	33	12.1	45.5	6.1	33.3	12.1	36.4	15.2	12.1
町村	194	19.6	60.8	50.0	37.6	53.1	35.1	11.3	3.6

12 一斉改選について

問 35. 一斉改選の結果について

(1) 自治体の充足率 (%)

令和4年12月1日現在（今回の一斉改選結果）

	調査数	0～74.	75～79.	80～84.	85～89.	90～91.	92～93.	94～95.	96～97.	98～99.	100%	平 均	最小値	最大値
全体	1,343	2.6	2.6	3.9	9.3	6.2	8.3	10.1	10.1	11.1	35.7	94.37	0.00	100.00
市	606	2.6	3.0	5.3	9.7	5.9	9.7	12.2	14.9	18.5	18.2	93.59	0.91	100.00
区	130	-	-	4.6	23.1	19.2	19.2	11.5	8.5	10.8	3.1	92.37	80.90	100.00
町村	607	3.1	2.8	2.5	5.9	3.6	4.6	7.7	5.8	3.8	60.1	95.58	0.00	100.00

令和元年12月1日現在（前回の一斉改選結果）

調査数	0～74. 9%	75～79. 9%	80～84. 9%	85～89. 9%	90～91. 9%	92～93. 9%	94～95. 9%	96～97. 9%	98～99. 9%	100%	調査数	平 均	最小値	最大値
1,343	2.6	2.6	3.9	9.3	6.2	8.3	10.1	10.1	11.1	35.7	1,343	94.37	0.00	100.00

令和4年12月と令和元年12月の一斉改選後の充足率の増減比較

	調査数	-5.0以上	-4.9～-4.0	-3.9～-3.0	-2.9～-2.0	-1.9～-1.0	-0.9～0	+0.1～+0.9	+1.0～+1.9	+2.0～+2.9	+3.0～+3.9	+4.0～+4.9	+5.0以上	平 均	最小値	最大値
全体	1,329	13.7	4.7	4.6	6.0	12.3	43.9	3.9	3.7	1.8	1.4	0.8	3.2	-1.50	-25.3	25.0
市	593	13.0	4.4	5.7	7.4	18.5	32.7	6.2	5.4	2.2	1.7	0.8	1.9	-1.63	-24.0	17.5
区	130	6.9	8.5	6.9	10.0	26.2	16.9	11.5	7.7	2.3	0.8	-	2.3	-1.40	-9.0	7.0
町村	606	15.8	4.1	3.0	3.8	3.1	60.6	-	1.2	1.3	1.3	1.0	4.8	-1.39	-25.3	25.0

(2) 新任委員率 (%)

	調査数	～14.9%	15.0～19.9%	20.0～24.9%	25.0～29.9%	30.0～34.9%	35.0～39.9%	40.0～44.9%	45.0～49.9%	50%以上	平 均	最小値	最大値
全体	1,337	10.9	9.9	12.2	11.4	12.0	8.2	8.0	7.1	20.3	35.14	0	100
市	604	7.8	7.8	13.4	12.7	13.6	9.3	7.8	9.8	17.9	35.67	0	100
区	128	11.7	31.3	28.1	15.6	7.0	1.6	0.8	1.6	2.3	22.41	0	60
町村	605	13.9	7.4	7.6	9.1	11.6	8.4	9.8	5.6	26.6	37.32	0	100

問 36. 配置基準（担当世帯数について）

(1) 民生委員・児童委員配置基準／民生委員・児童委員1人に対する担当世帯数

調査数	～69世帯	70～99世帯	100～129世帯	130～159世帯	160～189世帯	190～219世帯	220～249世帯	250～299世帯	300～349世帯	350～399世帯	400～449世帯	450～499世帯	500世帯以上	調査数	平 均	最小値	最大値
1,190	4.3	8.3	15.1	10.5	7.4	19.2	5.2	11.7	7.0	4.1	3.9	0.6	2.8	1,190	210.82	25	900

(2) 主任児童委員の配置基準／民生委員・児童委員の定数（下限数）

調査数	平 均	最小値	最大値
906	35.07	1	120

(3) 主任児童委員の配置基準／主任児童委員の定数

調査数	平 均	最小値	最大値
906	1.98	1	7

(4) 主任児童委員の配置基準／民生委員・児童委員の定数（上限数）

(人)

調査数	平均	最小値	最大値
718	36.17	1	100

(5) 主任児童委員の配置基準／主任児童委員の定数

(人)

調査数	平均	最小値	最大値
718	2.77	1	10

※主任児童委員の配置基準に関する設問について、明らかにエラーと考えられる回答（主任児童委員の定数が0、基準となる民生委員・児童委員数が0、民生委員・児童委員数と主任児童委員数が同じなど）は、集計分母から抜いています。

問 37. 改選に伴う配置基準（担当世帯数）の変更状況について

(1) ①民生委員・児童委員の配置基準の変更有無

(%)

調査数	基準となる民生委員・児童委員の担当世帯数を増やした	基準となる民生委員・児童委員の担当世帯数を減らした	配置基準の変更は行わなかった
1,341	3.6	5.7	90.8

(1) ②主任児童委員の配置基準の変更有無

(%)

調査数	主任児童委員の配置の基準となる民生委員・児童委員の定数を増やした	主任児童委員の配置の基準となる民生委員・児童委員の定数を減らした	配置基準の変更は行わなかった
1,341	1.2	1.0	97.8

(2) ①民生委員・児童委員の配置基準（担当世帯数）の変更の理由

(%)

調査数	民児協が要望した	自治会等地域の関係団体から要望があった	推薦母体から要望があった	民生委員・児童委員の負担軽減のため	地域の世帯構成が変化したため	その他
124	48.4	22.6	4.0	52.4	25.0	10.5

(2) ②主任児童委員の配置基準の変更の理由

(%)

調査数	民児協が要望した	自治会等地域の関係団体から要望があった	推薦母体から要望があった	主任児童委員の負担軽減のため	民生委員・児童委員の定数が変更に伴うもの	その他
25	60.0	4.0	-	24.0	32.0	20.0

(3) ①民生委員・児童委員の配置基準（担当世帯数）の変更にかかる行政と民児協との事前協議の有無

(%)

調査数	行政と民児協との事前協議があった	行政と民児協との事前協議はなかった	その他
122	90.2	9.0	0.8

(3) ②主任児童委員の配置基準の変更にかかる行政と民児協との事前協議の有無

(%)

調査数	行政と民児協との事前協議があった	行政と民児協との事前協議はなかった	その他
26	73.1	23.1	3.8

問 38. 民児協の分割や統廃合の状況について

(1) 民児協の分割や統廃合の有無

(%)

調査数	新たに単位民児協を設置した	単位民児協の統合を行った	単位民児協の廃止があった	単位民児協の設置や統廃合は行わなかった
1,341	0.7	0.3	0.1	98.9

(2) 民児協の分割や統合の理由

(%)

調査数	民児協が要望した	自治会等地域の関係団体から要望があった	民生委員・児童委員の負担軽減のため	民生委員・児童委員の定数変更に伴うもの	市区町村合併に伴うもの	その他
14	71.4	14.3	-	-	-	21.4

(3) 民児協の分割や統合にかかる行政と民児協との事前協議の有無

(%)

調査数	行政と民 児協との 事前協議 があった	行政と民 児協との 事前協議 はなかった	その他
13	92.3	7.7	-

問 39. 民生委員・児童委員の選任の要件について（政令指定都市、中核市のみ回答）

(1) 年齢要件の有無

(%)

	調査数	年齢要件が ある（例外 を認めている 場合も含	年齢要件は ない
区域担当：年齢要件の有無／新任	72	97.2	2.8
区域担当：年齢要件の有無／再任	72	95.8	4.2
主任児童委員：年齢要件の有無／新任	72	97.2	2.8
主任児童委員：年齢要件の有無／再任	71	94.4	5.6

(2) 年齢要件の詳細

ア. 区域担当民生委員・児童委員の年齢要件

新任委員／a. 年齢（歳）

（％）				（歳）			
調査数	70歳未満	70～75歳未満	75歳以上	調査数	平均	最小値	最大値
55	18.2	70.9	10.9	50	73.58	65	80

新任委員／b. 例外的取扱い

（％）									
調査数	1期のみ	ほかになりてや適任者がいない場合	健康状態等に問題がない場合	通常の推薦書類に加えて、意見書や理由書等書類の提出がある場合	民生委員推薦会等からの積極的な推薦がある場合	本人のやる気や同意がある場合	委員活動に支障のある事由がない場合	例外は認めていない	その他
64	7.8	46.9	26.6	28.1	10.9	23.4	12.5	32.8	10.9

再任委員／a. 年齢（歳）

（％）			（歳）			
調査数	75歳未満	75歳以上	調査数	平均	最小値	最大値
68	76.5	23.5	68	75.78	74	81

再任委員／b. 例外的取扱い

（％）									
調査数	1期のみ	ほかになりてや適任者がいない場合	健康状態等に問題がない場合	通常の推薦書類に加えて、意見書や理由書等書類の提出がある場合	民生委員推薦会等からの積極的な推薦がある場合	本人のやる気や同意がある場合	委員活動に支障のある事由がない場合	例外は認めていない	その他
68	41.2	67.6	52.9	44.1	22.1	50.0	23.5	7.4	22.1

イ. 主任児童委員の年齢要件

新任委員／a. 年齢（歳）

（％）										
調査数	55歳未満	55～60歳未満	60～65歳未満	65～70歳未満	70～75歳未満	75歳以上	調査数	平均	最小値	最大値
46	2.2	47.8	4.3	23.9	8.7	13.0	45	61.76	54	75

新任委員／b. 例外的取扱い

(%)

調査数	1期のみ	ほかになりてや適任者がいない場合	健康状態等に問題がない場合	通常の推薦書類に加えて、意見書や理由書等書類の提出がある場合	民生委員推薦会等からの積極的な推薦がある場合	本人のやる気や同意がある場合	委員活動に支障のある事由がない場合	例外は認めていない	その他
66	3.0	63.6	33.3	33.3	16.7	31.8	18.2	12.1	16.7

再任委員／a. 年齢（歳）

(%)

調査数	55歳未満	55～60歳未満	60～65歳未満	65～70歳未満	70～75歳未満	75歳以上	調査数	平均	最小値	最大値
67	25.4	4.5	31.3	9.0	22.4	7.5	66	65.08	55	78

再任委員／b. 例外的取扱い

(%)

調査数	1期のみ	ほかになりてや適任者がいない場合	健康状態等に問題がない場合	通常の推薦書類に加えて、意見書や理由書等書類の提出がある場合	民生委員推薦会等からの積極的な推薦がある場合	本人のやる気や同意がある場合	本人のやる気や同意がある場合	委員活動に支障のある事由がない場合	例外は認めていない	その他
65	16.9	61.5	41.5	33.8	18.5	36.9	20.0	15.4	18.5	18.5

(3) 居住要件

区域担当／居住要件有無

(%)			
調査数	居住期間 要件があ る	居住期間 要件はな い	その他
72	13.9	81.9	4.2

区域担当／居住年数（年以上）

調査数	平 均	最小値	最大値
10	3.80	2	5

主任児童委員／居住要件有無

(%)			
調査数	居住期間 要件があ る	居住期間 要件はな い	その他
72	16.7	72.2	11.1

主任児童委員／居住年数（年以上）

調査数	平 均	最小値	最大値
10	2.86	0	5

(4) その他要件の有無

(%)		
調査数	ある	ない
66	21.2	78.8

問 40. 民生委員・児童委員候補者の推薦や説明の実施について

(1) 民生委員・児童委員候補者の推薦を依頼している機関・団体

(%)							
調査数	自治会・町 内会	民生委員 推薦準備 会	市区町村 社会福祉 協議会	その他の 社会福祉 法人(社会 福祉施設)	学校・PTA 関係者	福祉活動 を行うボラ ンティア・ NPO関係 団体	その他
1,341	73.5	13.3	7.5	1.3	4.1	1.6	8.8

(2) 新任民生委員・児童委員や候補者への委員活動に関する説明の実施状況

①推薦前に実施している説明

(%)

	調査数	行政	市区町村 民児協事 務局	市区町村 民児協会 長	単位民児 協会長	前任の委 員	同じ単位 民児協の 委員	現任の主 任児童委 員	説明してい ない	その他
a. 民生委員の法的位置づけについて	1,204	43.2	25.3	3.3	8.0	12.8	4.5	3.5	24.6	9.0
b. 委員活動の概要について	1,268	43.7	27.5	4.8	11.3	22.6	6.8	5.0	16.1	11.5
c. 民生委員の守秘義務について	1,151	37.8	23.9	4.2	10.4	15.6	5.2	4.2	29.6	8.2
d. 委員活動費について	1,097	32.7	22.8	3.4	9.0	13.0	4.2	3.3	35.1	8.2
e. 民児協活動について	1,160	35.9	26.0	4.2	12.1	21.2	6.2	4.3	26.0	8.6
f. 定例会や研修への参加について	1,143	34.0	26.1	4.7	11.5	18.8	5.9	4.3	28.6	8.6
g. 活動記録の記入について	956	17.5	14.3	3.2	6.7	12.3	4.4	3.5	58.3	4.5
h. 民生委員への支援体制について	1,033	27.3	19.9	3.6	7.6	11.5	4.4	3.7	46.8	5.7
i. 地域の関係機関について	990	23.2	17.9	3.4	7.6	12.3	4.2	3.2	50.0	5.8
j. その他	187	5.9	3.2	1.1	1.1	1.1	-	-	85.6	4.8

(%)

	調査数	説明している	説明していない	その他
a. 民生委員の法的位置づけについて	1,204	68.4	24.6	9.0
b. 委員活動の概要について	1,268	75.3	16.1	11.5
c. 民生委員の守秘義務について	1,151	63.9	29.6	8.2
d. 委員活動費について	1,097	58.2	35.1	8.2
e. 民児協活動について	1,160	67.4	26.0	8.6
f. 定例会や研修への参加について	1,143	64.7	28.6	8.6
g. 活動記録の記入について	956	37.4	58.3	4.5
h. 民生委員への支援体制について	1,033	48.5	46.8	5.7
i. 地域の関係機関について	990	44.7	50.0	5.8
j. その他	187	9.6	85.6	4.8

②推薦後～委嘱前に実施している説明

(%)

	調査数	行政	市区町村 民児協事 務局	市区町村 民児協会 長	単位民児 協会長	前任の委 員	同じ単位 民児協の 委員	現任の主 任児童委 員	説明してい ない	その他
a. 民生委員の法的位置づけについて	1,073	25.3	17.0	3.2	6.2	11.5	3.5	3.0	50.8	4.3
b. 委員活動の概要について	1,118	24.8	18.9	4.0	8.1	20.0	4.9	4.0	44.6	4.7
c. 民生委員の守秘義務について	1,081	22.8	17.5	3.7	8.2	14.9	4.2	3.3	49.4	4.3
d. 委員活動費について	1,059	19.2	16.1	2.8	7.4	12.5	3.9	2.8	54.7	3.7
e. 民児協活動について	1,103	20.1	18.4	4.0	9.2	19.9	5.4	3.9	48.1	3.8
f. 定例会や研修への参加について	1,097	20.9	19.0	3.6	9.5	18.4	5.0	3.6	47.9	3.6
g. 活動記録の記入について	1,016	14.1	12.4	3.2	6.5	15.6	4.7	3.2	59.9	3.3
h. 民生委員への支援体制について	1,022	18.6	15.7	3.0	6.3	11.4	4.0	2.6	58.2	3.6
i. 地域の関係機関について	1,006	16.8	13.9	2.9	6.3	14.1	4.6	2.7	58.5	3.8
j. その他	215	7.0	4.7	0.9	1.4	5.1	0.5	0.5	81.9	4.7

(%)

	調査数	説明している	説明していない	その他
a. 民生委員の法的位置づけについて	1,073	45.8	50.8	4.3
b. 委員活動の概要について	1,118	52.1	44.6	4.7
c. 民生委員の守秘義務について	1,081	47.5	49.4	4.3
d. 委員活動費について	1,059	42.3	54.7	3.7
e. 民児協活動について	1,103	49.0	48.1	3.8
f. 定例会や研修への参加について	1,097	49.3	47.9	3.6
g. 活動記録の記入について	1,016	37.2	59.9	3.3
h. 民生委員への支援体制について	1,022	38.5	58.2	3.6
i. 地域の関係機関について	1,006	37.9	58.5	3.8
j. その他	215	13.5	81.9	4.7

③委嘱後に実施している説明

(%)

	調査数	行政	市区町村 民児協事 務局	市区町村 民児協会 長	単位民児 協会長	前任の委 員	同じ単位 民児協の 委員	現任の主 任児童委 員	説明してい ない	その他
a. 民生委員の法的位置づけについて	1,241	53.4	50.4	11.2	12.2	6.8	6.4	4.2	4.4	3.5
b. 委員活動の概要について	1,265	51.1	53.4	14.8	18.8	14.9	12.1	7.0	3.2	3.4
c. 民生委員の守秘義務について	1,273	52.5	53.2	14.1	18.2	11.1	9.7	6.0	3.3	3.8
d. 委員活動費について	1,260	44.0	55.9	11.4	16.4	7.6	8.8	4.4	4.7	2.1
e. 民児協活動について	1,261	41.3	56.6	16.7	24.7	17.6	15.8	7.5	3.3	3.3
f. 定例会や研修への参加について	1,269	39.7	58.7	14.7	24.5	14.0	14.6	7.5	2.8	2.3
g. 活動記録の記入について	1,291	40.0	50.6	14.1	24.3	17.2	19.2	7.9	1.9	3.9
h. 民生委員への支援体制について	1,235	45.7	55.7	12.1	17.9	9.4	10.9	5.6	7.2	2.3
i. 地域の関係機関について	1,232	46.1	54.5	11.4	19.0	11.0	12.2	6.0	6.1	3.5
j. その他	169	14.8	15.4	1.2	4.1	8.3	1.8	1.8	55.6	9.5

(%)

	調査数	説明してい る	説明してい ない	その他
a. 民生委員の法的位置づけについて	1,241	93.0	4.4	3.5
b. 委員活動の概要について	1,265	94.9	3.2	3.4
c. 民生委員の守秘義務について	1,273	94.4	3.3	3.8
d. 委員活動費について	1,260	94.0	4.7	2.1
e. 民児協活動について	1,261	94.9	3.3	3.3
f. 定例会や研修への参加について	1,269	96.0	2.8	2.3
g. 活動記録の記入について	1,291	95.6	1.9	3.9
h. 民生委員への支援体制について	1,235	91.1	7.2	2.3
i. 地域の関係機関について	1,232	92.0	6.1	3.5
j. その他	169	35.5	55.6	9.5

問 41. 管内にある単位民児協会長の民生委員・児童委員経験期数について（人）

(人)

	調査数	平 均	最小値	最大値
1 期	1,240	0.55	0	39
2 期	1,240	0.96	0	26
3 期	1,240	1.13	0	37
4 期	1,240	1.10	0	28
5 期以上	1,240	3.13	0	122
不明	1,240	0.03	0	14
計	1,240	6.91	1	216

(%)

	調査数	1 期	2 期	3 期	4 期	5 期以上	不明
全体	8,571	8.0	13.9	16.4	16.0	45.3	0.5
市	6,346	8.8	15.7	17.5	16.2	41.7	0.1
区	1,594	5.0	7.3	12.5	14.4	59.1	1.7
町村	631	6.8	12.7	15.1	17.8	46.8	1.0

※集計方法

各期の人数÷各期の合計人数（調査数）

問 42. 一斉改選での退任者について

(1) 退任までの在任期間 (人)

	調査数	平 均	最小値	最大値
1期	1,210	15.94	0	273
2期	1,236	13.61	0	522
3期	1,196	8.26	0	190
4期	1,105	5.97	0	131
5期以上	1,117	9.52	0	317
不明	475	1.74	0	295
計	1,331	48.12	0	1,093

(%)

	調査数	1期	2期	3期	4期	5期以上	不明
全体	64,045	30.1	26.3	15.4	10.3	16.6	1.3
市	48,621	31.3	26.6	15.4	10.1	15.4	1.3
区	7,382	15.9	20.9	16.6	13.9	30.6	2.3
町村	8,042	36.2	29.3	14.7	8.5	11.0	0.3

※集計方法

各期の人数÷各期の合計人数 (調査数)

(2) 年齢要件により退任した人数

(人)

調査数	平 均	最小値	最大値
1,308	9.67	0	337

問 43. 一斉改選時の引き継ぎ等に関する支援の実施状況

(%)

	調査数	引継ぎに関する手引き書の作成	各種様式・フォーマットの作成	基礎資料・情報の整理	新任委員や2期め委員などへの研修	制度や活動内容に関する説明	退任委員への協力要請	とくになし	その他
全体	1,333	34.7	19.3	39.2	46.5	55.6	51.6	8.0	2.9
市	601	38.9	22.5	38.9	49.9	52.1	45.6	7.8	3.8
区	128	43.0	25.8	38.3	57.8	51.6	45.3	10.2	2.3
町村	604	28.6	14.7	39.6	40.7	59.9	58.9	7.8	2.0

問 44. 欠員が生じている地域への対応

(%)

	調査数	担当地域に加えて欠員地域の活動も行う委員(または民児協)に活動費が支給されている	複数担当制や班方式など、通常から複数人で地域を担当する体制を導入し、欠員に対応し	各単位民児協で欠員地域のカバーを行うよう行政が指導している	市区町村民児協(事務局)や行政が該当地域の推薦母体に個別に推薦を働きかけている	市区町村民児協も行政も欠員地域に対し個別の対応は行っていない	その他
全体	1,078	14.4	7.8	31.4	52.3	8.1	17.9
市	550	17.8	6.2	35.8	56.7	6.9	14.9
区	128	28.1	10.9	48.4	39.8	10.2	10.9
町村	400	5.3	9.0	20.0	50.3	9.0	24.3

13 委員就任に伴い兼務が求められる役割について

問 45. 市区町村民児協の会長に兼務が求められる役割

(%)

	調査数	市区町村社協役員、評議員	社協が設置する各種委員会の委員	民生委員推薦会委員	地域福祉計画策定委員	介護保険運営協議会委員	障害者自立支援協議会委員	地域包括支援センター運営委員	要保護児童対策地域協議会委員	その他行政関連委員会委員	その他社協関連委員会委員	会長に兼務が求められる役割はな	その他
全体	1,339	77.0	44.4	71.6	50.0	25.6	18.5	24.3	34.1	62.7	28.3	6.0	8.1
市	606	80.7	48.0	71.5	50.3	21.3	16.5	20.0	34.7	66.5	32.3	6.3	7.3
区	130	77.7	56.2	55.4	26.2	8.5	8.5	17.7	21.5	66.9	36.9	4.6	11.5
町村	603	73.1	38.3	75.3	54.9	33.7	22.7	30.0	36.3	58.0	22.4	6.0	8.3

問 46. 市区町村民児協の副会長に兼務が求められる役割

(%)

	調査数	市区町村社協役員、評議員	社協が設置する各種委員会の委員	民生委員推薦会委員	地域福祉計画策定委員	介護保険運営協議会委員	障害者自立支援協議会委員	地域包括支援センター運営委員	要保護児童対策地域協議会委員	その他行政関連委員会委員	その他社協関連委員会委員	副会長に兼務が求められる役割は	その他
全体	1,269	49.8	28.7	29.9	7.9	5.6	5.0	7.4	4.9	38.8	18.5	25.8	5.5
市	592	52.4	34.3	38.2	11.8	7.9	6.4	10.0	7.6	49.2	23.3	22.8	3.9
区	120	51.7	31.7	37.5	4.2	1.7	6.7	6.7	3.3	40.8	20.0	19.2	10.0
町村	557	46.7	22.1	19.6	4.5	3.9	3.1	4.8	2.3	27.3	13.1	30.3	6.3

問 47. 民生委員・児童委員として参画してほしいと依頼がある役割

(%)

	調査数	地区社協役員、評議員	社協が委嘱する「福祉協力員」等(名称は問わない)	市区町村共同募金委員会委員、歳末助け合い委員会委員	市区町村長が委嘱する「地域福祉委員」等(名称は問わない)	都道府県知事が委嘱する「地域福祉委員」等(名称は問わない)	民生委員推薦会委員	学校評議員	介護保険運営協議会委員	障害者自立支援協議会委員	地域包括支援センター運営委員	要保護児童対策地域協議会委員	地域の社会福祉法人・福祉施設の理事、評議員、苦情解決第三者委員	更生保護関係委員	その他行政関連委員会委員	その他社協関連委員会委員	民生委員・児童委員が対象となる役割はない	その他
全体	1,302	62.2	24.1	47.0	21.0	2.5	50.8	34.1	31.6	28.5	30.6	41.4	44.2	11.2	66.1	41.9	4.7	5.8
市	594	69.0	24.7	55.7	22.9	3.7	61.1	42.6	41.4	39.6	38.4	50.5	56.6	14.5	77.9	51.3	2.0	4.5
区	127	73.2	22.8	52.8	11.0	-	62.2	34.6	19.7	21.3	38.6	48.0	59.8	12.6	64.6	50.4	-	10.2
町村	581	52.8	23.8	36.8	21.2	1.7	37.7	25.3	24.3	18.8	21.0	30.6	28.2	7.6	54.4	30.3	8.4	6.2

問 48. 主任児童委員が対象となる役割

(%)

	調査数	要保護児童対策地域協議会委員	学校評議員	児童厚生施設(児童館、児童遊園等)運営委員	市区町村の子ども子育て会議委員	青少年育成協議会委員・指導員	保育所・幼稚園・認定こども園評議員	主任児童委員が対象となる役割はない	その他
全体	1,303	59.0	38.4	15.5	48.7	28.9	17.3	8.7	12.7
市	592	61.8	45.9	20.8	54.6	33.4	21.6	5.2	13.3
区	122	58.2	45.1	18.9	41.8	21.3	24.6	4.1	15.6
町村	589	56.4	29.4	9.5	44.3	25.8	11.5	13.2	11.5

14 ICT化の推進状況について

問 49. 記録等のデータ化や各種資料データの共有に関して ICT の導入状況について

(1) 記録等のデータ化

(%)

	調査数	専用のアプリケーション等を活用	Excel等の表計算ソフトを活用	Word等の文書作成ソフトを活用	その他	データ化していない
a. 活動記録	1,307	0.6	38.5	2.6	1.2	59.1
b. 福祉票	1,217	0.7	6.3	4.0	0.8	89.2
c. その他	218	0.5	8.7	6.0	2.3	86.2

(2) 各種資料データの共有

(%)

	調査数	専用のアプリケーション等を活用	SNSやメッセージアプリを活用(LINE・Slack・メッセージャーなど)	民児協ホームページ内の専用ページ等を活用	Eメールを活用	その他	データ化していない
a. 制度・施策等に関する資料	1,259	0.4	1.8	1.8	6.5	4.4	86.5
b. 定例会等の資料	1,275	0.5	2.8	1.3	8.1	5.8	83.8
c. その他	227	1.8	7.5	1.8	9.3	1.8	81.1

(3) 令和5年度以降の見通し

(%)

調査数	今後も各種記録等のデータ化をすすめる予定	現在データ化したものの以外はデータ化しない予定	検討中	データ化の予定はない	その他
1,293	5.9	8.8	28.5	56.0	0.8

(4) 市区町村行政からの支援

(%)

調査数	ICT化に関する補助金等の財政的支援がある	データ化や各種資料データの共有のためのタブレット端末等のインフラ整備に関する支援がある	専用アプリケーションの開発等に関する支援がある	とくにない	その他
1,326	1.4	2.8	0.5	93.7	2.6

15 個人情報の取り扱いについて

問 51. 市区町村行政からの個人情報の提供状況

(%)

調査数	ひとり暮らし高齢者	高齢者のみ世帯	高齢者(同居)世帯	障がい者・児に関する情報	障がい者単身世帯	生活保護受給世帯	医療的ケア児・者	常時特別な医療等を必要とする在宅療養者	公的保険・サービス利用者	単身世帯(年齢不問)	その他
1,254	70.1	61.9	37.5	22.5	13.6	50.0	2.1	3.3	4.5	5.0	30.9

16 こども家庭庁創設に伴う事項

問 52. 区域担当民生委員・児童委員と主任児童委員の連携状況

							(%)	
	調査数	民児協内の会議等で区域担当民生委員・児童委員と主任児童委員の情報を共有の場(時間)を設けている	児童分野の部会を設置し、区域担当民生委員・児童委員と主任児童委員がともに参加している	学校等関係機関との連携・協働の場とともに参加している地域がある	乳児家庭全戸訪問等の家庭訪問など、の場面でともに活動している地域がある	子育てサロンや地域の子ども向けイベント等でともに活動している地域がある	とくになし	その他
全体	1,331	73.6	45.5	55.3	13.5	35.5	8.2	3.2
市	604	75.8	48.8	66.1	17.9	42.7	5.0	3.1
区	132	75.8	51.5	68.2	20.5	75.0	1.5	3.8
町村	595	70.8	40.7	41.5	7.6	19.3	12.9	3.2

IV 調査票

IV 調査票

市区町村民生委員児童委員協議会活動実態調査2023 調査票

A：組織情報 令和5年4月1日現在

1. 貴民児協ならびに市区町村の概要について

問1 市区町村民児協の名称等について記入してください。

a.民児協の名称			
b.ご記入者名		c.電話番号	
d.メールアドレス			
e.民児協所在地	都道府県	(選択)	

問2 市区町村の人口等について記入してください。

- ※ 令和5年4月1日現在の状況を記入してください。
- ※ 「a.地方公共団体の区分」は、貴民児協が所在する自治体について、あてはまる番号を選択してください。
- ※ 「d.法定単位民児協数」とは、民生委員法第20条に定められた単位民児協の数をさします。
- ※ 「e.任意単位民児協数」とは法定単位民児協以外に設置している単位民児協およびそれに準ずるものの数をさします。
- ※ 町村民児協等で、他に法定単位民児協がない場合は、「d.法定単位民児協数」に「1」と記入してください。
- ※ 該当する民児協がない場合は「0」と記入してください。

a. 地方公共団体の区分	(選択)	1.政令指定都市	2.中核市	3.一般市	4.東京特別区
		5.政令指定都市内の行政区	6.町	7.村	
b.総人口		人	c.総世帯数		世帯
d.法定単位民児協数			e.任意単位民児協数 (みなし単位民児協)		

2. 貴民児協の構成、組織・運営

問3 民生委員・児童委員、主任児童委員の数、年齢構成について記入してください。

- (1) 民生委員・児童委員、主任児童委員数について
- ※ 「1.民生委員・児童委員数」には、「2.主任児童委員数」を含めてください。
- ※ 令和5年4月1日現在の状況を記入してください。
- ※ 充足率は、Excelの設定で自動的に計算されます。
- ※ 該当する委員がいない場合は「0」と記入してください。

	定数		現員数		うち、男性		うち、女性		充足率	
1.民生委員・児童委員数		人		人		人		人		%
うち、2.主任児童委員数		人		人		人		人		%

(2) 民生委員・児童委員、主任児童委員の年齢構成について

※ 「1.民生委員・児童委員数」には、「2.主任児童委員数」を含めてください。

※ 令和5年4月1日現在の状況を記入してください。

※ 年齢構成別計人数は、Excelの設定で自動的に計算されます。

※ 該当する委員がない場合は「0」と記入してください。

	現員数	年齢構成（人）												年齢構成別計
		20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳代	不明	
1.民生委員・児童委員数	人													人
うち、2.主任児童委員数	人													人

問4 役員構成について記入してください。

※ 令和5年4月1日現在の状況を記入してください。

※ 期の途中で委嘱・就任された場合でも1期としてカウントしてください。

※ 調査基準時が1期め途中の場合は、「1」と記入してください。

※ 該当する方がいない場合は、「0」と記入してください。

	性別		委員経験任期数		単位民児協会会長任期数		市区町村民児協会会長任期数		主任児童委員かどうか	
1.会長	(選択)	1.男性 2.女性		期め		期め		期め	(選択)	1.主任児童委員 2.区域担当委員

	人数		うち、主任児童委員		性別		委員経験任期数	
2.副会長		人		人	男性	女性	最も短い方	最も長い方
							期め	期め
3.理事(執行役員)		人		人			期め	期め

問5 役員会、部会・委員会の設置、開催状況について記入してください。

(1) 役員会、部会・委員会の設置、開催回数・方法について

※ 令和4年度の実績を記入してください。

※ 開催していない場合は「0」と記入してください。

※ 呼称にとらわれず、会議（機関）の性格で回答ください。「理事会」は民児協の事業等を執行する機関、「評議員会」は民児協事業や予算について協議・議決する場、「全体会議」は民児協所属委員全員が参加する会議と、とらえてください。

	設置有無		開催回数・方法							
			対面のみ	Webのみ	書面のみ	対面web併用	対面書面併用	Web書面併用	対面書面web併用	その他
1.理事会	(選択)	1.有 2.無	回	回	回	回	回	回	回	回
2.評議員会	(選択)	1.有 2.無	回	回	回	回	回	回	回	回
3.全体会議	(選択)	1.有 2.無	回	回	回	回	回	回	回	回

(2) 役員会、部会・委員会の令和5年度以降の開催方法の見通しについて

※ あてはまる番号を選択してください。

※ 本設問における「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の扱い変更後」とは、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の扱いが、現在の2類相当（新型インフルエンザ等）から5類（季節性インフルエンザ等）へと変更されること（令和5年5月8日予定）をさします。

令和5年度以降の見通し

(選択)	1.新型コロナウイルス感染症の感染症法上の扱い変更後も、Web参加可能とする会議がある予定
	2.新型コロナウイルス感染症の感染症法上の扱い変更後はすべての会議を対面参加のみとする予定
	3.検討中
	4.その他（ ）

問6 「会則」の整備について記入してください。

※ あてはまる番号を選択してください。

(選択)	1.整備している	2.整備していない
------	----------	-----------

問7 事業計画・報告の作成について記入してください。

※ あてはまる番号を選択してください。

a.事業計画	(選択)	1.作成している	2.作成していない
b.事業報告	(選択)	1.作成している	2.作成していない

問8 財政運営の状況について記入してください。

(1) 会計担当者と責任者の関係について

※ あてはまる番号を選択してください。

(選択)	1.会計担当者と会計責任者は異なる	2.会計担当者と会計責任者が同じ
------	-------------------	------------------

(2) 監査会（監事）の有無について

※ a.b.それぞれあてはまる番号を選択してください。

※ 監事がない場合は「0」と記入してください。

a.事業監査の実施	(選択)	1.実施している	2.実施していない
b.会計監査の実施	(選択)	1.実施している	2.実施していない
c.監事の人数		人	

(3) 予算・決算の作成有無

※ それぞれあてはまる番号を選択してください。

※ 民児協としての予算・決算の作成有無について回答してください。事務局を担当する行政や社協の予算・決算に民児協の予算・決算が内包される場合でも、民児協として独立した会計区分がある等、民児協にかかる予算・決算が単独で管理されている場合は「1.作成している」としてください。

a.予算	(選択)	1.作成している	2.作成していない
b.決算	(選択)	1.作成している	2.作成していない

3. 事務局機能

問9. 事務局の所在について記入してください。

※ あてはまる番号を選択してください。

事務局機能	
(選択)	1.行政が事務局を担当している
	2.社会福祉協議会が事務局を担当している
	3.その他 ()

問10. 事務局職員について記入してください。

(1) 職員数および在籍年数について

※ あてはまる職員がいる箇所に人数を記入してください。

※ あてはまる職員がいない箇所には「0」と記入してください。

		在職年数					
		1年未満	1年～2年未満	2年～3年未満	3年～4年未満	4年～5年未満	5年以上
職員数	専任職員	人	人	人	人	人	人
	兼任職員	人	人	人	人	人	人

(2) 兼任職員の担当業務に占める民児協事務局業務の割合

※ 兼任職員の全担当業務（10割）のうち、民児協事務局業務が占める割合を記入してください。

※ 兼任職員が複数いる場合は、平均を記入してください。

※ 兼任職員がいない場合は、記入不要です。

民児協事務局業務	割	(回答は整数としてください。)
----------	---	-----------------

B：市区町村民児協活動特有の内容（民児協運営に関すること）

1. 市区町村民児協の財政・財源について ※令和5年度

問11. 市区町村民児協の全体予算額について記入してください。

- ※ 令和5年度予算額について記入してください
- ※ 千の位を四捨五入し、「●●万円」と記入してください。
- ※ 各種互助共励事業（全国民生委員互助共励事業等）にかかる収入、支出は除いた一般事業の経常費の金額を記入してください。
- ※ 収入として前年度からの繰越金を予算計上している場合は、除いた金額を記入してください。
- ※ 支出として次年度への繰越予定額を予算計上している場合は、除いた金額を記入してください。

a.全体収入予算額		万円	b.全体支出予算額		万円
-----------	--	----	-----------	--	----

問12. 収入予算の内訳について教えてください。

- ※ 令和5年度予算額について記入してください。
- ※ 収入予算の内訳について、あてはまるものに○をつけてください（あてはまるものすべてに○）。
- ※ 収入内容ごとに千の位を四捨五入し、「●●万円」と記入してください。
- ※ 合計額および割合は、Excelの設定で自動的に計算されます。
- ※ 「d.単位民児協の分担金」は、名称にこだわらず貴民児協が単位民児協から共通に徴収している費用の総額を記入してください。
- ※ 「e.民生委員・児童委員の会費」は、名称にこだわらず民生委員・児童委員から、会の運営・維持に必要な費用として集めている金額を記入してください。各種互助共励事業（全国民生委員互助共励事業等）を貴民児協で集めている場合は、除いた金額を記入してください。
- ※ 「f.上記以外の収入」は、a.～e.以外の事業活動に関する収入（例：主催研修会の参加費やPRグッズの頒布収入など）がある場合に記入してください。
- ※ 収入として前年度からの繰越金を予算計上している場合は、除いた金額を記入してください。

あてはまるものすべてに○		金額		割合	
	a.都道府県行政からの補助金（事業委託金等含む）		万円		%
	b.市区町村行政からの補助金（事業委託金等含む）		万円		%
	c.その他共募、社協等からの助成金（事業委託金等含む）		万円		%
	d.単位民児協の分担金（年間）		万円		%
	e.民生委員・児童委員の会費（年間）		万円		%
	f.上記以外の収入（ ）		万円		%
合 計 額			万円		%

【問13は、問12で「d.単位民児協の分担金（年間）」に○と回答した市区町村のみ回答してください。】

【問12で「d.単位民児協の分担金（年間）」がない市区町村は問14以降に回答してください。】

問13. 単位民児協の積算方法および金額について教えてください。

- ※ 単位民児協の分担金の積算方法について、あてはまる番号を選択したうえで、金額を記入してください。
- ※ 令和5年度額について記入してください。
- ※ 名称にこだわらず、貴民児協が単位民児協から集めているお金について、回答してください。ただし、民生委員・児童委員の会費を、単位民児協を通して集めている場合は、民生委員・児童委員の会費部分を除いた額を記入してください（民生委員・児童委員の会費は問14で回答ください）。

単位民児協の分担金の積算方法および金額			
(選択)	1. すべての民児協で定額 (a) としている	⇒ (a) の金額	円
	2. 民児協所属委員一人あたりの単価 (b) × 委員数 (定数) としている	⇒ (b) の金額	円
	3. 民児協所属委員一人あたりの単価 (c) × 委員数 (現員数) としている	⇒ (c) の金額	円
	4. 定額 (d) に加えて民児協所属委員一人あたりの単価 (e) × 委員数 (定数) としている	⇒ (d) の金額 円 (e) の金額 円	
	5. 定額 (f) に加えて民児協所属委員一人あたりの単価 (g) × 委員数 (現員数) としている	⇒ (f) の金額 円 (g) の金額 円	
	6. その他 (具体的に :)	⇒金額	円

問14. 民生委員・児童委員の会費について教えてください。

- ※ 民生委員・児童委員1人あたりの会費の総額と内訳について、あてはまるものに金額を記入してください。ただし、本設問では、各種互助共励事業（全国民生委員互助共励事業等）を貴民児協で集めている場合も含めた額を記入してください。
- ※ 令和5年度額について記入してください。
- ※ なお、全国民生委員互助共励事業の会費は1,900円のうち、380円は民生委員・児童委員活動保険の保険料に充てています。
- ※ あてはまる費用がない項目の金額欄には「0」と記入してください。

会員（民生委員・児童委員）1人当たりの会費（年間総額）			
(内訳)	1. 民児協会費（市区町村分） (a)	⇒ (a) の金額	円
	2. 民児協会費（都道府県・指定都市分） (b)	⇒ (b) の金額	円
	3. 民児協会費（全民児連分） (@700円)	金額	円
	4. 全国民生委員互助共励事業会費 (@1,900円)	金額	円
	5. その他 (具体的に :)	⇒金額	円

問15. 全国民生委員互助共励事業会費への行政からの補助について教えてください。

- ※ 全国民生委員互助共励事業の会費への補助について、あてはまる番号を選択してください（①と②それぞれあてはまるもの）。
- ※ なお、全国民生委員互助共励事業の会費は1,900円のうち、380円は民生委員・児童委員活動保険の保険料に充てています。
- ※ 令和5年度について記入してください。

① 都道府県・指定都市行政からの補助	② 市区町村行政からの補助	
(選択)	(選択)	1.活動保険の保険料（380円／1人あたり）に加えて互助共励事業会費の一部について補助がある
		2.活動保険の保険料（380円／1人あたり）のみ補助がある
		3.内訳は明確ではないが、1人あたり380円以上の補助がある
		4.内訳は明確ではないが、1人あたり380円未満の補助がある
		5.ない
		6.わからない
		7.その他（ ）

2. 管内単位民児協等の財政・財源について

問16. 管内単位民児協の活動推進費（市町村からの交付額）について記入してください。

- ※ あてはまる番号を選択し金額を記入してください。
- ※ 令和5年度予算額について記入してください。

活動推進費の積算方法		
(選択)	1. すべての民児協に定額（a）を支払う	⇒（a）の金額 円
	2. 民児協所属委員一人あたりの単価（b）×委員数（定数）を支払う	⇒（b）の金額 円
	3. 民児協所属委員一人あたりの単価（c）×委員数（現員数）を支払う	⇒（c）の金額 円
	4. 定額（d）に加えて民児協所属委員一人あたりの単価（e）×委員数（定数）を支払う	⇒（d）の金額 円 （e）の金額 円
	5. 定額（f）に加えて民児協所属委員一人あたりの単価（g）×委員数（現員数）を支払う	⇒（f）の金額 円 （g）の金額 円
	6. その他（具体的に： ）	⇒金額 円

問17. 管内で活動する民生委員・児童委員の委員活動費の自治体交付額（1人あたり）について教えてください。

（1）民生委員・児童委員活動費の都道府県・指定都市交付額について

- ※ 令和5年度額について記入してください。
- ※ あてはまる費用がない項目の金額欄箇所には「0」と記入してください。
- ※ 「民生委員・児童委員1人あたりの活動費（年間基本額）」は全委員に対し支弁している年間の基本額を記入してください。
- ※ 「加算分」の金額欄には、加算額を記入してください。あてはまる加算がない場合は「0」と記入してください。
- ※ 「c.その他役職（ ）への加算（1人あたり。加算分のみ記入）」には、「会長」「副会長」以外に「会計担当者」等の役職加算がある場合に、該当の加算額を記入してください。
- ※ 「d.管内の全委員を対象としたその他の委員の委嘱や特定業務の委託に伴う支弁」は、民生委員・児童委員に都道府県・指定都市の独自委員や特定の業務を委託して当該委員としての活動費を支弁している場合に、該当の加算額を記入してください。なお、「d.管内の全委員を対象としたその他の委員の委嘱や特定業務の委託に伴う支弁」については、管内の全委員（主任児童委員のみ除く場合を含む）が委嘱（委託）されるもののみを記入してください。

民生委員・児童委員1人あたりの活動費（年間基本額）			円
加算分	a.単位民児協会会長への加算		円
	b.単位民児協副会長への加算		円
	c.その他役職（ ）への加算		円
	d.管内の全委員を対象としたその他の委員の委嘱や特定業務の委託に伴う支弁		円

（2）民生委員・児童委員活動費の市区町村行政独自の上乗せ分について

（政令指定都市民児協は回答不要）

- ※ 令和5年度額について記入してください。
- ※ あてはまる費用がない項目の金額欄箇所には「0」と記入してください。
- ※ 「a.委員活動費への加算」は、全委員に対し民生委員・児童委員活動費として加算している額を記入してください。
- ※ 「b.単位民児協会会長への加算」「c.単位民児協副会長への加算」等の役員加算を設けている場合は、該当の加算額を記入してください。
- ※ 「d.その他役職（ ）への加算（1人あたり。加算分のみ記入）」には、民児協の「会計担当者」への加算等の役職に対する加算がある場合に、該当の加算額を記入してください。
- ※ 「e.管内の全委員を対象としたその他の委員の委嘱や特定業務の委託に伴う支弁」は、民生委員・児童委員に市区町村の独自委員や特定の業務を委託して当該委員としての活動費を支弁している場合に、該当の加算額を記入してください。なお、本項目では、管内の全委員（主任児童委員のみ除く場合を含む）が委嘱（委託）されるもののみを記入してください。

	金額
a.委員活動費への加算（1人あたり）	円
b.単位民児協会会長への加算（1人あたり）	円
c.単位民児協副会長への加算（1人あたり）	円
d.その他役職（ ）への加算（1人あたり）	円
e.管内の全委員を対象としたその他の委員の委嘱や特定業務の委託に伴う支弁（1人あたり）	円

問18. 貴自治体における委員活動費の源泉所得税の取扱いについて教えてください。

- ※ あてはまる番号を選択してください。

委員活動費の源泉所得税			
(選択)	1.源泉所得税が控除されている（課税）	3.不明	
	2.源泉所得税が控除されていない（非課税）	4.その他（ ）	

3. 民生委員・児童委員への研修等の実施

問19. 研修の実施状況について、記入してください。

(1) 研修対象、回数について

※ 令和4年度および5年度に貴民児協が「主催」または「共催」で開催した（する）研修の実績を記入してください。

※ 開催回数が「0」の場合は、「0」と記入してください。

	令和4年度 延べ開催回数	令和5年度 延べ開催回数（予定）
a. 単位民児協会長	回	回
b. 単位民児協役員等	回	回
c. 民生委員・児童委員（全体）	回	回
d. 主任児童委員（全体）のみ	回	回
e. 新任民生委員・児童委員	回	回
f. 中堅民生委員・児童委員（2期以上）	回	回
g. 新任主任児童委員のみ	回	回
h. 新任単位民児協会長	回	回
i. その他（ ）	回	回

(2) 研修開催方法について

※ あてはまるものに○をつけてください（あてはまるものすべてに○）。

※ 令和4年度に貴民児協が「主催」した研修について記入してください。

※ 対面参加とweb会議ツール利用参加の併用の場合や、1回目は資料配布のみで2回目は対面といった場合等は、該当する項目すべてに○をしてください。

	1. 対 感 面 染 対 策 し つ つ	2. 資 料 配 布 の み	3. 活 e Z 用 b o 会 o 議 m ツ 等 l の ル W	4. サ 等 Y l の o じ 動 u ス 画 T 活 配 u 用 信 b e	5. 用 記 D 録 V メ D デ 等 イ の ア 映 活 像	6. そ の 他	7. で ま き つ て た い く な い	8. い ら コ 実 ロ 施 ナ し 禍 て 以 い 前 な か
a. 単位民児協会長								
b. 単位民児協役員等								
c. 民生委員・児童委員（全体）								
d. 主任児童委員（全体）								
e. 新任民生委員・児童委員								
f. 中堅民生委員・児童委員 （2期以上）								
g. 新任主任児童委員								
h. 新任単位民児協会長								
i. その他（ ）								

問20. 実施した研修のテーマについて、記入してください。

※ あてはまるものに○をつけてください（あてはまるものすべてに○）。

※ 過去3年間（令和2年度～令和4年度）に貴民児協が「主催」した研修のテーマを記入してください。

※ 1回で複数のテーマを取り上げた場合は、該当する項目すべてに○をつけてください。

取り上げた テーマに○	うち、新任研 修で取り上げ たもの	研修テーマ
		1.民生委員・児童委員の使命や役割
		2.民生委員・児童委員の地域活動の推進につながる支援ノウハウ(事例検討を含む)
		3.「地域版 活動強化方策」に関する内容
		4.防災・災害福祉支援に関する内容
		5.児童福祉に関する内容
		6.高齢者福祉に関する内容
		7.障がい者の理解や地域生活支援に関する内容
		8.ヤングケアラーに関する内容
		9.LGBTQに関する内容
		10.制度の狭間の問題に関する内容（ひきこもり、8050問題、ゴミ屋敷など）
		11.地域の支え合いネットワークの構築や推進に関する内容
		12.関係機関・団体との連携に関する内容
		13.福祉票の記録方法に関する内容
		14.活動記録の書き方に関する内容
		15.証明事務に関する内容
		16.地域支援に必要な個人情報の取り扱いに関する内容
		17.人権課題への理解に関する内容
		18.民児協組織・運営に関する内容
		19.コロナ禍における民生委員・児童委員活動に関する内容
		20. I C T の活用・使い方に関する内容
		21.実施している研修テーマはない
		22.その他（ ）

問22. 地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定への参画の有無について、記入してください。

※ それぞれあてはまる番号を選択してください。

※ 市区町村民児協としての参画状況をご回答ください。

① 市区町村行政の 地域福祉計画	② 社協の地域福祉 活動計画	
(選択)	(選択)	1.策定委員会に委員として民児協から参画
		2.計画策定に関するアンケートなどに回答
		3.計画内容に関する要望書を提出
		4.計画を策定していない
		5.その他（具体的に： ）

問23. 市区町村行政への意見具申の実施について、記入してください。

（１）実施した市区町村行政への意見具申の回数について

※ 過去3年間（令和２年度～令和４年度）で実施した回数を記入してください。

※ 一度も実施していない場合は「０」と記入してください。

※ 本設問では、「意見」「提言」「要望」などの名称にとらわれず、広く捉えて回答してください。

※ 本設問における「市区町村行政」とは、当該民児協が所在する市区町村をさします。なお、政令指定都市であるA市内にあるB区の場合は、B区行政について回答ください。

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	計
実施回数合計	回	回	回	回

（２）実施した市区町村行政への意見具申の内容について

※ （１）で意見具申の実施回数を「１回以上」と回答した民児協のみ、記入してください。

※ 令和２年度～令和４年度の３年間に実施した意見具申の内容を記入してください。

※ 実施回数には、３年間で同内容の意見具申を行った回数を記入してください。

※ 本設問における「市区町村行政」とは、当該民児協が所在する市区町村をさします。なお、政令指定都市であるA市内にあるB区の場合は、B区行政について回答ください。

内 容	実施回数
1.	回
2.	回
3.	回
4.	回
5.	回

(3) 市区町村行政への意見具申を実施していない理由について

※ あてはまるものに○をつけてください（あてはまるものすべてに○）。

※ (1) で意見具申の実施回数欄をすべて「0回」と回答した民児協のみ、記入してください。

※ 本設問における「市区町村行政」とは、当該民児協が所在する市区町村をさします。なお、政令指定都市であるA市内にあるB区の場合は、B区行政について回答ください。

あてはまる ものに○	役割
	1.意見具申を行う必要がなかったから
	2.行政が事務局を担っており、民児協の意見を日常的に伝えているため
	3.意見をまとめるには事務体制が弱いため
	4.意見具申を行う前提となる活動の実態把握ができていないため
	5.その他（ ）

5. 民生委員・児童委員に関する広報・啓発活動について

問24. SNS、ホームページ、広報誌、広報グッズの活用状況について教えてください。

※ あてはまるものに○をつけてください（あてはまるものすべてに○）。

あてはまる ものに○	
	1.広報誌（地域住民向け）
	2.ホームページ
	3. SNS
	1.Facebook
	2.Instagram
	3.LINE公式アカウント
	4.Twitter
	5.その他（ ）
	4.全民児連PRグッズ
	1.抗菌クリアファイル
	2.PRカード
	3.PRチラシ
	4.新任候補者向けパンフレット
	5.委員制度紹介パンフレット
	6.子ども向けフリーペーパー「みんなせい！」
	7.その他（ ）
	5.都道府県・指定都市民児協作成PRグッズ
	6.市区町村民児協(貴民児協)作成PRグッズ
	7.活用しているものはない
	8.その他（ ）

問25. 貴民児協で実施している主な広報・啓発活動とその対象を教えてください。

※ 民児協として実施している広報・啓発活動のうち、とくに力を入れている取り組み（１～３つ程度）について、可能な範囲で概要を記入してください。

概要		主な対象（下記選択肢から最大3つを番号で記入）		
a.		(選択)	(選択)	(選択)
b.		(選択)	(選択)	(選択)
c.		(選択)	(選択)	(選択)

【主な対象の選択肢】

- | | | |
|-------------------|-------------|-------------|
| 1.主に妊産婦対象 | 5.主に大学生対象 | 9.対象年齢を定めない |
| 2.主に未就学児対象（保護者含む） | 6.主に20歳～39歳 | 10.その他 |
| 3.主に小学生対象 | 7.主に40歳～59歳 | () |
| 4.主に中学生・高校生対象 | 8.主に60歳以上 | |

6. 地域版 活動強化方策への取り組みについて

問26. 「市区町村民児協版 活動強化方策」への取り組みについて教えてください。

（１）作成状況について

※ あてはまる番号を選択してください。

※ 選択した回答により、指定の問題番号にすすんでください。

「市区町村民児協版 活動強化方策」作成状況	
(選択)	1.作成した →（２）へ
	2.作成中 →問27へ
	3.まだ作成していない（今後作成予定） →問27へ
	4.作成しない →（３）へ
	5.未定 →問27へ

（２）市区町村民児協版活動強化方策を作成してよかったことについて

※ あてはまるものに○をつけてください（あてはまるものすべてに○）。

※ （１）で「市区町村民児協版 活動強化方策」を「1.作成した」と回答した民児協のみ、記入してください。

※ 本設問回答後は、問27にすすんでください。

あてはまるものすべてに○	作成してよかったこと
	1.市区町村民児協活動の方向性を話しあうきっかけとなった
	2.市区町村民児協活動の充実・強化につながった
	3.中期的な視点での活動の見通しを立てることができた
	4.新任委員等に市区町村民児協の実際の活動や目標を伝えるための資料となった
	5.市区町村民児協の役員引継ぎのための資料となった
	6.単位民児協の活動や課題が明らかになった
	7.民生委員個人の思いや考えを把握できた
	8.地域の課題や特徴が明らかになった
	9.地域の社会資源を共有し、関係機関・団体との連携・協働のきっかけとなった
	10.その他 ()

(3) 作成しない理由について

※ あてはまるものに○をつけてください（あてはまるものすべてに○）。

※ (1) で「市区町村民児協版 活動強化方策」を「4.作成しない」と回答した民児協のみ、記入してください。

あてはまるもの すべてに○	作成しない理由
	1.活動強化方策ではない中期計画などを作成しているため
	2.都道府県民児協が作成した「活動強化方策」や「活動計画」などに 則った活動をしているため
	3.作成にかかる負担が大きく、時間もないため
	4.管内単位民児協において活動強化方策を作成すれば、 市区町村民児協版は不要と考えているため
	5.「民生委員制度創設100周年活動強化方策」を知らないため
	6.作成方法がわからないため
	7.その他（ ）

問27.「単位民児協版 活動強化方策」作成の支援について教えてください。

(1) 市区町村民児協による管内単位民児協に対する活動強化方策作成支援の有無について

※ あてはまる番号を選択してください。

※ 選択した回答により、指定の問題番号にすすんでください。

※ 町村民児協等で法定単位民児協として位置づけられている場合（1町村に1民児協の場合）には、「3.市区町村民児協が単位民児協である」を選択してください。

単位民児協への作成支援	
(選択)	1.実施している → (2) へ
	2.実施していない → 7. へ
	3.市区町村民児協が単位民児協である → 7. へ

(2) 市区町村民児協による管内単位民児協に対する活動強化方策作成支援の内容について

※ あてはまるものに○をつけてください（あてはまるものすべてに○）。

※ (1) で管内単位民児協に対する活動強化方策作成支援を「1.実施している」と回答した民児協のみ、記入してください。

あてはまるもの すべてに○	作成支援の内容
	1.活動強化方策作成に関する研修会の実施
	2.作成マニュアルの配布
	3.単位民児協の定例会や研修への民児協役職員や講師の派遣
	4.活動強化方策作成モデル民児協等の指定
	5.助成金等の交付
	6.その他（ ）

問28. 民生委員・児童委員活動支援の実施状況について教えてください。

あてはまるもの すべてに○	実施している民生委員・児童委員活動への支援
	1.活動に関する手引き等の作成
	2.法・制度の改正や地域の事業・関係機関に関する情報提供
	3.行政・社協・関係機関における助言・相談などサポート体制の充実
	4.担当区域を拡大し複数委員で区域を担当する複人数制や班活動（チーム制）の実施
	5.担当世帯数適正化のための取り組み（定期的な地区割の見直し、定員増など）の実施
	6.先輩委員が後輩委員のサポートを担当するコーチ制の実施
	7.単位民児協定例会への市区町村民児協事務局担当者への参加
	8.単位民児協への事務局担当者の配置
	9.委員の活動しやすい時間にあわせた活動（土日や夜間の活用含む）
	10.ICT化の推進支援
	11.企業の協力推進支援、PR等
	12.民生委員、民児協活動の「棚卸し」に基づくその役割の整理
	13.委員同士の交流、親睦の機会づくり
	14.とくになし
	15.その他（ ）

※ あてはまるものに○をつけてください（あてはまるものすべてに○）。

あてはまるもの すべてに○	実施している主任児童委員活動への支援
	1.主任児童委員活動に特化した手引き等の作成
	2.主任児童委員を対象とした研修の実施
	3.主任児童委員同士の仲間づくり、支え合いの場づくり（部会の設置等）
	4.法・制度の改正や地域の事業・関係機関に関する情報提供
	5.行政・社協・関係機関における助言・相談などサポート体制の充実
	6.学校・教育委員会等との関係強化に関する支援
	7.児童委員に対する主任児童委員制度・活動の理解促進
	8.とくになし
	9.その他（ ）

問30. 単位民児協活動への支援の実施状況について教えてください。

※ あてはまるものに○をつけてください（あてはまるものすべてに○）。

※ 町村民児協等で法定単位民児協として位置づけられている場合（1町村に1民児協の場合）には、「7.市区町村民児協と単位民児協が同一である」を選択してください。

あてはまるもの すべてに○	実施している単位民児協活動への支援
	1.運営に関する手引き等の作成
	2.法・制度の改正や地域の事業・関係機関に関する情報提供
	3.行政・社協・関係機関における助言・相談などサポート体制の充実
	4.定例会への市区町村民児協事務局の参加
	5.単位民児協の新任会長、新任副会長等役員への研修
	6.事例検討や単位民児協での研修への協力
	7.市区町村民児協と単位民児協が同一である（＝市区町村内に単位民児協が１つしかない）
	8.とくになし
	9.その他（ ）

問31. 民生委員・児童委員協力員制度について教えてください。

(1) 民生委員・児童委員協力員制度の有無

※ あてはまる番号を選択してください。

※ 選択した回答により、指定の問題番号にすすんでください。

※ 「民生委員・児童委員協力員制度」の名称にとらわれず、異なる名称であっても同様の役割を担う委員制度を設けている場合は、「1. 民生委員・児童委員協力員制度を設けている」を選択してください。

民生委員・児童委員協力員制度の実施	
(選択)	1. 民生委員・児童委員協力員制度を設けている → (2)へ
	2. 民生委員・児童委員協力員制度を設けていない → 問32へ

(2) 実施している民生委員・児童委員協力員制度の詳細

※ 各項目について、あてはまるものに○をつけてください（あてはまるものすべてに○）。

※ 「c.人数」は、あてはまるものを○をつけたうえで、該当する数字を記入してください。

項目	あてはまるものすべてに○			
a. 委 嘱 者		1.市区町村長		
		2.都道府県知事		
		3.市区町村社協会長		
		4.都道府県社協会長		
		5.市区町村民児協会長		
		6.都道府県民児協会長		
		7.その他（ ）		
b. 要 の 協 件 対 力 象 員		1.民生委員・児童委員経験者		
		2.活動地区の住民		
		3.協力員の対象要件なし		
		4.その他（ ）		
c. （ 配 人 置 数 基 ） 準		1.民生委員・児童委員1人に対し、協力員		人まで配置可能
		2.民児協1か所に対し、協力員		人まで配置可能
		3.欠員地区1地域に対し、協力員		人まで配置可能
		4.配置基準なし		
		5.その他（ ）		
d. 配 置 の 効 果		1.民生委員・児童委員の負担軽減につながった		
		2.各委員の活動しやすい時間帯を踏まえて活動分担ができる		
		3.欠員地域のカバーができている		
		4.任期途中ででの退任や1期で退任する委員が減少した		
		5.充足率の維持・上昇につながっている		
		6.とくになし		
		7.その他（ ）		
e. 課 題		1.協力員のなりて確保が難しい		
		2.協力員に支弁する活動費の財源が不足している		
		3.協力員の活動範囲の調整が難しい		
		4.民生委員との情報共有が難しい		
		5.とくになし		
		6.その他（ ）		

8. 災害に備える対応について

問32. 民児協としての防災や発災時における活動に関する市区町村行政との取り決めの有無について教えてください。

※ それぞれあてはまる番号を選択してください。

a. 平常時の 活動	b. 発災時の 活動	c. 発災後の 活動	取り決めの有無
(選択)	(選択)	(選択)	1. 取り決めるがある
			2. 取り決めるを検討中である
			3. 取り決めるはないが、民生委員・児童委員の防災や発災 時の活動が行政の指導または地域防災計画で明確に示されており、民児協も同意している
			4. 取り決めるはない

問33. 民生委員・児童委員と避難行動要支援者名簿との関わりについて教えてください。

(1) 行政からの「避難行動要支援者名簿」の提供について

※ あてはまる番号を選択してください。

※ 選択した回答により、指定の問題番号にすすんでください。

市区町村行政からの「避難行動要支援者名簿」の提供	
(選択)	1. 民生委員・児童委員に提供されている → (2) へ
	2. いまは民生委員・児童委員に提供されていないが、今後提供される予定である → (3) へ
	3. 行政が平常時から名簿情報提供を行っていない → (3) へ
	4. 民生委員・児童委員には提供されていない → (3) へ

(2) 「避難行動要支援者名簿」の保管方法に関するルールについて

※ それぞれあてはまる番号を選択してください。

※ (1) で「避難行動要支援者名簿」を「1. 提供されている」と回答した民児協のみ、記入してください。

a. 民児協内のルール	(選択)	1. ある	2. ない
b. 名簿提供行政との間でのルール	(選択)	1. ある	2. ない

(3) 避難行動要支援者名簿にかかる市区町村行政からの協力依頼について

※ あてはまるものに○をつけてください（あてはまるものすべてに○）。

	1. 名簿作成への協力
	2. 名簿更新への協力
	3. 避難支援等関係者への名簿情報提供に関する本人同意の取得
	4. 避難支援等実施者確保のための近隣住民への働きかけ
	5. 発災後の避難行動要支援者の安否確認

問34. 市区町村行政による「個別避難計画」作成への民児協としての協力について教えてください。

(1) 市区町村行政からの「個別避難計画」作成にかかる協力依頼について

※ あてはまる番号を選択してください。

※ 選択した回答により、指定の問題番号にすすんでください。

市区町村行政からの「個別避難計画」作成にかかる協力依頼	
(選択)	1. 依頼があった → (2) へ 2. 依頼はない → 問35へ

(2) 市区町村行政からの「個別避難計画」作成にかかる協力依頼の内容について

※ あてはまるものに○をつけてください(あてはまるものすべてに○)。

※ (1) で「個別避難計画」作成にかかる協力について「1.依頼があった」と回答した民児協のみ、記入してください。

あてはまるもの すべてに○	市区町村行政からの「個別避難計画」作成にかかる協力依頼の内容
	1.計画策定のための「地域調整会議」への参加
	2.避難行動要支援者への周知・説明
	3.計画作成への避難行動要支援者の同意取得
	4.避難時に支援する人(協力者)の確保
	5.避難行動要支援者の生活状況等に関する情報提供
	6.自治会・町内会での取り組みについての協力要請
	7.福祉専門職による計画作成の際の協力要請
	8.その他 ()

9. 一斉改選について ※令和4年12月の一斉改選の状況をご回答ください

問35. 一斉改選の結果について教えてください。

(1) 貴自治体の充足率について

※ 貴自治体の充足率を、小数点以下第一位まで記入してください(小数点以下第二位を四捨五入)。

	令和4年12月1日現在 (今回の一斉改選結果)	令和元年12月1日現在 (前回の一斉改選結果)
充足率	%	%

(2) 新任委員率について

※ 一斉改選で委嘱された委員の新任委員率を、小数点以下第一位まで記入してください(小数点以下第二位を四捨五入)。

※ 令和4年12月の一斉改選時の状況について回答ください。

新任委員率	%
-------	---

問36. 配置基準(担当世帯数)について教えてください。

※ 貴自治体の民生委員・児童委員配置基準(担当世帯数)等について、記入してください。

※ 令和4年12月の一斉改選時の状況について回答ください。

民生委員・児童委員配置基準	おおむね	世帯ごとに民生委員・児童委員1人
主任児童委員の配置基準	○民生委員・児童委員の定数	人以下で
	主任児童委員の定数	人
	○民生委員・児童委員の定数	人以上で
	主任児童委員の定数	人

問37. 改選に伴う配置基準（担当世帯数）の変更状況について教えてください。

（１）配置基準（担当世帯数）の変更の有無について

※ あてはまる番号を選択してください。

※ 令和４年12月の一斉改選に向けた変更の実施状況について回答ください。

※ 選択した回答により、指定の問題番号にすすんでください。

①民生委員・児童委員の配置基準の変更	
(選択)	1.基準となる民生委員・児童委員の担当世帯数を増やした
	2.基準となる民生委員・児童委員の担当世帯数を減らした
	3.配置基準の変更は行わなかった

②主任児童委員の配置基準の変更	
(選択)	1.主任児童委員の配置の基準となる民生委員・児童委員の定数を増やした
	2.主任児童委員の配置の基準となる民生委員・児童委員の定数を減らした
	3.配置基準の変更は行わなかった

（１）①②いずれかで「1.増やした」「2.減らした」と回答した民児協のみ（２），（３）を回答してください。

（１）①②両方とも「3.配置基準の変更を行わなかった」と回答した民児協は問38以降を回答してください。

（２）配置基準の変更の理由について

※ あてはまるものに○をつけてください（あてはまるものすべてに○）。

※ （１）「民生委員・児童委員の配置基準（担当世帯数）の変更」について「1.増やした」「2.減らした」と回答した民児協のみ、記入してください。

あてはまるものすべてに○	民生委員・児童委員の配置基準（担当世帯数）の変更の理由
	1.民児協が要望した
	2.自治会等地域の関係団体から要望があった
	3.推薦母体から要望があった
	4.民生委員・児童委員の負担軽減のため
	5.地域の世帯構成が変化したため
	6.その他（ ）

※ （１）で「主任児童委員の配置基準の変更」について「1.増やした」「2.減らした」と回答した民児協のみ、記入してください。

あてはまるものすべてに○	主任児童委員の配置基準の変更の理由
	1.民児協が要望した
	2.自治会等地域の関係団体から要望があった
	3.推薦母体から要望があった
	4.主任児童委員の負担軽減のため
	5.民生委員・児童委員の定数が変更に伴うもの
	6.その他（ ）

(3) 配置基準の変更にかかる行政と民児協との事前協議について

※ あてはまる番号を選択してください。

※ (1) 「民生委員・児童委員の配置基準（担当世帯数）の変更」について「1.増やした」「2.減らした」と回答した民児協のみ、記入してください。

※ 令和4年12月の一斉改選時の状況について回答ください。

民生委員・児童委員の配置基準（担当世帯数）の変更にかかる行政と民児協との事前協議	
(選択)	1.行政と民児協との事前協議があった
	2.行政と民児協との事前協議はなかった
	3.その他（ ）

※ (1) で「主任児童委員の配置基準の変更」について「1.増やした」「2.減らした」と回答した民児協のみ、記入してください。

※ 令和4年12月の一斉改選時の状況について回答ください。

主任児童委員の配置基準の変更にかかる行政と民児協との事前協議	
(選択)	1.行政と民児協との事前協議があった
	2.行政と民児協との事前協議はなかった
	3.その他（ ）

問38. 民児協の分割や統廃合の状況について教えてください。

(1) 民児協の分割や統廃合の有無について

※ あてはまる番号を選択してください。

※ 令和4年12月の一斉改選に向けた見直しの実施状況について回答ください。

※ 選択した回答により、指定の問題番号にすすんでください。

民児協の分割や統廃合	
(選択)	1.新たに単位民児協を設置した → (2)へ
	2.単位民児協の統合を行った → (2)へ
	3.単位民児協の廃止があった → (2)へ
	4.単位民児協の設置や統廃合は行わなかった → 問39または問40へ

(2) 民児協の分割や統合の理由について

※ あてはまるものに○をつけてください(あてはまるものすべてに○)。

※ (1)で「民児協の分割や統廃合」について「1.新たに設置した」「2.統合を行った」「3.廃止があった」と回答した民児協のみ、記入してください。

あてはまるもの すべてに○	単位民児協数の変更
	1.民児協が要望した
	2.自治会等地域の関係団体から要望があった
	3.民生委員・児童委員の負担軽減のため
	4.民生委員・児童委員の定数変更に伴うもの
	5.市区町村合併に伴うもの
	6.その他 ()

(3) 民児協の分割や統合にかかる行政と民児協との事前協議について

※ 民児協の分割や統合に際し、行政と民児協との事前協議があったかについて、あてはまる番号を選択してください。

※ (1)で「民児協の分割や統合」について「1.新たに設置した」「2.統合を行った」「3.廃止があった」と回答した民児協のみ、記入してください。

※ 令和4年12月の一斉改選に向けた見直しの実施状況について回答ください。

法定単位民児協の分割や統合にかかる行政と民児協との事前協議	
(選択)	1.行政と民児協との事前協議があった
	2.行政と民児協との事前協議はなかった
	3.その他 ()

【問39は政令指定都市、中核市のみ回答してください。】

【一般市、東京特別区、政令指定都市内の行政区、町、村は問40以降を回答してください。】

問39. 【問39は政令指定都市、中核市のみ】

貴自治体で設けている民生委員・児童委員の選任要件について教えてください。

(1) 年齢要件の有無について

※ それぞれあてはまる番号を選択してください。

※ 選択した回答により、指定の問題番号にすすんでください。

※ 令和4年12月の一斉改選時の要件についてご回答ください。

区域担当	新任	(選択)	1.年齢要件がある(例外を認めている場合も含む) → (2)へ 2.年齢要件はない → (3)へ
	再任	(選択)	1.年齢要件がある(例外を認めている場合も含む) → (2)へ 2.年齢要件はない → (3)へ
主任児童委員	新任	(選択)	1.年齢要件がある(例外を認めている場合も含む) → (2)へ 2.年齢要件はない → (3)へ
	再任	(選択)	1.年齢要件がある(例外を認めている場合も含む) → (2)へ 2.年齢要件はない → (3)へ

(2) 年齢要件の詳細について

※ 区域担当民生委員・児童委員および主任児童委員それぞれについてご回答ください。

※ 「a.年齢」に具体的な年齢を記入したうえで、未満/以下のあてはまるものを選択してください。

※ 「b.例外的取扱い」ではあてはまるものに○をつけてください(あてはまるものすべてに○)。

※ (1)で「年齢要件」について「1.ある」と回答した民児協のみ、記入してください。

※ 令和4年12月の一斉改選時の要件についてご回答ください。

ア. 区域担当民生委員・児童委員の年齢要件

	a.年齢	b.例外的取扱い
新任委員	歳 (選択)	1.1期のみ 2.ほかになりてや適任者がいない場合 3.健康状態等に問題がない場合 4.通常の推薦書類に加えて、意見書や理由書等書類の提出がある場合 5.民生委員推薦会等からの積極的な推薦がある場合 6.本人のやる気や同意がある場合 7.委員活動に支障のある事由がない場合 8.例外は認めていない 9.その他 ()
再任委員	歳未満	1.1期のみ 2.ほかになりてや適任者がいない場合 3.健康状態等に問題がない場合 4.通常の推薦書類に加えて、意見書や理由書等書類の提出がある場合 5.民生委員推薦会等からの積極的な推薦がある場合 6.本人のやる気や同意がある場合 7.委員活動に支障のある事由がない場合 8.例外は認めていない 9.その他 ()

イ. 主任児童委員の年齢要件

	a. 年齢	b. 例外的取扱い
新任委員	[] 歳 (選択)	1. 1 期のみ
		2. ほかになりてや適任者がいない場合
		3. 健康状態等に問題がない場合
		4. 通常の推薦書類に加えて、意見書や理由書等書類の提出がある場合
		5. 民生委員推薦会等からの積極的な推薦がある場合
		6. 本人のやる気や同意がある場合
		7. 委員活動に支障のある事由がない場合
		8. 例外は認めていない
		9. その他 ([])
再任委員	[] 歳未満	1. 1 期のみ
		2. ほかになりてや適任者がいない場合
		3. 健康状態等に問題がない場合
		4. 通常の推薦書類に加えて、意見書や理由書等書類の提出がある場合
		5. 民生委員推薦会等からの積極的な推薦がある場合
		6. 本人のやる気や同意がある場合
		7. 委員活動に支障のある事由がない場合
		8. 例外は認めていない
		9. その他 ([])

(3) 居住要件について

※ それぞれあてはまる番号を選択してください。

※ それぞれ1.と回答いただいた場合は、具体的な年数を記入してください。

※ 令和4年12月の一斉改選時の要件について回答ください。

区域担当	(選択)	1. 居住期間要件がある → 居住 ([]) 年以上
		2. 居住期間要件はない
		3. その他 ([])
主任児童委員	(選択)	1. 居住期間要件がある → 居住 ([]) 年以上
		2. 居住期間要件はない
		3. その他 ([])

(4) その他要件について

※ あてはまる番号を選択してください。

※ 1.と回答いただいた場合は、具体的な内容を記入してください。

※ 令和4年12月の一斉改選時の要件について回答ください。

その他の要件	
(選択)	1. ある → 具体的に ([])
	2. ない

問40. 民生委員・児童委員候補者の推薦や説明の実施について教えてください。

(1) 民生委員・児童委員候補者の推薦を依頼している機関・団体について

※ あてはまるものに○をつけてください（あてはまるものすべてに○）。

※ 令和4年12月の一斉改選時の状況について回答ください。

あてはまるもの すべてに○	推薦母体
	1. 自治会・町内会
	2. 民生委員推薦準備会
	3. 市区町村社会福祉協議会
	4. その他の社会福祉法人（社会福祉施設）
	5. 学校・PTA関係者
	6. 福祉活動を行うボランティア・NPO関係団体
	7. 商工会や商店街、業界団体等
	8. 民生委員推薦会委員
	9. 行政が候補者を探しており、特段の推薦依頼はしていない
	10. 民生委員・児童委員（民児協、委員OBを含む）が候補者を探しており、特段の推薦依頼はしていない
	11. その他（ ）

(2) 新任民生委員・児童委員や候補者への委員活動に関する説明の実施状況について

※ 実施している説明に○をつけてください（あてはまるものすべてに○）。

※ 主任児童委員など一部の委員のみに行っている説明も含めて、実施している説明に○をつけてください。

※ 実施していない説明内容には「8.説明していない」を選択してください。

※ 令和4年12月の一斉改選時の状況についてご回答ください。

①推薦前に実施している説明

		説 明 者								
		1. 行 政	2. 市 区 町 村 民 児 協 事 務 局	3. 市 区 町 村 民 児 協 会 長	4. 単 位 民 児 協 会 長	5. 前 任 の 委 員	6. 同 じ 単 位 民 児 協 の 委 員	7. 現 任 の 主 任 児 童 委 員	8. 説 明 し て い な い	9. （ そ の 他 ）
説 明 内 容	a. 民生委員の法的位置づけについて									
	b. 委員活動の概要について									
	c. 民生委員の守秘義務について									
	d. 委員活動費について									
	e. 民児協活動について									
	f. 定例会や研修への参加について									
	g. 活動記録の記入について									
	h. 民生委員への支援体制について									
	i. 地域の関係機関について									
	j. その他（ ）									

		説 明 者								
		1. 行 政	2. 市 区 町 村 民 児 協 事 務 局	3. 市 区 町 村 民 児 協 会 長	4. 単 位 民 児 協 会 長	5. 前 任 の 委 員	6. 同 じ 単 位 民 児 協 の 委 員	7. 現 任 の 主 任 児 童 委 員	8. 説 明 し て い な い	9. (その 他)
説 明 内 容	a.民生委員の法的位置づけについて									
	b.委員活動の概要について									
	c.民生委員の守秘義務について									
	d.委員活動費について									
	e.民児協活動について									
	f.定例会や研修への参加について									
	g.活動記録の記入について									
	h.民生委員への支援体制について									
	i.地域の関係機関について									
	j.その他 ()									

		説 明 者								
		1. 行 政	2. 市 区 町 村 民 児 協 事 務 局	3. 市 区 町 村 民 児 協 会 長	4. 単 位 民 児 協 会 長	5. 前 任 の 委 員	6. 同 じ 単 位 民 児 協 の 委 員	7. 現 任 の 主 任 児 童 委 員	8. 説 明 し て い な い	9. () そ の 他
説 明 内 容	a.民生委員の法的位置づけについて									
	b.委員活動の概要について									
	c.民生委員の守秘義務について									
	d.委員活動費について									
	e.民児協活動について									
	f.定例会や研修への参加について									
	g.活動記録の記入について									
	h.民生委員への支援体制について									
	i.地域の関係機関について									
	j.その他（ ）									

問41. 貴管内にある単位民児協会長の民生委員・児童委員経験期数を教えてください。

- ※ 令和5年4月1日現在の単位民児協会長の民生委員・児童委員経験期数について、現在の期も1期として、期ごとにあてはまる人数を教えてください。
- ※ 1期（3年）以内の方は、1期に含めてください。
- ※ 合計人数は、Excelの設定で自動的に計算されます。

単位 民児協 会長	民生委員・児童委員経験期数（人）											
	1期		2期		3期		4期		5期以上		不明	
		人		人		人		人		人		人

問42. 一斉改選での退任者について教えてください。

- （1）退任までの在任期間について
- ※ 令和4年12月の一斉改選での退任者の在任期間について、期ごとにあてはまる人数を教えてください。
- ※ 1期（3年）以内の方は、1期に含めてください。
- ※ 合計人数は、Excelの設定で自動的に計算されます。

一斉改選 での 退任者	在任期間（人）											
	1期		2期		3期		4期		5期以上		不明	
		人		人		人		人		人		人

- （2）年齢要件との関連について
- ※ 令和4年12月の一斉改選での退任者のうち、貴市区町村で設けている年齢要件の上限に該当して退任した方の人数を教えてください。
- ※ 年齢要件の上限年齢に達していても、例外的取扱い等により退任していない方は、人数に含めないでください。
- ※ 年齢要件を設けていない市区町村は、「0」と回答してください。

	年齢要件により退任した方
一斉改選での退任者	人

問43. 一斉改選時の引継ぎ等に関する支援の実施状況について教えてください。

- ※ あてはまるものに○をつけてください（あてはまるものすべてに○）。

あてはまるもの すべてに○	実施している主任児童委員活動への支援
	1.引継ぎに関する手引き書の作成
	2.各種様式・フォーマットの作成
	3.基礎資料・情報の整理
	4.新任委員や2期め委員などへの研修
	5.制度や活動内容に関する説明
	6.退任委員への協力要請
	7.とくになし
	8.その他（ ）

問44. 欠員が生じている地域への対応について教えてください。

※ あてはまるものに○をつけてください（あてはまるものすべてに○）。

※ 市区町村民児協および所在の行政が行っている対応について回答してください。

あてはまるもの すべてに○	欠員が生じている地域への対応
	1.担当地域に加えて欠員地域の活動も行う委員（または民児協）に活動費が支給されている
	2.複数担当制や班方式など、通常から複数人で地域を担当する体制を導入し、欠員に対応している
	3.各単位民児協で欠員地域のカバーを行うよう行政が指導している
	4.市区町村民児協（事務局）や行政が該当地域の推薦母体に個別に推薦を働きかけている
	5.市区町村民児協も行政も欠員地域に対し個別の対応は行っていない
	6.その他（ ）

10. 委員就任に伴い兼務が求められる役割について

問45. 市区町村民児協の会長に兼務が求められる役割を教えてください。

※ 兼務が求められる役割に○をつけてください（あてはまるものすべてに○）。

あてはまるもの すべてに○	求められる役割
	1.市区町村社協役員、評議員
	2.社協が設置する各種委員会の委員
	3.民生委員推薦会委員
	4.地域福祉計画策定委員
	5.介護保険運営協議会委員
	6.障害者自立支援協議会委員
	7.地域包括支援センター運営委員
	8.要保護児童対策地域協議会委員
	9.その他行政関連委員会委員
	10.その他社協関連委員会委員
	11.会長に兼務が求められる役割はない
	12.その他（ ）

問46. 市区町村民児協の副会長に兼務が求められる役割を教えてください。

※ 兼務が求められる役割に○をつけてください（あてはまるものすべてに○）。

あてはまるもの すべてに○	求められる役割
	1.市区町村社協役員、評議員
	2.社協が設置する各種委員会の委員
	3.民生委員推薦会委員
	4.地域福祉計画策定委員
	5.介護保険運営協議会委員
	6.障害者自立支援協議会委員
	7.地域包括支援センター運営委員
	8.要保護児童対策地域協議会委員
	9.その他行政関連委員会委員
	10.その他社協関連委員会委員
	11.副会長に兼務が求められる役割はない
	12.その他（ ）

問47. 民生委員・児童委員として参画してほしいと依頼がある役割を教えてください。

※ すべての委員が引き受けるものに限らず、一部の委員が対象となる役割も含めて○をつけてください（あてはまるものすべてに○）。

あてはまるもの すべてに○	対象となる役割
	1.地区社協役員、評議員
	2.社協が委嘱する「福祉協力員」等（名称は問わない）
	3.市区町村共同募金委員会委員、歳末助け合い委員会委員
	4.市区町村長が委嘱する「地域福祉委員」等（名称は問わない）
	5.都道府県知事が委嘱する「地域福祉委員」等（名称は問わない）
	6.民生委員推薦会委員
	7.学校評議員
	8.介護保険運営協議会委員
	9.障害者自立支援協議会委員
	10.地域包括支援センター運営委員
	11.要保護児童対策地域協議会委員
	12.地域の社会福祉法人・福祉施設の理事、評議員、苦情解決第三者委員
	13.更生保護関係委員
	14.その他行政関連委員会委員
	15.その他社協関連委員会委員
	16.民生委員・児童委員が対象となる役割はない
	17.その他（ ）

問48. 主任児童委員が対象となる役割を教えてください。

※ すべての主任児童委員が引き受けるものに限らず、一部の主任児童委員が対象となる役割も含めて○をつけてください（あてはまるものすべてに○）。

あてはまるもの すべてに○	対象となる役割
	1.要保護児童対策地域協議会委員
	2.学校評議員
	3.児童厚生施設（児童館、児童遊園等）運営委員
	4.市区町村の子ども・子育て会議委員
	5.青少年育成協議会委員・指導員
	6.保育所・幼稚園・認定こども園評議員
	7.主任児童委員が対象となる役割はない
	8.その他（ ）

11. ICT化の推進状況について

問49. 記録等のデータ化や各種資料データの共有に関してICTの導入状況を教えてください。

(1) 記録等のデータ化について

※ 貴民児協として導入しているものに○をつけてください（あてはまるものすべてに○）。

	1. シ ヨ ン の 等 を 活 用 ケ ー	2. 算 ソ フ ト を 活 用 ケ ー	3. 成 ソ フ ト を 活 用 ケ ー	4. (そ の 他)	5. デ ー タ 化 し て い な い
a.活動記録					
b.福祉票					
c.その他 ()					

(2) 各種資料データの共有について

※ 貴民児協として導入しているものに○をつけてください（あてはまるものすべてに○）。

	1. を 活 用 ケ ー シ ヨ ン 等	2. メ ッ セ ン ジ ャ ー な ど (を 活 用 ケ ー シ ヨ ン 等	3. 用 民 児 協 ホ ー ム ペ ー ジ 内 の 専 用	4. E メ ー ル を 活 用	5. (そ の 他)	6. デ ー タ 化 し て い な い
a.制度・施策等に関する資料						
b.定例会等の資料						
c.その他()						

(3) 令和5年度以降の見通しについて

※ あてはまる番号を選択してください。

令和5年度以降の見通し	
(選択)	1.今後も各種記録等のデータ化をすすめる予定
	2.現在データ化したもの以外はデータ化しない予定
	3.検討中
	4.データ化の予定はない
	5.その他 ()

(4) 市区町村行政からの支援について	
※ あてはまるものに○をつけてください(あてはまるものすべてに○)。	
あてはまるもの すべてに○	市区町村行政からの支援
	1. I C T 化に関する補助金等の財政的支援がある
	2. データ化や各種資料データ共有のためのタブレット端末等のインフラ整備に関する支援がある
	3. 専用アプリケーションの開発等に関する支援がある
	4. とくにない
	5. その他 ()

12. 新型コロナウイルスへの対応	
問50. 新型コロナウイルス禍を起因とした、ICT化以外の新たな取り組みがあれば、教えてください。	

13. 個人情報の取り扱い	
問51. 市区町村行政からの個人情報の提供状況について教えてください。	
※ あてはまるものに○をつけてください(あてはまるものすべてに○)。	
提供されているもの すべてに○	市区町村行政からの個人情報の提供状況
	1. ひとり暮らし高齢者
	2. 高齢者のみ世帯
	3. 高齢者(同居)世帯
	4. 障がい者・児に関する情報
	5. 障がい者単身世帯
	6. 生活保護受給世帯
	7. ひとり親世帯
	8. 乳幼児
	9. 学齢児童
	10. ヤングケアラー
	11. 医療的ケア児・者
	12. 常時特別な医療等を必要とする在宅療養者
	13. 公的保険・サービス利用者
	14. 単身世帯(年齢不問)
	15. その他 ()

14. 子育て家庭支援に伴う事項

問52. 区域担当民生委員・児童委員と主任児童委員の連携状況について教えてください。

※ あてはまるものに○をつけてください（あてはまるものすべてに○）。

あてはまるもの すべてに○	区域担当民生委員・児童委員と主任児童委員の連携の状況
	1. 民児協内の会議等で区域担当民生委員・児童委員と主任児童委員の情報共有の場（時間）を設けている
	2. 児童分野の部会を設置し、区域担当民生委員・児童委員と主任児童委員がともに参加している
	3. 学校等関係機関との連携・協働の場とともに参加している地域がある
	4. 乳児家庭全戸訪問等の家庭訪問などの場面とともに活動している地域がある
	5. 子育てサロンや地域の子ども向けイベント等でともに活動している地域がある
	6. とくになし
	7. その他（ ）

問53. 児童委員活動（主任児童委員活動含む）において懸念となっている事項があれば、教えてください。

※ とくにあてはまる事項がない場合は、空欄としてください。

--

問54. 子育て家庭支援に伴い、市区町村民児協において懸念となっている事項があれば、教えてください。

※ あてはまる事項がない場合は、空欄としてください。

--

調査票への回答は以上です。ご協力ありがとうございました。

回答が終わりましたら、ファイルを保存し、全民児連ホームページ内「民児協事務局専用ページ」にログイン後、送信（アップロード）してください。

アップロードできない環境の場合は、委託先メールアドレス（ minji@surece.co.jp ）宛に送付してください。

市区町村民生委員児童委員協議会活動実態調査 2023 報告書

令和 6 (2024) 年 3 月 発行

全国民生委員児童委員連合会

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

社会福祉法人全国社会福祉協議会 民生部内

TEL. 03-3581-6747 / FAX. 03-3581-6748
